

第二十四章 貿易

易

- 第一節 緒言
- 第二節 外國貿易關係の聯邦立法
- 第三節 通商代表
- 第四節 輸出入記録方法
- 第五節 外國貿易
- 第六節 外國貿易の相手國
- 第七節 東洋諸國との貿易
- 第八節 外國貿易の分類概要
- 第九節 船舶用品
- 第十節 正貨及び地金の移動
- 第十一節 産業別輸出額
- 第十二節 輸出價格指數
- 第十三節 濠洲及び諸外國の貿易
- 第十四節 競爭國と比較せる英本國の濠洲貿易
- 第十五節 曆年別外國貿易
- 第十六節 内國消費税
- 第十七節 各州間の交易

第二十四章 貿

易

第一節 緒言

商業に關する聯邦の憲法上の權限 外國貿易及び商業に關し、聯邦憲法により聯邦議會に賦與されたる權限は、同法第五十一條(一)及び第八十六條乃至第九十五條に規定されてゐる(本書二八、三二、三三頁參照)。

第二節 外國貿易關係の聯邦立法

- 一 概説
- 二 關稅定率
- 三 プライメージ稅
- 四 戰時特別稅
- 五 特惠關稅
- 六 互惠關稅
- 七 英國の特惠稅率
- 八 通商協定
- 九 濠洲の貿易轉換
- 一〇 米濠間の通商關係
- 一一 日本向輸入制限
- 一二 關稅局
- 一三 産業保護
- 一四 貿易明細
- 一五 一九三九年に成立の法律

一 概説

既刊本年鑑には、外國貿易に關する各種聯邦法律及び其改正の簡單なる細目が年代順に記載されてゐる。關稅法は關稅省の準備すべき行政的又は機關的法律を表し、一方關稅定率表は隨時實際の稅率を課する際の法規的根據を與へる。

現行の法律は次の如くである。即ち一九〇一—一九三六年關稅法、一九三三—一九三九年關稅定率表、一九三四—一九三九年關稅定率表(カナダ特惠)、一九三三—一九三九年關稅定率表(爲替調整)法、一九二一—一九三六年關稅定率(産業保護)法、一九三九年關稅定率表(ニューファウンドランド特惠)、一九三三年關稅定率(ニュージールランド特惠)調整法、一九三三—一九三四年

關稅定率表(ニュージールランド特惠)、一九三六年關稅定率表(パプア及びニユーギニア特惠)、一九三四年關稅定率表(プライメージ稅)。一九三九年に成立した法律の完全なる記事は本節「一五」にあり。

二 關稅定率

一九二一—三〇年關稅定率表は英國特惠稅率、中間稅率、一般稅率を規定した。一九三三年關稅定率表は中間稅率に就ては何等規定しなかつたが此點は一九三六年關稅定率表により復活された。

「英國特惠稅率」は英國の產物又は製造品たる貨物に對し、かゝる貨物が英國特惠稅率の許容に關する其時の現行法及び規則に合する事及び英國に於て濠洲へ向け出荷せられ積換をなさざる事、又は積換をなしたる場合に於ては、當初英國より出荷せられたる時、該貨物の仕向先が濠洲であつた旨稅關長の納得する様證明せらるゝ事を條件として課せられる。

英國特惠稅率の特典は全部又は一部、英國非自治領植民地、英國保護領又は或種の英國委任統治領に及ぼし得る。英國特惠稅率の特典は別個の貿易協定により、カナダ自治領及びニュージールランド產物たる或種の貨物及び英國非自治領植民地產物たる或種の貨物に及ぼされた。

一九三六年三月二十日、議會に關稅率表を提出するに當つて、貿易關稅大臣は次の如く述べた。「本定率表の今一つの新しい特徴は中間稅率である。右は本政府が通商條約の基礎を成すべきものと提案する關稅水準を表現する上に便宜なる途を與へる爲に、再び用ひられたものである。本中間稅率の保護項目により提示されたる率は何なる場合に於ても、オタワ協定の要求する限界を維持すると共に、濠洲産業を保護する水準を示すものである」。總督は隨時布告により、一九三三—三九年の關稅定率表が、中間稅率を指定の日時以降、英國或は布告に指定された外國の產物又は製造品

たる布告指定の貨物に適用さるべき事を宣言し得る旨を規定してゐる。中間税率は、「公告せられたる國」の産物たる指定貨物に中間税率を許可する關稅布告第三三八、三四二、三四三、三六九各號により、一九三七年一月一日に實施された。公告されたる國にはより低き税率適用の條件に該當しない貨物に關し英國、自治領及び植民地を、又最惠國待遇を受け得る條件を有する諸外國の大部分を含む。米國は重要な例外であり、他方日本は人絹布及び綿布を含む一品目に關してのみ、中間税率の適用が許可されてゐる。

一般税率は次のものを除く一切の輸入品に適用される。(a) 英國に於て出荷せられる英國産物又は製造品たる貨物 (b) 英國特惠税率又は特別税率により許可し得る場合の、下記諸國産物又は製造品たる貨物。即ちカナダ、ニュージールランド、ノーフォーク島、バプア、ニューギニア及び英國非自治領植民地、英國保護領及び或種の英國委任統治領 (c) 中間税率の規定により許可されたる貨物。

一九三三—一九三九年關稅税率表は或種の貨物に對する稅の繰延べられる旨を規定してゐる。任意の貨物に對する繰延稅 (deferred duty) が税率表に規定された場合には、主管大臣は其の繰延べられたる日及び其以後に於て繰延稅が行はるべきや否やの問題の調査及び報告を關稅局に依頼しなればならない。同局は繰延稅適用品目が、(a) 合理的數量 (b) 十分な品質及び (c) 繰延稅の賦課が他の關係産業及び社會一般に及ぼすべき經濟的影響を特に考慮して合理的なる價格に於て、現在又は同税率の繰延期期或は其直後に濠洲で生産されるや否やを報告しなければならぬ。關稅局からの報告により主管大臣は官報に掲載の告示によつて同稅を更に繰延べ得る。

一九三〇年四月三日より一九三一年七月二十三日の期間に現行税率の五割に相當する特別關稅税率が大部分奢侈品の性質を有する多數の品目に賦課された。同品目は一九三二年五月二十四日より一九三五年二月二十八日に至る間に漸減し、一九三五年二月二十八日より特別關稅税率は行はれてゐる。

一九三二年七月十一日更に改正して、此ら貨物の表を擴張し且つ若干の小額輸入品に對するプライメージ稅を免除したる上、二、三の他の項目、主として生産補助には從價四%を課し、其他全輸入品に對しプライメージ稅の從價税率を一〇%に増率した。一九三一年七月十一日以降公布の改正はプライメージ稅を免除する品目表を非常に増加した。

一九三四年關稅税率 (プライメージ稅) 法は四、五及び一〇%の率で、プライメージ稅を賦課し、英國特惠税率により認められたる貨物の特惠待遇を規定した。一九三四年十二月十二日の布告は、フィジーの産物又は製造品に對し、プライメージ稅を免除し、一九三五年九月二十五日付布告は、ニューギニア及びバプアの産物及び製造品に對し、プライメージ稅を免除した。關稅税率 (ニュージールランド特惠) 法により、ニュージールランド産物及び製造品はプライメージ稅を免除されてゐる。同様に一九一三年ノーフォーク島法によりノーフォーク島産物及び製造品なる貨物はプライメージ稅を免除されてゐる。

一九三七年一月一日及び以後に施行の關稅布告は特定關稅品目に關し、「被指定國」の産物及び製造品たる輸入品に對するプライメージ稅率の免除並に四%及び五%への減率を規定した。中間税率により其貨物を濠洲へ輸入し得るすべての國は、公告されたる國とされ、英國自治領、植民地及び大部分の諸外國を含む。米國は重要な例外をなし、他方、日本は一品目に就てのみ「被指定國」である。

一九三八—一九三九年に、英國特惠税率により許可された英國よりの輸入貨物價額は、濠洲通貨で四三、六八二、三二七磅、支拂はれたるプライメージ稅は一、一三四、四六〇磅であつた。この額は或種貨物がプライメージ稅の特惠率によらなかつた場合支拂はれるべき額より一、一七八、三八一磅少い。

四 戰時特別稅

この稅は一九四〇年五月三日より戰時課稅措置として賦課せられた。それは上述の日付及び其以後、國內消費用に輸入された全貨物(一九三三—

一九三〇年四月四日付布告により七八種類の貨物の聯邦輸入が禁止されたが、この禁止は一九三二年二月二十四日より八月三十一日の間に總て撤廢された。

聯邦政府の貿易轉換政策 (本節「九」参照) により、一九三六年五月二十二日の關稅 (輸入禁止) 規則改正—第二一條—is 特別許可證ある場合を除き八四の種目に分類されたる外國産物又は製造品の濠洲への輸入を禁止した。關係主要品目表は本年第三十卷に發表された。上記八四種目の貨物に適用される許可制度の重要な修正が、一九三七年十二月七日貿易關稅大臣により告示され、同大臣は濠洲産業と競争的地位にない貨物に關して輸入許可は原産國に拘らず與へらるべき旨を述べた。濠洲産業に對する競争的貨物に關しては現行許可制度は關係産業保護に適當なる税率が決定される迄施行される。許可制施行中に樹立又は擴張せられたる濠洲産業に適當なる保護を與へるべく税率を修正する關稅表は、一九三八年五月四日議會に提出の關稅消費稅決議中に具體化され、許可證による制限は同日より效力を失つた。貿易關稅大臣代理は、本表が關稅局より産業の調査及び報告ある迄の一時的なるものと見らるべき旨を説明した。

第二二項による英國以外の諸國の製造する自動車車臺の輸入は、特別許可の場合を除き禁止されてゐる。英國以外の主要供給國よりの車臺輸入は一九三六年四月三十日に終了の十二月分と同一輸入額に制限された。

一九三六年五月二十二日より或項目の綿布、人絹布、絹布類及び自動車車臺の輸入稅が同時に増率された。綿布、人絹布に對する税率は一九三七年一月一日から引下げられた。

三 プライメージ (運賃割増) 稅

一九三〇年七月十日より從價稅二・五%が一九二一—三〇年關稅税率により徵收された稅の他に、有稅品、無稅品を問はず、地金、正貨、ラジウム及び或種の政府用乃至其他特殊輸入品を除く一切の貨物に賦課された。プライメージ稅率は其の後一九三〇年十一月六日より四%に増率された。一九三一年五月十四日の布告は原産産業生産への或種の補助を免除し、

一九三九年關稅税率明細表第三二九項(c) による貨物(以外)に對する稅額(プライメージを含む)に對する一〇%の稅である。普通行はれてゐる用語例からは、この稅は關稅に何ら關係を持つとは考へられないが、徵稅額は第二十六章「財政」の「關稅徵收」に示されてゐる。

五 特惠關稅

(一) 英國特惠 一九〇八年聯邦關稅は英國産特定商品に有利に特惠税率を規定した。本關稅のその後の修正は特惠税率を適用すべき品目表を擴張した。對英優遇は一九二一年關稅率により再び擴張され、同法が一九二一—三〇年關稅率で具體化された時、更に特權を認められた。

聯邦税率による英國貨物特惠待遇が行はれる際、英國の原料又は勞働がかかる貨物價格の四分の一を下らざるやう要求された。一九一一年九月一日より英國に於て一部分のみ製造された貨物に關して、製造の最終工程が英國に於てなされるべき事、英國産原料又は勞働に對する出費が、仕上状態に於ける貨物の工場費用の四分の一を下らざるべき事が要求された。

これらの條件は一九三四年關稅法に依て代へられ、其は一九三六年關稅法により更に修正、主法第一一一條Aを削除し、次の條項を挿入した。第一一一條A (1) 夫等の貨物に關する中間税率より低率の税率を如何なる貨物に就ても指定する關稅税率(その成立が本條施行以前たるを以後たるを問はず)のために、次の貨物は本條により英國生産又は製造と看做さるべし。

- (a) 次の何れか一又は二以上に屬する原料より英國に於て全部生産製造せられたる貨物—
 - (1) 英國又は濠洲に於て全部生産製造せられたる原料。
 - (2) 輸入未加工原料。
 - (3) 大臣の指定せる輸入加工原料。
- (b) 工場費用の七五%を下らざる部分—
 - (1) 英國の勞働又は原料、或は
 - (2) 英國の勞働又は原料及び濠洲の勞働又は原料より成る貨物。

(c) 濠洲に於て商業的に生産又は製造せられずして、工場費用の二五%を下らざる部分が――

(1) 英國の労働又は原料、或は

(2) 英國の労働又は原料及び濠洲の労働又は原料より成る貨物。

(2) 前條(c)項の適用せられる種類の貨物に關し、五〇%が特定比率に依り代替される事が望ましいと大臣の認めたる場合は、大臣はかく決定し直ちに同項は五〇%がかく代替せられるものとして本種類の貨物に適用せらるべし。

(3) 生産製造の最終工程が英國でなされざる限り、英國製品と看做されず。

(4) 本條の規約は本條(1)の意義内に於ける關稅の適用ある他國よりの輸入貨物にも英國よりの輸入品に適用されると同様、但し必要なる訂正を施したる上、適用される。第一一條Aの第五、六及び八より第十項は大臣の或る一定の權限及び「中間稅率」の意味に關し、第七項は「未加工原料」の意味に關するものである。

一九三六年關稅法第一一條Bは中間稅率の適用に關する條件を規定する。

一九三三―三九年の關稅定率は英國貨物又は製品が英國特惠許可(一九三三―三六年關稅法第一一條A參照)に關する當時施行中の法規に該當する場合、それらの貨物に對し英國特惠稅率を適用すべき旨規定してゐる。一九三三―三九年關稅率は、更に英國特惠稅率の特典が全部又は一部、英國非自治植民地、英國保護領又は或種の英國委任統治領に擴張せられ得る事をも規定してゐる。英國特惠稅率の特典は又別個の通商協定により、カナダ自治領及びニュージールランド産たる或種の貨物に擴張された。

一九三二年七月及び八月中にカナダ國オタワに開催された英帝國經濟會議に於て、特惠増大を規定する通商協定が英國政府、濠洲聯邦間に成立した。通商協定の諸條件を實現する稅率案が、一九三二年十月十四日實施された。一九三二年英國及び濠洲協定法と名付けられる法律が、オタワ會議で成立した通商協定の規定を是認した。略述すれば聯邦政府は次の件に同

英濠通商關係の憲章と考へらるべき諸原則を廣く再検討せり。

「聯合王國及び濠洲は相互に死活的利害關係を有するものなり。

濠洲は聯合王國に對し――

(a) 國際的、政治的、經濟的平和を廣し、維持する大なる勢力として、

(b) 濠洲領土及び通商權の本質的要素として、

(c) 濠洲の原始産業生産物輸出品の最大市場として、

聯合王國は濠洲に對し――

(a) 帝國防衛に關し聯合王國に密接に連結する姉妹國として、

(b) 適正なる人口及び資源の十分なる開發により聯合王國との繼續的友好關係に於ける一強國たるべき國として、

(c) 聯合王國貨物の世界に於ける最大顧客の一として、

(d) 聯合王國資本の單一海外國に投資したる最大額の存在地、又將來の聯合王國投資の場所として相互に緊密なる關係を有するものなり。

「英濠兩國は共に兩國間の通商關係の基礎として認むるのみならず、基礎として扱ふ用意ある或種の既存問題及び要求を有す。濠洲側大臣は次の點を認む。

(a) 聯合王國にとり自國農業を擁護且つ發展せしむる必要

(b) 一大國際貿易投資國及び海運國としての聯合王國の地位

(c) 聯合王國が一大貿易國として特に完成品の帝國及び諸外國への製造品輸出國としての地位を維持するの必要

(d) これ等の事實は、聯合王國市場に於て自治領生産者に與へらるべき機會増大の範圍に對し上の方の限度を設くる事

(e) 聯合王國よりの輸出總額の減少は、聯合王國の海外供給國及び濠洲よりの食料品及び原料品購買力に影響を與ふることゝなるべき事

聯合王國側大臣は次の點を認む。

(a) 兩國及び英帝國全體の利益の爲に濠洲が可及的速かにその人口の實質的增加を計るべき努力が望まじき事

(b) 全然又は主として濠洲原始産業の膨脹によりて右目的を達成するは

意してゐる。(a) 議會をして協定に定められた特惠方式を發効せしむるに必要なる關稅變更をなす法律を成立せしめ (b) 徵稅保護は發達が確實に有望と認め差支へなき産業に對してのみ行はれる (c) 協定期間中、關稅は、保護關稅をして經濟的能率的生产の場合の相對的コストに基く費用が正當競争に於て英國生産者に充分なる機會を與へる如き水準を越えしめない原則に基くべく、それを適用する場合十分に確立してゐない産業に特別の考慮を拂ふ (d) 濠洲關稅局は、上記方針に照して現行保護關稅を再検討し、同局の報告を受けた後、議會は必要なる場合にはかかる原則を發効せしむるやう、英國原産貨物に對する關稅の變更を要請される (e) 英國貨物に對しては、關稅裁判所の勸告以上の額に新規の保護關稅を課し又は現行關稅を増額せしめない (f) 英國生産者は關稅局が上記事項を考慮する場合、同局の審議に出席する十分の權利を與へられる (g) 英國貨物に關する限り聯邦政府は (1) 或種貨物の輸入を禁止する布告を撤廢し (2) 可及的速かに一九三二年五月二十四日濠洲議會に採用せられた決議によつて課せられる附加稅を除き、更に (3) 濠洲財政の許容する限り速かに、プライメージ稅を減率又は撤廢すること。本協定は五年間效力を存し、一九三二年八月二十日發効する(必要なる立法的又は其他の處置を取りたる上)。

本協定に於て言及された禁止及び附加稅は廢止され、多數品目に對するプライメージ稅は撤廢乃至減率された。オタワ通商協定により濠洲原産貨物に對し、英國政府の與へた特權は本條「七」に簡單に記述されてゐる。本協定に關しては更に一九三三年本年第二六卷附錄參照。

本協定は一九三八年ロンドンに於ける英國及び濠洲大臣會議により再検討され、一九三八年七月二十日に商議の結果を記載した白書が英國下院に提出された。右白書の全文は次の如し。

聯合王國―濠洲通商交渉に關する白書

「聯合王國及び濠洲の各大臣は一九三二年オタワ協定より生ずる各種問題の検討に従事せり。兩國間の現行特惠取極を審查せしのみならず、互讓善意の精神に於て帝國諸問題に關し其解決の爲、聯合王國及び濠洲間の最大限の協力を保證する目的を以て最も廣汎に亘り其検討を行へり。各大臣は

不可能なる事

(c) 従つて濠洲第二次産業の健全にして漸次的なる發達を原始産業の膨脹に結合せしむる必要ある事

「聯合王國及び濠洲諸大臣は英帝國内の特惠通商の原則を固持するものなり。同時に上記重要諸事項中の若干は、聯合王國及び濠洲の双方が隨時諸外國と通商協定を締結するを不可避的とするのみならず、望まじきものたらしむる事を認む。

「斯くして兩國は自國の充分なる發展を保障し、同時に國際貿易の仲展に有效なる寄與をなすを得。本目的の爲に聯合王國及び濠洲大臣は諸外國との通商協定に到達する上に相互の協力を受け容るゝ見地を以て、あらゆる實行し得べき方法により相互の協力を約せり。

「濠洲がその第二次産業を經濟的に可能なる最大限度に擴張せんとする希望を、輸出額を維持し濠洲市場に對するその輸出を安定ならしめんとする英國の希望に調和せしめんと試みらるゝ場合、或種の直接的困難を生ずる。兩國間の目標の利害關係を調節する何等かの機構を樹立することは、昔も今も明かに望まじきことなり。

「オタワ協定に於ては聯合王國及び濠洲に於て全然異なる觀點より批判せられたるも、實際上可成り満足なる效果を擧げたる第九乃至一三條の規定により、これらの難點を解決せんと試みられたり。右條項を扱ふ二個の可能なる方法が各大臣に想起せられたり。一は兩國の要求を満足せしむるやう改訂に努力することなり。此は今日までのところ、非實行的なり。他は右條項を全然廢棄し、それに代ふるに、協定期間中に實施さるべき、最高關稅率表を以てするにありたり。稅率の確定に基き通商協定を締結する原則は大部分の現代の國際的取極に共通なる所なるも貨銀決定裁判所制を有し、従つて産業コストの變動ある濠洲の如き新興國家の場合に適用するに當つては、特殊の困難を生ずべし。されど濠洲側諸大臣は、濠洲政府は進んでかかる制度採用の可能性を研究せん事を言明せり。右を採用せんとせば、今後數年間に如何なる線に沿ひて第二次産業の發達が起るべきかを濠洲が決定せざるべからざること(豫め定め難き國防資材製造の爲の例外ある

は云ふ迄もなし。同國大臣の知る所なるが、濠洲産業開發の一般計畫方針を決定する目的にて調査を始むるは、多大の好結果を見るべしと信ず。輸出はその程度迄保護せらるべく、現時批判を惹起せる條項の必要は消滅すべし。「かゝる調査をなすに當り、聯邦政府は特に次の重要因子を考慮せんとす。

- (a) 濠洲人口増加の必要
- (b) 濠洲原始生産の經濟と將來の發達
- (c) 國家的經濟的理由による濠洲第二次産業の繼續的發展の必要
- (d) 濠洲國防の必要
- (e) 英濠相互の有效的特惠による英濠通商の維持
- (f) 濠洲輸出品の新市場及び外國通商取極の必要

「當分の間、本問題に對する濠洲政府の決定を見る迄、現行協定は引續き效力を有すべし。尤も過去に生ぜし若干の困難を避くる爲、聯合王國側大臣は、濠洲關稅局により、第一〇條に對し現在爲されざる解釋に異議を申立てざるべし。他方、濠洲大臣は、第一一條による關稅局の勸告を有效ならしむるやう凡ゆる努力を約せり。

「兩國大臣の會談中、聯合王國に於ける原始生産品の販賣に關し、多くの論議を生ぜり。濠洲側は、本國生産者は本國市場に於て第一に考慮せらるべき權利ありとの原則に従ひ、英國農業の權利を認めたり。又上記事情は聯合王國市場に於て自治領生産者に與へられ得べき機會増大の範圍に對し上方の限界を爲す事を認めたり。英國側は、代つて、帝國内生産者は、英國市場に於て第二に考慮せらるる權利を有し、農業及び對外貿易に於ける聯合王國の死活的利害、消費者の利害及び聯合王國市場の消化力を擁護すると同時に有利なる價格を維持するの必要に従ひ、その生産物に對し英國に於て可能な限り、市場を擴大せしむべしとの原則を承認せり。現狀に於ては全當事者の利害は特定商品に關し、帝國内生産者團體の集團的行動により、他國の該團體と協力し確保せらるべき秩序ある取引により、最もよく計らるべき事を英濠双方により認識せられたり。同様の方法は既に牛肉に關して帝國牛肉協議會及び國際牛肉會議の設置により採用せられ、他の商品に關する此の種の協力により國內及び自治領生産に對し大なる利

益を確保し得べしと各大臣は思考す」

一九一三年輸入額に基き一九〇八—一一年關稅率の特惠條項は英國原産商品輸入額の六五%を占め、右特惠の幅は貨物價格の五%に等しかつた。一九三三—三九年輸入額に基き、一九三三—三九年關稅率の特惠條項の適用を、英國よりの輸入品の八五%に擴張し、同時に特惠の幅を從價一九%に増加した。この比率は特惠條項により課税の有無を問はず、特惠を許された全輸出入品に關するものである。特惠を許され、特惠一般兩稅率による有税の輸入品に關し一九三三—三九年に一九三三—三九年關稅率により英國原産商品に課せられたる平均該當從價稅率は約一五・九%で、一般稅率による同一商品は平均約四〇・五%の支拂を要求されたであらう。一九三三—三九年に國內消費費用、英國よりの全輸入額五〇、六四三、〇七二磅(外装を含む)に對する一九三三—三九年の關稅率の適用により關稅特惠條項による英國原産商品の價額は四三、六八二、三二七磅で、それに對し三、九一六、七二六磅の關稅が課せられた。一般稅率の適用を受ければ一二、四八七、三五一磅となり、即ち價額の一・九・六%に相當する八、五七〇、六二五磅だけ特惠稅率の場合より餘分の税金を支拂ふことになる。

特惠稅率の特典を受けた主要品目及び一般稅率による場合徴收さるべき餘分の税は次の如くであつた。—織物三、六六一、九五〇磅。金屬及び同製品二、七八九、九六七磅。機械類一、六九七、九八四磅。酒精飲料一、〇五〇、二七三磅。藥品化學製品其他五六一、一五七磅。陶器硝子其他四三三、八七六磅。服裝品三九七、〇六四磅。紙三二一、四二一磅。纖維(製品)一七五、四四六磅。文房具一七一、一五一磅。寶石及び裝飾品二二九、九二四磅。光學、外科科學器具一一六、六八六磅。一九三三—三九年に特惠關稅が施行されてゐなかつたならば、一般稅率により特惠稅率で輸入された英國商品に八、五七〇、六二五磅だけ餘分の税が課されたであらう。併し特惠貨物のあるものは英國から特惠なしでも來たであらうから、この金額を英國に對する特惠の「價額」とするのは

妥當でない。

特惠稅率の認める特惠の幅は一九三三—三九年の關稅率(爲替調整)法の運用により或程度迄擴張された。本法律は他國の通貨に對する濠洲通貨の價値低下によつて生ずる關稅減額に對處したものであるが、その適用は英國特惠稅率により許された保護貨物に對する。一九三三—三五年爲替調整下にある英國原産貨物に對するその減額は四六〇、七二九磅に達し、その關稅收入は三、八〇四、三二五磅から三、三四三、五九六磅に減少した。其後の年の減少總額は一九三四年末以來關稅局の進言した「純」關稅率(爲替調整を考慮した上での)が適用せられたといふ事實の爲に擧げる

關稅定率特惠條項の影響

英國特惠稅率により有利不利の影響を受けた貨物の輸入額

明 細	英 國				其 他 諸 國 (a)
	一九三六—三七年	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三六—三七年	
英國より輸入の場合免稅される種類の商品	101,117,713	715,020,715	1,210,000,000	9,666,666	10,000,000
國內消費費用通關貨物價額	101,117,713	715,020,715	1,210,000,000	9,666,666	10,000,000
右 徵 稅 額 (磅)	—	—	—	1,111,111	—
平均從價稅率 (%)	—	—	—	70	—
一般稅率による徵收すべき關稅率による場合の平均從價稅率 (%)	—	—	—	—	—
英國よりの輸入の場合有税なる種類の商品	1,210,000,000	1,210,000,000	1,210,000,000	1,210,000,000	1,210,000,000
國內消費費用通關貨物價額	1,210,000,000	1,210,000,000	1,210,000,000	1,210,000,000	1,210,000,000
右 徵 稅 額 (磅)	1,210,000,000	1,210,000,000	1,210,000,000	1,210,000,000	1,210,000,000
平均從價稅率 (%)	100	100	100	100	100
一般稅率による英國貨物に賦課する關稅 (磅)	—	—	—	—	—

ことが出來ない。

關稅法特惠條項により不利益を蒙つた英國以外の諸國よりの貨物の價額は二二、八三五、九五九磅に達し、賦課關稅は六、四〇三、七四〇磅即ち英國特惠稅率により支拂はれた場合より四、三一六、七四二磅多かつた。次表は一九三六—三七年乃至一九三三—三九年年間に英國特惠稅率により有利又は不利な影響を受けた輸入貨物に對する關稅定率の特惠條項の影響を示す。

(二) 南阿聯邦 南阿關稅同盟領域内に産した貨物に課する特惠關稅率を規定した一九〇六年關稅協定(南阿特惠)法及びその後の修正法は一九二六年關稅協定により一九二六年七月一日以降廢止された。

新通商協定が一九三五年七月一日より實施され、濠洲に入る南阿聯邦又は西南アフリカ委任統治領産出品及び濠洲産出品にして南阿聯邦又は西南アフリカ委任統治領に入るものは、最惠國よりの同種産出品に輸入國が課する關稅よりも、高額ならざる課稅を受けるべき旨を規定してある。南阿聯邦にモザンビク産出品の無稅輸入を認める旨を規定した互惠關稅協定は本協定より除かれる。

(三) ニュージーランド自治領 一九三三年關稅率(ニュージーランド特惠)法は、一九三三年十二月一日效力を發生し、先行法令を廢止したが、本法附表記載の貨物は總て規定稅率によるべく、附表記載以外の貨物はすべて英國特惠關稅による稅率に従ふべきことが規定してある。一九三四年の本法修正は、ニュージーランド政府の申入に基き、ニュージーランド英國特惠稅率により課せられる稅率が英國特惠稅率により濠洲に行はれる稅率よりも低率な貨物、ある場合にはかかる貨物は其旨を布告して低き方の率にて輸入し得ることを規定してある。ニュージーランドよりの再輸出(ニュージーランド産出品又は製品に非ざる)にして濠洲に輸入され、且つもし原産國より直接濠洲へ輸入されたる時は、英國特惠關稅の稅率によるべき場合は關稅の現行率に據る。

本法は又、公開目的の爲にニュージーランドに於て同政府により又は同政府の爲に製作せられたる映畫フィルムは關稅を免除され、又西サモア島産ココア實は非自治領植民地又は保護領又は英國委任統治領産ココア實よりも高率の關稅を課せざることを規定する。タタ諸島産に對しては本法は何ら適用されない。

ニュージーランド領産又は製品諸貨物はプライメージ稅を免除される。本法の特惠條件は、ニュージーランドに於て全部生産又は製造されざる貨物は、英國特惠の條件では七五%なるに反し、工場費用に於けるニュージーランドの勞働及び材料五〇%以上を含むを要せざる點を除き、英國特惠

稅率(一九〇一—三六年關稅法第一五一條參照)に従つて輸入される場合、斯る貨物に適用する濠洲現行法に合致する時はニュージーランド産又は製品と看做される旨を定めてある。

一九三八年十二月、ニュージーランド政府は輸入統制政策を聲明した。禁止の緊急的の必要は、ロンドンに於けるニュージーランドの信用が容易ならぬ低水準に低落したことに起因するものであつたが、同政策は一般に同自治領の原始及び第二次産業の發展、輸出増加、輸入統制の決意によつて指圖されたものである。輸出増加は必然的に輸入増加を生ずるものであるが、其の性質は奢侈的貨物を禁止し「輸入選擇」政策が自動的に他國への流入を防止する貨物の生産に必要な資本設備及び原料輸入を便ならしむることにより、國內生産に有利に統制することもできよう。

一九三九年四月、ニュージーランド關稅大臣は果實、蔬菜、其他或種貨物のニュージーランド輸入が國家により統制されるであらうと聲明した。同大臣は統制の目的は輸入をニュージーランドの生産に一層有効に調整せしめるためであると述べた。

同大臣は更に一九三九年六月三十日以降は關稅協定に含まれる四四九品目の中、二二〇品目は原産國の如何を問はず完全に禁止されるべき旨を述べた。更に四〇品目はその輸入率を引下げられるであらう。この影響を受けた品目は次のものを含む。

菓子類、香料、燻煙、マツチ、葉卷、紙卷煙草、製造煙草、酒精飲料
四三六磅、木材一、二五〇、〇一五磅、魚類五三五、六一三磅、織物三八二、二五五磅であつた。特惠カナダ産品輸入總額に對する關稅は一般稅率によれば三、三二六、二六七磅であるが、特惠條項により一、九四二、九四七磅、即ち當該輸入品總額の二二・二%だけ引下げられた。特惠を受けるカナダへの濠洲輸出額は約一、二五〇、〇〇〇磅に上りその主要品目は乾果實五六一、一七二磅、砂糖四七〇、〇二六磅、燻煙果實七六、八六三磅、獸脂五〇、二八二磅であつた。

七 英國の特惠稅率

(一) 概 說 英國の大戦後の關稅法は英帝國より出荷され、且つ生育、産出又は製造せられたるものと關稅及び消費稅辨務官に認められた場合、或種貨物に對して特別關稅率を適用する。製造品は一般にその價額の特定比率が、英帝國内の勞働によるものでない限り、特惠稅率の適用を受けられない。一九二五年六月英國下院に提出された豫算案で英帝國産タバコ、燻煙及乾燥果實、ジャム及びゼリー、酒類、葡萄酒、砂糖及びホップに對する、帝國特惠増加に關する條項が提出されて採用された。新關稅率は一九二五年七月一日に實施されたが、ホップに關するものは例外として一九二五年八月十六日に實施された。

(二) 濠洲特惠 英國特惠關稅により特惠處置を與へられた濠洲にとり關心がある主要項目は乾燥及び燻煙諸果實、ジャム、果肉、保存用牛乳、葡萄酒及びブランデーである。英國に輸入される濠洲原産貨物に對する特惠條件はオタワ帝國經濟會議で調印された通商協定によつて改訂された。それにより特惠増加が承認され、特惠許可品目が擴張された。右協定は濠洲産那、家畜、バター、チーズ及び其他の牛乳製品に對し濠洲産物の無稅輸入は、三年間確實に繼續されることを規定する。協定第二條によれば英國政府は、今日徵收し得る關稅に代ふるに附表B記載の外國商品に課稅するに必要なる法律を議會に通過せしむるやう勸請する旨を規定する。附表Bの貨物及び關稅は次の如し—穀用小麦一クォーターに付二志(本表は一九三八年十一月十七日英米通商協定の結果廢止される。下記(四)參照)、バターcwtに付

既製衣服(子供用靴下を除く)、既製帽子類、婦人裝飾品、履物(ゴム長靴子供短靴、テニス靴、オートシューズを除く)、床敷物、セメント、煉瓦、屋根葺きタイル、樂器、蓄音機、ラジオ(組立完成)、手押芝刈器、瓶類大部分、鍋器、家庭用電氣器具、真空掃除機、アイロン、料理器具(籠を除く)、塗料、ワニス、漆、仕上材、指物細工、旋盤細工、家具、戸棚類、蓆、長柄付雑巾、ブラシ。

自動車(組立完成)はすべて禁止、組立未了品は四〇%削減。自動車及び自動目轉車、英國製は二五%、英國自治領製は五五%、外國製は一〇〇%削減。

(四) カナダ自治領 一九二五年十月一日實施のカナダ及び濠洲間の互惠通商協定は一九三一年關稅率(カナダ特惠)法に代へられた。これは二國相互の利益に對する特惠を認める原則を再認し特惠條件を擴張したものであつた。他の現行關稅立法は一九三六年第一六號、第七〇號、一九三八年第五號及び一九三九年第五八號、第六一號により改正された一九三四年法律第五號關稅率(カナダ特惠)法である。カナダが濠洲に對し特惠稅率を認める商品はバター、ブランデー、シャンペン、チーズ、カラント、卵、ユーカリ油、生香、梨、マルメロ、油桃、葡萄、オレンジ及びベツション・フルーツ(トケイ草實)、乾巴杏乾、油桃、乾梨及び桃果肉、罐詰果實、ゼラチン、ホップ、玄米、肉(生肉及び罐詰)、落花生、レーズン、砂糖、獸脂、ベニヤ板、葡萄酒である。濠洲の特惠關稅は次のカナダよりの輸入品に適用される。炭化カルシウム、金錢登錄器、婦人胸衣、魚、手袋、オートバシューズ及びゴム製砂用靴、其他、鐵及び鋼の鐵管及びパイプ、印刷機械、有刺鐵條、紙(印刷、タイプライター、筆記用)、木材、タイプライター、真空掃除機及び車輛—自動車車臺(未組立及び組立)—及び車輛部分品、但し車體、聯動機、ゴムタイヤ及びチューブ、蓄電池、緩衝器、パンパー・バ、發火器及び撥條を含みます。

一九三八—三九年のカナダからの輸入額は九、六七四、六四七磅に達し、特惠カナダ原産品輸入額は八、七五九、九七三磅で、その主要品目は自動車車臺及び部分品二、三九五、八九五磅、印刷用紙二、〇八二、

一五志、チーズ従價一五%、生林檎ewtに付四志六片、生梨ewtに付四志六片、罐詰林檎、砂糖容量税の他に、ewtに付三志六片、其他罐詰果實、砂糖容量税の他に、従價一五%、乾燥果實、現在ewtに付七志課税されるものは、一〇志六片、鶏卵 (a) 一〇〇個一四封度以下一〇〇個に付一志 (b) 一四封度以上、一七封度以下一〇〇個に付一志六片 (c) 一七封度以上一〇〇個に付一志九片、甘味全乳の煉乳、砂糖容量税の他に、ewtに付五志、無甘味全乳の煉乳ewtに付六志、無甘味乳粉其他の保存用牛乳ewtに付六志、蜂蜜ewtに付七志、精練又は未精練の未加工銅塊又は銅棒其他一封度に付二片、生オレンジ、四月一日より十一月三十日迄ewtに付三志六片、生グレープ・フルーツ、四月一日より十一月三十日迄ewtに付五志及び葡萄 (温室以外の) 二月一日より六月三十日迄一封印一・五片、附表 (c) は酒精標準強度二七度を超えざる葡萄酒の特恵限度は一ガロンに付二志と規定する。

英國政府は下記外國貨物に對し、濠洲聯邦政府の承諾なき限り一九三二年輸入關稅法第一條に規定せる一〇%の從價税を引下げざることを保證する。品目は革、獸脂、罐詰肉、亞鉛、鉛、大麥、小麥粉、マカロニー、乾燥豆、調理せる家禽、カゼイン、ユーカリ油、肉精、コブラ、乳糖、ソーセージ包装、アカシヤ樹皮、石綿及びカラント以外の乾燥果實。

外國産穀用小麦、銅、鉛、亞鉛の關稅は英國に於ける初賣に於て英帝國生産者が、世界價格を超えざる價格で提供し續けることを條件とする。一九三八年中英國輸入の濠洲原産商品は七一、八四二、〇〇〇磅に上つた。全額中、約四四、七二五、〇〇〇磅は、外國よりの同種貨物に對し特恵關稅取扱を受けたる貨物である。これらの貨物が外國貨物に課せられたる關稅に從つたと假定すれば、約六、九四五、〇〇〇磅餘計に關稅を支拂ふことになる。これは特恵取扱を受けたる輸入品額の約一五・五%の割戻を示す。特恵を受ける主要品目及び割戻額は小麦一一、九三三、〇〇〇磅 (割戻七三、〇〇〇磅)、バター九、六三〇、〇〇〇磅 (割戻一、三四八、〇〇〇磅)、未加工鉛二、九五二、〇〇〇磅 (割戻七〇、〇〇〇磅)、冷凍冷蔵牛肉四、三六六、〇〇〇磅 (割戻八二、〇〇〇磅)、砂糖三、五一八、〇〇〇磅 (割

關する協定に失敗の場合、英國政府は現行協定存続中は家畜價格が有利な水準に復歸するに必要な程度に、輸入量を規制する措置をとる以外に方法がなかつた。事態を約説した上、英國政府は英國家畜業の地位を保護することは英國政府の牢固たる意圖である旨を述べた。

年 度	冷蔵牛肉	冷蔵牛肉及び猪肉	冷蔵羊肉及猪肉	豚 肉
一九三二—三三	—	1,131,000	1,268,000	—
一九三三	55,000	1,256,000	1,377,000	5,000
一九三三—三六	36,000	1,266,000	1,798,000	1,700,000
一九三三—三六	29,000	1,211,000	1,725,000	1,700,000
一九三七	27,000	1,280,000	1,683,000	1,700,000
一九三八	57,000	1,250,000	1,825,000	2,000,000

一九三八年十月一日から一九三九年九月三十日に至る十二ヶ月間に於ける英國への羊肉及猪肉輸入額は前年十二ヶ月の水準よりも三%だけ減少した。この措置は市場の安定性を保護する爲に英國政府により行はれたのであつた。此の減額はニュージラランドからの輸出額に對しても適用され、一方外國の供給は前年度に比し一〇%減少した。

一九三九年六月終了の六ヶ月間に英國に到着した濠洲からの羊肉及猪肉の輸出額は合計一、三一八、一七七ewtで、一九三八年十月から一九三九年九月に至る十二ヶ月の全輸出額は一、七一一、〇〇〇ewtと推定された。この数字は制限内のものであるから、輸入額の削減は濠洲よりの羊肉及び猪肉の輸出に何ら實際上の制限を含まなかつた。

一九三九年十月一日から英國政府は牛肉、羊肉、猪肉、猪肉、豚肉、豚肉及び猪肉を濠洲より購入する事を承諾した。契約の詳細は第二十八章「雜」參照。

一、四五九、〇〇〇磅。小麦粉一、四二〇、〇〇〇磅 (割戻一四二、〇〇〇磅)、生林檎一、七二三、〇〇〇磅 (割戻三三八、〇〇〇磅)、貯蔵果實一、〇五〇、〇〇〇磅 (割戻一九六、〇〇〇磅)、レーズン一、五七一、〇〇〇磅 (割戻四五〇、〇〇〇磅)、鶏卵六〇〇、〇〇〇磅 (割戻七六、〇〇〇磅)、葡萄酒五九〇、〇〇〇磅 (割戻六〇四、〇〇〇磅)、右輸入数量は一九三八年「英國貿易年表」より得たもので、付記の割戻は一九三二年輸入關稅法、一九三二年オタワ協定法及び其他上記諸法規に示された稅率より概算した。

英國政府による宣言 (協定附表H) は英國輸入外國肉の取締に付規定し、附表H記載の「協定額」指定期間 (一九三三年一月—一九三四年六月) 内に於ては、濠洲より輸入する如何なる種類の肉にも制限を附せざることを保證してゐる。

英國の食肉輸入に關する英國政府の見解は一九三五年四月下院提出文書の主題であつた。一九三四年七月白書として發行した「家畜狀況」覺書に於て英國政府は、英國市場に於ける料理用ヘット及び貯蔵用家畜價格の一、九三二—三三年及び一九三四年上半期の、極めて著しい低落に對し注意を喚起した。この低落は概して世界不況の結果による農産物價格の均衡を失した下落及び或場合には獎勵金支拂に刺戟された國外生産の擴大が食肉産業に及ぼした影響によるとされた。英國政府は自國家畜業の荒廢を脅す状態を默認するは、政府として明かに不可能なることを附加へ、右對策は次の二手段の一つを選択するにある旨説明した。即ち—

(a) 英國家畜の價格を採算可能な位置に確保する爲の輸入額の徹底的引下げ。

(b) 外國諸國の諒解を得たる上での、國內産業の擁護に役立つ如き輸入税の設定。

後者に於ては輸入額は全く自由に委されるか又は市場の崩壊を防止するために必要と思はれる適度の規制に從ふべきことを説明し、更に關係國の承諾なくして自治領産食肉には一九三七年八月以前に、又はアルゼンチン肉には一九三六年十一月以前に課税できない旨を指摘した。食肉輸入税支拂に

(三) 英國、アルゼンチン通商協定 母國への食肉供給の點から、一九三六年十一月二十日實施の英國アルゼンチン通商協定の條件を比較すると興味がある。この協定は次の如く英國へ輸入さるべきアルゼンチン肉の「最低年額」を、一九三七年に對する冷蔵牛肉は一九三五年輸入額より一三八、七〇〇ewt方引下げたるものなることを規定してゐる。一九三八及び一九三九年に對しては、前年度輸入許可量より一三八、七〇〇ewt方引下げられた額以上であること、但し一九三九年輸入量は六、五九〇、〇〇〇ewt以上であることを條件とする。冷蔵牛肉は年一四、四〇〇ewt、豚肉一八六、八〇〇lb及罐詰牛肉六〇五、六〇〇ewt、羊肉及び猪肉一九三七年八八六、〇〇〇ewt及び一九三八年七九七、四〇〇ewt、更に關稅は次の如く課せられた。— 冷蔵牛肉一封印に付〇・七五片、冷蔵牛肉一封印に付三分の二片、罐詰牛肉 (舌を除く) は從價二割、舌は從價三割、豚肉、羊肉及び猪肉は無税。アルゼンチンが規定の最少限度量を供給し得ない時は、何時にても英國政府は他國家間に不足量を再割當できる。本協定は一九三九年十二月三十一日迄效力を有し、其後は六ヶ月前の告知により解除される迄繼續する。

(四) 英國、米國通商協定 一九三八年十一月十七日調印の英國、米國通商協定は濠洲にとつては多大なる自國農産物餘剰の處理上、國外市場に依存する國として大きな關心的であつた。特に濠洲は英國及び印度の協同は協商の満足なる妥結を促進する爲に一九三二年オタワ協定により英國の與へた或種の特恵の修正の中に見出される事實から、英國、米國協定に關心を有した。濠洲が贊同した特恵改正の範圍は、次の如く限定された。

- (a) 英國の輸入する外國小麦に對する課税の廢止。
- (b) 八月十五日より四月十五日に至る期間内の生鮮林檎及び八月より一月に至る期間内の生鮮梨に對する課税引下げ。濠洲品が主として上場される殘餘期間には課税全額を維持すること。
- (c) 蜂蜜及び次のシロップ漬果實、即ち林檎、グレープ・フルーツ、果實サラダ、パイナップル及びローガンに對する課税引下げ。

上述の程度まで英國と協同した瀋洲政府は、英國及び米國間の協定の結果、世界貿易に於て以前より大きな自由を得、瀋洲輸出商品の販賣に間接ではあるが、有益な影響を及ぼすであらうといふ確信を強めた。

八 通商協定

(一) ベルギー ベルギー政府及び瀋洲政府間に、一九三四年十一月十九日施行された協定はベルギーに對し透明板硝子に對する瀋洲需要額の一一定割合の供給を許可し、その代償としてベルギー政府は瀋洲肉の輸入に對する全制限を放棄し瀋洲穀物の輸入禁止を行はざること同意した。本協定は一九三七年一月一日迄實施せられ、同日新協定が施行された。ベルギー硝子割當取扱は以下の規定をなした新協定の一特色である。

- (1) 相互的最惠國待遇。
- (2) ベルギーに對する五三品目への中間税率認許。非保護七品目に對する課税を増加せざる約定。多数品目に對するプライメージ税免除。九品目貨物外装に對する收入關稅の免除。關稅局へ一定數品目の調査報告を委託する約定。瀋洲にて製造されざる或種板硝子の再分類。
- (3) 現在ベルギーへの瀋洲羊毛、羊皮、獸皮及び獸脂の無税輸入の固定及び生鮮林檎及び梨に對する關稅の固定。
- (4) 瀋洲大麥、小麥及び冷凍牛肉は、禁止せざる旨のベルギーによる約定。

本協定は不定期にして一方政府の六ヶ月前の告知により解除される迄效力を有する。

(二) ブラジル ブラジル政府及び瀋洲聯邦政府間に締結された通商協定は一九四〇年一月に實施された。協定規定を簡單に左に示す。

- (1) ブラジルからの輸入品は諸外國の生産物及び製造品に對する規定と同等の待遇を受ける。
- (2) 瀋洲からの輸入品——(1)項に同じ。特定諸國に特別な理由で許可された、特惠或は特權に關する除外條項あり。

(5) 電氣開閉装置及び變壓器用強力絶緣體の税率に關する協定最短期間一ヶ年間の固定。

瀋洲の與へる特典の代償として、フランス政府は瀋洲輸出品に對し次の利益を與へることに同意した。

- (1) 二〇品目に對するフランス最低税率の許與。羊毛、獸皮及び皮革、小麥、大麥、林檎、食肉及び金屬が同品目表に含まれる。
- (2) パター及び小麥に對するフランス最高税率の二〇〇%特別報復税の廢止。
- (3) 全瀋洲貨物に對する從價一五%爲替附加税の廢止。
- (4) 瀋洲産品に對しては均一に二%迄輸入税の引下げ。プライメージ税類似の本税は皆二%乃至六%であつた。

本協定は一年間とされたが、其後は終了二ヶ月前に一方の政府が廢棄を通告する迄繼續する。

フランスの割當制限が存続する限り、二〇品目に對するフランス最低税率の許可は、これら貨物のフランスへの大量輸入の道が開かれたことを必ずしも意味しない。或品目に對してはフランス政府は割當を許與できなかつたが、世界割當比率に對する瀋洲政府からの要求を善意を以て検討する旨を約定した。瀋洲大麥及び林檎は例外であり、大麥に對する年割當額は二萬キントナル、林檎箱入六四、五〇〇ブッシュェルに決定された。

(五) 日本 日本及び瀋洲兩政府間に結ばれた通商取扱は、一九三七年一月一日から一九三八年六月三十日迄實施された。本取扱により瀋洲政府は一品目よりなる輸入日本製人絹布及び綿布に對し、中間税率を許與し、之に對するプライメージ税をも免除した。最高輸入量は年一〇、二五〇萬平方碼に定められ、人絹及び綿布に等分された。それに對して、日本政府は取極期間中に瀋洲羊毛八〇萬俵、即ち年五三三、〇〇〇俵の割合で輸入を許可する旨約定した。取極條件に従ひ一九三六年兩國政府により課せられた總ての禁止及び附加税は一九三七年一月一日より廢止された。兩國政府代表間の文書交換により行はれた新取扱は一九三八年七月一日より實施され、有効期間は一年とされた。本取扱により日本は全諸外國よ

(三) チェコスロバキア チェコスロバキア政府及び瀋洲政府間に締結された通商協定は一九三七年一月一日に實施された。瀋洲政府の實行義務は以下に要約する。

- (1) チェコスロバキアより瀋洲への輸入商品の輸入税及び料金に關しチエコスロバキアに對する最惠國待遇。
- (2) 四四品目に對する中間税率の認可。
- (3) 瀋洲にて製造せられざる種類の鋼鐵の準則による許可の繼續。
- (4) 一定數品目に對するプライメージ税の免除。
- (5) 禁止及び制限は差別なき旨の約定。
- (6) 輸入品の量的規制が維持又は採用される場合は、チエコスロバキア商品に對し公正な取扱をなす旨の約定。

第一、五及び六項の約定を適用する場合には相互的である。チエコスロバキアの方では羊毛、羊皮、兎皮及び眞珠貝に對し無税許可を與へ、鉛に對する低關稅を固定し、また林檎に對する關稅の引下げを許可することを保證する。

協定期限は一年であるが其後は三ヶ月前の廢棄通告により解消する迄繼續する。

一九三八年四月十三日日本協定に對する修正が採用され、第六項の範圍は擴大され、武器、彈藥及び軍需機械及び例外的事情にあつては其他總ての軍需品に適用する禁止及び制限を含むことを規定した。

(四) フランス フランス政府及び瀋洲政府間の通商協定は一九三七年一月一日より實施された。瀋洲政府のフランスに與へたる特典を簡單に述べれば次の如くである。

- (1) 少くとも他の最惠國産品に與へると同程度のフランス産品に對する關稅取扱をなし、關稅に關しフランスに最惠國待遇を與へることを一般的に保證する。
- (2) 九六關稅品目又は副品目に對する中間税率の認可。
- (3) 七二關稅品目又は副品目に對するプライメージ税引下げ。
- (4) 一六品目の調査及び報告を關稅局に委託する約定。

りの總輸入額五〇萬俵以内の場合はその三分の二、五〇萬俵を超える場合には全超過量の四分の三に當る追加量の瀋洲羊毛の輸入を許可する。更に一九三七年一月一日から一九三八年六月三十日に至る期間の輸入量と六〇萬俵との差額は、一九三八年七月一日より一年間に日本へ輸入せらるべき旨規定してゐる。この追加額は同年度全輸入總額の比率に基き瀋洲羊毛割當量を決定する際、考慮に入れられない(一九三七年一月一日より一九三八年六月三十日に至る期間内に於ける日本向け瀋洲羊毛の積出は約五二、九二九俵に上つた)。

日本製織物輸入割當額に付、改正された點は人絹織物中にスフ製織物を含めたことである。輸入額は前と同じく人絹及び木綿織物を等量にして一ヶ年一〇、二五〇平方碼に定められてゐる。前協定に於けると同じく袋製選用キヤラコは無制限に許可された。

一九三八年七月一日以降一ヶ年間に、日本の輸入する瀋洲羊毛量が六〇萬俵と一九三七年一月一日乃至一九三八年六月三十日間の日本輸入瀋洲羊毛量との差額約一〇萬俵を加へた二六六、六六七俵よりも少ない場合が萬一生ずれば、瀋洲政府は織物割當額に付再検討を行ふべき規定が取極中に定められてゐる。

日本政府は一九三九年六月三十日以後、本取扱の更新を行はず、取極と同様の基礎により、互惠的通商交易を維持することを保證した。

(六) ニューファウンドランド ニューファウンドランド及び瀋洲聯邦兩政府間に締結された通商協定は一九三九年十二月十四日實施された。同協定はニューファウンドランドが瀋洲から輸入のパター及び鐘錶果實及び瀋洲がニューファウンドランドから輸入の新開印刷用紙に關して特惠待遇を設けた。

(七) スイス スイス及び瀋洲兩政府間に締結された通商協定は一九三八年十二月三十日に實施された。協定期限は不定で當事者の何れかによる廢棄の通告後六ヶ月前は效力を有し、次の如く規定してゐる。

- (1) 相互最惠國待遇許與。
- (2) 一定數のスイス國産品に對する中間税率及びプライメージ税引下げ

許與

かゝる特典はスイス・チーズ、或種織物(主としてスイス特産)、時計及び測時器、型録、價格表並に其他印刷廣告物にして病院、開業醫又は齒科醫宛のもの各一部に付許與されてゐる。

(3) 或種濠洲産品に對するスイス關稅の引下げ及び固定。
引下げは羊毛(一メートル・キントルに付五〇センチムから一五センチムへ)及び白檀油(一メートル・キントルに付八〇法から一〇法へ)に行はれ、固定は林檎及び梨、乾葡萄、果實罐詰、鉛、ユーカリ油及び澱粉に行はれる。

(4) 或種濠洲産品(林檎及び梨、木材及び大麦)の年最低割當。
林檎及び梨に對する割當は一五、〇〇〇メートル・キントルで、一九三八年度割當よりも二、〇〇〇メートル・キントル以上の増加である。一方木材の割當は五六〇メートル・キントルから一〇、〇〇〇メートル・キントルに増加してゐる。大麦の割當は一九三八年に對するもの(三、八、〇〇〇メートル・キントル)と同一である。

(5) 輸入の數量的制限は差別的ならざる旨の相互諒解。
(6) 第三國が主たる利益を得た場合、特典を撤廢すべき相互的權利。
(7) 當事者の一方が協定の利益を無効にし又は損すると考へられる何らかの手段を採る場合には、他の當事者は協定の利益均衡を再建するに適切なりと考へられる如何なる措置をもとり得る。

九 濠洲の貿易轉換

一九三六年五月二十二日通商條約妥結交渉主管大臣は下院に於て、政府は原始産物の輸出増加、第二次産業の發展並に原始産業及び工業就業者の増加を目的として、濠洲の輸入貿易の一部分を轉換すべく決定せる旨を聲明した。

要約すれば右聲明は或種輸入品は濠洲に於て、之を製造せんが爲に制限すべきことを指示した。それには自動車車臺が含まれてゐるが、これは數年以内に濠洲に於て大規模に製造される筈であつた。他の或る輸入品の場

合には現在の供給國より、濠洲の大なる顧客であり又濠洲がその國との交易を増加すれば、より大なる顧客になるべきことが期待される他の國へ轉換する意圖を以て、政府は次の二方法により進まんとした。即ち第一は指定輸入品に對する特別許可制の採用、第二はより適切と思はれる場合には、より高額の關稅を課することであつた。自動車車臺を除き、英國製全貨物は許可制から除かれる。自動車車臺の場合は英國製輸入品のみが制限を免かれる。濠洲が有利な貿易尻を有する國及び貿易尻は濠洲に不利なるも、政府がかゝる状態に満足するやうな國に對しては申請に應じて輸入許可は自由に與へられた。

特別許可制は特別許可によるものを除き、諸外國よりの貨物の八四分類品目の輸入を禁止した關稅(輸入禁制品)規則に對する修正の形で一九三六年五月二十三日に採用された。一九三七年十二月七日に貿易關稅大臣は、許可制の重要な修正を行ひ、許可制の下に創設又は擴張せられた濠洲産業を保護するに適當なる關稅を代用する意圖を聲明した。此らの關稅は一九三八年五月四日の關稅及び消費稅決議により賦課され、八四品目に對する許可制限はすべて同日より廢止された。

一九三九年十二月より、カナダ、ニューファウンドランド及び香港を含む非英貨諸國からの輸入品は關稅(輸入許可)規則によつて統制された。其の主要目的は非英貨爲替の保持及び國家に必要缺くべからざるものを犠牲にして不要品の輸入に財源を費消することを防止する事にある。本問題及び自動車車臺の輸入に課せられた制限に關しては、本章第二項參照。

一〇 米濠間の通商關係

特別許可によるものを除き一九三六年五月二十三日以降指定品の輸入禁止を斷行した前記濠洲政府の貿易轉換政策は、長年の濠洲に對し極めて利な貿易關係を有してゐた米國各種濠洲間の貨物に不利な影響を與へた。その報復として米國政府は同國と通商協定を締結した諸國と同様に、從來濠洲に許容してゐた或種の貿易上の特典と共に濠洲貨物に對する最惠國特

遇を一九三六年八月一日以降撤回した。兩國間の貿易關係に更に關係ある措置は、濠洲政府が一九三七年一月一日以降中間稅率及び若干のプライメージ稅免除特典を「被指定國」に擴張したことであつた。「被指定國」表には英本國、自治領並に植民地及び主要外國が含まれてゐるが、米國は含まれてゐない。

一九三六年五月二十三日以降實施されてゐた輸入許可制限を變更し、濠洲産業に適當なる保護を爲すに必要と考へられる關稅率引上を代用した結果、一九三八年二月一日より米國は濠洲商品に對して最惠國待遇を復活した。

一一 日本向品の輸入制限

一九三六年六月二十五日日本政府により公布された勅令第一二四號は一定條件に基き被指定國よりの輸入制限を規定したが日濠貿易に影響を與へた。

併し本勅令の定めた制限は、濠洲に關する限り日本及び濠洲兩政府間に締結されたる通商取極の條項により一九三七年一月一日以降撤廢された。

一二 關稅局

一九二一—三四年關稅局法は關稅局の構成、即ち同局員は四名より成り、中、一名は貿易關稅省官吏たるべきことを規定してゐる。同省官吏が同局長に任命される。關稅局員の任期は一年以上、三年以下であつて、二名は特別調査を行ふ委員に任命され得る。本局の目的は貿易及び關稅關係行政に關し大臣を補佐するにある。大臣が關稅局に調査報告を依頼すべき、重要な事項は關稅及び消費稅の解釋より生ずる紛議、關稅の新設、稅率増減の必要、助成金の許與、英國自治領又は外國に對し英國特惠稅率を適用すべき提案及び製造業者が自己の貨物に不必要に高き價格を付し又は營業妨害行爲をなして關稅の與へる保護を不當に利用してゐるとの苦情申立に關するものである。大臣は以下の事項に就き關稅局に調査報告を委

囑し得る——省令により輸入を許可される課稅品目の分類、貨物の課稅評價額の決定、關稅及び消費稅の作用の一般的效果、聯邦關稅法の財政的及び産業的效果、原料及び完製品又は半製品に對する課稅率の割合、原始及び第二次産業の振興に影響を及ぼす其他一切の關稅關係事項。
關稅の改正、助成金に對する提案又は製造業者が關稅の與へる保護を不當に利用してゐるとの陳情に關し關稅局の行ふ査問は公開され、又かゝる公聴會に於ける證據材料も宣誓の上公開される。但し證人が關稅局の認める證據材料公開に對し異議を申立て同局が機密に屬するものと認めたる場合は、非公開とし得る。一九二一—三六年關稅(產業保護)法による調査に關し、同局の得たる證據は宣誓の上、公開されることとなつてゐる。

一九二一—三四年關稅局法第十八條「一」に從ひ發行された最近の「關稅局年報」Annual Report of Tariff Board, には一九四〇年六月三十日終了年度の關稅局の事業の概觀が掲載されてゐる。同年に同局は貿易關稅大臣に五〇の報告をなし、中四五は公聴會の行はれた事項に關するものである。取扱はれた事項は次の如くである。——關稅率改正三七、省令よりの貨物免除の要求三、新産業の設立二、續延稅實施に關する報告四及び品目分類問題に關する報告一は公聴會の事項とされなかつた。一九四〇年六月三十日現在同局の未決案件數は大臣に對して未報告の九件及び經濟調整官長より問合せの六件であつた。

一九三二年十二月十四日貿易關稅大臣は、關稅局に對し爲替及びプライメージの操作と混み合せ、關稅保護品目に課せられてゐる關稅の變更方法案の實行性に關する問題の結果を、公聴會に報告するやう委嘱した。爲替調整に關する同局の報告は一九三三年關稅(爲替調整)法中に具體化された。プライメージ稅に就て同局は、同稅を關稅率附表中の保護品目より撤廢すべき旨の一九三二年八月五日付大臣宛の勸告を再確認し政府が收入の考慮上許されるものと思量せば直に右勸告を採用するやう建議した。

一三 産業保護

一九二一—三六年關稅(産業保護)法は關稅局による調査報告後、當該貨物の輸入が濠洲産業に有害なるべき場合、即ち貨物が國內消費に對する公正なる市場價格以下、又は合理的なる價格以下で、濠洲向け輸出の爲、販賣された場合には、特別稅即ち右貨物の販賣價格と公正市場價格の差額に等しい特別ダンピング稅を徵收すべきことを規定してゐる。同様の規定は濠洲に對し販賣の爲委託された貨物に對しても設けられてゐる。正常運賃率以下で、濠洲に輸出された貨物に就てはダンピング稅は「無貨物に對し—正常運賃率にて支拂ふべき額と同額、其他の貨物の場合には支拂ひたる運賃と正常率にて支拂ふべき運賃との差額に等しき額である。通貨低落國よりの輸入貨物の場合にも、特別稅は課せられる。價格低落外國通貨より濠洲市場に於ける英國貿易を保護する規定も設けられてゐる。

同法は、貿易關稅大臣は關稅局による調査報告後、本法による特別關稅率を課せらるべき貨物を特記する告示を官報に發表する旨規定してゐる。本法の修正は關稅局より勸告され、一九二二年關稅(産業保護)法により實施された。一九三三年關稅(産業保護)法は一九二二—三二年關稅法第八條を廢止し、爲替特別稅に關する新條項を規定してゐる。

一四 貿易明細

一九二六、一九三〇、一九三三年に修正された一九〇五年商業(貿易明細)法は聯邦の輸出入品たる或種所定貨物又はその包装に適當の明細書きを行ふを強制する權限を與へる。貿易明細を要する貨物は—(a) 飲食用品又は飲食用品の製造用物品 (b) 内服又は外用醫藥若しくは醫術用品 (c) 肥料 (d) 身用品(長靴及び短靴を含む)及び同製造材料 (e) 寶石 (f) 種子及び植物 (g) 刷毛類。

一五 一九三九年に成立の法律
濠洲の生産及び貿易に關する次の法律が一九三九年に協賛された。

- 關稅定率法(爲替調整)(第二號)、一九三九年第五七號。一九三九年關稅(爲替調整)法により修正された一九三三—一九三八年關稅(爲替調整)法を修正する法律。
- 關稅定率法(カナダ特惠)(第一號)、一九三九年第五八號。一九三三—一九三八年關稅定率法(カナダ特惠)を修正する法律。
- 關稅定率法(第五號)、一九三九年第五九號。關稅に關する法律。
- 關稅定率法(爲替調整)(第三號)、一九三九年第六〇號。一九三九年關稅定率法(爲替調整)法により修正された一九三三—一九三八年關稅(爲替調整)法を修正する法律。
- 關稅定率法(カナダ特惠)(第二號)、一九三九年第六一號。一九三九年關稅定率法により修正された一九三三—一九三八年關稅定率法(カナダ特惠)を修正する法律。
- 關稅定率法(第六號)、一九三九年第六二號。關稅に關する法律。
- 關稅定率法(爲替調整)(第四號)、一九三九年第六三號。一九三九年關稅定率法(爲替調整)により修正された一九三三—一九三八年關稅法(爲替調整)を修正する法律。
- 關稅定率法(第七號)、一九三九年第六四號。關稅に關する法律。
- 消費稅法(第三號)、一九三九年第六五號。消費稅に關する法律。
- 棉花助成金法、一九三九年第六八號。一九三三—一九三八年棉花助成金法を修正する法律。
- 自動車エンジン製造助成金法、一九三九年第六九號。自動車エンジンの製造に對する助成金の支出を規定する法律。
- キャンパス及びブツク製造助成金法、一九三九年第七三號。キャンパス及びブツクの製造に對する助成金の支出を規定する法律。
- タイヤ・コード製造助成金法、一九三九年第七五號。タイヤ・コード及びタイヤ・コード用織物の製造助成金の支出を規定する法律。
- 關稅暫行法、一九三九年第七六號。關稅法案による關稅徵收の有効なることを規定する法律。
- 關稅定率(爲替調整)暫行法、一九三九年第七七號。關稅定率(爲替)法

- 關稅定率法、一九三九年第二號。關稅に關する法律。
- 關稅定率法(爲替調整)、一九三九年第三號。一九三三—三八年關稅定率(爲替調整)法を修正する法令。
- 對敵通商法、一九三九年第一四號。敵國との貿易に關する法律。
- 小麥粉稅(小麥産業補助)課稅查定法、一九三九年第二七號。大臣の布告に關する一九三八年小麥粉稅(小麥産業補助)查定法に規定を挿入する法律。
- 關稅定率法(第二號)、一九三九年第二八號。關稅に關する法律。
- 消費稅法、一九三九年第二九號。消費稅に關する法律。
- 牽引車製造助成金法、一九三九年第三五號。牽引車製造に對する助成金の支出を規定する法律。
- 硫黃製造助成金法、一九三九年第三六號。硫黃製造に對する助成金の支出を規定する法律。
- 金網製造助成金法、一九三九年第三七號。金網製造に對する助成金の支出を規定する法律。
- 葡萄酒輸出助成金法、一九三九年第四四號。強精葡萄酒の輸出助成金の支出及び其他の目的に關し規定する法律。
- 船舶助成金法、一九三九年第四五號。船舶建造及び船舶部分品の製造に對する助成金の支出を規定する法律。
- 通商協定法(ニューファウンドランド)、一九三九年第四九號。關稅に關する濠洲聯邦政府及ニューファウンドランド政府間の協定を認める法律。
- 關稅定率法(ニューファウンドランド特惠)、一九三九年第五〇號。關稅に關する法律。
- 金稅徵收法、一九三九年第五一號。金に對する稅の賦課及び取立に關する法律。
- 金稅法、一九三九年第五二號。金に課稅する法律。
- 關稅定率法(第三號)、一九三九年第五三號。關稅に關する法律。
- 消費稅法(第二號)、一九三九年第五四號。消費稅に關する法律。
- 關稅定率法(第四號)、一九三九年第五六號。關稅に關する法律。

案による關稅調整暫行を規定する法律。

- 關稅定率(カナダ特惠)暫行法、一九三九年第七八號。關稅定率(カナダ特惠)法案により關稅暫行を規定する法律。
- 硫黃製造助成金法(第二號)、一九三九年第七九號。一九三九年硫黃製造助成金を修正する法律。
- 牽引車製造助成金法(第二號)、一九三九年第八〇號。一九三九年牽引車製造助成金を修正する法律。
- 金網製造助成金法(第二號)、一九三九年第八一號。一九三九年金網製造助成金を修正する法律。
- 新聞印刷用紙製造助成金法、一九三九年第八二號。一九三八年新聞印刷用紙製造助成金を修正する法律。
- 通商協定法(ブラジル)、一九三九年第八三號。濠洲聯邦政府及びブラジル共和國政府間の協定を承認する法律。
- 小麥産業法(戰時統制)、一九三九年第八四號。今次大戰中の小麥産業の管理及び統制の計畫を施行する爲に必要な資金調整に關する法律。

第三節 通商代表

一 外國 二 濠洲

濠洲聯邦は、英國ロンドンの濠洲館に本部を設け、高等辨務官S.M.ブルース氏(C.H.M.C.)を代表としてゐる。濠洲の外國貿易に關係する事項は同事務所の管轄に屬する。
米國に於ける濠洲代表は一九一八年に初めて任命された。米國に於ける濠洲總辨務官の官職は一九三八年七月一日より濠洲政府貿易辨務官のそれに變更された。一九四〇年米國に對する濠洲政府貿易辨務官の椅子が創設され、本部をニューヨークに置いた。同辨務官は米國及びカナダに於ける通商事務所の監督及び一般的管理を行ふ。

第四節 輸出入記録方法

- 一 輸入價額
- 二 輸出價額
- 三 關稅區域
- 四 輸出入の統計的分類
- 五 貿易年度
- 六 既往年度の記録
- 七 船舶用品

一 輸入價額

下記表に示す如き濠洲外の諸國よりの輸入貨物の記録價額は増稅價額又は從價課稅の場合に課稅せらるべき増稅價額を示す。貨物の價額は輸出國の主要市場に於ける公正なる市場價額の一刻増と看做される。關稅局の勸告に従ひ輸入査定額に關する關稅法の條項は修正され、一九〇一—三六年關稅法第一五四條(一)は現在「價額に從ひ課稅する場合には課稅對象たる價額は以下の合計たるべしと規定してゐる。

- (a) (1) 濠洲輸入者が貨物に對し支拂をなしたる、又はなすべき貨幣實額に特別引額を加算、又は、
- (2) 貨物の國內現在價額の何れか高額の方額に特別引額を加算、又は、
- (b) 輸出港に於て貨物を本船に積込む爲支拂ふべき、又は通常支拂ふべきすべての諸掛及び、
- (c) 本項(a)及び(b)に定められたる金額の一刻。

「國內現在價額」とは「濠洲に於ける購入者に対する當該貨物の販賣者が輸出國に於て其の國に於ける消費の爲に同一と看做さるべき貨物の同量を如何なる購買者に對してもその貨物輸出の當日に現金にて賣り又は賣る用意ある金額」とされる。

輸入額は英貨價額で記録され、關稅法第一五七條は輸入貨物送り狀價額が、英貨以外の通貨で示された場合は、英貨該當額が決定されるべきこと、但し爲替に付變換の生じたる場合には大臣の宣言する公正なる爲替換算率によるべき旨を規定してゐる。本條により一九二〇年十二月八日に至る迄は法定平價に基き換算するものが貿易關稅省の慣例であつた。同日以降大審院判決の結果、換算は總べて通常爲替換算率によることとなつた。

一九二九年四月カナダ自治領に濠洲の通商代表が任命され、トロントに本部を有したが、現在は廢止され、貿易事務官をトロントに駐在せしめてニューヨークから管轄してゐる。

一九三三年貿易事務官法は總督の決定する場所に一名又はそれ以上の濠洲貿易事務官或は貿易事務官補を任命する旨を規定してゐる。一九三四年四月本法による最初の任命を見、R・H・ネスビット氏がウエリントンに本部を有するニュージールランド駐在濠洲貿易事務官に任命された。ネスビット氏は一九三七年四月辭任し、一九三七年七月前南領東印度駐在濠洲貿易事務官J・E・クリチレー氏(M・B・E)が後任となつた。一九三五年五月貿易事務官及び貿易事務官補が日本、支那及び南領東印度に、一九三七年一月に貿易事務官がエジプトに任命された。右貿易事務官は支那、V・G・ボーデン(C・B・E)氏が上海、エジプト、J・ペイン氏(代理)在カイロ。印度、ロイ・コラン氏(D・S・O・M・C)、在カルカッタ。日本—この事務所は現在では一九四〇年東京に設置された公使館の一部となつてゐる。前貿易事務官補A・G・ハド氏は公使館商務書記官に任命。南領東印度、H・A・ビーターズン氏、在バタビヤ。ニュージールランド、C・E・クリッチレー氏(M・B・E)、在ウエリントン。北米、L・R・マックグレガー氏(C・R・E)、在ニューヨーク、J・U・ガイサード氏が米國貿易事務官補として在ニューヨーク、及びR・R・エレン氏、カナダ事務官補として在トロント。

二 濠洲

次の諸國を代表する貿易事務官が濠洲に駐在してゐる。即ち英國、カナダ、印度、ニュージールランド及びフランスである。英國高等貿易事務官はシドニーに本部を有し、貿易事務官はメルボルン及びブリスベーンに駐在してゐる。ニュージールランド政府代表兼貿易事務官、カナダ政府高等貿易事務官並に印度及びフランスの各貿易事務官はシドニーに駐在してゐる。其の他の諸外國に關する貿易事項は一般に夫々其國の領事官により取扱はれてゐる。

「英貨價額」の語は「イングリッシュ・スターリング」と必ずしも同義ではない。蓋し既に磅・志・片で表はされた輸入額は、課稅目的上は英貨價額で表はされたものと看做されるからである。一般の用語法に對するこの例外は其通貨が英國通貨と平價でないフィジー、ニュージールランド及び南阿聯邦からの輸入品の場合に主として重要である。本卷の一切の表では簡潔を尙ぶ爲「スターリング」の語が「英貨價額」の略語として使用された場合でも、此の爲の修正は施してゐない。

二 輸出價額

一九二九年七月一日以前には全輸出貨物の記録價額は通常の商業用語例に於ける濠洲聯邦主要市場價額を示すものと看做された。政府の統制又は補助金を受ける商品に對し、近年任意に高められた價額の爲、これ等商品の輸出額評價をなす上に若干の變更を行ふことが望ましいものとなつた。よつて砂糖、バター及び助成金下附又は割戻のある貨物の輸出額の統計的評價に對し、一九二九年七月一日以降新しい基礎が採用された。即ち(a)「砂糖」に對しては—外國買主に賣却したf・o・b價額又は委託販賣による出荷の場合は、ロンドン市場價格に等しきf・o・b價額 (b) 輸出に當り助成金下附又は割戻しのある貨物に對しては—通常の商業用語例に於ける聯邦主要市場に於ける價額より補助金又は割戻しの金額を差引きたる價額。一九三四年三月三十一日迄はバター輸出額に採用された基準は、輸出助成金として支拂はれたる額を差引いた市場現在價額であつた。一九三四年三月三十一日より、一九三七年六月三十日迄の基準は (a) 濠洲に於て輸出向に賣却された場合はバターの賣價に相當するf・o・b價額であり又 (b) 委託による出荷の場合は外國に於ける現在價格に相當するf・o・b價額。

一九三〇年七月一日より一九三七年六月三十日迄輸出羊毛の價額に採用された基準は (a) 濠洲に於て輸出向に賣却された場合—實際價額に羊毛本格積込費を加へた價額、又 (b) 委託による出荷の場合—濠洲に於ける價格に相當する現在のf・o・b價額。

第四節 輸出入記録方法

- 一 輸入價額
- 二 輸出價額
- 三 關稅區域
- 四 輸出入の統計的分類
- 五 貿易年度
- 六 既往年度の記録
- 七 船舶用品

一 輸出價額

下記表に示す如き濠洲外の諸國よりの輸入貨物の記録價額は増稅價額又は從價課稅の場合に課稅せらるべき増稅價額を示す。貨物の價額は輸出國の主要市場に於ける公正なる市場價額の一刻増と看做される。關稅局の勸告に従ひ輸入査定額に關する關稅法の條項は修正され、一九〇一—三六年關稅法第一五四條(一)は現在「價額に從ひ課稅する場合には課稅對象たる價額は以下の合計たるべしと規定してゐる。

- (a) (1) 濠洲輸入者が貨物に對し支拂をなしたる、又はなすべき貨幣實額に特別引額を加算、又は、
- (2) 貨物の國內現在價額の何れか高額の方額に特別引額を加算、又は、
- (b) 輸出港に於て貨物を本船に積込む爲支拂ふべき、又は通常支拂ふべきすべての諸掛及び、
- (c) 本項(a)及び(b)に定められたる金額の一刻。

「國內現在價額」とは「濠洲に於ける購入者に対する當該貨物の販賣者が輸出國に於て其の國に於ける消費の爲に同一と看做さるべき貨物の同量を如何なる購買者に對してもその貨物輸出の當日に現金にて賣り又は賣る用意ある金額」とされる。

輸入額は英貨價額で記録され、關稅法第一五七條は輸入貨物送り狀價額が、英貨以外の通貨で示された場合は、英貨該當額が決定されるべきこと、但し爲替に付變換の生じたる場合には大臣の宣言する公正なる爲替換算率によるべき旨を規定してゐる。本條により一九二〇年十二月八日に至る迄は法定平價に基き換算するものが貿易關稅省の慣例であつた。同日以降大審院判決の結果、換算は總べて通常爲替換算率によることとなつた。

一九三二年七月一日より一九三七年六月三十日迄濠洲小麦粉評價に採用された基準は (a) 濠洲に於て輸出向に賣却された場合—小麦販賣價額相當のf・o・b價額、又 (b) 委託による出荷の場合—外國の販賣時價相當のf・o・b價額。

一九三四年七月一日より一九三七年六月三十日迄濠洲小麦粉評價に採用された基準は (a) 濠洲に於て輸出向に賣却された場合—小麦粉販賣價格に相當のf・o・b價額、及び (b) 委託による出荷の場合—濠洲時價に相當のf・o・b價額。

一九三七年七月一日以降次のf・o・b價額の改訂規定が一般に輸出に對し採用された—

- (1) 輸出前に外國買主に賣却された貨物は—賣却價格のf・o・b相當價額 (例へば羊毛に就ては海外買主の支拂實額に加ふるに羊毛船積費用全額)
 - (2) 委託による積出貨物—貨物仕向國の主要市場に於ける濠洲原産同種貨物販賣時價に相當する濠洲f・o・b價額 (羊毛に就ていへば、濠洲に於ける羊毛時價のf・o・b等價は通常最善受取價格のf・o・b等價に充分近似せる値を示す)
- 一切の價額を濠洲通貨で示し、又外裝費を含むべきものとする。

三 關稅區域

本局發行の全ての外國貿易統計が適用される關稅區域はニューサウスウェールズ(濠洲首都領を含む)、ビクトリア、タインズランド、南濠洲、西濠洲、タスマニア及び北部領を含む濠洲聯邦の全域である。非隣接地域及び委任統治領は外國(Ornake C. United)として取扱はれ、濠洲とこれ等非隣接諸地域間の交易は濠洲外國貿易の一部である。かゝる交易は別々に示されてゐる。即ち濠洲と各國間の貿易は別々に記録表される。

四 輸出入品の統計的分類

本年鑑に於て摘要數字を拔萃した一九三八—三九年外國貿易時報第三六

號は、一九二二年七月一日實施の分類に従ひ編纂された。輸出入に關する一層詳細な資料の求めに應ずる爲に、項目數を大いに増加してゐる。増訂後の分類は二一類に分れ、一九四〇年六月三十日には輸入品目約二、〇〇〇、輸出品目六〇〇を含む。

五 貿易年度

一九一四年七月一日以降外國貿易に關する統計は、財政年度(七月一六月)に従つて示された。同日以前の數字は曆年度によつた。一九三六—三八曆年度(三八年も含む)の輸出入總額を示す表が、第十五節に掲げられてゐる。一九三九年度は商品價額のみが示されてゐる。

六 既往年度の記録

聯邦以前の年度にあつては各州別箇に其貿易を記録し、其場合他の瀋洲諸州と外國とを區別しなかつた。數州の記録の集成は瀋洲貿易の研究上、後年度との比較を行ふ上に利用し得る唯一の手段である故過去の價額及び輸出入仕向先の記録が統一的に行はれてゐないのは遺憾である。聯邦創設以前の年度に對する次表の數字は注意深く編纂されてをり、瀋洲全體の外國貿易を代表するものと看做してよいであらう。一九〇一年關稅法の施行により、貿易額記録の方法は各州を通じ一律となつたが、積替貨物の記録方法に於ける根本的缺陷は一九〇三年九月に至り始めて是正された。一

期 間 (a)	輸 入		輸 出		住 民 一 人 當 り の 額 (磅 志 片)	輸 入 に 對 する 輸 出 の 比 率 (%)
	記 録	額 (千磅)	記 録	額 (千磅)		
一八二六—三〇年	六六	一五	七九	一〇	二二	三三・九
一八三一—三五	一、一四	一、七	一、七	一〇	二二	五・六
一八三六—四〇	二、六	一、二	一、二	九	一〇	四・七
一八四一—四五	一、九	一、	一、	五	一〇	三・

外國貿易總額 (金を含む)

九〇五年以前には輸入又は輸出船舶の價額は貿易統計表には含まれなかつた。

七 船舶用品

一九〇六年以前には、船舶用品として外國船舶が、瀋洲の港で積込んだ貨物は一般輸出品中に含まれてゐた。一九〇六年以降船舶用品は特別にそれとして記録せられ、輸出統計表から除かれた。一九〇六年以降毎年積出されたこれら船舶用品の價額を示す表は本章第九節にある。

第五節 外國貿易

一 外國貿易總額 二 貿易尻 三 國際收支

一 外國貿易總額

(一) 金を含む 次表は記録の判明せる時よりの、聯邦と諸外國との貿易總額(金を含む)を示す。紙面節約の爲、一八二六年より一九二五—二六年度に至る期間は五年毎に分割され、數字は記載した五年間の年平均額を示す。年度別の數字は既刊本年鑑號に發表されてゐる。(次表の註参照)

期 間 (a)	輸 入		輸 出		住 民 一 人 當 り の 額 (磅 志 片)	輸 入 に 對 する 輸 出 の 比 率 (%)
	記 録	額 (千磅)	記 録	額 (千磅)		
一八四六—五〇	三、三	三、	三、	三、	二二	三三・
一八五一—五五	一、一	一、	一、	一、	二二	五・
一八五六—六〇	一、八	一、	一、	一、	二二	八・
一八六一—六五	二、〇	一、	一、	一、	二二	一〇・
一八六六—七〇	一、八	一、	一、	一、	二二	一〇・
一八七一—七五	二、一	一、	一、	一、	二二	一〇・
一八七六—八〇	三、三	一、	一、	一、	二二	一〇・
一八八一—八五	三、六	一、	一、	一、	二二	一〇・
一八八六—九〇	三、七	一、	一、	一、	二二	一〇・
一八九一—九五	三、七	一、	一、	一、	二二	一〇・
一八九六—一〇〇	三、七	一、	一、	一、	二二	一〇・
一九〇一—〇五	三、七	一、	一、	一、	二二	一〇・
一九〇六—一〇	三、七	一、	一、	一、	二二	一〇・
一九一一—一五	三、七	一、	一、	一、	二二	一〇・
一九一六—二〇	三、七	一、	一、	一、	二二	一〇・
一九二一—二五	三、七	一、	一、	一、	二二	一〇・
一九二六—三〇	三、七	一、	一、	一、	二二	一〇・
一九二七—二八	三、七	一、	一、	一、	二二	一〇・
一九二八—二九	三、七	一、	一、	一、	二二	一〇・
一九二九—三〇	三、七	一、	一、	一、	二二	一〇・
一九三〇—三一	三、七	一、	一、	一、	二二	一〇・
一九三一—三二	三、七	一、	一、	一、	二二	一〇・
一九三二—三三	三、七	一、	一、	一、	二二	一〇・
一九三三—三四	三、七	一、	一、	一、	二二	一〇・

年	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)
一九三九—四〇	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156
一九三八—三九	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156
一九三七—三八	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156
一九三六—三七	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156
一九三五—三六	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156
一九三四—三五	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156	101,156

(a) 一八二六年より一九二五年—二六年に於ける年度間の数字は毎五年期の年平均を示す。各年の貿易は本年第二九巻及び其以前の巻参照、一九一四—一五年度以降は財政年度による。(b) 商品、地金、正貨を別箇に示す近年の實際額は第八節「五」及び「六」参照。(c) 一九〇六年以前は船舶用品は一般輸出に合まる。後述第九節参照。(d) 記録額にして輸入は英貨、輸出は米貨にて示す。(e) 英貨債額。(f) 商品のみ。

既刊本年鑑に於て、濠洲外國貿易の價額の變動に就て初期の年代に互りある程度詳細に論じた。物價騰貴及び濠洲貿易に影響した特殊事情が一九一四—一九年の大戦後數年間の輸入品高價額の原因となり、それ以前の年度と比較する際には、かゝる要因を考慮に入れねばならぬ。
一九二四—二五年度に於ける外國貿易總額は、輸入一五七、一四三、〇〇〇磅、輸出一六一、三一一、〇〇〇磅、計一六八、四五四、〇〇〇磅であつた。貿易全體及び輸出に關する限りでは右の数字は最高記録を示したが輸入は一九二〇—二一年及び一九二六—二七年にそれを超過した。併し一九二四—二五年度輸入品には一〇、五四三、〇〇〇磅に上る多量の地金及び正貨を含んでゐた。一九二八—二九年終了三年間の輸入は減少し、輸出は

十分維持されたが、一九二九—三〇年には輸出共實質的に減少した。經濟不況及び聯邦政府の課した諸制限の十分な影響が、一九三〇—三一年以後に於ける大幅に減じた貿易数字に反映してゐる。最低貿易額は一九三二—三三年に記録された一三〇、五五六、〇〇〇磅である。政府の制限の大部分は一九三二—三三年に解除された。一九三三—三四年及び一九三四—三五年に漸次好況となり、引續き一九三七—三八年終了三ヶ年に於ける經濟的回復は、一般に原始産業生産物輸出價格の高値及び輸入品の流入とにより、一層急速に行はれた。併し一九三七—三八年に輸出價格は激落し、一九三八—三九年には尙も下落を續け、一九三八—三九年に於ける輸出額は約一四、〇〇〇、〇〇〇磅方、貿易總額は二五、〇〇〇、〇〇〇磅以上も下落

した。一九三九—四〇年に商品貿易額は三八、〇九二、〇〇〇磅方、輸出額は二一、七三〇、〇〇〇磅方、輸入額は一六、三六二、〇〇〇磅方増加した。

(二) 金を除いた貿易總額 近年例外的に大きな金の移動があつた。それは前表に記載した通りである。商品貿易(商品としての銀を含む)の變動は總ての金の移動を除いた次表により明瞭に示される。

年	輸入(金を除く) (英貨千磅)		輸出(金を除く) (英貨千磅)		貿易總額(金を除く) (英貨千磅)		人口	一人當り	貿易總額	輸入に對する率 (%)
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出				
一九三九—四〇	16,362,000	21,730,000	16,362,000	21,730,000	16,362,000	21,730,000	118.7	118.7	100.0	
一九三八—三九	16,362,000	21,730,000	16,362,000	21,730,000	16,362,000	21,730,000	118.7	118.7	100.0	
一九三七—三八	16,362,000	21,730,000	16,362,000	21,730,000	16,362,000	21,730,000	118.7	118.7	100.0	
一九三六—三七	16,362,000	21,730,000	16,362,000	21,730,000	16,362,000	21,730,000	118.7	118.7	100.0	
一九三五—三六	16,362,000	21,730,000	16,362,000	21,730,000	16,362,000	21,730,000	118.7	118.7	100.0	
一九三四—三五	16,362,000	21,730,000	16,362,000	21,730,000	16,362,000	21,730,000	118.7	118.7	100.0	

二 貿易 尻

前項(一)の表は一八二六年乃至一九二五年—二六年毎五年期及び一九二六—二七年乃至一九三九—三九年(檢閲規定により一九三九—四〇年の統計は地金及び正貨を除く)各財政年度に於ける輸出の輸入(金を含む)に對する比率を示し、右表は一九三四—三五年乃至一九三九—四〇年各財政年度輸出の輸入(金を除く)に對する比率を示す。前記の表によれば一八九一—九五五年五期以前では、貿易尻は一時的障礙による二回の例外を除き、輸入超過を示し、同期間乃至一九二〇—二一年間は輸出超過であつた。一九二五—二六年に於ける五年期間中は輸入超過で、一九二六—二七年乃至一九二九—三〇年各年の場合も同様であつた。一九三〇—三一年乃至一九三八—三九年には輸出が、輸入を著しく超過した。

困難となつた。次表に掲げた濠洲新産金價額をも含む商品貿易の差額は、金の國際收支決済用の移動とは別にされた。

三 國際 收支

貴金屬の純移動をも含む有形貿易の差額は各年度に於ける濠洲の國際取引を完全に表示するものではない。記録されない輸出入額、「貿易外」の收支及び國際的資本利子取引も斟酌せねばならぬ。これらの項目中の若干の價額は知られて居り、殘部項目中の若干も十分正確に評價し得るが、多数のものは、大まかな推測すら困難である。これらの國際收支中の「貿易外」項目の價額に就ては調査を續けてゐる。

商品貿易差額及び國際收支決済の爲の金の移動 (一〇〇萬英鎊)

年 度	輸入總額A (正貨地金及マツトを除く)	輸出總額B (正貨地金及マツトを除く)	差 額 C	商品輸出及差金總額 D	商品貿易差額 E	差金超過(正貨地金及マツトを除く)純輸出額 F	全 差 額 G
一九二〇	5,000	4,000	1,000	4,000	3,000	(-)	1,000
一九二一	4,800	4,000	800	4,000	3,200	(-)	800
一九二二	4,400	4,200	200	4,200	4,000	(-)	200
一九二三	4,500	4,200	300	4,200	3,900	(-)	300
一九二四	4,600	4,200	400	4,200	3,800	(-)	400
一九二五	4,700	4,200	500	4,200	3,700	(-)	500
一九二六	4,600	4,200	400	4,200	3,800	(-)	400
一九二七	4,500	4,200	300	4,200	3,900	(-)	300
一九二八	4,400	4,200	200	4,200	4,000	(-)	200
一九二九	4,300	4,200	100	4,200	4,100	(-)	100
一九三〇	4,200	4,200	0	4,200	4,000	(-)	200
一九三一	4,100	4,200	(-)	4,200	3,900	(-)	300
一九三二	4,000	4,200	(-)	4,200	3,800	(-)	400
一九三三	3,900	4,200	(-)	4,200	3,700	(-)	500
一九三四	3,800	4,200	(-)	4,200	3,600	(-)	600
一九三五	3,700	4,200	(-)	4,200	3,500	(-)	700
一九三六	3,600	4,200	(-)	4,200	3,400	(-)	800
一九三七	3,500	4,200	(-)	4,200	3,300	(-)	900
一九三八	3,400	4,200	(-)	4,200	3,200	(-)	1,000
一九三九	3,300	4,200	(-)	4,200	3,100	(-)	1,100
一九四〇	3,200	4,200	(-)	4,200	3,000	(-)	1,200

(a) 最初の六ヶ月のみ (b) 未發表

年 度	輸入額	輸出額	差 額	輸出仕向國	輸出額	輸入額	差 額
一九三一	1,100	1,200	(-)	英、米、日、中、印、爪哇、南洋、その他	1,200	1,100	100
一九三二	1,200	1,200	0	同上	1,200	1,200	0
一九三三	1,300	1,200	100	同上	1,200	1,300	(-)
一九三四	1,400	1,200	200	同上	1,200	1,400	(-)
一九三五	1,500	1,200	300	同上	1,200	1,500	(-)
一九三六	1,600	1,200	400	同上	1,200	1,600	(-)
一九三七	1,700	1,200	500	同上	1,200	1,700	(-)
一九三八	1,800	1,200	600	同上	1,200	1,800	(-)
一九三九	1,900	1,200	700	同上	1,200	1,900	(-)
一九四〇	2,000	1,200	800	同上	1,200	2,000	(-)

第六節 外國貿易の相手國

- 一 原産國別輸入額
- 二 諸外國よりの輸入額比率
- 三 輸出仕向國
- 四 諸外國に対する輸出の比率
- 五 主要國との貿易比
- 六 諸外國の主要輸出

三五年乃至一九三八—三九年間の濠洲輸入價額 (英貨による) を示す。併し此數字は濠洲輸入貿易に於ける各國の競争力を何ら正確に示すものではない。この競争力の如何を測るには各國の供給した各種別貨物の相對額を示す分析を必要とする。かゝる分析の結果は、主要輸入製造品の場合には本章第十四節に示されてゐる。

次表は左記諸國の産出品又は製造品と記載される諸商品の一九三四—原産國別濠洲輸入額 (英貨價額、地金、正貨及びマツトを除く)

原 産 國	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
英 國	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
英 領 領 土	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
日 本	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
中 國	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
印 度	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
爪 哇	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
南 洋 群 島	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
其 他	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
合 計	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

濠洲へ商品を提供する諸國の相對的地位は本表に含まれた期間中には左程變化しなかつた。英國からの割合は、印度からのそれと同じく減退したが、カナダは絶えず其比率を増加した。外國では蘭印、ドイツ、ベルギーがその比率を増したが、日本の比率は一九三七—三八年を除き各年減退した。米國よりの輸入の比率は何ら特別の趨勢を示さず上下した。

三 輸出仕向國

次表は一九三四—三五年乃至一九三八—三九年五年間の主要國向商品輸出額を磅で示す。

一九三九—四〇年の詳細は未發表である。次表に示した輸出價額の比較は逆に作用する二原因の影響を受けてゐるその價額は特價によつて押下げられたが、濠洲通貨で記載されたために増加してゐる。一九三〇—三一年に輸出記録價額は貨幣價值の下落により一七・四%増加し、其後の年には右原因による増加が二五・二五%に上つた。一九三八—三九年の商品輸出價額は英貨で九七、八三八、七三三磅、濠貨で一一二、五四三、〇二〇磅であつた。一九二九—三〇年度末迄は英濠兩通貨は實際上同一の率を有してゐた。

Table showing export values for various countries from 1934-35 to 1938-39. Columns include destination (e.g., 日本, 英國, 美國), and values in pounds.

濠洲より各國への輸出額 (磅) (地金、正貨及びマントを除く)

Table showing export values from the region to various countries from 1934-35 to 1938-39. Columns include destination (e.g., 英國, 美國, 日本), and values in pounds.

Large table with multiple columns and rows detailing trade data. Includes categories like '諸外國' and '英領' with corresponding values.

仕向国	一九三九	一九三八	一九三七	一九三六	一九三五	一九三四
英領	一・五三	一・六二	一・五三	一・五三	一・五三	一・五三
カナダ	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
セイロン	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
フィジー	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
香港	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
印度	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
外計	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
總計	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六

四 諸外國に對する輸出の比率
 輸出總價額に於ける變動の爲、濠洲生産品市場としての各國の相對的重
 要性は次の比率表により一層明瞭に示される。
 一九三九—四〇年の詳細は公表されない。
 濠洲からの輸出、各國への比率 (%)
 (地金塊、正貨及びマツトを除く)

仕向国	一九三九	一九三八	一九三七	一九三六	一九三五	一九三四
英領	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
カナダ	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
セイロン	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
フィジー	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
香港	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
印度	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
外計	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
總計	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六

仕向国	一九三九	一九三八	一九三七	一九三六	一九三五	一九三四
英領	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
カナダ	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
セイロン	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
フィジー	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
香港	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
印度	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
外計	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
總計	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六

主要國との濠洲貿易尻 (千英鎊)

國名	濠洲輸入 (a)	濠洲輸出	輸出超過
英國	一・九三七—一・九三九	一・九三七—一・九三九	一・九三七—一・九三九
カナダ	一・一六	一・一六	一・一六
英領	一・一六	一・一六	一・一六
セイロン	一・一六	一・一六	一・一六
フィジー	一・一六	一・一六	一・一六
香港	一・一六	一・一六	一・一六
印度	一・一六	一・一六	一・一六
外計	一・一六	一・一六	一・一六
總計	一・一六	一・一六	一・一六

(a) 外貨貨を除く。

一國との貿易差額は何ら重要ではない。直接的に積換又は轉賣により或は終極的に製造品への體化により英國を通じて分配される濠洲産物の可成

五 主要國との貿易尻

下表に一九三七—三八年及び一九三八—三九年中の主要國との濠洲商品 (地金及び正貨を除く) 貿易總額の英貨による比較を示す。一九三九—四〇年の詳細は發表されない。

仕向国	一九三九	一九三八	一九三七	一九三六	一九三五	一九三四
英領	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
カナダ	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
セイロン	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
フィジー	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
香港	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
印度	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
外計	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六
總計	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六

りの部分が尙あるからである。更に非常に多くの場合、國際貨借は直接には海運其他により、又間接には商品の交換により平均される。

六 諸外國の主要輸出入

一九三八—三九年度の比較的重要な英國及び諸外國との輸出入總額及びかかる國と交易せる主要商品を次に示す。輸入額は英貨で輸出額は濠貨で示す。詳細は本局發行「對外貿易時報」Overseas Trade Bulletin 第三六號参照。同誌には最近五年間の世界主要國三ヶ國の濠洲貿易詳細を示す。同誌は一九三七—三八年及び一九三八—三九年輸入統計品目の原産國に関する報告を記載し、各國よりの輸入數量價額及び各州への各輸入品價額を示す。同時に同年間の各輸出品目の仕向國をも示す。

英國 一九三八—三九年度の地金、正貨を含む英國産輸入總額四〇、四三三、五九〇英磅。顯著な二種の輸入品は機械類及び金屬製品一八、二四六、六五八英磅及び衣服、織物、糸其他一〇、〇三三、四二二英磅である。次の貨物の輸入額も總額の相當部分を占める。紙及び文具二、九四五、六四〇英磅、藥品及び化學製品二、二八八、三三七英磅、陶磁器、硝子其他九四六、二二〇英磅、酒精飲料六一三、八七四英磅、光學、醫療及び科學器具五二三、三八一英磅、ペンキ及びワニス三八三、〇四三英磅、動物性食料品三〇〇、二八三英磅、石材及び鑛石二七八、五六八英磅、寶石及び小間物二七五、三〇一英磅、ゴム及び皮革製品二四七、六七一英磅、植物製品及び纖維二二一、七四四英磅。

英國への輸出總額六八、七一六、〇三二英磅。總額中六八、三九三、九一六英磅は濠洲生産品。主要輸出品目—羊毛一八、五一一、一七五英磅、バター一二、一二七、二六〇英磅、冷凍羊肉及び羔肉四、六八二、八一九英磅、小麦四、四四三、六一三英磅、鉛(銻)四、一九八、四八六英磅、冷凍及び冷蔵牛肉三、九〇一、六九一英磅、砂糖三、六八五、七六一英磅、乾果二、〇四五、六四六英磅、金一、九九一、二二四英磅、其他冷凍肉一、四三〇、二二八英磅、生果一、四〇〇、六一八英磅、果汁漬果實一、〇四一、三八五英磅、チーズ一、〇一九、六八一英磅、葡萄酒八九六、六九九英磅、獸皮八一五、三一八英磅、小麦

器具一〇、四四七英磅、花火五、四四一英磅、生薑四、二八三英磅、竹及び籐三、一四九英磅。

輸出總額四七五、二六三英磅。總額中四六七、七八九英磅は濠洲生産品。主要輸出品目—小麦粉一四八、三〇五英磅、皮革五三、三三〇英磅、バター四九、八七九英磅、肉類四六、六五〇英磅、白糖一八、七〇九英磅、鐵及び鋼鐵、板及び薄板(亞鉛引せぬ平板、生子板)、一七、三〇六英磅、海鼠一六、八〇七英磅、羊毛一六、二二八英磅、牛乳及びクリーム一三、五二四英磅、生果一二、二八七英磅、チーズ九、八四六英磅、オートミル及び碾割小麦其他八、七四四英磅。

印度 輸入總額二、八七〇、二九七英磅。主要輸入品目—袋類一、五〇二、八〇八英磅、麻布三七三、五一四英磅、亞麻仁二四三、四五一英磅、獸皮一六一、一九二英磅、茶九八、九三七英磅、棉花九八、〇二四英磅、ジュート五二、五一一英磅、食用堅果三三、八二八英磅、蔗及び蔗二六、三九九英磅、ゴム及び樹脂一八、四七七英磅。

輸出總額一、九六五、二二九英磅。總額中一、九五四、七七三英磅は濠洲生産品。主要輸出品目—小麦九五七、九二六英磅、亞鉛(銻、塊其他)三五五、四七九英磅、羊毛一六四、七六〇英磅、獸皮九二、三五〇英磅、馬五五、一四九英磅、牛乳及びクリーム三三、九〇八英磅、銀二三、五三三英磅、シヤム及びジェリー二〇、八八三英磅、バター一七、一六七英磅、生果一一、一五九英磅。

マレー (英領) 輸入總額九〇二、四一九英磅。主要輸入品目—ゴム(生)七七八、四三八英磅、液體ゴム三三三、二四四英磅、サゴ椰子及びタバコカニ二七、六四八英磅、香味香料二三、二四八英磅、錫塊六、八六六英磅。

輸出總額一、九一一、二〇七英磅。總額中一、八四九、二二七英磅は濠洲生産品。主要輸出品目—金屬、機械類四六九、二二七英磅、肉類一六一、四二四英磅、バター一〇六、一九五英磅、酒精飲料六五、二二九英磅、果實六四、一〇八英磅、羊三六、〇四四英磅、藥品及び化學製品二三、四四四英磅、皮革一五、九一五英磅、豚脂及び精製獸脂九、四八六英磅、石炭八、〇二三英磅。

ニュージールランド 輸入總額二、一四七、七八五英磅。主要輸入品目—

粉七〇五、五一八英磅、亞鉛精六六二、二〇五英磅、卵六五四、九八〇英磅。

カナダ 輸入總額七、七二四、二六九英磅。主要輸入品目—自動車車臺及び部分品一、九三八、七九三英磅、紙一、七八九、二二五英磅、木材一、〇七一、九九七英磅、機械類七二九、二四五英磅、罐詰魚類四二二、八七〇英磅、衣服及び織物四〇〇、三三三英磅、藥品及び化學製品一七五、四九一英磅、車輛(自動車を除く)一五一、八〇三英磅、工具類一四四、八三四英磅、感光フィルム一〇二、三〇七英磅、石綿九五、九四一英磅、獸皮七三、八三六英磅、時計五九、九三一英磅。

輸出總額一、九九三、五二二英磅。中一、九七六、五九〇英磅は濠洲生産品。主要品目—乾果五六一、一七二英磅、羊毛四八二、〇一〇英磅、砂糖四七〇、〇二六英磅、貯藏果實及び果肉七六、八六三英磅、獸脂五〇、二八二英磅、酒精飲料四九、三七一英磅、獸皮四七、六三九英磅、セラチン及び膠三三、二三七英磅。

セイロン 輸入總額八三九、七一七英磅。主要輸入品目—茶七〇三、六一〇英磅、ゴム一〇二、四二八英磅、椰子纖維七、九二六英磅。

輸出總額一、三二六、五六八英磅。總額中一、三二三、四六九英磅は濠洲生産品。主要輸出品目—銀九〇三、八二九英磅、小麦粉一一二、四四四英磅、木材五九、一〇二英磅、牛乳及びクリーム五七、一六六英磅、バター四六、八九九英磅、果實四三、一三三英磅、肉類三六、六五三英磅。

フィジー 輸入總額七七〇、〇〇二英磅。主要輸入品目—金六九八、一八六英磅、コブラ三四、七一六英磅、糖蜜二二、八一九英磅、獸皮三、五五八英磅。

輸出總額六二二、九一六英磅。總額中五三二、八八七英磅は濠洲生産品。主要輸出品目—機械類及び金屬製品一七三、一九四英磅、雜類四五、五二〇英磅、煙草三六、七〇三英磅、藥品及び化學製品三五、四二九英磅、酒精飲料三〇、〇七〇英磅、小麦粉二九、二六四英磅、石炭二五、八一四英磅、陶磁器、硝子其他二〇、一三五英磅、木材一九、三九二英磅、ペンキ及びワニス一四、二一一英磅、衣服及び織物一〇、四九二英磅。

香港 輸入總額三五、五六七英磅。主要輸入品目—ランプ及びランプ

羊毛六五七、四五四英磅、金三七七、四六一英磅、獸皮二一八、五六一英磅、魚類一六六、一一三英磅、木材一三八、五六八英磅、種子八九、七九四英磅、金屬及び機械類七一、〇四一英磅、馬六〇、〇二四英磅、豆類五四、二八六英磅、羊三、三八五英磅、亞麻及び大麻三〇、四五七英磅。

輸出總額六、六八一、九七五英磅。總額中六、一三一、〇一二英磅は濠洲生産品。主要輸出品目—機械類及金屬製品二、〇一三、三二五英磅、木材四四四、九八八英磅、小麦四一七、六九六英磅、衣服及び織物四一六、〇二四英磅、藥品及び化學製品三七九、三五四英磅、紙及び文具三三三、三二〇英磅、光學、外科及び科學器具二二九、七〇一英磅、乾果二三三、八〇三英磅、生果一八五、七八八英磅、煙草一七二、二六八英磅、陶磁器、硝子其他一六四、九八二英磅、果汁漬果實一四六、八八九英磅、ゴム及び皮革一三五、九九四英磅、ペンキ及びワニス一三四、七八九英磅、武器、彈藥其他一三四、三三〇英磅、石炭一〇七、六八九英磅、菓子七五、七七三英磅、酒精飲料五七、七八六英磅、大麥四〇、九九九英磅。

パプア 輸入總額二九一、八七五英磅。主要輸入品目—ゴム九三、八一四英磅、金(銻、粉其他)八三、四九八英磅、ココナツ(加工)四五、四五三英磅、銅マツト三〇、三四一英磅、コブラ一七、一六〇英磅、粗製コーヒー一六、八四九英磅。

輸出總額二九九、三七六英磅。總額中一九〇、八七六英磅は濠洲生産品。主要輸出品目—煙草三五、〇八六英磅、映畫用フィルム二七、二〇六英磅、機械類二六、一八一英磅、金屬製品二五、七二七英磅、肉類一七、八八五英磅、穀物及び豆類一三、〇七七英磅、油一二、一三七英磅、衣服及び織物八、五三八英磅、木材八、三五四英磅。

ニューギニア 輸入總額一、七五二、三〇七英磅。主要輸入品目—金(銻、粉其他)一、五八六、八〇四英磅、ココナツ(加工)七三、八四七英磅、コブラ四三、七九五英磅、銀(銻、塊其他)一三、八八七英磅。

輸出總額七三九、八五七英磅。總額中五一六、三五五英磅は濠洲生産品。主要輸出品目—金屬製品九四、五七四英磅、機械類七五、六九五英磅、肉類六六、一六九英磅、煙草五一、五二四英磅、映寫機及びフィルム五一、三六三英磅

油三八、五九一磅、銀正貨三〇、五六九磅、藥品及び化學製品一八、五一八磅、衣服及び織物一五、〇五四磅、紙及び文具一三、四四七磅、酒精飲料一二、二三五磅、原料及び枝條八、一九一磅、ビスケット五、九五二磅。

南阿聯邦 輸入總額二五四、三三二英磅。主要輸入品目—ダイヤモンド一〇、七一二磅、魚類五〇、〇〇九磅、石棉（粗製）二二、五五〇磅、製革劑八、三四〇磅。

輸出總額八一三、三二六英磅。總額中七九六、二二三磅は濠洲生産品。主要輸出品目—小麦三三一、七八七磅、木材一三五、四四〇磅、機械類及び金屬製品九六、八〇〇磅、衣服及び織物六二、九一〇磅、セラチン及び膠三〇、三三七磅、鞋革一四、六五五磅、藥品及び化學製品一三、六九六磅、運動用具一三、四九七磅、果實一〇、五四三磅、肉類九、一六八磅、石鹼八、三五一磅。

ベルギー 輸入總額九八二、一〇七英磅。主要輸入品目—太物二四八、一八六磅、硝子及び硝子製品二〇八、八九五磅、絨氈及び敷物類九六、六二六磅、手袋六四、九二六磅、寶石六四、四九二磅、鐵鋼製品六〇、七五三磅、機械類四七、三三四磅、紙及び文具二二、六六三磅、亞鉛板一四、一七八磅、武器、彈藥其他一三、二九一磅。

輸出總額五、五四六、五一四英磅。總額中五、五二八、〇二四磅は濠洲生産品。主要輸出品目—羊毛四、六三〇、五三七磅、銀及び銀鉛精三三、五、一六六磅、亞鉛精一、二三八磅、羊皮七四、九八五磅、小麦六一、二九八磅、錫三四、四〇八磅、生果二八、〇三六磅、大麦二二、七七七磅、木材一九、三四七磅、兎皮一八、八四七磅、ウオルフラム鐵一三、二一七磅。

支那 輸入總額四六一、五五九英磅。主要輸入品目—衣服及び織物一四四、八〇九磅、支那桐油其他油類六一、六七五磅、鋼毛其他五二、一五五磅、茶三四、二三〇磅、食用堅果三〇、六二七磅、生薑一一、一五七磅、棉花一一、〇八六磅、米一〇、六八五磅、藥品及び化學製品一〇、一九六磅。

輸出總額三、〇二二、五七一英磅。總額中三、〇二〇、五五九磅は濠洲

生産品。主要輸出品目—小麦一、三五七、〇一〇磅、小麦粉一、三〇七、四三〇磅、羊毛一七三、七三二磅、獸脂三五、二二三磅、バター二二、四六六磅、白糖一八、五一一磅、革靴一三、二五六磅、牛乳及びクリーム一、八三九磅。

チエロスロバキア 輸入總額五〇一、五九八英磅。主要輸入品目—硝子及び硝子製品一〇一、七〇八磅、衣服八三、八三八磅、織物五九、九九九磅、紙四二、六二四磅、機械類三七、二二七磅、寶石三二、三一八磅、鐵及び鋼鐵製品三〇、三四九磅、小間物二一、二二八磅、袋、籃類其他一三、六三五磅。

輸出總額三七八、〇二〇英磅。總額中三七七、九五九磅は濠洲生産品。主要輸出品目—羊毛三四九、七六四磅、鉛塊一〇、一八八磅。

エジプト 輸入總額二〇三、四九九英磅。主要輸入品目—アスファルト及硝子其他一六五、三三六磅、卷煙草用チエロ及び紙五、七二八磅。

輸出總額六〇一、〇一九英磅。總額中五八〇、四五〇磅は濠洲生産品。主要輸出品目—冷凍牛肉一七一、六二六磅、小麦粉一〇六、六四六磅、バター一八二、七一七磅、小麦五四、二八六磅、木材四九、一七二磅、其他肉類三一、〇七三磅。

フランス 輸入總額一、〇二八、一三三英磅。主要輸入品目—衣服一五八、九八一磅、粗製酒一七、八五一磅、精製酒九八、九三五磅、酒精飲料五八、六四二磅、衣裝用レース五七、五七一磅、ビロード織物五六、九八三磅、機械類及金屬製品五三、四〇四磅、オリブ油五〇、七四〇磅、卷煙草用チエロ及び紙四四、八六二磅、ゴム及び樹脂二二、〇二一磅、パイプ、シガーホルダー其他一八、二一三磅、陶器、ガラス其他一六、九八〇磅、香水及び化粧用品一五、八四八磅、肥料一一、三三三磅。

輸出總額九、三八六、一〇九英磅。總額中九、三七〇、八四三磅は濠洲生産品。主要輸出品目—羊毛七、五六六、四五八磅、羊皮一、七〇九、七六八磅、精糖二五、四五九磅。

ドイツ 輸入總額四、一三二、二二二英磅。主要輸入品目—機械類九一、二、三一〇磅、金屬製品五三七、〇九五磅、藥品及び化學製品四七六、七

三七磅、紙及文具三二六、七四一磅、光學及科學器具二四一、八四八磅、陶磁器、硝子製品其他二〇四、五二七磅、絹太物一五一、八四一磅、手袋一二九、八五九磅、時計八二、九一六磅、裝飾品五九、九〇四磅、絹以外の太物五八、一六〇磅、油五五、九一三磅、袋、籃類其他五一、〇〇八磅、太物以外の織物四五、三三一磅。

輸出總額二、六五二、四二〇英磅。總額中二、六二四、五二五磅は濠洲生産品。主要輸出品目—羊毛一、九九四、三二〇磅、獸皮二三四、三六四磅、生鮮林檎一一四、五二九磅、小麦七一、七九七磅、ウオルフラム六八、二五三磅、獸脂二六、九九八磅、金屬及び金屬製品一九、七六九磅、ニイカリ油、一四、〇六一磅。

イタリア 輸入總額六八五、四五三英磅。主要輸入品目—粗製酒石八三、二二三磅、絹類物七七、七二三磅、人絹糸七四、一五四磅、太物以外の織物五八、七六八磅、手袋四七、四六一磅、精油四四、七〇一磅、獸皮三六、七三一磅、機械類及び金屬製品三六、〇三四磅、オリブ油二九、六七九磅、大麻二九、〇四二磅、食用堅果一六、〇四〇磅。

輸出總額一、二二一、三二六英磅。總額中一、一九五、六一五磅は濠洲生産品。主要輸出品目—羊毛一、一七五、三〇四磅、獸脂八、〇六四磅、獸五、〇九三磅。

日本 輸入總額四、〇九三、一九一英磅。主要輸入品目—絹又は絹交織太物一、一六〇、七六一磅、木綿及びリンネル太物七二六、〇五〇磅、生糸三九〇、九〇〇磅、其他太物二一〇、九〇六磅、衣服一八八、五四七磅、太物以外織物一八三、六四四磅、機械類及び金屬製品一六七、五七〇磅、魚類一五三、二七〇磅、小間物、玩具其他一三六、五〇〇磅、家事用陶器一二六、〇八五磅、紙及び文具八八、四四八磅、糸五六、二四四磅、硝子及び硝子製品三六、六四八磅。

輸出總額四、八六五、四六九英磅。總額中四、七三〇、八〇一磅は濠洲生産品。主要輸出品目—羊毛三、八〇四、一一〇磅、（二十八字前除）牛皮其他獸皮一四三、八八二磅、（八字前除）小麦六一、九四四磅、（八字前除）高瀬貝四一、六七八磅、牛乳及びクリーム三六、五九三磅。

オランダ 輸入總額七〇〇、七〇九英磅。主要輸入品目—人絹糸一九五、三七六磅、電氣機械、器具八三、六〇四磅、キャラメル、ココア、バター其他四三、七七四磅、太物四〇、六三三磅、寶石三八、七二四磅、ランプ、ランプ器具二七、六六一磅、紙二三、九九二磅、針金一五、九七八磅。

輸出總額一、〇三八、六二七英磅。總額中九二二、一八七磅は濠洲生産品。主要輸出品目—羊毛八二六、二九九磅、小麦粉三九、三二一磅、機械類及び金屬製品二四、一二五磅、獸皮二四、〇〇七磅、生果一四、五五〇磅。

蘭印 輸入總額七、一一九、七八五英磅。主要輸入品目—揮發油三、四三一、〇五四磅、茶一、六二二、六二四磅、純淨油六三六、二八八磅、燈油四三一、八二二磅、其他石油二九三、二二〇磅、カポタ二〇六、五一八磅、原油一九八、四五三磅、生ゴム一三七、四七五磅、大麻一二七、〇四三磅、蠟四七、四九一磅、コーヒ一三三、四七九磅。

輸出總額一、三三九、六〇〇英磅。總額中一、三六八、一一三磅は濠洲生産品。主要輸出品目—小麦粉六四七、七四六磅、バター二七六、〇二五磅、機械類及び金屬製品一三一、八二二磅、ペーコン及びハム四四、三五七磅、生果三二、七二五磅、鞋革二六、四八一磅、麥芽二六、三五九磅、ビスケット二五、三五〇磅、石炭二一、二〇七磅、獸脂九、五四八磅。

ノルウェー 輸入總額三七八、八〇八英磅。主要輸入品目—罐詰魚類八三、二二三磅、筆記及びタイプライター用紙六四、九四五磅、金屬製品五三、三一三磅、仕上材三八、〇四〇磅、印刷用紙三七、九五一磅、包装用紙二〇、九〇七磅、其他紙類一五、六三六磅、油一一、七八七磅、木材パルプ一〇、二六三磅。

輸出總額二五、二六三英磅。總額中二五、二〇三磅は濠洲生産品。主要輸出品目—羊毛一九、八九五磅、生林檎一、六六九磅、牛皮一、三九〇磅。

太平洋諸島（英領及び外屬領） 輸入總額三、八一〇、八三一英磅。主要輸入品目—金二、三六九、〇六七磅、錫八二七、二二九磅、コブラ一七四、九一九磅、コ、ナツ（加工）一九、三〇二磅、生ゴム九八、三三〇磅、木材二八、九五三磅、糖蜜二二、八一九磅、銀一七、四九一磅、貝類一四、九五三磅、獸皮一一、五九二磅、バナラ豆九、五〇八磅。

輸出總額二、四五八、九二九磅。中一、八八三、七四二磅は濠洲生産品。主要輸出品目—金屬製品二八九、四六七磅、機械類二〇三、六二二磅、煙草一七二、一五八磅、肉類一二三、〇七〇磅、小麦粉一一六、七三六磅、石炭一三、五三五磅、酒精飲料一〇〇、三九九磅、製糖機及びフィルム九一、八〇四磅、油八八、一四六磅、藥品及び化學製品八六、七二四磅、衣服及び織物八〇、一三七磅、コークス四九、九一〇磅、糖類四八、五六五磅、木材四六、二一三磅、陶磁器、セメント其他四五、〇七二磅、蔬菜三八、九五八磅、牛乳及びクリーム三四、四一九磅、銀三一、八六九磅、ペンキ及びワニス三一、〇六〇磅、ゴム及び皮革三〇、七三七磅、武器彈藥及び火藥三〇、四一八磅、紙及び文具三〇、〇〇二磅、ビスケット二九、五四〇磅、茶二九、二一七磅、バター二九、二〇三磅。

ファイリッピン 輸入總額一、二〇、七七四英磅。主要輸入品目—木材五八、三九一磅、大麻五六、五九一磅、帽子用品三、〇四八磅。

輸出總額四九八、八九三磅。總額中四九七、四五六磅は濠洲生産品。主要輸出品目—小麦粉二二、〇一八磅、肉類六四、二八九磅、バター五五、七四〇磅、牛乳及びクリーム三四、八七三磅、カーバイド、カルシウム二、二五六磅、チーズ七、三〇八磅。

ポーランド 輸入總額三一、三三三英磅。主要輸入品目—木材六、七三三磅、捲煙草用チューブ及び紙五、三五四磅、機械及び金屬製品三、三二一磅、瀝青及びタール一、六八九磅。

輸出總額四二五、六五一磅。主要輸出品目—羊毛四〇二、六〇六磅、羊皮二〇、三九五磅。

スベイン 輸入總額七〇、七一五英磅。主要輸入品目—コークス其他二七、二五二磅、葡萄酒六、五五七磅、粉糖具六、一三四磅、甘草三、五二八磅、食用堅果三、三三七磅、罐詰魚類二、〇三七磅。輸出總額九五四磅。

スエーデン 輸入總額九四六、七一八英磅。主要輸入品目—機械類二五〇、一二七磅、紙一八八、〇二五磅、製紙用パルプ一六三、五四九磅、金屬製品一〇五、九七六磅、木材材及び木製品九〇、九三三磅、真空掃除器八八、八二五磅。

輸出總額六三七、〇三八磅。主要輸出品目—羊毛四八一、三四六磅、生鮮林檎六一、一八七磅、牛皮三〇、三五七磅、ウォールフラム二九、八〇〇磅。

スイス 輸入總額九四〇、三三二英磅。主要輸入品目—機械類及び金屬製品二八八、四九九磅、時計二七〇、八三九磅、衣服類七六、二五〇磅、絹太物六八、八七七磅、藥品及び化學製品五四、〇五六磅、木綿、リンネル太物三三、二四一磅、ハンケチ三二、〇四七磅、帽子用麥桿田二八、七五七磅。輸出總額一七八、五六〇磅。主要輸出品目—羊毛一六七、二〇五磅、時計及び小間物四、九一一磅。

米 輸入總額一四、六四八、六六七英磅。主要輸入品目—自動車及部品二、〇七四、二一一磅、煙草(粗葉)一、七一一、四三五磅、其他機械一、二二二、〇四八磅、動力機械一、〇五九、一六三磅、揮發油七二八、八八八磅、潤滑油(重油)七三、五八五磅、電氣機械類五四八、三一七磅、藥品及び化學製品五一六、九七七磅、硫黃四八六、七〇二磅、紙及び文具具三七二、五七二磅、鐵及び鋼鐵板及び薄板三六四、三六九磅、フィルム三四七、六八一磅、木材、枝條、二九七、〇六九磅、金屬工作機械類二九一、九七八磅、衣服及び織物二八一、七六六磅、航空機及び部品二五九、一六八磅、ソーセージ包装一九八、三三八磅、工具類一九〇、五〇八磅、鑛山機械一八七、九六六磅、人造纖維一三二、七三三磅、ペンキ及びワニス二〇、一一一磅、計算器一〇六、六六七磅、ゴム及び樹脂一一〇、四九八磅。

輸出總額一九、五六二、三七六磅。總額中一六、四一一、三二四磅は濠洲生産品。主要輸出品目—金一五、九四八、三三八磅、羊毛一、三四六、一八七磅、精糖五七三、〇四〇磅、兔皮三九二、四三三磅、ソーセージ包装二五九、九五七磅、カンガルー皮一六九、〇一一磅、獸皮一四二、三七八磅、眞珠貝一四〇、二五一磅。

聯 輸入總額一二九、三四四英磅。主要輸入品目—魚類四三、〇四四磅、獸皮四一、三九九磅、油類二〇、五九四磅、毛皮一三、四四八磅。輸出總額二七八、四六〇磅。主要輸出品目—小麦二七七、三五九磅。

羊毛一、〇八六磅。

第七節 東洋諸國との貿易

- 一 主要輸出品
- 二 商品輸出仕向國
- 三 東洋諸國よりの商品輸入額

次表は一九三四—三五、一九三八—三九年度の東洋諸國に對する濠洲及び其他の生産品の濠洲輸出額を示す。右關係國は英領ボルネオ、ビルマ、セイロン、支那、佛印、香港、印度、日本、朝鮮、關東州、マレー、滿洲

東洋諸國への輸出總額 (磅)

品名	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
ビスケット	三六、七七一	五、六六九	四、五五五	一〇、一	七、五五五
タバコ	五、三三三	三、五五八	三、九六七	三、三三三	三、三三三
ナ	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
石炭	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
果實	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
生鮮	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
乾燥	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
穀類	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
小麥	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
小麥粉	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
其他(精製及び未精製)	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
乾草、秣及び厩舎糧	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
馬	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

蘭印、フィリッピン諸島、泰、チモール及び印度内の佛及び葡萄牙領である。一九三三—三四年に著しく減退した後、東洋諸國との貿易は次の二年間には實質的に増加し、羊毛、小麦、小麦粉及び鑽石の輸出増加が見られた。一九三五—三六年輸出額は二五、五三二、五一八磅を示し、一九二八—二九年以来の最高記録であつた。一九三六—三七年には日本との羊毛貿易大減退の結果、東洋諸國への輸出額は、八〇〇萬磅以上大幅に減少した。又日本及び支那への小麦積出も同期間に二〇〇萬磅近く減少した。輸出額は一九三七—三八年にも尙減少したが、羊毛價格下落と共に日本の羊毛買付額減少が、その主原因であつた。主に小麦の大量積出により輸出額は一九三八—三九年に一〇〇萬磅以上に増加した。

東洋諸國よりの輸入額 (英磅)

原産國	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
支那	六、四七、一三七	六、五七、一七六	六、六八、四三三	六、七〇、三〇〇	六、七二、五九六
香港	三、六六七	三、六、七三三	三、六、七三三	三、六、七三三	三、六、七三三
印度、ビルマ、セイロン	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三
日本	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三
日領	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三
マレー(英領)	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三
滿洲(關東州を含む)	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三
關島	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三
フィリピン	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三
その他東洋諸國	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三	三、三六、七三三
計	一、三六、七三三	一、三六、七三三	一、三六、七三三	一、三六、七三三	一、三六、七三三

第八節 外國貿易の分類概要

- 一 輸入額 二 輸出額 三 主要商品輸入額 四 濠洲主要生産品輸出
- 五 商船、正貨及び地金輸入額 六 商品正貨及び地金輸出額 七 關稅
- 分類による輸入價額 八 輸入額及び純關稅收入 九 保護及び收入關稅

一 輸入額

次表は一九二二年七月一日施行の統計分類法による最近五年間各年の濠洲輸入額を示す。

種目	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
1 動物性食料品、其他	一、四三三、八六六	一、五三九、八八三	一、五三九、八八三	一、五三九、八八三	一、五三九、八八三
2 植物性食料品、非酒精飲料、其他	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三

種目	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
3 酒精飲料、其他	六、六六、一〇一	六、六六、一〇一	六、六六、一〇一	六、六六、一〇一	六、六六、一〇一
4 烟草	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一
5 動物性物品、其他	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一
6 植物性物品、其他	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一
7 衣服類、織物、其他	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一
8 油、脂肪、蠟	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一
9 塗料及びワニス	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一
10 鐵石、石材、其他	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一
11 金屬、金屬製品、機械類	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一
12 ゴム、皮革、其他	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一
13 木材、柳枝、其他	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一
14 陶器、其他	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一
15 紙、文房具、其他	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一
16 寶石、其他	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一
17 寶飾、外科及び科學器具	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一
18 藥品及び化學製品	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一
19 雜貨	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一
20 金、銀、青銅貨	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一
21 計	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一	一、六六、一〇一

(a) 「9」の總額は「20」に包含。(b) 未發表 (c) 商品のみ。

二 輸出額

次表に濠洲輸出を輸入と同様の分類による品目で示す。(A)濠洲生産物、(B)濠洲以生産物(再輸出品)、(C)輸出總額に區別する。

種目別輸出額(洋幣)

A 亞洲生產物

種目	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
1 動物性食料品, 其他	三〇, 八四一, 七〇	三二, 八八八, 八〇〇	三三, 五七〇, 六六六	三三, 三三三, 三三三	三三, 三三三, 三三三
2 植物性食料品, 非酒精飲料其他	三, 七五八, 八七〇	三, 七五八, 八七〇	三, 七五八, 八七〇	三, 七五八, 八七〇	三, 七五八, 八七〇
3 酒精飲料其他	一, 〇七六, 六六六	一, 〇七六, 六六六	一, 〇七六, 六六六	一, 〇七六, 六六六	一, 〇七六, 六六六
4 烟草其他	一, 五八, 〇〇〇	一, 五八, 〇〇〇	一, 五八, 〇〇〇	一, 五八, 〇〇〇	一, 五八, 〇〇〇
5 動物性物品其他	一, 九, 〇〇〇	一, 九, 〇〇〇	一, 九, 〇〇〇	一, 九, 〇〇〇	一, 九, 〇〇〇
6 動物性物品其他	一, 〇, 〇〇〇	一, 〇, 〇〇〇	一, 〇, 〇〇〇	一, 〇, 〇〇〇	一, 〇, 〇〇〇
7 食物性物品其他	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇
8 衣服類, 織物, 其他	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇
9 漆料及びワニス類	七, 七〇〇, 〇〇〇	七, 七〇〇, 〇〇〇	七, 七〇〇, 〇〇〇	七, 七〇〇, 〇〇〇	七, 七〇〇, 〇〇〇
10 鑲石, 石材其他	一, 二九, 六六六	一, 二九, 六六六	一, 二九, 六六六	一, 二九, 六六六	一, 二九, 六六六
11 鑲石, 石材其他	一, 〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇, 〇〇〇
12 金屬, 金屬製品, 機械類	六, 八二二, 九〇〇	六, 八二二, 九〇〇	六, 八二二, 九〇〇	六, 八二二, 九〇〇	六, 八二二, 九〇〇
13 ゴム, 橡革其他	七, 〇〇〇, 〇〇〇	七, 〇〇〇, 〇〇〇	七, 〇〇〇, 〇〇〇	七, 〇〇〇, 〇〇〇	七, 〇〇〇, 〇〇〇
14 木材, 柳枝其他	六, 六六六, 六六六	六, 六六六, 六六六	六, 六六六, 六六六	六, 六六六, 六六六	六, 六六六, 六六六
15 陶器其他	一, 五〇〇, 〇〇〇	一, 五〇〇, 〇〇〇	一, 五〇〇, 〇〇〇	一, 五〇〇, 〇〇〇	一, 五〇〇, 〇〇〇
16 玻璃, 文房其他	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇
17 寶石, 其他	九, 九九九, 九九九	九, 九九九, 九九九	九, 九九九, 九九九	九, 九九九, 九九九	九, 九九九, 九九九
18 光學, 外科及び科學器具	一, 九一九, 九一九	一, 九一九, 九一九	一, 九一九, 九一九	一, 九一九, 九一九	一, 九一九, 九一九
19 藥品及び化學製品	五, 五五五, 五五五	五, 五五五, 五五五	五, 五五五, 五五五	五, 五五五, 五五五	五, 五五五, 五五五
20 雜貨	七, 七七七, 七七七	七, 七七七, 七七七	七, 七七七, 七七七	七, 七七七, 七七七	七, 七七七, 七七七
21 金, 銀, 青銅貨	二, 〇〇〇, 〇〇〇	二, 〇〇〇, 〇〇〇	二, 〇〇〇, 〇〇〇	二, 〇〇〇, 〇〇〇	二, 〇〇〇, 〇〇〇

計

B 亞洲以外生產物—再輸出品

計	(a) 一九三五—三六	(a) 一九三六—三七	(a) 一九三七—三八	(a) 一九三八—三九	(a) 一九三九—四〇
1 動物性食料品, 其他	三, 七六六, 六六六	三, 七六六, 六六六	三, 七六六, 六六六	三, 七六六, 六六六	三, 七六六, 六六六
2 植物性食料品, 非酒精飲料其他	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇
3 酒精飲料其他	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇
4 烟草其他	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇
5 動物性物品其他	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇
6 動物性物品其他	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇
7 食物性物品其他	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇
8 衣服類, 織物其他	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇
9 漆料及びワニス類	七, 七〇〇, 〇〇〇	七, 七〇〇, 〇〇〇	七, 七〇〇, 〇〇〇	七, 七〇〇, 〇〇〇	七, 七〇〇, 〇〇〇
10 鑲石, 石材其他	一, 二九, 六六六	一, 二九, 六六六	一, 二九, 六六六	一, 二九, 六六六	一, 二九, 六六六
11 鑲石, 石材其他	一, 〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇, 〇〇〇
12 金屬, 金屬製品, 機械類	六, 八二二, 九〇〇	六, 八二二, 九〇〇	六, 八二二, 九〇〇	六, 八二二, 九〇〇	六, 八二二, 九〇〇
13 ゴム, 橡革其他	七, 〇〇〇, 〇〇〇	七, 〇〇〇, 〇〇〇	七, 〇〇〇, 〇〇〇	七, 〇〇〇, 〇〇〇	七, 〇〇〇, 〇〇〇
14 木材, 柳枝其他	六, 六六六, 六六六	六, 六六六, 六六六	六, 六六六, 六六六	六, 六六六, 六六六	六, 六六六, 六六六
15 陶器其他	一, 五〇〇, 〇〇〇	一, 五〇〇, 〇〇〇	一, 五〇〇, 〇〇〇	一, 五〇〇, 〇〇〇	一, 五〇〇, 〇〇〇
16 玻璃, 文房其他	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇	三, 〇〇〇, 〇〇〇
17 寶石, 其他	九, 九九九, 九九九	九, 九九九, 九九九	九, 九九九, 九九九	九, 九九九, 九九九	九, 九九九, 九九九
18 光學, 外科及び科學器具	一, 九一九, 九一九	一, 九一九, 九一九	一, 九一九, 九一九	一, 九一九, 九一九	一, 九一九, 九一九
19 藥品及び化學製品	五, 五五五, 五五五	五, 五五五, 五五五	五, 五五五, 五五五	五, 五五五, 五五五	五, 五五五, 五五五
20 雜貨	七, 七七七, 七七七	七, 七七七, 七七七	七, 七七七, 七七七	七, 七七七, 七七七	七, 七七七, 七七七
21 金, 銀, 青銅貨	二, 〇〇〇, 〇〇〇	二, 〇〇〇, 〇〇〇	二, 〇〇〇, 〇〇〇	二, 〇〇〇, 〇〇〇	二, 〇〇〇, 〇〇〇

1	動物性食料品其他	三,五七,六六八	三二,〇〇,九六六	三三,九六,七七一	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九
2	植物性食料品,非酒精飲料其他	三,五七,六六八	三二,〇〇,九六六	三三,九六,七七一	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九
3	酒精飲料其他	三,五七,六六八	三二,〇〇,九六六	三三,九六,七七一	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九
4	烟草其他	三,五七,六六八	三二,〇〇,九六六	三三,九六,七七一	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九
5	動物性物品其他	三,五七,六六八	三二,〇〇,九六六	三三,九六,七七一	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九
6	植物性物品其他	三,五七,六六八	三二,〇〇,九六六	三三,九六,七七一	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九
7	衣服,鞋物其他	三,五七,六六八	三二,〇〇,九六六	三三,九六,七七一	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九
8	油脂,蜜,蠟	三,五七,六六八	三二,〇〇,九六六	三三,九六,七七一	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九
9	燃料及纤维	三,五七,六六八	三二,〇〇,九六六	三三,九六,七七一	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九
10	金属,石材其他	三,五七,六六八	三二,〇〇,九六六	三三,九六,七七一	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九
11	金属,金銀製品,機械類	三,五七,六六八	三二,〇〇,九六六	三三,九六,七七一	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九
12	木材,柳枝其他	三,五七,六六八	三二,〇〇,九六六	三三,九六,七七一	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九
13	陶器,玻璃,其他	三,五七,六六八	三二,〇〇,九六六	三三,九六,七七一	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九
14	紙,文房具其他	三,五七,六六八	三二,〇〇,九六六	三三,九六,七七一	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九
15	寶石,其他	三,五七,六六八	三二,〇〇,九六六	三三,九六,七七一	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九
16	光學,外科及科学器具	三,五七,六六八	三二,〇〇,九六六	三三,九六,七七一	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九
17	藥品及化学製品	三,五七,六六八	三二,〇〇,九六六	三三,九六,七七一	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九
18	金,銀,青銅貨	三,五七,六六八	三二,〇〇,九六六	三三,九六,七七一	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九
19	雜貨	三,五七,六六八	三二,〇〇,九六六	三三,九六,七七一	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九
20	計	三,五七,六六八	三二,〇〇,九六六	三三,九六,七七一	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九
21	計	三,五七,六六八	三二,〇〇,九六六	三三,九六,七七一	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九	三三,五三,四九九

(a) 英貨推算額—一九三五—三六六、六二二、三七八磅。一九三六—三七年、一二六、五〇一、五三四磅。一九三七—三八年、一二二、六七五、九九一磅。一九三八—三九年、一〇八、一六八、一六六磅。一九三九—四〇〇年、一一七、二八〇、八九一磅。(b) 英貨推算額—一九三五—三六六、六二二、三七八磅。一九三六—三七年、一二六、五〇一、五三四磅。一九三七—三八年、一二二、六七五、九九一磅。一九三八—三九年、一〇八、一六八、一六六磅。一九三九—四〇〇年、一一七、二八〇、八九一磅。(c) 英貨推算額—一九三五—三六六、六二二、三七八磅。一九三六—三七年、一二六、五〇一、五三四磅。一九三七—三八年、一二二、六七五、九九一磅。一九三八—三九年、一〇八、一六八、一六六磅。一九三九—四〇〇年、一一七、二八〇、八九一磅。(d) 未發表。(e) 商品のみ。

三 主要商品輸入額

次表は最近五年間の濠洲輸入主要商品の数量(但し数字の判明せる限り)及び價額を示す。品目は明細なる分類配列による。

主要輸入品(英貨)

品名	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
罐詰魚類(封度)	三六,〇五九,六七七	三九,八六六,〇〇〇	三九,三三三,〇七五	三九,三三三,〇七五	三九,三三三,〇七五
茶(封度)	七,七三〇,〇〇〇	八,九一〇,〇〇〇	八,九一〇,〇〇〇	八,九一〇,〇〇〇	八,九一〇,〇〇〇
ウイスキー(ガロン)	四,六六八,七〇〇	四,六六八,七〇〇	四,六六八,七〇〇	四,六六八,七〇〇	四,六六八,七〇〇
烟草及同製品(磅)	三,〇七〇,〇〇〇	三,〇七〇,〇〇〇	三,〇七〇,〇〇〇	三,〇七〇,〇〇〇	三,〇七〇,〇〇〇
コップ(cwt)	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
皮革	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
紙用パルプ	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
靴	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
其他裝飾品	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
計	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇

(a) スーパーで計量されない製材を除く (b) 未発表 (c) 商品のみ。

輸入品種 (ク)	数量 (噸)	数量 (噸)	数量 (噸)	数量 (噸)	数量 (噸)
農具	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
農具工作機械 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
動力機械 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
鐵鋼	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
パイプ及びチューブ (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
板及び薄板 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
刃物及び鍍金品 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
工器具 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
自動車、車載、車體及び部品 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
ゴム及びゴム製品 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
製材(丸太を含む) (スーパー噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
陶磁器類 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
ガラス及びガラス製品 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
印刷用紙 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
文房具及び紙製品 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
映畫フィルム (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
藥品、化學製品、肥料 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
武器及び火薬 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
樂器、ピアノその他 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
外装用箱 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
其他 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000

輸入品種 (ク)	数量 (噸)	数量 (噸)	数量 (噸)	数量 (噸)	数量 (噸)
農具	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
農具工作機械 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
動力機械 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
鐵鋼	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
パイプ及びチューブ (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
板及び薄板 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
刃物及び鍍金品 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
工器具 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
自動車、車載、車體及び部品 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
ゴム及びゴム製品 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
製材(丸太を含む) (スーパー噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
陶磁器類 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
ガラス及びガラス製品 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
印刷用紙 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
文房具及び紙製品 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
映畫フィルム (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
藥品、化學製品、肥料 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
武器及び火薬 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
樂器、ピアノその他 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
外装用箱 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
其他 (噸)	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000

四 濠洲主要生産品輸出

(a) 数量 次表は一九三四—三五年乃至一九三八—三九年五年間の濠洲主要生産品輸出数量を示す。品目は明細なる分類配列による。一九三九—四〇年の詳細は未発表。

主要輸出品数量

品名	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
バター (セントナル)	三、六五五、八八九	二、一三六、四四三	一、七五七、〇九三	一、九七三、四五六	二、三九五、四三六
チーズ (セントナル)	一、六二、二五九	一、九七、七三九	一、九七、二五九	二、七三、四三三	三、五九、二二六
鶏卵 (打)	三、一七、八七〇	一、七、五五二	一、六、四九四	二、一、三三七	一、〇一、四四三
牛肉 (セントナル)	二、二一〇、九一九	一、九六、三三三	二、一、六六五	二、九六、〇三三	二、七九、六六六
豚肉 (セントナル)	一、三三、七九七	一、五三、七九七	一、六六、八五九	一、五三、五三三	一、五三、五三三
羊肉 (セントナル)	六、〇一、一四四	三、六六、三九三	四、五、七三三	四、三、四三三	二、八、五五六
牛乳及びクリーム	一、五、四九三	二、五、四九三	三、〇、〇一〇	三、七、一三三	四、〇、〇一〇
乾果	一、二七、六九九	一、一四、九九六	一、一四、九九六	一、一四、九九六	一、一四、九九六
生果	二、二八、四三三	二、五、七三三	二、五、七三三	二、五、七三三	二、五、七三三
小麦	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三
砂糖	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三
葡萄酒	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三
草(製品)	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三
羊毛	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三
眞珠	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三
白脂	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三
豚脂	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三

品名	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
石炭 (噸)	一〇、一、一五九	一〇、一、一五九	一〇、一、一五九	一〇、一、一五九	一〇、一、一五九
精糖 (cwt)	二、二、三三三	二、二、三三三	二、二、三三三	二、二、三三三	二、二、三三三
銅	六、九、一八八	六、九、一八八	六、九、一八八	六、九、一八八	六、九、一八八
鉛	五、七、三三三	五、七、三三三	五、七、三三三	五、七、三三三	五、七、三三三
亜鉛	三、〇、〇七三	三、〇、〇七三	三、〇、〇七三	三、〇、〇七三	三、〇、〇七三
錫	七、三、三三三	七、三、三三三	七、三、三三三	七、三、三三三	七、三、三三三
製材(丸太を含む)	一〇、一、一五九	一〇、一、一五九	一〇、一、一五九	一〇、一、一五九	一〇、一、一五九
石炭 (セントナル)	一〇、一、一五九	一〇、一、一五九	一〇、一、一五九	一〇、一、一五九	一〇、一、一五九

(b) 價額 一九三五—三六年乃至一九三九—四〇年濠洲の主要輸出品の價額を次表に示す。

主要輸出品價額 (米磅)

品名	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
バター	九、八、三三三	八、八、一〇〇	一〇、七、八〇〇	一三、八、二〇〇	一五、八、四〇〇
チーズ	一、七、七三三	一、九、七三三	一、九、七三三	二、七、三三三	三、五、九三三
鶏卵	八、七、三三三	八、七、三三三	八、七、三三三	八、七、三三三	八、七、三三三
牛肉	七、三、三三三	七、三、三三三	七、三、三三三	七、三、三三三	七、三、三三三
豚肉	六、九、一八八	六、九、一八八	六、九、一八八	六、九、一八八	六、九、一八八
羊肉	五、七、三三三	五、七、三三三	五、七、三三三	五、七、三三三	五、七、三三三
牛乳	四、四、三三三	四、四、三三三	四、四、三三三	四、四、三三三	四、四、三三三
乾果	三、〇、〇七三	三、〇、〇七三	三、〇、〇七三	三、〇、〇七三	三、〇、〇七三
生果	二、二、三三三	二、二、三三三	二、二、三三三	二、二、三三三	二、二、三三三
小麦	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三
砂糖	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三
葡萄酒	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三
草(製品)	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三
羊毛	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三
眞珠	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三
白脂	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三
豚脂	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三	一、四、四三三

輸出品	總額	商 品				正貨及地金	總輸入額
		無稅品	有稅品	計	品		
砂	糖(蔗)	二七五,九三三	一,七〇七,〇〇〇	一,〇〇三,九九九	九,〇三三,三三三	一,七〇七,〇〇〇	六,一八五,七九七
葡萄	草(製品)	九三二,六三〇	一,〇〇三,九九九	一,〇〇三,九九九	九,〇三三,三三三	一,〇〇三,九九九	九,〇三三,三三三
煤	皮	一,〇〇三,九九九	一,〇〇三,九九九	一,〇〇三,九九九	九,〇三三,三三三	一,〇〇三,九九九	一,〇〇三,九九九
羊	毛	五,六四九,四三七	七,三六六,四九九	六,一〇〇,七六六	九,〇三三,三三三	六,一〇〇,七六六	一,五七〇,七六六
眞	珠	三,三九九,五〇〇	三,三九九,五〇〇	三,三九九,五〇〇	九,〇三三,三三三	三,三九九,五〇〇	三,三九九,五〇〇
白	糖(粗製)	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	九,〇三三,三三三	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
石	鐵	二,七六六,五五五	二,七六六,五五五	二,七六六,五五五	九,〇三三,三三三	二,七六六,五五五	二,七六六,五五五
精	鐵	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	九,〇三三,三三三	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
銅	粉	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	九,〇三三,三三三	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
鉛	塊	八,三七七,八八一	八,三七七,八八一	八,三七七,八八一	九,〇三三,三三三	八,三七七,八八一	八,三七七,八八一
錫	塊	九,〇五二,二二二	九,〇五二,二二二	九,〇五二,二二二	九,〇三三,三三三	九,〇五二,二二二	九,〇五二,二二二
亞	粉	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	九,〇三三,三三三	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
錫	皮	六,九九九,九九九	六,九九九,九九九	六,九九九,九九九	九,〇三三,三三三	六,九九九,九九九	六,九九九,九九九
製	材(九火を含む)	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	九,〇三三,三三三	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
石	皮	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇三三,三三三	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇
金	他	六,五九九,五九九	六,五九九,五九九	六,五九九,五九九	九,〇三三,三三三	六,五九九,五九九	六,五九九,五九九
銀	他	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	九,〇三三,三三三	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
其	他	二,二二二,二二二	二,二二二,二二二	二,二二二,二二二	九,〇三三,三三三	二,二二二,二二二	二,二二二,二二二

(a) スーパーで計量されない製材を除く。(b) 英貨推算額—一九三五—三六年、一〇六、六二二、三七八磅。一九三六—三七年、一二六、五〇一、五三四磅。一九三七—三八年、一二二、六七五、九五四磅。一九三八—三九年、一〇七、五一〇、六五五磅。一九三九—四〇年、一一七、二八〇、八九〇磅。(c) 未発表。(d) 商品のみ。

五 商品、正貨及び地金輸入額

次表は商品、正貨及び地金に大別した最近五年間各年の濠洲輸入品英貨價額を、商品輸入額は更に「無税」及び「有税」品に細別して示す。

年 度	商 品			正貨及地金	總輸入額
	無稅品	有稅品	計		
一九三五—三六	三三,六三三,四六五	五,八七〇,八六六	八,五二二,三三二	一,七三二,二七	(a) 八五,三三三,四六五
一九三六—三七	三七,七五五,六五五	五,八五五,九七七	六,五五五,九九〇	二,〇四六,八八三	(a) 三三,六三三,四六五
一九三七—三八	四四,二二二,七九九	六,五五五,九七七	一一,二七七,三三三	二,〇四六,八八三	(a) 四四,二二二,七九九
一九三八—三九	四〇,六五五,一五五	六,五五五,九七七	六,五五五,九七七	二,〇四六,八八三	(a) 四〇,六五五,一五五
一九三九—四〇	五〇,三三三,七六六	六,五五五,九七七	六,五五五,九七七	二,〇四六,八八三	(a) 五〇,三三三,七六六

(a) 濠洲推算額—一九三五—三六年、一〇六、七七八、七〇五磅。一九三六—三七年、一一六、〇三二、一八〇磅。一九三七—三八年、一四二、七五三、七六三磅。一九三八—三九年、一二七、九五〇、八三一磅。(b) 一九三九—四〇年、一四四、八八三、五七〇磅。(c) 未発表。

六 商品、正貨及び地金輸出額

次表は輸出額を濠洲産及び外國産に区分し、商品、正貨及び地金の項目別に最近五年間各年の濠洲輸出額を示す。

年 度	商 品			正貨及地金		輸出品合計 (a)
	濠洲産	外國産	計	濠洲産	外國産	
一九三五—三六	二二,八三三,八七七	一,八七〇,八六六	二四,七〇四,七四三	一一,七〇〇,元	一三,五五五,三三三	一三,五五五,三三三
一九三六—三七	二七,六三三,七三三	一,八七〇,八六六	二九,五〇四,六〇〇	九,三三三,三三三	二〇,一七〇,二六六	二〇,一七〇,二六六
一九三七—三八	三三,三三三,三三三	一,八七〇,八六六	三五,二〇四,二〇〇	九,三三三,三三三	二五,八七〇,八六六	二五,八七〇,八六六
一九三八—三九	三〇,六五五,一五五	一,八七〇,八六六	三二,五二六,〇二一	九,三三三,三三三	二三,一九二,六八八	二三,一九二,六八八
一九三九—四〇	三六,六六六,六六六	一,八七〇,八六六	三八,五三七,五三三	九,三三三,三三三	二九,二〇四,二〇〇	二九,二〇四,二〇〇

年次	(a)	(b)	(c)	(d)
一九三九—四〇	二七,三六〇,八九	一,八八五,三三三	二八,七三三,三三	二七,三六〇,八九
一九三八—三九	二九,五三〇,五〇	一,〇三三,七五七	二九,五三〇,五〇	二九,五三〇,五〇
一九三七—三八	二六,六八三,〇三六	一,五九七,七三三	二六,六八三,〇三六	二六,六八三,〇三六

(a) 船舶用品の價額を含まず、税務表参照 (b) 洋貨 (c) 英貨 (d) 未発表

七 關稅分類による輸入額

次表に最近五年間濠洲輸入額を關稅の一六種分類により類別して示す。

關稅分類別輸入額 (英磅)

關稅分類	輸入額				
	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
1 酒精飲料	八,〇〇一,〇七九	七,七五五,四四四	九,九一四,〇三	九,〇〇〇,〇〇〇	一三,六三三,〇〇〇
2 烟草及製糖	一,六三三,三三六	一,七三三,七七一	一,八三三,三三三	一,九三三,三三三	二,〇三三,三三三
3 砂糖	一,二三三,三三三	一,三三三,三三三	一,四三三,三三三	一,五三三,三三三	一,六三三,三三三
4 農産物及食料品	五,八三三,三三三	六,三三三,三三三	六,八三三,三三三	七,三三三,三三三	七,八三三,三三三
5 織物,フェルト,毛皮及び同製品,服装品	一,五三三,三三三	一,六三三,三三三	一,七三三,三三三	一,八三三,三三三	一,九三三,三三三
6 金屬及び機械類	一,七三三,三三三	一,八三三,三三三	一,九三三,三三三	二,〇三三,三三三	二,一三三,三三三
7 油,塗料,ワニス	一,〇三三,三三三	一,一三三,三三三	一,二三三,三三三	一,三三三,三三三	一,四三三,三三三
8 陶器,セメント,磁器,ガラス及び石	一,九三三,三三三	二,〇三三,三三三	二,一三三,三三三	二,二三三,三三三	二,三三三,三三三
9 藥品及び化學製品	一,一三三,三三三	一,二三三,三三三	一,三三三,三三三	一,四三三,三三三	一,五三三,三三三
10 木材,枝條,條,飾具	一,九三三,三三三	二,〇三三,三三三	二,一三三,三三三	二,二三三,三三三	二,三三三,三三三
11 寶石,裝身具	一,〇三三,三三三	一,一三三,三三三	一,二三三,三三三	一,三三三,三三三	一,四三三,三三三

品名	輸入額 (千英磅)				
	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
12 紙及文房具	一,五〇〇,〇〇〇	一,六〇〇,〇〇〇	一,七〇〇,〇〇〇	一,八〇〇,〇〇〇	一,九〇〇,〇〇〇
13 紙及文房具	五,五〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	六,五〇〇,〇〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇	七,五〇〇,〇〇〇
14 草帽	七,〇〇〇,〇〇〇	七,五〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	八,五〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇
15 樂器	一,一〇〇,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇
16 雜貨	一,〇〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇
計	八,三三三,三三三	八,八三三,三三三	九,三三三,三三三	九,八三三,三三三	一〇,三三三,三三三

(a) 未発表

八 輸入額及び純關稅收入

各年全輸入商品總價額より徴收する純關稅收入の比率は、次の通りである。一九三五—三六二年二・三%、一九三六—三七年二二・〇%、一九三七—三八年二〇・四%、一九三八—三九年二一・九%、一九三九—四〇年二〇・六%。プライメージ税が同期間に施行せられ、之を純關稅收入に加へると比率は次の通りになる。一九三五—三六二年二・七%、一九三六—三七年二五・三%、一九三七—三八年二二・五%、一九三八—三九年二五・〇%、一九三九—四〇年二二・七%。プライメージを控除した、有税

保護及び收入關稅別輸入 (通關) 額 (千英磅)

品名	輸入額				
	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇	計
英國	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇,〇〇〇
其他	七,〇〇〇,〇〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇	二八,〇〇〇,〇〇〇
計	一七,〇〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇,〇〇〇	六八,〇〇〇,〇〇〇

九 保護及び收入關稅

品全價額のみに對する純關稅收入の比率は一九三五—三六二年三・六%、一九三六—三七年三七・七%、一九三七—三八年三三・七%、一九三八—三九年三八・六%、一九三九—四〇年三六・四%。計算は同一通貨を以てし且つ通關價額は同期間の輸入額に大差ないものとの推定に基いてゐる。

期	間	燃料 炭		全船船用品(石炭を含む)	期	間	燃料 炭		全船船用品(石炭を含む)
		入	出				入	出	
一九三〇	一—三	六七〇,五七	(a)	一,八〇八,三三	一九三三	一—三	五五九,五〇九	(a)	一,八〇八,三三
一九三一	一—三	五五九,八七	(a)	一,九〇九,五〇	一九三四	一—三	五五九,五〇九	(a)	一,九〇九,五〇
一九三二	一—三	五五九,八七	(a)	一,九〇九,五〇	一九三五	一—三	五五九,八七	(a)	一,九〇九,五〇
一九三三	一—三	五五九,八七	(a)	一,九〇九,五〇	一九三六	一—三	五五九,八七	(a)	一,九〇九,五〇
一九三四	一—三	五五九,八七	(a)	一,九〇九,五〇	一九三九	一—三	五五九,八七	(a)	一,九〇九,五〇
一九三五	一—三	五五九,八七	(a)	一,九〇九,五〇	一九四〇	一—三	五五九,八七	(a)	一,九〇九,五〇

期	間	燃料 炭		全船船用品(石炭を含む)	期	間	燃料 炭		全船船用品(石炭を含む)
		入	出				入	出	
一九三〇	一—三	六七〇,五七	(a)	一,八〇八,三三	一九三三	一—三	五五九,五〇九	(a)	一,八〇八,三三
一九三一	一—三	五五九,八七	(a)	一,九〇九,五〇	一九三四	一—三	五五九,五〇九	(a)	一,九〇九,五〇
一九三二	一—三	五五九,八七	(a)	一,九〇九,五〇	一九三五	一—三	五五九,八七	(a)	一,九〇九,五〇
一九三三	一—三	五五九,八七	(a)	一,九〇九,五〇	一九三六	一—三	五五九,八七	(a)	一,九〇九,五〇
一九三四	一—三	五五九,八七	(a)	一,九〇九,五〇	一九三九	一—三	五五九,八七	(a)	一,九〇九,五〇
一九三五	一—三	五五九,八七	(a)	一,九〇九,五〇	一九四〇	一—三	五五九,八七	(a)	一,九〇九,五〇

第九節 船舶用品

一九〇六年前は船舶用品として濠洲諸港にて外洋船舶に積込まれた貨物

外洋船舶の船舶用品價額 (英鎊)

燃料炭の他に、一九三九—四〇年に外洋船舶に供給した船舶用品は—石油九九〇、五四四英鎊(主として燃料油)、肉類二八八、四二二英鎊、バター六四、五〇〇英鎊、魚類四一、四〇八英鎊、生鮮蔬菜四四、五三三英鎊。外洋船舶にて濠洲へ輸送され、濠洲水域にて消費された船舶用品に對し徴收される純關稅額は一九三九—四〇年度に於て五〇、三〇八英鎊。

第十節 正貨及び地金の移動

- 一 輸出入額
- 二 各別輸出輸入額

次表は一九三四—三五年乃至一九三八—三九年度に於ける濠洲輸出入の

(a) 英貨推算額——一九三〇—三一年、一、四〇八、〇三三磅。一九三一—三二年、一、二二五、一一九磅。一九三二—三三年、一、二九四、七二三磅。一九三三—三四年、一、二九四、一三七磅。一九三四—三五年、一、三六七、三〇三磅。一九三五—三六年、一、四四三、七四五磅。一九三六—三七年、一、三八九、五七〇磅。一九三七—三八年、一、六六九、六六〇磅。一九三八—三九年、一、六八一、一三三磅。一九三九—四〇年、二、〇二七、八二三磅。

(a) 聯邦用、各國領事用其他無稅と認められた貨物及び英國其他原産國により分類される無稅再輸入貨物を除く。

は一般輸出品に含められた。一九〇六年から船舶用品はそれとして、特に記録され、輸出數字から除外された。一九三〇—三一年乃至一九三九—四〇年間各年の船舶用品價額を燃料炭別示の上、次表に示す。

金、銀正貨及び地金、並びに青銅貨の價額を示す。一九三九—四〇年は未發表。
正貨及び地金輸出入額

品	日		入 (英磅)		出 (英磅)	
	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	
金	正地	貨	三〇六	一、〇九五	六九	一四、六六七
		計	一、六七九、美〇〇	一、六四三、四七	一、九六、三二	二、七五七、四八八
銀	正地	貨	一、〇七七	七、七九九	一、九六、美〇〇	五、七五八
		計	一、六七九、美〇〇	一、六四三、四七〇	一、九六、三二〇	二、七五七、四八八
青銅	正貨	計	一、八七六	五、三三三	一、九六、三二〇	一〇、八六一
		計	一、八七六	五、三三三	一、九六、三二〇	一〇、八六一
總計	正貨	計	一、六六六、四九六	五、四四五	一、九六、三二〇	二、八八四、一〇〇
		計	一、六六六、四九六	五、四四五	一、九六、三二〇	二、八八四、一〇〇
金	正地	貨	三〇六、六八	九、九六、九三〇	一、八一、七五五	一四、〇〇〇
		計	九、〇六九、九六	一、一、三三、三三三	一、五八、一五五	一七、八八三、〇〇八
銀	正地	貨	一〇六、一三三	一、五、一六七	一〇一、六七七	一、七、七六
		計	五、五〇〇、八三三	八、七四、四九七	五、六七、九七〇	九、六六、七二六
青銅	正貨	計	九、八、五六	二、三、七、八七	一、五、八、七二	一、七、五、三三
		計	九、八、五六	二、三、七、八七	一、五、八、七二	一、七、五、三三
總計	正貨	計	六、六六、九四四	一、一〇、〇、一六	六、六九、九二二	一、一〇、〇、一六
		計	六、六六、九四四	一、一〇、〇、一六	六、六九、九二二	一、一〇、〇、一六

品	日		入 (英磅)		出 (英磅)	
	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	
金	正地	貨	三〇六	一、〇九五	六九	一四、六六七
		計	一、六七九、美〇〇	一、六四三、四七	一、九六、三二	二、七五七、四八八
銀	正地	貨	一、〇七七	七、七九九	一、九六、美〇〇	五、七五八
		計	一、六七九、美〇〇	一、六四三、四七〇	一、九六、三二〇	二、七五七、四八八
青銅	正貨	計	一、八七六	五、三三三	一、九六、三二〇	一〇、八六一
		計	一、八七六	五、三三三	一、九六、三二〇	一〇、八六一
總計	正貨	計	一、六六六、四九六	五、四四五	一、九六、三二〇	二、八八四、一〇〇
		計	一、六六六、四九六	五、四四五	一、九六、三二〇	二、八八四、一〇〇

(a) 推定推算價額——一九三四—三五、二、一二七、三五七磅。一九三五—三六、二、一六八、二三七磅。一九三六—三七、二、五六六、二二五磅。一九三七—三八、二、八〇七、八六二磅。一九三八—三九、三、五六一、一一一磅。(b) 英貨推算價額——一九三四—三五、八、三六五、二一二磅。一九三五—三六、一〇、八四三、三五四磅。一九三六—三七、一、六六三、一九五磅。一九三七—三八、一、三、五五六、二〇三磅。一九三八—三九、一、五、一六八、七九七磅。一九三九—四〇年度は未發表。

二 各國別輸出入額

各國別正貨及地金輸出入額 (一九三八—三九)

國名	入 (英磅)		出 (英磅)	
	正貨	地金	正貨	地金
歐洲 (a)	五〇、九八	九六	一〇九、三〇	一、〇五九、二八
英	一三、三三	—	—	—
印	—	—	—	—
マレー	—	—	—	—
ニューギニア	—	—	—	—
太平洋諸島	—	—	—	—
フィリピン	—	—	—	—
ギルバート及びエリス島領	—	—	—	—
計	五〇、九八	九六	一〇九、三〇	一、〇五九、二八

諸外國	計	英 國		計	諸外國	計	英 國		計			
		計	指				計	指				
米	1,113				米	1,113			米	1,113		
ス	1,113				ス	1,113			ス	1,113		
蘭	1,113				蘭	1,113			蘭	1,113		
ド	1,113				ド	1,113			ド	1,113		
フ	1,113				フ	1,113			フ	1,113		
ラ	1,113				ラ	1,113			ラ	1,113		
ン	1,113				ン	1,113			ン	1,113		
計	1,113	1,113	100	1,113	計	1,113	100	1,113	計	1,113	100	1,113

(a) 濠洲生産物再輸入 (b) 濠貨推算價額、三、五六一、一一一噸 (c) 英貨推算價額、一五、一六八、七九七噸。

第十一節 産業別輸出額

- 一分類 二 産業の相対的重要性 三 産業別濠洲生産及び輸出額

次表は一九三三―一九三九年、一九三九―四〇年主要産業別濠洲生産物の輸出額を一九一三年に比較して分析したものである。一九一三年基準の指数

は各種産業に於ける輸出総額の變動のみを示し、價格の變動、英磅に對する磅の變動によつて修正されてゐない。
一九二〇―二一年乃至一九三九―四〇年の産業別濠洲生産物輸出額を示す圖表は本章末に掲載。

産業別濠洲生産物輸出額 (噸)

産 業 別	一九一三年 (a)	指 數	一九三三―一九三九	指 數	一九三九―四〇	指 數
農 業	10,767,715	100	10,767,715	100	10,767,715	100
牧 畜	4,087,872	100	4,087,872	100	4,087,872	100
酪 農 業、其 他 農 業	3,854,732	100	3,854,732	100	3,854,732	100
礦 業 及 び 採 石 業 (b)	3,266,210	100	3,266,210	100	3,266,210	100
水 産 業	1,074,892	100	1,074,892	100	1,074,892	100
林 業	1,074,892	100	1,074,892	100	1,074,892	100
原 始 産 業 生 産 物 計	18,078,313	100	18,078,313	100	18,078,313	100
工 業	11,304,642	100	11,304,642	100	11,304,642	100
總 計	29,382,955	100	29,382,955	100	29,382,955	100

(a) 基準年度 (b) 各年金額輸出額でなく濠洲産金額 (c) 英貨推算額、一九三三―一九三九年、一〇七、二〇五、六九二噸。指數、一三〇。一九三九―四〇年、一三三、八三八、四七三噸。指數一六三。

二 産業の相対的重要性

前表中の濠洲生産物の産業別輸出額は濠洲出荷日の記録で、例外として、礦業及び採石業の項では濠洲産金額を以て金の實際積出額に代へた。これは國際收支決済用の金輸出額を除く爲であつた。重要性の順位では牧畜業が最高位を占め、一九一三年の同項商品額は一九三三―一九三九年の四四・〇％及び一九三九―四〇年の四七・二％に比し五一・一％を示した。農産物輸出は次位を占め、その地位は前年に比して一九三九―四〇年度は幾分か高まり、一九一三年度輸出総額の一三・〇％から、一九三九―四〇年には一六・〇％に増加した。價額よりすれば酪農業及び其他農業は一九一三年四・七％から一九三三―一九三五年一・〇％に増し、その後一九三

七―三八年には八・四％に減じ、一九三九―四〇年に一一・七％に回復した。礦業及び採石業の産物は一九一三年以降大いに減退したが近年に至り回復し、一九三九―四〇年は輸出総額の一六・二％を示した。輸出製造品は一九一三年二・八％より一九三九―四〇年八・二％に増加した。一九一三年度に比較すると農産物輸出は一九三九―四〇年に一五・一％の増加を示し、畜産物八八％、酪農及び宅地農業産物は四一・一％、礦業及び採石業二四％、製造業四九四％、輸出総額一〇四％の増加となつた。水産物及び林産物の輸出額は一九三九―四〇年は一九一三年より低落了。

三 産業別濠洲生産額及び輸出額

次表は一九二九―一九三〇年乃至一九三三―一九三九年十ヶ年間の産業別濠洲

生産額及び輸出額並に全生産額及び輸出総額に對する各産業部門の比率を、最終欄に産業別生産額と輸出額の比率を示す。

産業別生産及び輸出額
(一九二九—一九三〇乃至一九三八—一九三九)(千海噸)

産業部門	十年間生産額	全生産額對比%	十年間輸出額	全輸出額對比%	産業別生産額中輸出額%
農 業	七三,八〇九	一〇〇・五	一〇,一三三	二一・二	一四・一
牧 畜	八三,〇六六	一一・三	五七,八三三	六六・六	六八・〇
酪農(乳牛)	四,五〇六	二・一	一三,〇六五	一五・五	二九・〇
酪農(乳牛)	二五,二九二	五・三	一三,三三五	一五・五	五三・〇
水産、林産	一〇,八八七	一・五	一三,四八六	一五・五	一二・三
計	七三,八〇九	一〇〇・〇	一,一三四,七三三	一〇〇・〇	一三・九
原始産業生産物	二二,〇三〇	二九・八	一,一八六,〇六〇	一〇四・八	五三・七
工業	一,四一〇,二〇三	一九二・二	一,一三四,七三三	一〇二・一	七二・六

(一) 本項本文参照。
生産額及び輸出額の数字は前述の條件による。期間は十ヶ年で、其間の生産額及び輸出額は各種産業の相対的重要性の極めて公正な指数を示す。全生産額中六二・三二%は原始産業生産物、三七・六八%が製造品に分類される。原始産業生産物中の主要部門は全生産額中牧畜業二一・五九%農業二〇・〇五%、酪農及宅地農業一二・二八%である。原始産業生産物の輸出額は全輸出総額中九五・四%を示す。原始産業部門は價額順では牧畜業四八・二%、農業二四・二%、鑛業二二・五%、酪農及宅地農業九・五%、林業及び水産業一・〇%で製造業部門は残餘の四・六%である。

最後の欄の数字は各産業部門の生産對輸出比率を示すので特に興味があ

實、割合は年々季節により相當相異する。それ故舊指数は各年相異した評量方法に基いて作り、その結果、異つた年度の比較が出来なかつた。新方法により各年の輸出割合が一八九七—一九一六年の平均と大差ない限り、比較可能な満足な結果が得られた。併し一九一四—一九一九年の大戦後に輸出品間の相対的重要性は著しく變化した。又一九三〇年頃迄には指数の正確さに若干の疑問を生ずるに至る程大きな變化を示し始めた。指数は一九二九—一九三〇年迄不本意乍ら發表され、その後發表を中止した。

同年後輸出價格に於ける短期及び中期の變動をより正確に反映する新指数を作成する為努力が拂はれた。

二月次新指数

二つの別箇の月次指数を作成して輸出額割合の變化から生ずる困難の若干を克服する爲め、新しい試みが行はれた。第一の指数は舊來の年次指数と同一方法により作成されたが、使用した資料には重要な變更が行はれた。それに就ては以下に述べる。

差當り右指数は普通洋洲から輸出する商品の價格水準を一定年間に亘り比較することを目的としてゐる點に、注意すべきである。其の場合、各種輸出品の相対的割合の同期間中に於ける變化に起因する得失は考慮に入れない故、此の指数は價格變動のみの指數なのである。第二の指數は當該年度の一月又はそれ以上の期間から、前年同月に至る短期間の比較用に考へられたもので、時價による各輸出品の實際量を一層詳細に取入れる様に行成され、従つて同期輸出品の實際價額に價格變動が及ぼす影響を一層正確に示すやうに作成された。それ故二種の指數は別個の事柄を測定する爲に作成され、その結果の如何なる差異も、單なる方式上の差異によるものでなく遙かに廣汎な地盤から説明し得るものたる事は明白であらう。

新指數の基礎となる資料は舊年次指數に利用した資料と異つてゐる事實に就ては既に言及した。

最重要の變更は税關に申告する「單位價格」の代りに實際價格表による實際(又は算定)輸出等價を使用した事である。申告の單位價格は年次指數

る。同期間中、原始生産總額の四七・三四%が輸出された、大體のところ農産物の三七%、畜産物六九%、酪農及び宅地農産物二四%、鑛産物六九%、林業、水産業産物を合して一%が輸出された。地金及び正貨の同期間輸出總額は鑛業の輸出額には含まれず、同期間の金の實産額を採用した。

産業別による生産額及び輸出額の種類は本来困難である爲、工業の数字は餘り文字通り解釋してはならない。第一に、記載されてゐる工業「生産」額とは總生産額ではなく製造過程により「附加された價値」に過ぎないが、工業輸出額は原料其他を含む貨物の總價額を示す。次に原始生産物として分類された輸出貨物中のあるものは、製造過程により價値を増加したが、例へば小麦粉、バター、砂糖の如く製造品に含める程にはその形態を變化してゐない。

第十二節 輸出價格指數

- 一 舊年次指數
- 二 月次新指數
- 三 月指數(固定評量)
- 四 月次指數(變動評量)

一九二九—一九三〇年以後二、三年を除き、輸出價格年次指數は本聯邦國勢調査統計局により其開設以來發表された。右指數は一九〇一年の價格に基き以降各年の輸出品を評價し(金を除く)、その評價額で實際の輸出額を除去して算出された。この計算は一九〇一年まで遡つて行はれたが、一九一八年にこの方法が變更され、同局が他の物價指數を作成する爲に採用した方法と一致せしめた。一八九七年一月一日から一九一六年六月三十日に至る一九年六ヶ月間の主要輸出品(金を除く)の各平均數量をとり、爾後各年の價格で評價し、斯くして得たる各年總額を比較すれば當該年度の輸出價格指數を得られるとした。併しこの二方法は、もし該年度の各輸出品の割合が一九年六ヶ月間の平均と、同一の場合にのみ同一の結果となるが、事

に於ても不完全なものである。報告が必ずしも十分に正確なものでなく、一定期間の實際輸出に含まれる等級、品質の比率が絶えず變化する爲である。後者の變化による不正確さの明らか事例は季節外の時期に、品質の悪い羊毛の輸出せられる場合に見られる。月指數の場合には申告の單位價格は、短期間にはその誤謬が殆んど除去されず、従つて非常に誤差が大きくなる爲一層不十分である。

更に輸出等價は常に洋洲諸港(・o・bを基礎としてゐる。運賃及び販賣費が販賣價格の可なりな割合を形成する場合に、未修正の輸出向價格を使用すると、物價の比較的變動の幅を歪めることになる。

舊指數は金輸出額を何ら考慮しなかつた。僅かの金しか産出しない國又は全然金を産出せぬ國では除外するのは自然であり、當然でもあるが、產金國にあつては、若干の金輸出が的の外れであつても(即ち不況時に於ける洋洲保有金の積出)新産金の輸出額は考慮に入れるべきである。それ故、新指數表には金を含んでゐるが、それに與へた評量の基準は輸出量ではなく、産出量である。

各指數は商品及び銀輸出總額の約八五%と産金高より成る二〇品目を採り上げてゐる。

三 月次指數(固定評量)

第一の指數に使用した最初の「乘數」は、大體一九二八—一九二九年乃至一九三二—一九三五年間の平均年輸出額(金の場合は産出額)であつた。同期間は一九二八—一九三三年の期間及び當時判斷し得る限りでは、それに續く數年の各種輸出品の相互關係を相當明白に表示するものとして數年前に選ばれたのであつた。一九三六年七月以降は「乘數」は洋洲の輸出品構成上に現はれた變化に應じて改訂された。「乘數」は今日では一九三三—一九三四年乃至一九三五—一九三六年三年間の年平均輸出額(金の場合は産出額)に基いてゐる。連續性の中斷された場合は普通の方法で接続した。

數量單位及び「乘數」と共に二〇品目を表に示す。注意すべき點(1)小麦の「乘數」は輸出小麦粉の「小麦該當分」を考慮に入れて増加した(2)脂

付羊毛の「乗数」は洗上羊毛、トップ及び皮付羊毛の「脂付羊毛該當分」を考慮して増加した(3)金属の「乗数」は輸出鉛石及び精錬の金属成分を

輸出価格指数、評量方式 (一九三六年七月一日以降)

品目	数量単位	新指数に對する数量	一九三九―四〇年に適用の場合の價格評量比率
1 小麦(及小麦粉の小麥該當分)	蒲シネル	101,000,000	100.0
2 ヤルチナ種乾葡萄	噸	1,000	1.000
3 レクシニア種乾葡萄	噸	1,000	1.000
4 カラント	噸	1,000	1.000
5 糖	噸	1,000	1.000
6 羊 毛(脂付)	封度	1,000,000,000	100.0
7 牛 脂	c w t	1,000,000	100.0
8 牛 皮	封度	1,000,000	100.0
9 牛 皮	封度	1,000,000	100.0
10 牛 肉(冷凍)	噸	1,000,000	100.0
11 牛 肉(冷凍)	噸	1,000,000	100.0
12 羊 肉(冷凍)	噸	1,000,000	100.0
13 豚 肉(冷凍)	噸	1,000,000	100.0
14 パ ー ン	c w t	1,000,000	100.0
15 銀	噸	1,000,000	100.0
16 銅	噸	1,000,000	100.0
17 錫	噸	1,000,000	100.0
18 鉛	噸	1,000,000	100.0
19 金	噸	1,000,000	100.0
20 金	噸	1,000,000	100.0

考慮して増加した。これは單獨では満足すべき輸出価格を確保し得ないこれらの商品を取扱ふ唯一の妥當な方法である。
 數品目の全指數に於ける相對的重要性は最後の欄に大體を示す。それは一九三九―四〇年に對する「價額總計」即ち「數量乘數」を乗じたその年の平均價格を百分比の形で示してゐる。
 一九二八年一月―一九四〇年十二月間の運賃による輸出價格月次指數は次表に示す。一九三二年一月―一九四〇年十二月間の英貨での指數をも示す。英貨の價額の差異は一九二九年七月以前の一月八ヶ月間は無視してよいほど僅かであつた。

四 月次指數(變動評量)

新指數の第二表は前年の同月又は同期間との比較用にのみ作られたものである。同一の價格表が使用されるが「乗數」は當該期間内の事實的經過により緊密に一致する。
 任意の月に對する方法はその月の輸出量を、その月の各商品價格及び前年同月に於ける價格に乘するのである。かくして得られた總計を比較すると、その期間に於ける價格變動の測定が得られる。即ちそれらの價格を測定する各種輸出品の割合は所定の月の、それらの割合と同一だとしての變動である。別の測定は一定の月に於ける各種輸出品割合が前年同月に於ける割合と同一であつたとして得られる。従つて前年同月の輸出量を用ひて第一の方法と同じ方法で算出する。
 かくして得た指數は數年の期間に互つて非常に近似してゐることが判明した。二つの近似せる、そのどちらか一つを選ぶ數より、單一の數字の方が實際上都合がよいから、此二個の指數を乘じ、積の平方根を引出す。これがその月の指數とされ、前年同月の價格を基準とする。これは簡單に言へばフィッシャーの「理想」方式を利用したものである。
 前年同期に比較した二ヶ月以上の期間の指數は、全く同一の方法で計算される。其方法は上述による各月を計算した總計の加算及び指數の開方を合むに過ぎない。

輸出價格月次指數 (基準一九二八年一月、〇〇〇)

月	(1) 運賃による									
	一九二八	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
一	1,000	54	55	58	55	55	57	58	55	55
二	1,000	57	58	58	57	57	57	57	55	55
三	1,000	57	58	58	57	57	57	57	55	55
四	1,000	57	58	58	57	57	57	57	55	55
五	1,000	57	58	58	57	57	57	57	55	55
六	1,000	57	58	58	57	57	57	57	55	55
七	1,000	57	58	58	57	57	57	57	55	55
八	1,000	57	58	58	57	57	57	57	55	55
九	1,000	57	58	58	57	57	57	57	55	55
十	1,000	57	58	58	57	57	57	57	55	55
十一	1,000	57	58	58	57	57	57	57	55	55
十二	1,000	57	58	58	57	57	57	57	55	55

月	一九三九年輸出		一九三八年輸出		最修正指数 (理想)方	標準指数 (第一)指数
	指数	数量	指数	数量		
七	六七	四二	六六	四一	六六	四一
八	六五	四二	六五	四一	六五	四一
九	六四	四一	六四	四一	六四	四一
十	六三	四一	六三	四一	六三	四一
十一	六二	四一	六二	四一	六二	四一
十二	六一	四一	六一	四一	六一	四一
平均	六二	四一	六二	四一	六二	四一

使用した計算方法を二層明瞭に示し、第一の指数から得た結果に比較する爲に、次表は一九三九—四〇年貿易年度に對して明細なる材料を示す。

月輸出價格指數 (變動評定)

月	一九三九年輸出		一九三八年輸出		最修正指数 (理想)方	標準指数 (第一)指数
	指数	数量	指数	数量		
七	六六	四一	六六	四一	六六	四一
八	六六	四一	六六	四一	六六	四一
九	六六	四一	六六	四一	六六	四一
十	六六	四一	六六	四一	六六	四一
十一	六六	四一	六六	四一	六六	四一
十二	六六	四一	六六	四一	六六	四一
平均	六六	四一	六六	四一	六六	四一

② 記載月に了る貿易年度の期間(基準・前年同期價格=1,000)

月	一九三九年輸出		一九三八年輸出		最修正指数 (理想)方	標準指数 (第一)指数
	指数	数量	指数	数量		
七	六六	四一	六六	四一	六六	四一
八	六六	四一	六六	四一	六六	四一
九	六六	四一	六六	四一	六六	四一
十	六六	四一	六六	四一	六六	四一
十一	六六	四一	六六	四一	六六	四一
十二	六六	四一	六六	四一	六六	四一
平均	六六	四一	六六	四一	六六	四一

月次輸出價格指數は現在定期的に新聞に發表される。

第十三節 濠洲及び諸外國の貿易

一 比較の要點 二 各國の「特殊貿易」

二國の外國貿易の直接比較は一般的事情及び記録方法が多少共同一である場合のみ可能である。例へば單に記録の點のみについて言つても一國では輸入價額は積出港に於ける價額であるが、他の國では運賃、保険料及び諸掛りを之に加算する。また輸出入品價額は一國では商人が申告するが、他の國では其の爲に設けられた委員會により隨時設定された公定價格である。更に近年は輸入價額の極めて著しい相異が外貨換算の種々なる方法、即ち現行換算率によるか法定平價を適用するかに依て生ずる。最後に一國の外國貿易の數字は中繼又は再輸出貿易を含む程度により影響を受ける。

各國國內消費輸入及國內生産品輸出 (商品のみ—一九三九)

國名	貿易 (100萬磅)		住民一人當り貿易額 (磅 志片)	
	輸入	輸出	輸入	輸出
濠洲 (a)	111.5	111.8	16.5	16.5
英國	86.5	86.5	11.1	11.1
カナダ	12.5	12.5	1.8	1.8
印度	13.0	13.0	1.9	1.9
ニュージーランド	5.5	5.5	0.8	0.8
南アフリカ	5.0	5.0	0.7	0.7
ベルギー	4.7	4.7	0.7	0.7
フランス	3.7	3.7	0.5	0.5
アメリカ	3.0	3.0	0.4	0.4
ドイツ	2.7	2.7	0.4	0.4
日本	2.0	2.0	0.3	0.3
ソ連	1.5	1.5	0.2	0.2
その他	1.0	1.0	0.1	0.1
合計	181.5	181.8	24.5	24.5

この種の貿易ではスイス及びベルギーが他の國よりも大きい比率を示してゐる。フランス及び英國も大量に再輸出し、反對にカナダ、濠洲及びニュージーランドでは同種の貿易は、全貿易中比較的僅少な比率を占めてゐる。

二 各國の「特殊貿易」

特殊貿易とは英國貿易省の解釋によれば (a) 國內消費用の輸入 (積替又は再輸出用輸入とは區別される) 及び (b) 國內生産物の輸出と定義される。次表の數字は出來得る限り記載諸國の消費輸入及び國內生産物輸出額を示す。併しこの數字は英國及び他の工業國では原料品乃至半製品が、國內消費として輸入され、若干加工の後に國內生産品として、再輸出されるため、全部を通じて一貫して同じ物を意味するものでない點に注意を要する。それにも拘らずこの種の比較は、他の方法では明白にされない外國貿易の大略を示すものである。外國關係の數字は國際聯盟統計年鑑 (Statistical Year Book of the League of Nations) より引用した。

支那	滿洲	デマ	フマ	ドマ	イマ	日マ	オマ	ノマ	ボマ	スマ	スマ	1910年											
												支	滿	デ	フ	ド	イ	日	オ	ノ	ボ	ス	ス
												100	7	87	1	2	15	5	11	11	3	11	11
支那	滿洲	デマ	フマ	ドマ	イマ	日マ	オマ	ノマ	ボマ	スマ	スマ	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101						
支那	滿洲	デマ	フマ	ドマ	イマ	日マ	オマ	ノマ	ボマ	スマ	スマ	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101						
支那	滿洲	デマ	フマ	ドマ	イマ	日マ	オマ	ノマ	ボマ	スマ	スマ	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101						

(四) 一九四〇年六月三十日終了年度。

第十四節 競争國と比較せる英國の濠洲貿易

英國及び競争國の貿易の比率 英國が濠洲の輸入貿易に當て占めてゐた地位を維持できなかつたことは數年間異常なる關心の的であつた。一九〇八年以來英國貿易省の任命した辨務官は、英國の製造業者及び商人に、濠洲貿易に關し助言を與へる目的で、濠洲に常駐した。一九〇七年八月八日以後或種の英國生産物又は製造業者の相對的地位の維持改善に援助を與へ

る目的で聯邦關稅は特惠稅率を設けた。特惠に關する該法令の主要條項は本章に既述した如くである。
濠洲輸入貿易に於て英國の占める相對的地位を討究するには、英國に於て生産製造される貨物の比較に限らるべきは勿論である。濠洲輸入品は英國が供給し得ない茶、米、生コヒー、粗製タバコ、石油製品、木材其他多數の商品を含む。それ故これらの品目は、同國から得られない其他の商品と共に以下の計算から除かれてゐる。
濠洲輸入品は九品目に分類され、其々に對する英國の貿易はフランス、ドイツ、日本及び米國の貿易に對照されてゐる。これら諸國は記載項目に

於ける英國の濠洲貿易主要競争國として選定した。一九一三年及び一九三五—三六年乃至一九三八—三九年五年間の總計は次表に示す。一九三九—

各國生産物濠洲輸入額 (英鎊)

四〇年は發表されない。

輸入品別	年 度			英 國	フ ラ ン ス	ド イ ツ	日 本	米 國	全 外 國
	一 九 一 三	一 九 三 五—三 六	一 九 三 七—三 八						
動物性食料品	一九一三	一九三五—三六	一九三七—三八	1,101,101	50,000	11,000	6,000	5,000	1,119,000
	一九一三	一九三五—三六	一九三七—三八	500,000	100,000	50,000	50,000	50,000	750,000
酒 精 飲 料	一九一三	一九三五—三六	一九三七—三八	1,200,000	200,000	50,000	50,000	1,000,000	2,400,000
	一九一三	一九三五—三六	一九三七—三八	500,000	100,000	50,000	50,000	500,000	1,100,000
衣服織物及び繊維製品	一九一三	一九三五—三六	一九三七—三八	2,000,000	500,000	100,000	100,000	1,000,000	3,600,000
	一九一三	一九三五—三六	一九三七—三八	1,000,000	200,000	50,000	50,000	1,000,000	2,250,000
金屬、金屬製品及び機械類	一九一三	一九三五—三六	一九三七—三八	1,000,000	500,000	100,000	100,000	1,000,000	3,600,000
	一九一三	一九三五—三六	一九三七—三八	500,000	100,000	50,000	50,000	1,000,000	2,050,000

年	計	
	(a)	(b)
一九三六	四、五六六	三、〇三六
一九三五	三、〇三六	二、九一八
一九三四	二、九一八	二、八〇〇
一九三三	二、八〇〇	二、六八二
一九三二	二、六八二	二、五六四
一九三一	二、五六四	二、四四六
一九三〇	二、四四六	二、三二八
一九二九	二、三二八	二、二一〇
一九二八	二、二一〇	二、〇九二
一九二七	二、〇九二	一九七四
一九二六	一九七四	一八五六
一九二五	一八五六	一七三八
一九二四	一七三八	一六〇〇
一九二三	一六〇〇	一四六二
一九二二	一四六二	一三二四
一九二一	一三二四	一二八六
一九二〇	一二八六	一一四八
一九一九	一一四八	一〇一〇
一九一八	一〇一〇	八七二
一九一七	八七二	七三四
一九一六	七三四	六九六
一九一五	六九六	五六八
一九一四	五六八	四三〇
一九一三	四三〇	二九二
一九一二	二九二	一五四
一九一一	一五四	一六
一九一〇	一六	—

第十六節 消費税

消費税課税品は外國貿易とは何ら直接の關聯はないが、消費税率は同種消費税課税酒精類、ビール、煙草其他の數量

酒精類(標準ガロン)	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
ブ	一八、四六六	一八、六〇五	一八、九三三	一九、一六二	一九、三九一
ラ	—	—	—	—	—
ン	—	—	—	—	—
デ	—	—	—	—	—
リ	—	—	—	—	—
計	一八、四六六	一八、六〇五	一八、九三三	一九、一六二	一九、三九一

貨物の輸入税と關聯する場合がある。しかも消費税法は貿易關稅省の管轄であるから、消費税が課せられた濠洲生産物の數量を茲に示す方が都合がよい。關稅及び消費税收入の詳細は第二十六章「財政」参照。

計	計 (酒精類)	
	(a)	(b)
一九三六	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九三五	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九三四	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九三三	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九三二	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九三一	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九三〇	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九二九	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九二八	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九二七	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九二六	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九二五	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九二四	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九二三	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九二二	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九二一	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九二〇	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九一九	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九一八	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九一七	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九一六	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九一五	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九一四	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九一三	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九一二	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九一一	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六
一九一〇	二、一八二、六九六	二、一八二、六九六

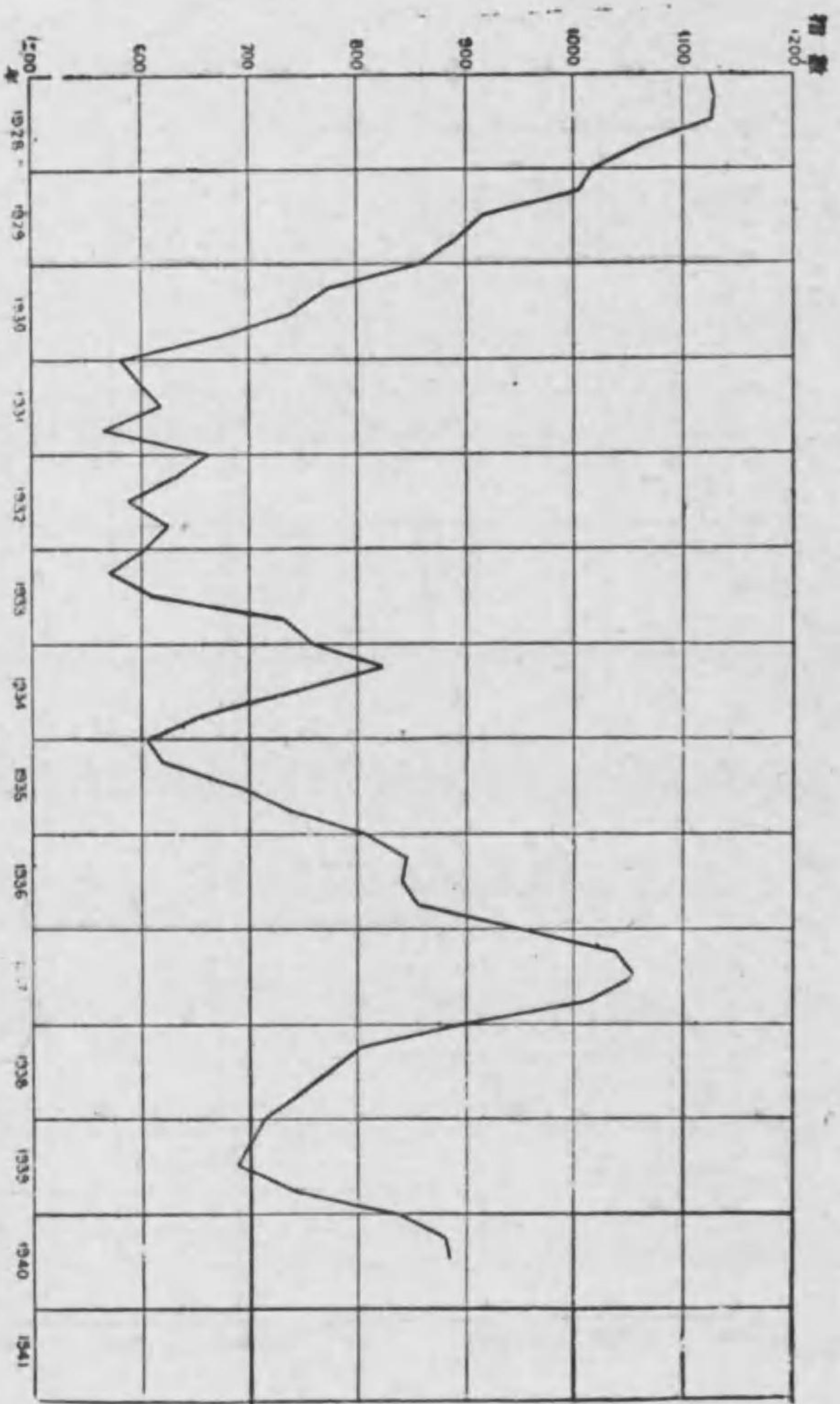
品名	一九三七年十二月三十一日迄		一九三八年一月一日以降	
	(a) 不明	(b) 一九三七年十二月三十一日迄	(c) 一九三八年一月一日以降	(d) 不明
手 機 製 紙	5,700	12,006	2,006	7,568
手 機 製 紙 (葉巻)	33,826	35,421	33,411	35,368
計	39,526	47,427	35,417	42,936
紙 製 紙	1,626,854	1,525,755	1,621,124	1,621,124
紙 製 紙	56	12	11	11
計	1,682,910	1,537,877	1,632,235	1,632,235
シガレット・チューブ・紙 (五打)	1,205,000	1,205,000	1,205,000	1,205,000
マ ッ プ チ (グロス)	2,225,324	2,225,324	2,225,324	2,225,324
ガ ソ リ ン (ガロン)	16,414,400	16,414,400	16,414,400	16,414,400
ト ラ ン プ 類 (打)	104,119	133,698	104,602	114,113

第十七節 各州間の貿易

濠洲各植民地（現在の州）の聯邦結成以前には、各植民地は他の植民地との貿易の統計を公にしてゐる。憲法（第九十三條）の條項により聯邦政府の手で同様の記録が繼續された。「簿記」時代の終了と共に此らの記録は一九〇九年度の報告書を最後に、一九一〇年九月十三日から廢止されて了つた。其後、西濠洲及びタスマニア兩州政府は、記録を復活し、兩州の此種の貿易統計は再び利用し得るに至つた。

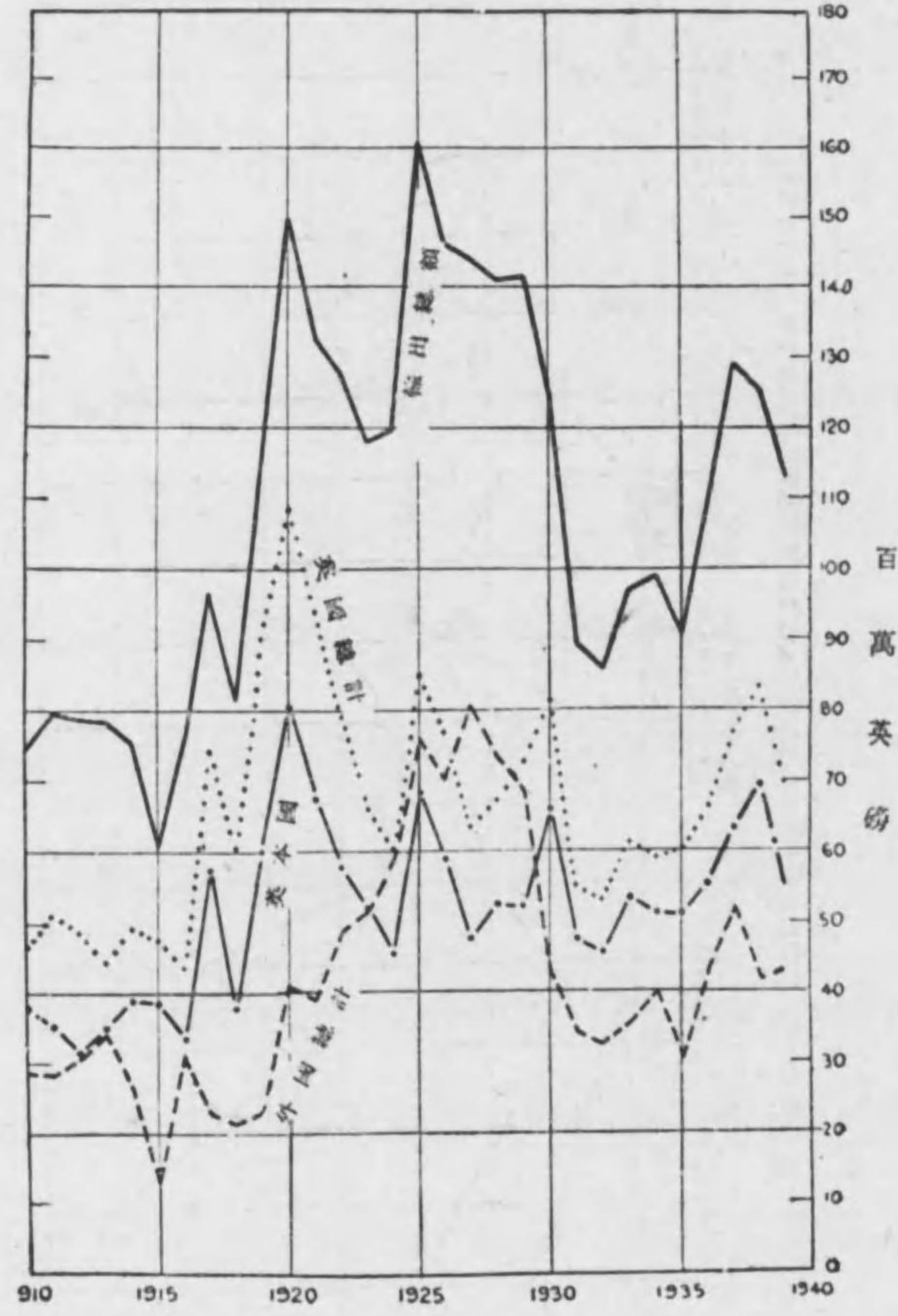
移動を記録するやう努めるべき旨決議された。南濠洲政府統計官は西濠洲及びタスマニアの記録其他により作成した南濠洲關係數字を發表してゐる。一九四〇年二月以降、クインズランド政府統計官は可成り詳細な統計を蒐集した。ニューサウスウェールズ、ビクトリア州間貿易統計は極めて貧弱である。メルボルン港務トラストは其の年報にメルボルン港で荷役される各州交易品の數字を發表してゐる。個々の州との交易は發表されてゐない。

輸 出 價 格 指 數 (1928-1940)

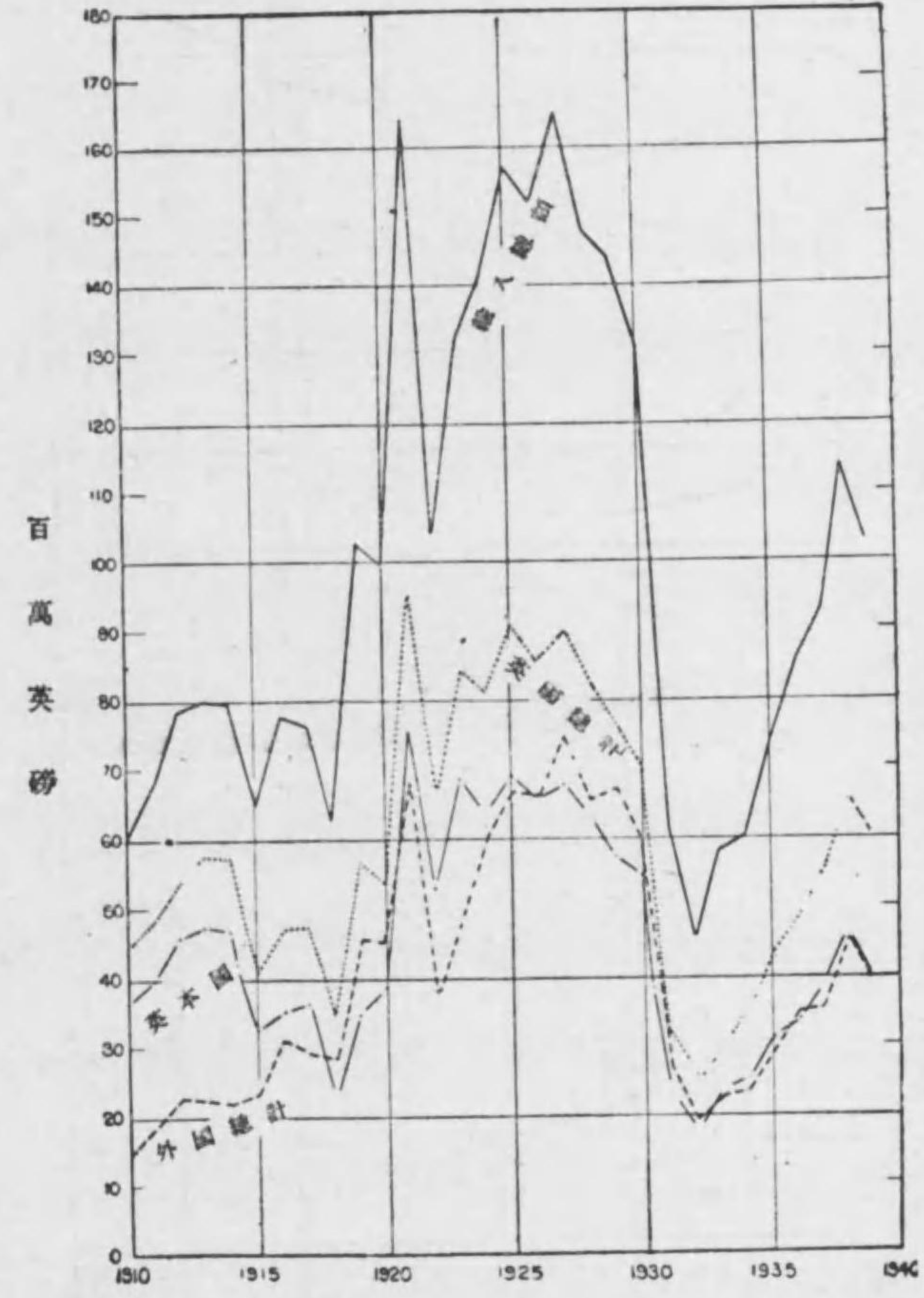


説明—本圖は 1928—29 年度平均 (=1,000) を基準とし、四半毎に計算せる固定基準輸出價格指數を示す。

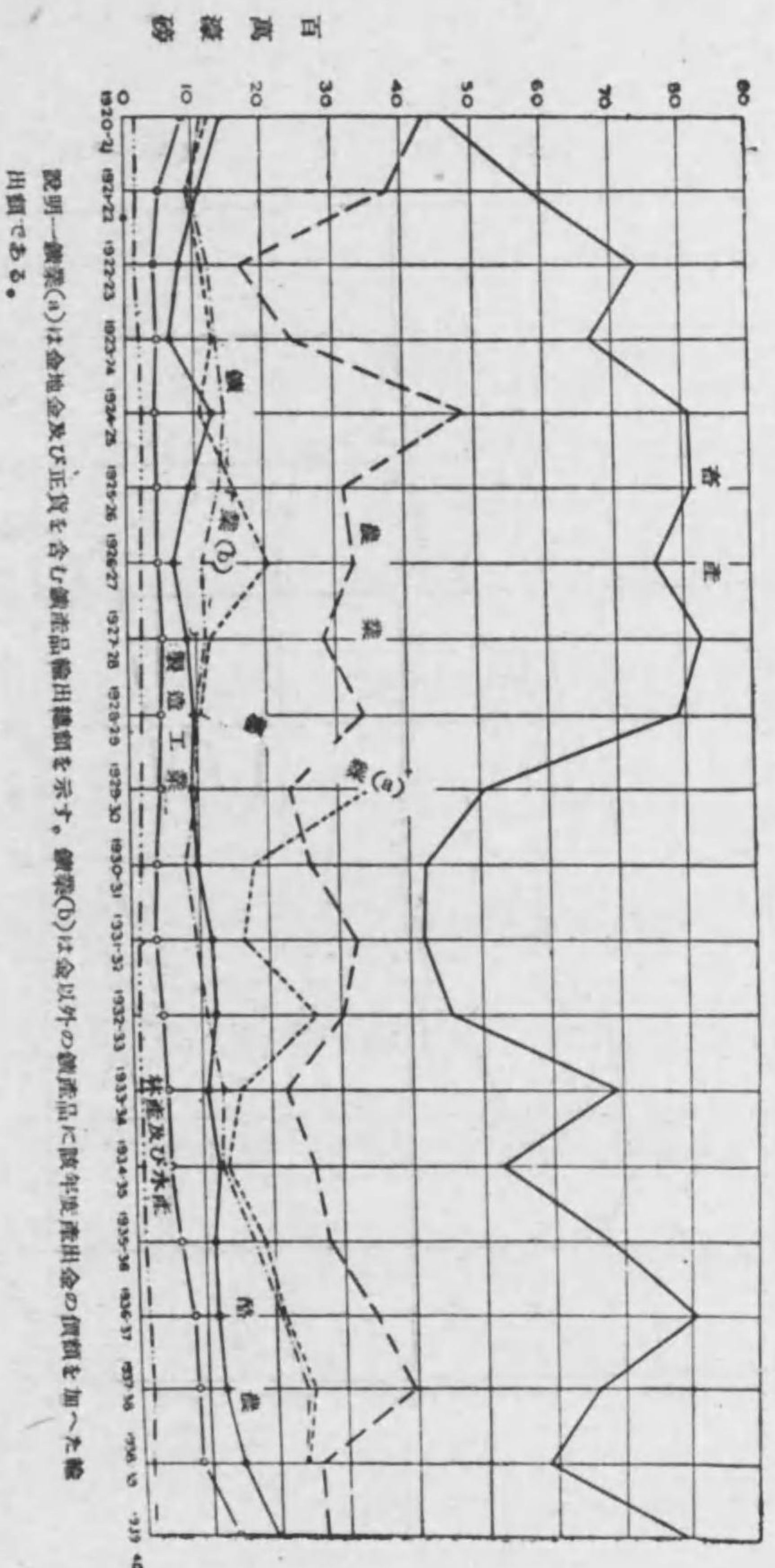
濠洲輸出額 (1910—1939)



濠洲輸入額 (1910—1939)



産業別濠洲生産品輸出額 (1920-21 = 1939-40)



第二十五章 金

融

A 概 說

B 銀 行

第一節 小切手支拂銀行 (普通銀行)
第二節 貯蓄銀行

C 會 社

第一節 概 說
第二節 管理會社、執行會社及び代理會社
第三節 登記濟建築會社及び投資會社
第四節 協同組合

D 保 險

第一節 概 說
第二節 生命保險
第三節 火災、海上及び一般保險

E 共 濟 組 合

F 遺 言 檢 認 書

第二十五章 金

A 概 説

金融に關する報告は本年鑑第二五卷以前では一般財政の章に含めてあつたが、第二五卷より一章を設け、次の如く細別する。

銀行 貯蓄銀行を含む。
會社
保險
共済組合
遺言檢認書

B 銀 行

第一節 小切手支拂銀行 (普通銀行)

- 一 銀行法規
- 二 通貨・銀行制度王立調査委員會
- 三 銀行統計に關する注意
- 四 現行銀行資本勘定其他
- 五 聯邦銀行
- 六 其他小切手支拂銀行
- 七 全小切手支拂銀行
- 八 預金利率
- 九 手形交換所統計
- 一〇 爲替相場

一 銀行法規

(一) 濠洲聯邦法規 聯邦憲法第五十一條により聯邦議會は「州當以外ノ銀行業 州域外ニ互ル州當銀行 銀行ノ合併及紙幣ノ發行」に關する立法權を有してゐる。爲替手形及び約束手形に關する同様の權限も同條により聯邦議會に賦與されてゐる。制定せられた主要な法規は左の如く、聯邦銀行の設立とその管理及び紙幣發行を規定したる一九一一年—一九二二年の聯邦銀行法、私製銀行券の流通を阻止する目的で制定されたる一九一〇年の銀

融

行券發行税法、爲替手形、小切手及び約束手形の發行を取締る一九一〇—一九三六年の爲替手形・約束手形法等である。

(二) 州法律 各種銀行設立の關係法規は夫々多少異つてゐる。創業の古い銀行の大部分は特別法又は免許狀によつて創立されてゐる。即ちニューサウスウェールズ銀行は一八七七年の行政會議法により、濠洲銀行は勅許狀により、アデレード銀行は南濠洲議會法により、ニュージラント銀行はニュージラント國民議會法により創立された。之に對して新設銀行は大體「會社法」乃至同種法令に基いて登記されてゐる。一八九三年の恐慌以後に改組された諸銀行も同様である。如何なる銀行も州の現行法律により年四回貸借報告をなす義務があり、且つ一九〇八年以後は一九〇五—一三八年の國勢調査並に統計法の規定に基き十三週間の平均を記載した報告を年四回聯邦統計官に提出して來た。本年鑑の基礎をなすものはそれ等の報告である。

二 通貨・銀行制度王立調査委員會

一九三五年十一月に濠洲現行の通貨、銀行制度の調査、濠洲國民全體の利益にとつて必要な改正の有無、改正の内容及び方法を報告せしむる目的で王立調査委員會が設立された。同委員會は一九三七年七月十五日に報告を提出したがその答申内容は本年鑑第三一卷一、〇一〇頁に輯録。

三 銀行統計に關する注意

銀行の貸借勘定平均の統計を表示するに際しては各小切手支拂銀行とは切離して聯邦銀行の勘定だけを別個に示した方が便利である。併し全商業銀行の全業務も別項に説明してある。引用の數字は總て聯邦内に於ける負債・資産勘定の平均である。

四 現行銀行資本勘定其他

聯邦銀行利益總額 (磅)

日 時	一般銀行部	貯蓄銀行部	農村金融部	計
一九三六年六月三十日	八,六二一,五三三	三,九二九,五七〇	五,三三三,七六六	一七,八八四,八六九
一九三七年	八,九七九,八五四	四,一四四,三三四	五,七〇二,三〇四	一八,八二六,四八二
一九三八年	九,三二六,一五四	四,五五一,八九六	六,〇七二,一五五	一九,九四九,四九三
一九三九年	九,五八七,七五四	四,八三二,一六六	六,三二九,六七〇	二〇,七四九,五九〇
一九四〇年	一〇,二二二,五五六	五,三三三,二一九	六,六八八,七三六	二二,二四四,五三一

割を演じた。

一九二七年七月一日以来、同銀行は發券勘定及び同銀行各部の週報告を發表してゐる。

(一) 利益總額 同行開業より最近五年間の各財政年度末に於ける純利益總額の明細を下表に示す。

(二) 利益總額 銀行法第三十條及び減債基金法第九條 (二) の條項に従ひ、聯邦銀行の純益の半分は銀行積立に、半分は減債基金に當てられた。一九四〇年六月三十日迄の減債基金は五、二六二、三九六磅に達した。

(三) 濠洲に於ける負債 (a) 一九三九—四〇年 次表は上記各四半期濠洲平均負債額の明細を示す。

聯邦銀行負債 (四半期平均) (a) (磅)

終了四半期	流通手形		他店債 (b)		無利子 (c)		利子		附		計
	(a)	(b)	(a)	(b)	(a)	(b)	(a)	(b)	(a)	(b)	
一九三九年九月	四九八,八一〇	一八,〇二〇,〇〇〇	一,七七一,六一二	二,一七五,〇〇九	一,〇五〇,〇〇〇	三,〇七五,〇〇〇	五,〇六六,八三三	六,七〇五,二〇五	六,〇七〇,五三三	七,六三〇,〇〇〇	八〇,六二〇,八七七
十二月	五〇〇,〇〇〇	一八,〇二〇,〇〇〇	一,七七一,六一二	二,一七五,〇〇九	一,〇五〇,〇〇〇	三,〇七五,〇〇〇	五,〇六六,八三三	六,七〇五,二〇五	六,〇七〇,五三三	七,六三〇,〇〇〇	八〇,六二〇,八七七
一九四〇年三月	六六八,六六六	一八,〇二〇,〇〇〇	一,七七一,六一二	二,一七五,〇〇九	一,〇五〇,〇〇〇	三,〇七五,〇〇〇	五,〇六六,八三三	六,七〇五,二〇五	六,〇七〇,五三三	七,六三〇,〇〇〇	八〇,六二〇,八七七
六月	五八八,八八七	一八,〇二〇,〇〇〇	一,七七一,六一二	二,一七五,〇〇九	一,〇五〇,〇〇〇	三,〇七五,〇〇〇	五,〇六六,八三三	六,七〇五,二〇五	六,〇七〇,五三三	七,六三〇,〇〇〇	八〇,六二〇,八七七

(a) 聯邦貯蓄銀行を除く (b) 「其他小切手支拂銀行」の預金を含む (c) 政府「相殺」勘定(州間)を差引く。

(b) 一九三六—四〇年(六月終了四半期) 上記年度の濠洲平均負債額は次表に示す。

聯邦銀行平均負債 (六月終了期) (a) (磅)

終了期六月	流通手形	他店債 (b)	預金		計
			無利子 (c)	利子	
一九三六	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,一〇〇,〇〇〇	二,一〇〇,〇〇〇	三三,一〇〇,〇〇〇
一九三七	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,一〇〇,〇〇〇	二,一〇〇,〇〇〇	三三,一〇〇,〇〇〇

終了四半期	貨幣	地金	濠洲紙幣	國債地方債 (b)	土地建物	他店債	他店手形	借貸出 (c) (d)	計
一九三九—九月	一,〇五九,〇六六	五,〇〇〇,八八〇	三,〇二〇,三三六	五,三八九,〇〇〇	六,九三三,〇〇〇	一,二九七,〇〇〇	一,九二九,〇〇〇	三二,八〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇
十二月	一,〇五九,〇六六	五,〇〇〇,八八〇	三,〇二〇,三三六	五,三八九,〇〇〇	六,九三三,〇〇〇	一,二九七,〇〇〇	一,九二九,〇〇〇	三二,八〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇
一九四〇—三月	一,〇五九,〇六六	五,〇〇〇,八八〇	三,〇二〇,三三六	五,三八九,〇〇〇	六,九三三,〇〇〇	一,二九七,〇〇〇	一,九二九,〇〇〇	三二,八〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇
六月	一,〇五九,〇六六	五,〇〇〇,八八〇	三,〇二〇,三三六	五,三八九,〇〇〇	六,九三三,〇〇〇	一,二九七,〇〇〇	一,九二九,〇〇〇	三二,八〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇

(a) 聯邦貯蓄銀行を除く (b) 「其他小切手支拂銀行」の預金を含む (c) 政府「相殺」勘定(州間)を差引く。

(四) 濠洲に於ける資産 (a) 一九三九—四〇年(各四半期平均) 資産額詳細を次表に示す。

聯邦銀行資産 (四半期平均) (磅)

(a) 聯邦貯蓄銀行を除く (b) 大藏證券を含む (c) 大藏證券以外の濠洲短期地方債を含む (d) 政府「相殺」勘定(州間)を差引く。

(b) 一九三六—四〇年(六月終了四半期) 最近五年各年六月終了四半期平均資産の明細を次表に示す。

聯邦銀行平均資産 (六月終了四半期) (磅)

各年四—六月	貨幣	地金	濠洲紙幣 (b)	國債地方債 (d)	土地建物	他店債	他店手形	借貸出 (c)	計
一九三六	七,八八〇,〇〇〇	三,〇二〇,三三六	五,〇〇〇,八八〇	二,二〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
一九三七	七,〇〇〇,〇〇〇	三,〇二〇,三三六	五,〇〇〇,八八〇	二,二〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
一九三八	八,〇〇〇,〇〇〇	三,〇二〇,三三六	五,〇〇〇,八八〇	二,二〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
一九三九	八,〇〇〇,〇〇〇	三,〇二〇,三三六	五,〇〇〇,八八〇	二,二〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
一九四〇	八,〇〇〇,〇〇〇	三,〇二〇,三三六	五,〇〇〇,八八〇	二,二〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇

(a) 聯邦貯蓄銀行を除く (b) 大藏證券を含む (c) 大藏證券以外の濠洲短期地方債を含む (d) 政府「相殺」勘定(州間)を差引く。

六 其他小切手支拂銀行

(一) 濠洲に於ける負債 (a) 一九三九—四〇年 上記年六月各四半期の「其他小切手支拂銀行」の濠洲に於ける平均負債を次表に示す。

其他小切手支拂銀行負債 (四半期平均) (磅)

終了四半期	約束手形	無利子流通爲替手形	他店借	預		金		計
				無利子	利子附	計	計	
一九三九—九月	1,670,035	3,035,527	1,555,523	2,765,866	3,595,292	3,335,112	3,770,800	3,770,800
夕十二月	1,669,000	3,116,500	1,500,100	2,705,400	3,595,800	3,335,112	3,770,800	3,770,800
一九四〇—三月	1,668,800	3,115,300	1,047,400	2,605,100	3,595,800	3,335,112	3,770,800	3,770,800
夕六月	1,668,700	3,115,200	1,047,300	2,605,000	3,595,800	3,335,112	3,770,800	3,770,800

(a) イングランド・スコットランド濠洲銀行及びティンスタランド・ナショナル銀行の記者供託証券を含む。

(b) 一九三六—四〇年 (六月終了四半期) 次表は上記各年六月終了四半期の「其他小切手支拂銀行」の濠洲に於ける平均負債を示す。

其他小切手支拂銀行平均負債 (六月終了四半期平均) (磅)

各年四—六月	無利子流通約束手形	無利子流通爲替手形	他店借	預		金		計
				無利子	利子附(a)	計	計	
一九三六	1,275,407	2,806,666	1,266,000	1,105,666	2,311,666	2,575,277	2,575,277	2,575,277
一九三七	1,265,600	2,850,800	1,268,800	1,125,200	2,293,000	2,575,277	2,575,277	2,575,277
一九三八	1,265,200	2,850,800	1,268,800	1,125,200	2,293,000	2,575,277	2,575,277	2,575,277
一九三九	1,265,700	2,850,800	1,268,800	1,125,200	2,293,000	2,575,277	2,575,277	2,575,277
一九四〇	1,265,400	2,850,800	1,268,800	1,125,200	2,293,000	2,575,277	2,575,277	2,575,277

(a) イングランド・スコットランド濠洲銀行及びティンスタランド・ナショナル銀行の記者供託証券を含む。

(二) 濠洲に於ける資産 (a) 一九三九—四〇年 前記銀行の濠洲に於ける平均資産を次表に示す。

其他小切手支拂銀行資産 (四半期平均) (磅)

終了四半期	備貨	地金銀	濠洲紙幣(a)		國債及地方債(b)		土地建物	他店貸	他店手形	貸付割引(c)	計
			濠洲紙幣(a)	國債及地方債(b)	土地建物	他店貸					
一九三九—九月	1,265,600	965,500	26,200	2,000,000	2,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
夕十二月	1,265,600	965,500	26,200	2,000,000	2,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
一九四〇—三月	1,265,600	965,500	26,200	2,000,000	2,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
夕六月	1,265,600	965,500	26,200	2,000,000	2,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000

(a) 濠洲銀行に供託の現金を含む。 (b) 大蔵証券を含む。 (c) 大蔵証券以外の濠洲短期地方債を含む。

(b) 一九三六—四〇年 (六月終了四半期) 上記年の「其他小切手支拂銀行」の濠洲に於ける平均資産は次の通り。

其他小切手支拂銀行平均資産 (六月終了四半期) (磅)

各年四—六月	備貨及地金	濠洲紙幣	國債及地方債	土地建物	他店貸	他店手形	貸付、割引、其他	計
一九三七	1,265,600	965,500	26,200	2,000,000	2,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000
一九三八	1,265,600	965,500	26,200	2,000,000	2,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000
一九三九	1,265,600	965,500	26,200	2,000,000	2,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000
一九四〇	1,265,600	965,500	26,200	2,000,000	2,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000

(a) 濠洲銀行に供託の現金を含む。 (b) 大蔵証券を含む。 (c) 大蔵証券以外の濠洲短期地方債を含む。

七 全小切手支拂銀行

(一) 濠洲に於ける負債 (a) 一九三九—四〇年(各四半期) 上記年全小切手支拂銀行の濠洲に於ける平均負債は次の如くである。

(二) 概説 濠洲銀行を含む濠洲内全小切手支拂銀行の濠洲に於ける平均負債及び資産合計の明細は附表に示す。

全小切手支拂銀行負債 (四半期平均) (a) (磅)

Table showing liabilities of clearing banks. Columns include: 終了四半期 (End of 4th quarter), 流通約束手形 (Circulating promissory notes), 爲流替手形通 (Exchange promissory notes), 他店借 (b) (Borrowings from other banks), 無利子 (c) (Interest-free), 利子附 (d) (With interest), 計 (Total). Rows show data for 1936-1937, 1937-1938, and 1940-1941.

(a) 聯邦貯蓄銀行を除く (b) 聯邦銀行に預けた其他小切手支拂銀行の預金は「他店借」として取扱ふ (c) 政府「相殺」勘定州間(聯邦銀行)を差引く (d) イングランド・スコットランド・澤洲銀行及びタインストラッド・ナショナル銀行の記名借託証券を含む

(b) 一九三六—四〇年 (六月終了半期) 次表は前記期間の澤洲に於ける平均負債を示す。

全小切手支拂銀行平均負債 (六月終了四半期) (a) (磅)

Table showing average liabilities of clearing banks. Columns include: 各年四—六月 (Each year 4-6 months), 東流手通形約 (East flow promissory notes), 手流通爲替形 (Hand circulation exchange), 他店借 (b) (Borrowings from other banks), 無利子 (c) (Interest-free), 利子附 (d) (With interest), 計 (Total). Rows show data for 1936, 1937, 1938, 1939, and 1940.

(a) 聯邦貯蓄銀行を除く (b) 聯邦銀行に預けた其他小切手支拂銀行の預金は統計上は「他店借」として取扱ふ (c) 政府「相殺」勘定(聯邦銀行)を差引く (d) イングランド・スコットランド・澤洲銀行及びタインストラッド・ナショナル銀行の記名借託証券を含む

(三) 澤洲に於ける資産 (a) 一九三九—四〇年 前記年六月の各四半期の澤洲に於ける平均資産を次表に示す。

全小切手支拂銀行資産 (四半期平均) (a) (磅)

Table showing assets of clearing banks. Columns include: 終了四半期 (End of 4th quarter), 鑄貨 (Casting), 地金 (Gold), 澤洲紙幣 (b) (Banknotes), 國債及地方債 (c) (Government and local bonds), 土地建物 (Land and buildings), 他店貸 (Lending to other banks), 他店手形 (Handwritten notes from other banks), 貸付引貨越其他 (d) (Loans and advances), 計 (Total). Rows show data for 1936-1937, 1937-1938, and 1940-1941.

(a) 聯邦貯蓄銀行を除く (b) 聯邦銀行に供託の現金を含む (c) 大藏証券を含む (d) 大藏証券以外の澤洲に於ける短期地方債を含む (e) 政府「相殺」勘定州間(聯邦銀行)を差引く

(b) 一九三六—四〇年 (各年六月終了四半期) 同期間の澤洲に於ける平均資産は次の通り。

全小切手支拂銀行資産 (六月終了四半期) (a) (磅)

Table showing average assets of clearing banks. Columns include: 六月終了四半期 (End of 4th quarter), 鑄貨地金 (Casting and gold), 澤洲紙幣 (b) (Banknotes), 國債地方債 (c) (Government and local bonds), 土地建物 (Land and buildings), 他店貸 (Lending to other banks), 他店手形 (Handwritten notes from other banks), 貸付其他 (d) (Loans and advances), 計 (Total). Rows show data for 1936, 1937, 1938, 1939, and 1940.

(a) 聯邦貯蓄銀行を除く (b) 聯邦銀行に供託の現金を含む (c) 大藏証券を含む (d) 大藏証券以外の澤洲に於ける短期地方債を含む (e) 政府「相殺」勘定州間(聯邦銀行)を差引く

(四) 現金準備率 次表は一九三一—四〇年各年六月終了四半期の聯邦銀行及其他小切手支拂銀行の「即時拂」債務及び「全債務」に對する現金の比率を示す。この率は澤洲内の全事業に關係するものである。

(a) 聯邦銀行 現金準備金は鑄貨地金及び澤洲紙幣を含み、「即時拂」債

務は無利子預金及び他店借を含む。他店借は其他小切手支拂銀行より聯邦銀行に供託する現金にほゞ等額と推定され、又供託現金は其等銀行の前掲四半期毎の報告にては澤洲紙幣の項に含まれてゐる。

(b) 其他小切手支拂銀行 現金準備金は鑄貨、地金、澤洲紙幣、聯邦銀

行に供託の現金を含むが、「即時拂」債務は無利子預金及び流通手形を含む。本表の比率にはニューサウスウェールズ農業銀行の分を含まない。小切手支拂銀行預金を利子付と無利子に区分するのは如何なる場合にも定期、當座預金の区分と一致すると爲すは厳密には正確ではないが、正確な材料を缺く爲に此の区分法が採用されて来た。

小切手支拂銀行現金準備率 (%)

各年四一六月	通知債務		全債務	
	聯邦銀行	其他小切手支拂銀行(a)	聯邦銀行	其他小切手支拂銀行(a)
一九三一	二一六	五五三	八〇四	一九六
一九三二	一八〇	五六七	一〇七	一七三
一九三三	二二九	四六二	一〇一	一四六
一九三四	二四三	五五五	九一	一四四
一九三五	一六四	四六一	八四	一三九
一九三六	二二七	四六一	一〇〇	一〇三
一九三七	二二八	三七一	六六	一三〇
一九三八	二二八	三三七	六六	一〇二
一九三九	二二五	三三〇	六六	九三
一九四〇	七二	二六一	五九	一〇七

(a) ニューサウスウェールズ農村銀行を含む。

(五) 預金總額に対する貸付、證券貸付の比率 聯邦銀行、其他全小切手支拂銀行の預金總額に対する貸付、證券の貸付比率は夫々次表に示す。比率を示す資料は濠洲内の事業にのみ限る。聯邦銀行と其他小切手支拂銀行双方の貸付は「貸付、手形割引、當座貸越及び其他資産(臨時資産を含まず)」の項により示す。

これは「國債、地方債」(短期債を含む)と結合されて「證券貸付」の項目を成す。「預金」は其他小切手支拂銀行の聯邦銀行預入、即ち「聯邦銀

行供託現金」を除く凡ての種類の前金を含む。本表の比率ではニューサウスウェールズ農業銀行の分を除く。

小切手支拂銀行預金總額對貸付、貸付證券の比率 (%)

各年四一六月	預金に対する貸付		預金に対する證券貸付	
	聯邦銀行	其他小切手支拂銀行(a)	聯邦銀行	其他小切手支拂銀行(a)
一九三一	五二五	六二八	三六七	一〇一
一九三二	三三三	六二七	一三七	一〇三
一九三三	一八〇	六三三	一三〇	一〇二
一九三四	一六九	六七一	一三三	一〇二
一九三五	二〇六	六三三	一〇八	一〇二
一九三六	三〇九	六八八	一〇九	九七
一九三七	三七一	六八八	一〇九	九七
一九三八	三〇九	六八八	一〇九	九七
一九三九	三〇九	六八八	一〇九	九七
一九四〇	四九六	六八八	一〇九	九七

(a) ニューサウスウェールズ農村銀行を含む。

(六) 人口一人當り預金額 最近五年期間六月終了四半期の平均人口數に基く一人當り平均預金額は次表の如し。次表數字は各州全小切手支拂銀行總計に基き、聯邦銀行の政府「相殺」勘定による修正を経てゐない。因みに「其他小切手支拂銀行」の聯邦銀行預金は統計上「其他銀行借」として扱はれる。

(七) 全預金に対する無利子預金の割合 次表は一九三六—四〇年各年六月終了四半期間の全小切手支拂銀行の全預金に対する無利子預金の割合を州別に示す。聯邦銀行の政府「相殺」勘定はすべての總計比率に於てのみ差引いてある。

全小切手支拂銀行 人口(a)一人當り預金額 (磅)

四半期了	ニューサウスウェールズ(b)	ビクトリア	クイーンズランド	南濠洲	西濠洲	タスマニア	北部領	計
一九三六	七五	六六	五九	四六	三三	六五	一一	五二
一九三七	五三	七〇	七九	八一	八二	九一	一七	五三
一九三八	五三	七一	五二	六六	五五	三五	一五	五二
一九三九	五四	七〇	六八	六三	五三	三三	一五	五六
一九四〇	六一	六五	五一	五二	四三	三〇	一三	六二

(a) 聯邦貯蓄銀行預金を除く (b) 濠洲首都領を含む。

全小切手支拂銀行預金總額に対する無利子預金の割合 (%)

四半期了	ニューサウスウェールズ(b)	ビクトリア	クイーンズランド	南濠洲	西濠洲	タスマニア	北部領	計
一九三六	四〇	三三	三九	二七	二八	二一	二二	三三
一九三七	二六	三三	三三	二二	二七	二四	二七	二八
一九三八	二〇	二七	二〇	一七	一七	一四	一六	一六
一九三九	一九	二七	二〇	一七	一七	一四	一六	一六
一九四〇	一八	二五	一八	一六	一七	一四	一六	一六

(a) 聯邦貯蓄銀行預金を除く (b) 濠洲首都領を含む。

八 預金利率

一九二〇年以後の預金利率の明細は次に示す。聯邦銀行の利率は其他營業銀行の利率と常に必ずしも同率でない點は注意すべきである。

銀行預金利率 (年別) (%)

Table of bank deposit interest rates (annual percentages) from 1920 to 1940, categorized by month and quarter. Includes columns for 年 (Year), 期間 (Period), 預金 (Deposit), and 利率 (%) (Interest Rate).

(a) 全銀行が必ずしも一律に利率を改訂した譯ではない。 (b) ニューサウスウェールズ銀行は一九三二年八月二十三日より〇・二五%だけ六ヶ月、十二ヶ月、二ヶ年間の利率を引下げた (c) 聯邦銀行のみ ニューサウスウェールズ銀行は三月二日より、アデレード銀行は三月三日より。

九 手形交換所統計

首相會議案は預金、貸付の兩方に對する銀行利率の引下の條項を特に含んでゐた。 (一) 年交換高 シドニー聯邦銀行蒐集資料による各州首府交換高は次表に示す。一九二九年十月より大藏證券の發行、償却は交換高の膨脹を生じ異常な狀態を呈したが、一九三四—三八年は年別に示す。交換高の週平均は「事業統計月報」(Monthly Review of Business Statistics)「濠洲統計概要季報」(Quarterly Summary of Australian Statistics)に發表される。

手形交換所手形小切手其他價額統計 (千磅) (一八七〇—一九三八)

Table of bill exchange statistics (in thousands of pounds) from 1870 to 1938, listing years and various categories like シドニー, メルボルン, ブリスベイン, アデレード, パース, ホバート.

Large table with multiple columns and rows, likely a continuation of financial data or statistics, including years from 1890 to 1937 and various numerical values.

通常取引	九七、三四〇	八四、四六八	三〇、四五五	一五七、五六六	一〇〇、八六一	三六、八七三	二、二六、六六六
大蔵証券取引	二六、三六〇	四、四三三	—	—	—	—	—
計	一二九、六八〇	八八、九〇一	三〇、四五五	一五七、五六六	一〇〇、八六一	三六、八七三	二、二六、六六六
一九三九—							
通常取引	九四、三三三	八八、六六八	三二、二七二	一五、〇二五	一〇、一〇三	三〇、六六六	二、三九、七五三
大蔵証券取引	三六、三六〇	四、六六八	—	—	—	—	—
計	一二、二六七	八八、三三三	三二、二七二	一五、〇二五	一〇、一〇三	三〇、六六六	二、三九、七五三
一九三〇—							
通常取引	九三、三三三	八二、五五五	三三、六六八	一五、三三三	一〇、三三三	三〇、三三三	二、三六、三三三
大蔵証券取引	三六、三六〇	四、六六八	—	—	—	—	—
計	一二、二六七	八八、三三三	三二、二七二	一五、〇二五	一〇、一〇三	三〇、六六六	二、三九、七五三
計	一、二八、五二	八六、三三	三三、六六八	一五、三三三	一〇、三三三	三〇、三三三	二、三六、三三三

(a) 本年度数字は貸支拂を除く (b) 一九二九年の開始以来の大蔵証券取引を除く。

(二) 年交換高指数 一九三〇—一九三九年各州首府に於ける次の交換高指数は前項統計より算定し、一九二七—一九二九年平均額を基準とする。大蔵証券の發行、銷却に關する交換高は算入せず、又銀行併合に依る修正を経ず。

銀行交換高指数 (一九三〇—一九三九) (基準—一九二七—一九二九年平均—1,000)

年	シドニー	メルボルン	ブリスベイン	アデレード	パース	ホバート	計
一九二七—二九	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
一九三〇	八二	八七	八六	七七	七三	七〇	八四
一九三一	六八	七六	七三	七〇	六七	六四	七二
一九三二	五八	七〇	七〇	七〇	六七	六四	七二

一九三三	六八	七四	七二	七〇	六七	六四	七二
一九三四	六〇	八四	八二	七〇	六七	六四	七二
一九三五	七六	八五	八三	七〇	六七	六四	七二
一九三六	八二	九四	九二	八〇	七七	七四	八二
一九三七	九四	一〇六	一〇四	九二	八九	八六	九四
一九三八	一〇六	一〇六	一〇四	九二	八九	八六	九四
一九三九	八六	一〇一	一〇一	九二	八九	八六	九四

一〇 爲替相場

(一) ロンドン、濠洲間 次表はシドニーのニューサウスウェールズ銀行總支配人提供の材料より作成され、濠洲、ロンドン間一九二七年四月二十日以後の各種爲替相場を示す。既刊年鑑には一九一三年十月十六日以後の率を示してある。次表は組合銀行建値によるロンドン向電信爲替一〇〇磅の濠洲價格を示す。一九三一年十二月聯邦銀行局は英國向爲替調整及び毎週の相場公告の業務を開始した。

外國爲替相場、ロンドン向濠洲電信爲替相場 (一九二七年四月二十日より)

爲替率開始日	爲替	濠洲買平均	手数料
一九二七年四月二十日	100	100	—
六月二十七日	〇八九	〇六三	—
七月八日	〇二二	—	—
一九二八年三月十九日	〇二五	—	—
一九二九年七月二十二日	〇一〇	—	—
九月三日	〇一五	—	—
十月十日	〇一〇	—	—

十二月十八日	100	117	六
一九三〇年一月二十八日	〇	二六	〇
二月十七日	〇	二六	〇
三月十日	〇	二六	〇
三月二十四日	〇	六六	六
十月九日	〇	八二	〇
一九三一年一月六日	〇	一五六	〇
一月十三日	〇	一八	九
一月十七日	〇	三三	〇
一月二十九日	〇	三三	〇
十二月三日	〇	三五	〇

「手数料」は各一〇〇磅爲替に對する銀行「口銭精」を表し、賣買差額の半額とした。
 (二) 英磅對米弗相場 次表はロンドン、ニューヨーク爲替相場の毎日の高低平均を一九三五年一月—一九四〇年十二月各月別に示す。

英磅對米弗相場各月平均 (英貨一磅に對する米價)

月	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
一月	四・九五	四・九六〇	四・九八	五・〇〇〇	四・九六九	四・〇〇〇
二月	四・八五	四・九六六	四・九八四	五・〇〇八	四・九六六	四・〇〇〇
三月	四・七五	四・九七一	四・九八五	四・九九五	四・九六六	四・〇〇〇
四月	四・八五	四・九四四	四・九六六	四・九六九	四・九六一	四・〇〇〇
五月	四・八六〇	四・九七一	四・九六九	四・九六五	四・九六三	四・〇〇〇
六月	四・九三六	五・〇〇〇	四・九六五	四・九六〇	四・九六三	四・〇〇〇
七月	四・九六六	五・〇〇〇	四・九六五	四・九六〇	四・九六三	四・〇〇〇
八月	四・九七一	五・〇〇〇	四・九六五	四・九六一	四・九六〇	四・〇〇〇
九月	四・九三三	五・〇〇〇	四・九六五	四・九六一	四・九六〇	四・〇〇〇
十月	四・九〇八	四・九三〇	四・九六六	四・九六一	四・九六〇	四・〇〇〇
十一月	四・八三五	四・八八八	四・九六六	四・九六一	四・九六〇	四・〇〇〇
十二月	四・八二九	四・九〇七	四・九六七	四・九六一	四・九六〇	四・〇〇〇

(三) 州間 一九四〇年六月三十日現在州首府間の爲替相場は次の通り。
州間爲替相場 (一九四〇年六月三十日) (志片)

間	シドニー	メルボルン	ブリスベン	アデレード	パース	ホバート及ロウンセストン
シドニー	—	二六	二六	二六	二六	二六
メルボルン	二六	—	二六	二六	二六	二六
ブリスベン	二六	二六	—	二六	二六	二六
アデレード	二六	二六	二六	—	二六	二六
パース	二六	二六	二六	二六	—	二六
ホバート及ロウンセストン	二六	二六	二六	二六	二六	—

第二節 貯蓄銀行

- 一 概説
- 二 聯邦貯蓄銀行
- 三 最近の合同
- 四 便益の擴張
- 五 預金残高の分類
- 六 口座数
- 七 預金利率
- 八 統計
- 九 各貯蓄銀行
- 一〇 聯邦貯蓄銀行
- 一一 州貯蓄銀行

一 概説

濠洲に於ける貯蓄銀行の創業は一八一九年に於けるシドニーの一民間貯蓄銀行を以て始まる。一八三二年に立法部は評議員會の監督下に「ニューサウスウェールズ貯蓄銀行」を創設し、その後間もなく前記民間貯蓄銀行の資金は新銀行に移管された。他の州で貯蓄銀行預金に關する法規が設けられたのは一八四一年にビクトリア、一八五四年クィーンズランド、一八四〇年南濠洲、一八六三年西濠洲(一八五六年に貯蓄銀行が開かれたが一年後に閉鎖した)、一八三五年ロウンセストン、一八四五年ホバートが初めてであった。是等初期の銀行は信託貯蓄銀行として營業してゐたが、ホバート及びロウンセストン以外は後に州立貯蓄銀行に吸収或は合併された。「郵便貯蓄部」は一八六三年以降に南濠洲以外の凡ての州に設立された。一九〇〇年南濠洲聯邦成立後、郵便局は聯邦政府により管理されたが、一九二二年聯邦銀行設立までは州の貯蓄銀行代理店として業務を續けてゐた。現在營業中の貯蓄銀行は聯邦貯蓄銀行(全濠洲)、ビクトリア州立貯蓄銀行、南濠洲州立貯蓄銀行及びホバート及びロウンセストンの二信託銀行である。

二 聯邦貯蓄銀行

聯邦貯蓄銀行は一九二二年七月十五日ビクトリア、一九二二年九月十六日クィーンズランド、一九二二年十月二十一日北領、一九二三年一月十三日ニューサウスウェールズ、南濠洲、西濠洲で夫々開業された。タスマニヤ州立貯蓄銀行は一九一三年一月に聯邦銀行に合併され、一九二〇年にはニューサウスウェールズ及び西濠洲貯蓄銀行が合併された。貯蓄銀行部は貯蓄銀行發表の預金分類では濠洲全體の詳細は分析できないが、ホバート信託貯蓄銀行を除く全貯蓄銀行の金融銀行制度に付、主立委員會に提供された報告の示す處では、一九三六年六月三十日現在に於ける差引残高一〇〇磅以下の口座の總額は預金總額の二一%、一〇〇磅以上、二五〇磅以下の残額保有口座は二一%、二五〇磅以上五〇〇磅以下は二三%、五〇〇磅以上一、〇〇〇磅以下は二五%、一、〇〇〇磅以上一〇%である。學校・小口貯蓄銀行及び無効小額預金は上記比率決定の際除かれた。

六 口座数

州によつては同一人が州貯蓄銀行と聯邦貯蓄銀行の何れにも口座を持つ事が出来るので口座数は記載しない。此種口座増加の實情は「三」記載の銀行合同の結果生じた口座減少によつて見られる。

七 預金利率

一九三一年「プレミアス・プラン」は就中預金及び貸付に對する銀行利率の引下を規定した。聯邦貯蓄銀行は一九三一年七月一日から預金残高に對する利率を一分だけ引下げ、其後に他の貯蓄銀行もそれに従つた。下記の表は一九三四年一九四〇年六月三十日現在州營及び信託銀行、又別表は聯邦銀行の利率を示す。次表は州營貯蓄銀行利率を示す。

種目	州營貯蓄銀行		信託貯蓄銀行	
	ビクトリア	南濠洲	ホバート	ロウンセストン
利子付制限額	一、〇〇〇磅	一、〇〇〇磅	三〇〇磅	三〇〇磅
六月三十日現在	三、五、三、四	一、五〇〇磅	二、七、三、三(c)	二、七、三、三(c)
一九三三	三、五、三、四	五〇〇—一、〇〇〇磅	二、七、三、三(c)	二、七、三、三(c)

五 預金残高の分類

州營及び信託貯蓄銀行預金利率 (%)

一九二八年六月九日に一般銀行部から分離し、爾來獨立に營業を行ひ、自己の貸借對照表及び損益勘定を發表してゐる。

三 最近の合同

ニューサウスウェールズ州立貯蓄銀行及び西濠洲州立貯蓄銀行の聯邦貯蓄銀行への合同に就ては本年第二九卷に記載。

四 便益の擴張

濠洲に於ける貯蓄銀行設立の主要目的は節約の奨励であつて、即ち一志以上の貯金額が認められた。併しこの最初の目的に従ひながら種々提供した便宜によつて却つて別途の發展を招くに到つた。預金者は小切手を發行して預金額を運用する事は許されないが、毎月最低預け尻に對する利子を得、口座を持つに何等料金を要しないばかりでなく、實際上富座勘定の有する其他の凡ゆる便益を受けてゐる。

多年の間、小切手支拂銀行の定期預金の代法として貯蓄口座が大いに利用されてゐる。貯蓄銀行の預金は極く僅かな利子を損するだけで何時でも拂戻を爲し得、その率も州によつては六ヶ月据置預金に對する商業銀行の率よりも良いのである。

九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
四	三	三	三	三	三	三	三	三	三
〇	九	八	七	六	五				
	二、二五(b)	二、二五(b)	二、二五(b)	二、二五(b)	二、二五(b)				
	二、二五(d)	二、二五(d)	二、二五(e)	二、二五	二、二五				
	二、二五	二、二五	二、二五	二、二五	二、二五				
	二、二五	二、二五	二、二五	二、二五	二、二五				
	二、二五	二、二五	二、二五	二、二五	二、二五				

(a) 年内閉鎖口座預金利率は取引口座利率より一般に低率である。(b) 供託株 (c) 十二ヶ月定期預金 (d) 二〇〇ポンドの残高 (e) 二〇一—五〇〇ポンドの残高。

聯邦貯蓄銀行の利率は次表に記載。
聯邦貯蓄銀行預金利率 (a) (%)

六月三十日現在	一—五〇〇ポンド	一、五〇—一、〇〇ポンド(a)
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—

(a) タインスタンダードを除く各州に於ける利率付最高額は一、三〇〇ポンドである。タインスタンダードでは二、〇〇〇ポンド。聯邦貯蓄銀行は最初の五〇〇ポンドに對し、右表五〇〇ポンドの利率、残餘額に對して五〇一—一、三〇〇(タインスタンダード) 二、〇〇〇ポンドの利率を付す。

八 統計

一九三二年七月から月々の統計が貯蓄銀行當局によつて發表され、對照資料も月刊の形式で個別公告される。其他同局發行「瀛洲統計概要季報」及び「事業統計月報」に發表される。次項の統計は各年六月三十日現在預金に關し、便宜上次の項目に分ける。

- (1) 全貯蓄銀行
- (2) 聯邦貯蓄銀行
- (3) 州(タスマニアの信託銀行を含む)貯蓄銀行

九 全貯蓄銀行

(一) 一九三九—四〇年報告 次表は上記間の全貯蓄銀行取扱業務の詳細を示す。

全貯蓄銀行明細 (一九三九—四〇) (磅)

州又は領	預一九三九年六月三十日現在	預金超過額	利子	預一九四〇年六月三十日現在
ニューサウスウェールズ	八七,四七五,九八八	(-) 六,六六九,九八六	一、六〇〇,〇〇七	八二,二〇〇,〇〇〇
ビクトリア	八〇,四一五,一五一	(-) 二,八四七,八六七	一,五三三,一六九	七九,一四四,四九九
クイーンズランド	二六,〇四三,七二二	(-) 一,二九九,四三五	五九七,五五六	二六,二二二,八七九
南 洋	二七,二九一,〇〇七	(-) 一,九八四,三三六	三九九,一〇〇	二六,〇四三,七二二
西 洋	二二,三九一,九一	(-) 九,四七九,九一	二九,五五七	一三,九一四,八〇〇
タスマニア	八,三六九,四七	(-) 八,〇〇五	二〇,〇〇〇	八,三六九,四七
北 洋	六,八八八	(-) 一,〇一五	二,二二二	六,八八八
北 洋	三二,四八八,〇三	(-) 一,三三三,四一	六,九八七	三二,一五四,六二
計	三二五,五五八,六六五	(-) 一三,三三三,四一	四七,七七一	三〇九,一五二,九〇七

(-)は抽出超過額を示す。

(二) 預 金 (a) 一九三九—四〇年 次表は全貯蓄銀行の預金額及び上記年の各六月三十日現在人口一人當り平均預金額を示す。

全貯蓄銀行預金額

六月三十日	ニユーサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋	西 洋	タスマニア	北 洋	瀛洲首都領	計
一九三六	七九,六九一,六六六	七三,八〇五,一三〇	二七,二二二,六九九	二五,二八八,九九六	二一,五七七,三〇〇	六,八八八,三〇〇	五七,七〇〇	三二,八六九	三二四,六三三,二八
一九三七	八二,九三三,二九九	七三,七〇〇,四八八	二七,三四三,四九九	二六,五五五,九九一	二一,八四七,五九	七,二四一,八七七	五六,一三七	三二,〇八一,二七	三二〇,八五一,一六
一九三八	八六,〇一五,六四五	七六,八七七,〇〇〇	二八,二二二,四九九	二七,三三三,九九七	二二,〇七七,九九六	七,五六二,五二〇	六二,九三二	三二,〇四三,一三七	三二四,〇四三,一三七
一九三九	八七,四七五,九八八	八〇,四一五,一五一	二六,〇四三,七二二	二七,三九一,九一	二二,三九一,九一	八,三六九,四七	六八,八八八	三二,一八〇,四	三二五,五五八,六六五
一九四〇	八二,二〇〇,〇〇〇	七九,一四四,四九九	二六,二二二,八七九	二五,二八八,九九六	二一,五七七,三〇〇	六,八八八,三〇〇	五七,七〇〇	三二,一五二,九〇七	三〇九,一五二,九〇七

人口一人當り(磅志片)

一九三六	三〇〇三	三〇〇三	三〇〇三	三〇〇三	三〇〇三	三〇〇三	三〇〇三	三〇〇三	三〇〇三
一九三七	三〇八九	三〇八九	三〇八九	三〇八九	三〇八九	三〇八九	三〇八九	三〇八九	三〇八九
一九三八	三二二九	三二二九	三二二九	三二二九	三二二九	三二二九	三二二九	三二二九	三二二九
一九三九	三二六二	三二六二	三二六二	三二六二	三二六二	三二六二	三二六二	三二六二	三二六二
一九四〇	三三〇五	三三〇五	三三〇五	三三〇五	三三〇五	三三〇五	三三〇五	三三〇五	三三〇五

全貯蓄銀行人口一人當り預金額 (指数 一九二八年を1,000)

六月三十日	實		額		購買力に換算 (a)	
	磅	指	磅	指	磅	指
一九二八	三〇・四	1,000	三〇・四	1,000	三〇・四	1,000
一九三一	三六・六	一、〇〇〇	三六・六	一、〇〇〇	三六・六	一、〇〇〇
一九三二	三〇・一〇	一、〇〇〇	三〇・一〇	一、〇〇〇	三〇・一〇	一、〇〇〇
一九三三	三〇・五	一、〇〇〇	三〇・五	一、〇〇〇	三〇・五	一、〇〇〇
一九三四	三二・五	一、〇〇〇	三二・五	一、〇〇〇	三二・五	一、〇〇〇
一九三五	三三・三	一、〇〇〇	三三・三	一、〇〇〇	三三・三	一、〇〇〇
一九三六	三三・〇	一、〇〇〇	三三・〇	一、〇〇〇	三三・〇	一、〇〇〇
一九三七	三三・七	一、〇〇〇	三三・七	一、〇〇〇	三三・七	一、〇〇〇
一九三八	三三・八	一、〇〇〇	三三・八	一、〇〇〇	三三・八	一、〇〇〇
一九三九	三三・〇	一、〇〇〇	三三・〇	一、〇〇〇	三三・〇	一、〇〇〇
一九四〇	三三・六	一、〇〇〇	三三・六	一、〇〇〇	三三・六	一、〇〇〇

(a) 各年六月四半期「全項目」(c)種「小賣物價指数」に基づく。資料として利用されるに止まらず、或程度迄は團體、會社並に實業家によつても同様利用された事に留意すべきである。貯蓄銀行口座が商業用、

不況以前の數年間は預金額は着實に増加しつゝあり、一九二九年九月三十日現在合計額は二二五、九六三、一六五磅であつた。不況の深刻化するにつれ棉戻が盛んに行はれ、預金額は一九三一年六月には一九三、三七五、三九七磅に低下した(精確な記録はないが、最低記録は一九三一年五月と思はれる)。次の十二月月に預金額は一九七、九六六、三〇七磅に上昇し、屢々定期的下落はあつたが、以後年々増加の一路を辿り一九四〇年四月三十日現在では二四六、六七四、三六五磅の最高額を記録した。爾後可成の減少を見たがそれは主として戦時公債並に戦時貯蓄債券購入用の預金棉戻しによるものであつた。一九四〇年六月三十日現在の預金額は元利合計にて二三六、九五三、五四二磅であつた。

(b) 一人當り預金額及び購買力 各年一九二八年及び一九三一—四〇年六月三十日現在の人口一人當り實際預金額及び小賣物價指数による購買力に換算した預金額を次表に示す。

一九三一年以後一人當り實際金額は一九三九年三五・三〇磅の最高額に達する迄は毎年約二%宛増加した。一九四〇年に四・三%減少し、三三・七八磅となつた。預金購買力は一九二七年以後確實に増加し、一九三六年に四〇・〇〇磅の最高額に達した。其後一九三八年に極く僅かの増加を見たが、各年減少を続け、一九四〇年に三五・九四磅に達し、その一年間に八・一%の減少を示した。此の數字を検討するに當つては、貯蓄銀行口座が、個人に依り蓄財の投

其他に利用される程度は時により變動する。

一〇 聯邦貯蓄銀行

(一) 一九三九—四〇年 各州及び領の統計を次表に示す。

聯邦貯蓄銀行統計 (一九三九—四〇) (磅)

州又は領	一九三九年六月末現在預金額	年預金額超過額	同利子額	一九四〇年六月末現在預金額
ニューサウスウェールズ	八七、四七三、七九	(-)	六、六六六、九六	八、一〇〇、〇〇
ビクトリア	一一、三三三、三六	(-)	三、〇〇〇、〇〇	一、二四四、三〇
クィーンズランド	三、〇〇〇、七三	(-)	一、〇〇〇、〇〇	三、八、三三、八七
南 洋 洲	一、一六六、六〇	(-)	一、一、五五	三、三三、八七
西 洋 洲	三、三九六、一五	(-)	七、五、五五	三、三〇、〇〇
タスマニア	三、三九七、三三	(-)	一、〇、〇〇	三、三三、八七
北 部 領	九、八二四	(-)	九、〇、〇〇	一、一、五五
北 洋 洲	三、八、八〇	(-)	三、〇、〇〇	一、一、五五
計	一、〇八、〇九	(-)	八、八三三、〇三	一、三九、〇〇、八三

(-)は拂出超過額を示す。

(二) 預金額 一九三六—四〇年各年六月三十日現在の各州及びバブア、ニューギニア領及び在ロンドン聯邦貯蓄銀行の預金額は次の如し。

聯邦貯蓄銀行預金額 (磅)

預金場所	六 月 三 十 日			現 在
	一九三六	一九三七	一九三九	
ニューサウスウェールズ	七、九六六、九六	八、二五五、五九	八、六〇五、六五	八、七、四七三、七九
ビクトリア	九、四七三、三六	九、六三三、三六	一〇、七三三、六六	一一、三三三、三六
計	一七、四四〇、三二	一七、八八八、九五	一八、三三九、三一	一八、一〇七、一五

タインスタン	三、七、一、三、九	三、七、一、三、九	三、七、一、三、九	三、七、一、三、九
南 洲	三、七、一、三、九	三、七、一、三、九	三、七、一、三、九	三、七、一、三、九
西 洲	三、七、一、三、九	三、七、一、三、九	三、七、一、三、九	三、七、一、三、九
北 洲	三、七、一、三、九	三、七、一、三、九	三、七、一、三、九	三、七、一、三、九
計	三、七、一、三、九	三、七、一、三、九	三、七、一、三、九	三、七、一、三、九
パプア、ニューギニア領	一、八、〇、〇、〇	一、八、〇、〇、〇	一、八、〇、〇、〇	一、八、〇、〇、〇
ロンドン	五、四、七、六、〇	五、四、七、六、〇	五、四、七、六、〇	五、四、七、六、〇
計	一、三、一、一、六、〇、〇	一、三、一、一、六、〇、〇	一、三、一、一、六、〇、〇	一、三、一、一、六、〇、〇
總計	一、三、一、一、六、〇、〇	一、三、一、一、六、〇、〇	一、三、一、一、六、〇、〇	一、三、一、一、六、〇、〇

(a) 「九〇(1)」、「(11)」及び「(12)」の統計には含まれず。

(三) 一九四〇年六月三十日現在貸借対照表 聯邦貯蓄銀行は半期毎に貸借表を公表する。次表は一九四〇年六月三十日現在を示す。

聯邦貯蓄銀行貸借対照表 (a) (一九四〇年六月三十日現在) (磅)

負債	資 産
積立金 三、八、六、九、〇	鑄貨、現金残高 五、六、六、七、七
預金 一、〇、五、三、五、五	短期貸付金 三、〇、七、〇、〇
其他負債 八、〇、五、二、二	政府公債 一〇、七、六、〇、五
	市公債及公共團體債券 三、七、三、七、九
	銀行土地建物 七、七、〇、〇
	其他資産 三、〇、〇、〇、〇
計 一、三、一、一、六、〇、〇	計 一、三、一、一、六、〇、〇

(a) ロンドン、パプア及びニューギニア領の支店分を含む。

(四) 利 益 貯蓄銀行合併協定により、ニューサウスウェールズ、タインスタン、西洲及びタスマニアに於ける聯邦貯蓄銀行の利益は銀行及び前記諸州の合併前の管理當局間に等分に分配される。二五九、五八九磅を以上の如く処分した後、一九三九—四〇年度聯邦貯蓄銀行の純益は三七二、九四一磅であつて、その二分の一は國債減債基金に繰入れられ、殘部は積立金に廻された。開業後、一九四〇年六月三十日迄の純益總額は五、二六五、一一九磅であつた。

一一 州貯蓄銀行

(一) 一九三九—四〇年統計 上記年の全州貯蓄銀行取引明細は次に示す。次の諸表中のタスマニアの分はホバート及びロウンセムトンに於ける信託貯蓄銀行に關し、その勘定は二月二十八日末及び八月三十一日末に年

二回作成されるが、銀行當局者は六月三十日現在預金明細を提示した。

州貯蓄銀行統計 (一九三九—四〇) (磅)

州	一九三九年六月末現在預金額	年預金超過額	同利子額	一九四〇年六月末現在預金額
ビクトリア	六、九、二、八、六	(-) 二、一、六、三、〇	一、三、〇、〇、〇	六、七、〇、〇、〇
南 洲	三、二、一、二、七	(-) 一、一、五、五、七	五、三、〇、〇	二、〇、五、七、〇
タスマニア	六、〇、〇、〇、〇	〇、〇、〇、〇、〇	一、二、〇、〇、〇	六、〇、〇、〇、〇
計	一、六、一、四、九、三	(-) 三、三、一、八、七	七、八、〇、〇、〇	一、二、八、〇、七、〇

(a) ホバート、ロウンセムトン信託貯蓄銀行

註 ニューサウスウェールズ、タインスタン、西洲、タスマニア貯蓄銀行は聯邦銀行に合併せる。

(二) 預金額 一九三六—四〇年 次表に上記年各年六月三十日現在の各州立貯蓄銀行預金額を示す。

州貯蓄銀行預金額 (磅)

州	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
ビクトリア	六、四、四、三、〇	六、五、七、五、一	六、八、一、四、〇	六、三、二、八、六	六、七、〇、〇、〇
西洲	三、〇、〇、〇、〇	三、三、八、八、七	三、四、一、五、八	三、三、一、五、七	三、三、一、五、七
タスマニア	〇、〇、〇、〇、〇	〇、〇、〇、〇、〇	〇、〇、〇、〇、〇	〇、〇、〇、〇、〇	〇、〇、〇、〇、〇
計	九、四、四、三、〇	九、九、六、四、七	一〇、二、三〇、八	九、六、四、四、三	一〇、〇、一、五、七

(a) ホバート、ロウンセムトン信託貯蓄銀行。

(三) 資 産 一九三九—四〇年 一九四〇年六月三十日現在の全州貯蓄銀行資産は一〇七、二六五、九一四磅で次の如く区分される。

州貯蓄銀行資産 (一九四〇年六月三十日現在) (磅)

細目	ビクトリア	南 洲	タスマニア(a)	計
政府公債	三、九、〇、七、三	一、三、一、二、七	三、一、七、〇、八	八、六、〇、〇、〇
市公債	三、七、四、三、五	四、九、七、五	一、三、三、〇、〇	九、九、一、〇、〇
其他一般債	一、六、八、六、九	二、八、八、三	四、五、〇、〇	五、〇、二、五、二
券 當	二、〇、〇、〇、〇	五、四、三、〇、〇	一、七、七、五、〇	九、二、〇、〇、〇
抵 當	六、九、七、三、六	三、〇、七、三	七、〇、〇、〇	一〇、七、五、〇、〇
未拂利子配	七、七、三、七	三、〇、七、三	七、〇、〇、〇	一〇、七、五、〇、〇
當地代等	七、七、三、七	三、〇、七、三	七、〇、〇、〇	一〇、七、五、〇、〇
不動産	七、七、三、七	三、〇、七、三	七、〇、〇、〇	一〇、七、五、〇、〇
定期預金	一、九、〇、〇、〇、〇	五、四、三、〇、〇	一、〇、一、〇、〇、〇	二、九、五、三、〇、〇
現金	一、八、六、三、八	九、五、八、三	四、五、〇、〇、〇	七、一、七、二、一
其他	五、五、五、六	五、五、五、六	一、一、一、一、一	一二、二、二、二
計	七、四、七、四、九	二、五、六、六、〇	六、八、三、九、九	一〇、七、二、七、〇

(a) 一九四〇年八月三十一日現在、「(11)」、「(12)」参照。

(四) 損益勘定一九三九—四〇年 上記年州貯蓄銀行の損益勘定を次表に示す。

州貯蓄銀行 損益勘定 (一九四〇年六月三十日終了年度) (磅)

細目	ビクトリア	南 洋 洲	タスマニア	計
借方				
預金利息	1,330,326	203,866	174,022	1,708,214
積立金及貸債基金	230,000	133,326	18,500	381,826
建物銷却	55,200	(b)	5,600	60,800
營業費	56,723	12,554	8,127	77,404
其他支出	5,355	21,523	(c) 4,877	28,001
繰越残高	182,674	(d) 186,922	93,899	463,495
計	2,267,252	1,020,580	286,817	3,574,649
貸方				
繰越残高	175,079	(e) 147,628	93,333	416,040
利息配當金	2,225,226	946,833	224,335	3,496,394
他受領金	2,677,152	1,000,500	388,877	4,066,529
計	5,077,457	2,144,961	707,045	7,929,463

(a) 一九四〇年八月三十一日終了年度、一項目(参照、(b)積立金銷却の銀行土地建物 (c) 課税積立金七五〇磅を含む。 (d) 一九四〇年六月七日より三十日迄の預金額に對する利息として繰越の積立金五〇,〇〇〇磅を含む。 (e) 一九三八—三九年繰越積立金を含む(一九三九年六月七日より三十日の預金額に對する繰越利息積立金、五〇,〇〇〇磅を含む)。

C 會 社

第一節 概 説

登記済會社に關する統計は (a) 管理會社、執行會社及び代理會社に關する統計報告 (b) 登記済建物及び投資會社に關する統計報告 (c) 登記済協同組合に關する統計報告を包括するものである。

管理會社、執行會社及び代理會社 (一九三九) (磅)

負債及び資産	ニューサウスウ	ビクトリア	クインズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	計
負債							
拂込資本金	110,000	87,700	88,552	330,820	113,552	200,000	1,110,624
積立金及未配當利益	25,622	27,622	17,121	35,820	9,321	5,000	110,516
其他	23,321	7,821	26,121	50	11,721	5,000	74,916
計	158,943	123,143	131,794	366,640	134,594	110,000	1,225,104
資産							
公債及地方債	226,626	127,626	211,500	320,223	288,626	70,626	1,445,226
抵當貸付	177,101	52,526	—	86,826	28,626	6,626	351,626
其他貸付前貸	—	10,726	—	10,000	511	9,726	21,726
不動産	127,426	62,700	62,826	10,326	33,826	10,000	247,126
銀行預金	85,626	28,826	7,826	27,000	9,126	10,000	168,426
其他	23,321	13,826	16,726	27,000	16,326	23,321	110,526
計	643,826	236,026	328,952	784,826	472,726	120,326	2,589,426
信託資産 (a)	55,000,000	2,330,000	10,000,000	2,266,626	2,257,626	6,000,000	67,852,874

(a) 公共管理人の管理信託基金を含む。

第二節 管理會社、執行會社及び代理會社

一九三八年の統計は、ニューサウスウエールズ二、ビクトリア七、クインズランド一、南洋洲四、西洋洲二及びタスマニア四の會社に關するものである。次表は一九三九年度負債、資産及び信託資産を示す。

第三節 登記済建築會社及び投資會社

一 概要 二 負債及び資産

登記済建築會社及び投資會社概要 (一九三九)

目	統計報告會社數		計	州	南 洲	西 洲	タスマニヤ	計
	有 限	無 限						
紐イサウスウェールズ	一九三八—三九		七					
ビクトリア	一九三九		三〇					
タインスランド	一九三八—三九		七					
南 洲	一九三九		六					
西 洲	一九三八—三九		七					
タスマニヤ	一九三九		四					
計			五二					
株 主	(d) 六六、六四		三					
株 主 數	(c) 四三、三一		二					
借 用 者 數	(e) 五、四〇		一					
年 利 子 收 入 (磅)	四九、五七		一〇、五九					
年 預 金 額 (磅)	三三、五三		二、六〇					
年 貸 金 返 却 (磅)	五九、五三		一、九七					
年 貸 付 額 (磅)	七〇、七		一、二〇					
不明	(a) 西洲を除く	(b) スターボーケット一四九、八二八株及其他有限會社二三五、七六九株を含む二投資會社を除く	(c) 紐イサウスウェールズを除く	(d) スターボーケット株主一七、五五三及其他有限會社株主一八、九一一を含む	(e) 無限會社のみ	(f) 其他有限會社四、五八四、二三〇株を含む		

統計報告は三一四會社に關するものであるが、重要ならざる會社の分は含まないので、完全とはいはれない。

下記負債資産表に現はれた會社の貸借対照表は一九三九年度に締切の二種

の期間を混用してゐる。即ち南洲及びタスマニヤの數は一九三九年度分、其他の州は一九三八—三九財政年度分である。

登記済建築會社及び投資會社負債 (一九三九) (磅)

州	拂込済資本	積立金 (a)	預 金	銀行借越及其他負債 (b)	計
紐イサウスウェールズ	二、六四二	七、〇〇〇、五〇〇	七、七、三三	七、七、三三	一、二、九、五五
ビクトリア	三、一〇〇、〇〇〇	六、八、三三	三、八、三三	七、七、三三	六、一、三、三三
タインスランド	一、八三、七	六、三、三三	三、八、三三	七、七、三三	一、九、六、六八
南 洲	五、六、六八	八、三、三三	一、〇、〇〇〇	六、六、六八	一、五、九、六八
西 洲	一、三、三三	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、三、三三	一、五、九、六八
タスマニヤ	三、六、六八	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、三、三三	一、五、九、六八
計	九、〇〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一、五、九、六八

(a) 損益勘定を含む (b) 其他有限會社七、〇一九、三一九磅を含む。

登記済建築會社及び投資會社資産 (一九三九) (磅)

州	抵當貸	土地建物 家具其他	現金及預金 其他資産	計
紐イサウスウェールズ	一〇、六、七五	三、一、一七	一、二、三、三三	一、五、九、六八
ビクトリア	五、八、〇〇	一、八、〇〇	一、二、三、三三	一、五、九、六八
タインスランド	一、九、三三	一、五、〇〇	一、二、三、三三	一、五、九、六八
南 洲	七、八、〇〇	三、六、六八	一、二、三、三三	一、五、九、六八
西 洲	一、三、三三	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、五、九、六八
タスマニヤ	三、六、六八	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、五、九、六八
計	三、一、一七	三、一、一七	三、一、一七	三、一、一七

(a) 其他有限會社の七、六八一、〇三七磅を含む。 (b) 無限會社のみ。

第四節 協同組合

一 概要 二 負債及び資産

一 概 説

一九三一年以前の協同組合に關する統計は二種に分けられ、(1) 原始生産物及び貿易品の製造及び賣買に従事するもの、(2) 一般家庭必需品小賣販賣に従事するものとする。前者は生産協同組合、後者は消費協同組合と呼ばれ得る。生産組合にして同時に消費組合を兼ねるもの統計は一九三一年に初めて別個に作成され、紐イサウスウェールズの統計は一九三三—一九三八年協同組合法により登録された組合の統計を示す。

協同組合概要 (一九三九)

日	ニュージャージー ウエールズ 一九三八—三九	ピクトリヤ 一九三八—三九	クインスランド 一九三八—三九	南 九 三 九 洲	西 九 三 八 — 三 九 洲	タスマニア 一九三八—三九	計
組合員数	113	77	115	111	111	111	784
支部数	5	5	5	5	5	5	30
組合員数	113	77	115	111	111	111	784
総売上高(磅)	5,865	3,530	5,440	5,440	5,440	5,440	31,195
其他收入(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
总收入(磅)	7,640	4,630	6,540	6,540	6,540	6,540	37,670
年購買高(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
其他支出(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
支出(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
特別配当(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
株式配当金(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
組合員数	113	77	115	111	111	111	784
支部数	5	5	5	5	5	5	30
組合員数	113	77	115	111	111	111	784
総売上高(磅)	5,865	3,530	5,440	5,440	5,440	5,440	31,195
其他收入(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
总收入(磅)	7,640	4,630	6,540	6,540	6,540	6,540	37,670
年購買高(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
其他支出(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
支出(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
特別配当(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
株式配当金(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
組合員数	113	77	115	111	111	111	784
支部数	5	5	5	5	5	5	30
組合員数	113	77	115	111	111	111	784
総売上高(磅)	5,865	3,530	5,440	5,440	5,440	5,440	31,195
其他收入(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
总收入(磅)	7,640	4,630	6,540	6,540	6,540	6,540	37,670
年購買高(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
其他支出(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
支出(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
特別配当(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
株式配当金(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475

日	ニュージャージー ウエールズ 一九三八—三九	ピクトリヤ 一九三八—三九	クインスランド 一九三八—三九	南 九 三 九 洲	西 九 三 八 — 三 九 洲	タスマニア 一九三八—三九	計
組合員数	113	77	115	111	111	111	784
支部数	5	5	5	5	5	5	30
組合員数	113	77	115	111	111	111	784
総売上高(磅)	5,865	3,530	5,440	5,440	5,440	5,440	31,195
其他收入(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
总收入(磅)	7,640	4,630	6,540	6,540	6,540	6,540	37,670
年購買高(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
其他支出(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
支出(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
特別配当(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
株式配当金(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475

日	ニュージャージー ウエールズ 一九三八—三九	ピクトリヤ 一九三八—三九	クインスランド 一九三八—三九	南 九 三 九 洲	西 九 三 八 — 三 九 洲	タスマニア 一九三八—三九	計
組合員数	113	77	115	111	111	111	784
支部数	5	5	5	5	5	5	30
組合員数	113	77	115	111	111	111	784
総売上高(磅)	5,865	3,530	5,440	5,440	5,440	5,440	31,195
其他收入(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
总收入(磅)	7,640	4,630	6,540	6,540	6,540	6,540	37,670
年購買高(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
其他支出(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
支出(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
特別配当(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475
株式配当金(磅)	1,775	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,475

(a) 一九三三—三八年協同組合法により登記せる組合の統計を示す。生産組合項目中の数字は所謂農村組合に、消費組合項目中の数字は商業組合に関するものである。(b) 不明。(c) ニュージャージーウエールズを除く。(d) 年購買高中に含まれる。

二 負債及び資産

次表は負債及び資産を示す。

日	ニュージャージー ウエールズ 一九三八—三九	ピクトリヤ 一九三八—三九	クインスランド 一九三八—三九	南 九 三 九 洲	西 九 三 八 — 三 九 洲	タスマニア 一九三八—三九	計
協同組合 負債及び資産 (一九三九)(磅)	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	7,070

負債一 借入金 銀行借越 積立利益金 積立金 諸向借勘定 其他負債 計	生產費消費組合	負債一 借入金 銀行借越 積立利益金 積立金 諸向借勘定 其他負債 計				負債一 借入金 銀行借越 積立利益金 積立金 諸向借勘定 其他負債 計			
		1,104,105	131,336	6,250	1,104,105	1,104,105	131,336	6,250	1,104,105
		1,104,105	131,336	6,250	1,104,105	1,104,105	131,336	6,250	1,104,105
		1,104,105	131,336	6,250	1,104,105	1,104,105	131,336	6,250	1,104,105
		1,104,105	131,336	6,250	1,104,105	1,104,105	131,336	6,250	1,104,105
		1,104,105	131,336	6,250	1,104,105	1,104,105	131,336	6,250	1,104,105
		1,104,105	131,336	6,250	1,104,105	1,104,105	131,336	6,250	1,104,105
		1,104,105	131,336	6,250	1,104,105	1,104,105	131,336	6,250	1,104,105
		1,104,105	131,336	6,250	1,104,105	1,104,105	131,336	6,250	1,104,105
		1,104,105	131,336	6,250	1,104,105	1,104,105	131,336	6,250	1,104,105

1071

負債一 借入金 銀行借越 積立利益金 積立金 諸向借勘定 其他負債 計	消費組合	負債一 借入金 銀行借越 積立利益金 積立金 諸向借勘定 其他負債 計				負債一 借入金 銀行借越 積立利益金 積立金 諸向借勘定 其他負債 計			
		1,104,105	131,336	6,250	1,104,105	1,104,105	131,336	6,250	1,104,105
		1,104,105	131,336	6,250	1,104,105	1,104,105	131,336	6,250	1,104,105
		1,104,105	131,336	6,250	1,104,105	1,104,105	131,336	6,250	1,104,105
		1,104,105	131,336	6,250	1,104,105	1,104,105	131,336	6,250	1,104,105
		1,104,105	131,336	6,250	1,104,105	1,104,105	131,336	6,250	1,104,105
		1,104,105	131,336	6,250	1,104,105	1,104,105	131,336	6,250	1,104,105
		1,104,105	131,336	6,250	1,104,105	1,104,105	131,336	6,250	1,104,105
		1,104,105	131,336	6,250	1,104,105	1,104,105	131,336	6,250	1,104,105
		1,104,105	131,336	6,250	1,104,105	1,104,105	131,336	6,250	1,104,105

1071

資産	土地建物	一、九七九	七、七九六	三、五三三	七、九六六
土地建物	機械設備	一、九七九	七、七九六	三、五三三	七、九六六
他固定資産	在庫品	一、九七九	七、七九六	三、五三三	七、九六六
在庫品	貸付金	一、九七九	七、七九六	三、五三三	七、九六六
貸付金	現金及預金	一、九七九	七、七九六	三、五三三	七、九六六
現金及預金	損益勘定	一、九七九	七、七九六	三、五三三	七、九六六
損益勘定	其他資産	一、九七九	七、七九六	三、五三三	七、九六六
其他資産	計	一、九七九	七、七九六	三、五三三	七、九六六

(a) 一九二二—三八年協同組合により登記せる組合に關する統計を示す。生産組合項目中の数字は所商農村組合に、又消費組合項目中の数字は所商商業組合に關するものである (b) 不詳 (c) ニューサウスウェールズを除く。

D 保險

第一節 概説

保險事業は州制定の法律のある場合はそれにより、さもなければ各種會社法又は特別法によつて行はれてゐるが、聯邦憲法第五十一條は聯邦議會

に州營保險以外の保險又は當該州外に亘る州營保險に關し立法の權限を與へてゐる。聯邦議會に依る法律は小兒の死亡に支拂ひ得べき保險金額を制限する一九〇五年生命保險會社法、海上保險の限界を規定し契約條件の調整等を行ふ一九〇九年海上保險法及び次に概要を示す一九三二—三七年保險法を含む。

供託金額表

會社の種類	生命保險事業	其他保險事業
既設會社 (澳洲及び外國)	純責任金額五、〇〇〇磅毎に一、〇〇〇磅最高供託金額五〇、〇〇〇磅迄	保險料年収入額五、〇〇〇磅毎に一、〇〇〇磅 最高供託金額四〇、〇〇〇磅 最低額一、〇〇〇磅
新設會社	年五、〇〇〇磅最高五〇、〇〇〇磅に達する迄 相互會社は最初の供託金五、〇〇〇磅後は最高額五〇、〇〇〇磅に達する迄年一、〇〇〇磅	最初供託金額五、〇〇〇磅 年保險料収入二五、〇〇〇磅を超える五、〇〇〇磅毎に一、〇〇〇磅 最高供託金額四〇、〇〇〇磅

海外	五〇、〇〇〇磅	五〇、〇〇〇磅
英 國	六〇、〇〇〇磅	六〇、〇〇〇磅

會計官は供託者の選擇により供託金を指定證券に投資し得、供託金又は證券より生ずる利子全部は供託者に支拂はれる。供託金は保險證書所持者に對する責任額の保證とされ、保險證書に關し裁判に依り支拂判決を下されたる場合に之を充當する。

宗教團體の財産保險のみに對する計畫
從業者の退職手當、保險を含む共済組合、協會及び團體の計畫
本法は當該州の境界内州保險には適用しない。
上表は一九四〇年六月三十日現在、一九三二年保險法による供託金の明細を示す。

第二節 生命保險

- 一 概説
- 二 營業團體
- 三 濠洲營業

本法制定後、保險供託金を取扱ふ州法律はその運用を停止したが、一九三二年二月一日現在、州保有供託金は州法律に示された條項に従ひ州に據置ることができた。供託金が、斯くの如く各州に據置かれた間は、供託者はその供託金額に達するまで聯邦法による供託をなす義務を免除された。かくして州法規定が引續き供託金に適用されて来たが、終に聯邦會計官の要求に依り、その供託金は供託者に返却され、供託者は改めて直ちに聯邦に規定通りの供託をなすべき事となつた。本法により保險事業と看做されないものは次の如くである。

保險法による供託金 (一九四〇年六月三十日現在) (磅)

保險種類	聯邦	州	計
生命	1,055,666	1,153,313	2,208,979
其他	1,200,000	1,200,000	2,400,000
計	2,255,666	2,353,313	4,608,979

(一) 概説 一九三九年濠洲に於ける保險事業團體数は二六、その中、外國會社は四であつた。濠洲經營二二の中、六は純然たる相互會社、一五は普通株式會社である。一は州政府の施設である。
(二) 通常及び簡易保險 前項列擧の團體の中、一四は通常及び簡易保險の業務を行つた。通常及び簡易保險は出来る丈別個に扱ひ、濠洲外に本社を有する會社の統計は濠洲内營業に限られてゐる。

三 濠洲營業

(一) 通常 (a) 一九三九年 次表は一九三九年現在保険證書の明細を示す。一九三九年の保険契約は人口一人當り平均六〇磅以上である。

Table with 4 columns: 保険証券種別, 保険証券数, 契約金額(磅), 証券當り平均額(磅). Rows include 終身, 養老, 其他, 計.

(b) 一九三五—三九年 同種保険最近五年間の明細を次に示す。年金の増加は退職の時に始まる据置年金及び退職以前に死亡した場合の一時金に備へて職員年金計畫を包含してゐるによる。

Table with 5 columns: 年度, 保険証券数, 金額(磅), 証券當り平均額(磅), 入保険料年收(磅). Rows include 一九三五, 一九三六, 一九三七, 一九三八, 一九三九.

(a) 以前はこの項目に含まれた臨時年金の詳細は再分類の結果本年より除外す。
(一) 簡易保険 (a) 一九三九年 簡易保険事業に関する統計を次表に示す。

Table with 4 columns: 証券種別, 保険証券数, 契約金額(磅), 証券當り平均額(磅). Rows include 終身, 養老, 其他, 計.

(b) 一九三五—三九年 同種保険最近五年間各年を示す。

Table with 5 columns: 年度, 保険証券数, 金額(磅), 証券當り平均額(磅), 入保険料年收(磅). Rows include 一九三五, 一九三六, 一九三七, 一九三八, 一九三九.

四 收 支

(一) 通常 次表は濠洲に於ける全營業團體の最近五年間の濠洲收通常生命保険 濠洲收入額 (磅)

Table with 5 columns: 項目, 一九三五, 一九三六, 一九三七, 一九三八, 一九三九. Rows include 保險料新規, 更新, 年金拂込金, 利子配當, 地代, 其他收入, 計.

一九三九年支拂金は全支出の五七%, 解約支拂金一三%, 營業費八%, 手数料七%, 免許料及び租税二%である。

通常生命保険 濠洲支出額 (磅)

Table with 5 columns: 項目, 一九三五, 一九三六, 一九三七, 一九三八, 一九三九. Rows include 支拂保險金, 解約金, 年費, 手数料, 營業費, 免許料, 租税, 免許料, 租税, 株主配當金, 現證券特別配當金.

入總額を示す。最近の新規、更新保険料は濠洲收入額の六四%を超え、利子配當金及び地代は三五%である。

其他支出	1,665,331	1,212,288	3,377,619	3,552,477	1,185,330
支 出 計	11,433,647	11,777,648	12,194,109	12,347,535	12,056,735
(a)					1,185,330

(4) 税金引当金及び其他別途積立金八四三、一〇四磅を含む。

最近五年間の収入超過額は次の如くであつた。一九三五年五、七五五、四四二磅、一九三六年六、九〇七、四〇九磅、一九三七年七、六三九、一九九磅、一九三八年八、三一六、七八四磅、一九三九年七、六五一、三〇二磅。同年間に於ける収入に對する支出の割合は次の通り、一九三五年六

六・五%、一九三六年六三・一%、一九三七年六一・三%、一九三八年五九・八%、一九三九年六四・七%。
(11) 簡易保険 一九三五—三九年度の簡易保險團體の濠洲收入總額は次の通り。

項 目	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
保險料新規及更新	四,700,369	五,235,638	五,692,738	六,070,667	六,450,164
利子、配當、地代	1,377,113	1,588,915	1,500,058	1,521,811	1,522,551
其他收入	440,737	76,255	103,100	106,699	106,101
計	6,518,219	6,900,808	7,295,896	7,700,177	8,078,816

一九三九年支出總額は六、〇八六、六七七磅で、中、支拂保險金五一%以上、手数料二二%以上、營業費一一%以上である。

項 目	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
支拂保險金	1,677,766	2,110,028	2,226,377	2,275,770	2,333,458
年解 金 約	16,628	12,625	12,110	12,477	12,623
額					1,133,458

手 数 料	1,008,811 <th>1,068,608 <th>1,112,596 <th>1,136,071 <th>1,155,284 </th></th></th></th>	1,068,608 <th>1,112,596 <th>1,136,071 <th>1,155,284 </th></th></th>	1,112,596 <th>1,136,071 <th>1,155,284 </th></th>	1,136,071 <th>1,155,284 </th>	1,155,284
普 業 費	566,800	550,833	532,588	527,393	527,767
免 許 料、租 稅	25,157	23,810	25,757	26,011	26,338
株 主 配 當 金	50,778	60,561	66,446	73,111	79,476
其 他 支 出	6,198	8,104	10,114	11,156	12,056
計	6,198	8,104	10,114	11,156	12,056

(4) 税金引当金及び其他別途積立金九六、五〇〇磅を含む。

最近五年間各年の収入超過額は一九三五年二、四五二、九六五磅、一九三六年二、四〇九、六九一磅、一九三七年二、四五八、九五八磅、一九三八年二、六五二、七九七磅、一九三九年二、一〇一、四二〇磅である。

(1) 概 説 濠洲會社の負債は主として保險積立金であるが、一般株式會社にあつてはそれ以上に株主、資本に對する負債がある。資産は主に抵當貸及び保險證券貸で、政府公債、市債及び類似債券、株式、世襲不動産等より成る。個人保證貸付をするのは濠洲會社の極く小數である。
(2) 濠洲負債及び資産 各種の理由により會社によつては簡易、通常兩保險の負債及び資産の區分を行はず。次表の數字は通常、簡易の兩部を合したものである。

項 目	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
株主拂込済資本	1,499,951	1,497,010	1,497,000	1,498,661	1,497,711
保險及年金積立金	10,960,093	11,688,577	11,915,733	12,138,869	12,352,177
其他積立金	1,654,626	1,700,333	1,710,105	1,723,555	1,737,895
未拂保險金	1,322,627	1,379,626	1,436,625	1,493,624	1,550,623
其他負債	1,111,296	1,168,000	1,224,704	1,281,408	1,338,112
計	13,548,593	14,253,546	14,867,168	15,486,058	16,117,526

(a) 從來「其他積立金」に含まれた濠洲共済相互組合の工務局保險會計一九三七年一五、八五二、五七七磅、一九三八年一七、〇三〇、五一一磅、一九三九年一八、一五三、二〇一磅を含む。

次の諸会社の濠洲内外に於ける負債の個別細目は不明である。相互生命市民保険株式会社、ナショナル生命保険相互会社、西濠洲保険会社及びニューヨーク生命保険相互会社。従つて前掲統計表は此等会社の負債額を含まないが之等会社の濠洲資産総額は次の通り—一九三五年四四、八七九、八三九磅、一九三六年四八、〇一二、一九九磅、一九三七年五〇、七七

通常及び簡易生命保険 濠洲資産 (a) (磅)

項目	金額			
	一九三五	一九三六	一九三七	一九三九
國債及地方債	六、八四四、三〇〇	六、六五、六三	一〇、九三、七〇	一五、七三、三六
抵當	四、三三三、三三三	四、七三三、三三三	五、〇〇〇、〇〇〇	五、九三三、三三三
會社保險證券	三、八七〇、七〇〇	三、二七〇、七〇〇	三、二七〇、七〇〇	三、二七〇、七〇〇
土地建物	八、八七一、九〇〇	九、九三三、三三三	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
終身財産及歸屬年金	三、八〇〇、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇
其他投資	五、三三三、三三三	六、八六六、六六六	七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
未拂保費	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
未拂利子、配當金	一、七三三、三三三	一、七三三、三三三	一、七三三、三三三	一、七三三、三三三
現物	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
其他資産	一、一五五、五五五	一、一五五、五五五	一、一五五、五五五	一、一五五、五五五
計	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇

(a) リバプール・ロンドン・グループ會社の濠洲資産を除く、其他の前掲會社の資産はこの中に含む。

(三) 全資産 生命保険に關する數字は可及的に濠洲内の事業に限る方が望ましいと考へられてきた。濠洲に本社を有する會社にしてニュージランド、南阿、英國に於て多大の事業を經營するものもあり、一方外國

會社の濠洲事業は他の地に於ける事業に比較すると些細なものである。濠洲及び外國會社の外國事業明細は「金融時報」Finance Bulletin 第三〇號参照。

濠洲に營業する全生命保險會社の濠洲資産總額は一九三九年に二九二、六八三、五七九磅、その中公債及び地方債(一五二、三五四、八四二磅)と抵當(六六、九二五、五六二磅)は殆ど七五%であつた。

六 濠洲に於ける新規發行保險證券 (一九三九年)

(一) 通常保險 一九三九年には一四二、一五七通の新規保險證券、四八、二六三、三二二磅が發行された。一證券當り平均額は三四〇磅であつたが前年一九三八年末現在全證券の平均額は證券當り三四二磅であつた。

(二) 簡易保險 三八五、四九八通の新規證券が全額一八、五四一、六二〇磅で同年中に發行された。證券當り平均額は四八磅を超え、一九三八年末の全簡易保險證券平均額四五磅を超えた。

七 中絶保險證券

(一) 通常保險 種々の原因により毎年無効になる契約数は常に莫大である。最近三年間に中絶した年金を含む保險證券の數及び金額並に中絶の理由は次表に示す。

通常生命保險 濠洲中絶證券 (a)

形式	一九三七		一九三八		一九三九	
	證券數	金額(磅)	證券數	金額(磅)	證券數	金額(磅)
死亡又は満期	三、二二天	五、三六八、八八	三、二七〇	五、六六六、〇〇	三、三六三	五、三六六、一〇
解約	一、五二五	四、三三九、〇〇	一、六七九	五、九一六、三三	一、八〇三	五、八七〇、〇〇
失効	三、七〇七	一、三六九、一三	三、九〇三	一、三七〇、〇〇	三、九〇三	一、三七〇、〇〇
計	七、四六〇	一、一〇七、〇一	七、八五二	一、三〇六、三三	八、〇六九	一、一〇七、〇一

(a) 年金を含む (b) 濠洲への譲渡が濠洲よりの譲渡より大。

(二) 簡易保險 年々この部門で中絶される保險證券も亦非常に多い。一九三九年の中絶總數の中、死亡又は満期は僅か約二三%、失効約六七%である。一九三八年に比較して解約數及び金額の甚しく増加したのは一九三八年簡易生命保險法(ビクトリヤ)の條規により、ビクトリヤの六年間繼續保險證券所持者が解約現金拂戻の權利を與へられたのにによるものである。この規則に依る權利がビクトリヤの保險證券所持者に許可されたのに鑑み、簡易保險を行ふ各種保險會社は一九三九年一月一日より濠洲全般にその方針を擴め初めた。夫以前には貧困と已むを得ざる場合にのみ、簡易保險證券所持者に解約現金拂戻を許可するのが慣例であつた。従つて失効による中絶數及び金額は漸次減少した。

簡易生命保險 濠洲中絶證券 (a)

形式	一九三七		一九三八		一九三九	
	證券數	金額(磅)	證券數	金額(磅)	證券數	金額(磅)
死亡又は満期	六、三九三	三、三三三、〇〇	六、八九五	三、〇九一、五五	七、三九五	三、七六六、三三
解約	一、三二二	六、〇三三、〇〇	一、五七七	六、七三三、〇〇	一、五七七	六、七三三、〇〇
失効	一、八八七	八、五〇〇、〇〇	一、九六九	九、三三三、三三	一、五七七	七、九三三、〇〇
計	九、六〇二	一、七六六、〇〇	一〇、八六一	一、九六六、〇〇	一〇、二七二	一、七六六、〇〇

(a) 年金を含む。

八 濠洲生命保險法一覽

濠洲生命保險法一覽表は本年第一八卷一、〇四一—一五九頁に當時のありのまゝを記載。

第三節 火災、海上及び一般保險

一 濠洲會社 二 全濠洲保險事業

一 濠洲會社 *

(一) 概 説 濠洲、ニュージーランド又はフィジーに本社を有する

火災、海上及び一般保險會社 收支概要

細 目	一九三三—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
會社 數	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
保險料(再保險を差引)	六,七七一,八一	六,九〇七,七八	七,八八九,七六	八,八六四,五三	九,七七一,五〇
損 失	三,七七一,三三	三,七九七,六三	四,〇〇八,八三	五,〇七三,八七	五,七七一,五三
經營、手数料、租稅	二,三三九,一一	二,三三〇,八六	二,五三三,九三	二,七九八,三三	三,〇四〇,六九
利 餘 金	六六,七三三	八三,一一一	九〇七,八七	一,一六六,六三	一,二六六,六六
利子地代其他	六二,三三三	六二,七二二	七五,〇三三	八八,三三三	一〇〇,三〇〇
利 餘	一,一三六,一一	一,五〇九,一一	一,七〇九,一一	一,九四九,九六	二,二七二,〇〇
配當、特別配當支拂額	六二,三三三	六二,三三三	六二,三三三	六二,三三三	六二,三三三
保險料收入に對する割合	9.2%	9.3%	9.4%	9.5%	9.6%
(a) 損 失	55.7%	55.7%	55.7%	55.7%	55.7%
(b) 經營其他	34.8%	34.8%	34.8%	34.8%	34.8%
(c) 利 餘	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%

(三) 負債及び資産 同期間の負債、資産は前表に示す。一九三八—三九年の數字(四〇社)を一九三四—三五年(四〇社)に比較すれば拂込済資本

四・一%、積立金二六・三%の増加を示す。資産の中では政府公債の割合が増加しつゝある。

火災、海上及び一般保險會社 (續)

細 目	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
拂込済資本	六,七三三,二七	六,六六六,六六	六,六四四,一八	六,六六六,一八	六,八三三,〇〇
積立金再保險積立金(a)	一一,三三三,三三	一一,七三三,三三	一二,三三三,三三	一二,七三三,三三	一三,三三三,三三
未配當利益金	八三三,三三	八三三,三三	八三三,三三	八三三,三三	八三三,三三
未決済損失	八,〇〇〇,〇〇	八,〇〇〇,〇〇	八,〇〇〇,〇〇	八,〇〇〇,〇〇	八,〇〇〇,〇〇
諸向借勘定其他	一一,一一一,一一	一一,一一一,一一	一一,一一一,一一	一一,一一一,一一	一一,一一一,一一
未拂配當金其他	五五五,五五	五五五,五五	五五五,五五	五五五,五五	五五五,五五
生命保險積立金(b)	三三三,三三	三三三,三三	三三三,三三	三三三,三三	三三三,三三
計	三三,三三三,三三	三三,三三三,三三	三三,三三三,三三	三三,三三三,三三	三三,三三三,三三
投資額及其他資産	六,六六六,六六	六,六六六,六六	六,六六六,六六	六,六六六,六六	六,六六六,六六
抵當 貨	六,六六六,六六	六,六六六,六六	六,六六六,六六	六,六六六,六六	六,六六六,六六
政府公債 其他	二,二二二,二二	二,二二二,二二	二,二二二,二二	二,二二二,二二	二,二二二,二二
土地其他 財產	三,三三三,三三	三,三三三,三三	三,三三三,三三	三,三三三,三三	三,三三三,三三
定期預金 其他	一,一一一,一一	一,一一一,一一	一,一一一,一一	一,一一一,一一	一,一一一,一一
生命保險證券貸付	三三三,三三	三三三,三三	三三三,三三	三三三,三三	三三三,三三
投資 其他	三三三,三三	三三三,三三	三三三,三三	三三三,三三	三三三,三三
現金受取 手形	一,一一一,一一	一,一一一,一一	一,一一一,一一	一,一一一,一一	一,一一一,一一
諸向貸其他 資産	三三三,三三	三三三,三三	三三三,三三	三三三,三三	三三三,三三
計	三三,三三三,三三	三三,三三三,三三	三三,三三三,三三	三三,三三三,三三	三三,三三三,三三

a) 繼續期限内保險に備へる準備金額を含む (b) 生命保險を營業する數社あり。

二 全濠洲保險事業

(一) 各州 前表は本誌を濠洲、ニュージーランド、フィジーに有する會社のみに關するものであるが、次表には統計範圍には多少制限があるが、濠洲に於て營業するもの全部の會社に就て示す。

火災、海上及び一般保險 保險料及び損失 (州別)

州	保險料 (再保險及拂戻差引) (磅)		損失 (再保險差引) (磅)		保險料に對する損失割合 (%)
	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三七—三八	一九三八—三九	
ニューサウスウェールズ	六,五〇〇,三三三	六,九四七,三三三	五,五七二,一五九	五,八四一,四〇〇	五五・三三
ビクトリア	四,四一一,四三三	四,五〇四,四三三	一,九二五,三三三	二,一五五,八六六	四八・七〇
クイーンズランド	三,一五八,八〇〇	三,三三三,三三三	一,〇三三,三三三	一,〇七〇,八六六	四六・一〇
南洲	一,一〇一,一〇一	一,三三三,三三三	四三三,三三三	五〇〇,〇〇〇	四九・二二
西洲	一,一〇一,一〇一	一,三三三,三三三	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	五五・三三
タスマニア	三三三,三三三	三三三,三三三	一六六,六六六	一六六,六六六	四九・七〇
計	一六,〇八九,九四九	一六,八四九,九四九	七,八四九,九四九	八,五八六,五八六	五〇・六二

(二) 保險の種類

次表は主要保險の保險料及び損失並に一九三七—三八年、一九三八—三九年度の保險料に對する損失割合を示す。

火災、海上及び一般保險 保險料及び損失 (種別)

保險種別	保險料 (再保險及拂戻差引) (磅)		損失 (再保險差引) (磅)		保險料に對する損失の割合 (%)
	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三七—三八	一九三八—三九	
火災	五,五八八,六一	五,五七五,五七五	一,八〇九,三二八	二,三三三,三三三	四九・七〇
労働者補償	四,〇〇〇,七三三	四,〇〇〇,七三三	二,八八八,三三三	二,九七五,一〇四	六八・二六
自動車	三,五〇〇,〇〇〇	三,八七五,六六六	二,一三三,三三三	二,三三三,三三三	六〇・〇〇
海上	一七五,一七五	一,七〇七,八八八	三三三,三三三	三三三,三三三	三三・三三
計	一六,〇八九,九四九	一六,八四九,九四九	七,八四九,九四九	八,五八六,五八六	五〇・六二

次表は各州別に再保險及び補戻を差引いた保險料收入總額、再保險を差引いた支拂保險金額及び一九三七—三八、一九三八—三九年度の生命保險以外各種保險の保險料に對する損失の割合を示す。

保險料收入額から見た業績によれば、火災保險は一九三七—三八年に全額約三四%、一九三八—三九年度に三三%を占め、次に重要なのは労働者補償で一九三七—三八年に二五%、一九三八—三九年度に二六%、自動車保險は一九三七—三八年に二二%、一九三八—三九年度に二三%であつた。
一九三二—三三年乃至三三—三五年三年間に平均して保險料收入の四五%以下が損失の補填に充てられたが、一九三五—三六年乃至一九三六—三七年には此割合は約五〇%に上り、一九三七—三八年には約四九%に下落し、一九三八—三九年度には再び約五一%に上つた。

E 共濟組合

- 一 概説 二 組合、支部及び組合員數 三 疾病及び死亡統計表 四 收支五 基金

共濟組合は濠洲社會生活に於ける重要な要素である。何となれば濠洲全人口の恐らく三分の一以上は直接間接にその影響を受けてゐるからである。組合員は六〇萬名を超えてゐるが、無料診療、醫藥の手當及び多くの場合葬祭費支給の如き利便は組合員同様その家族にも得られるので、青年未婚組合員を十分考慮に入れても、組合から何らかの直接利益を受ける者の推定數はこの數の二倍以上になるに相異ない。

法律により共濟組合に或る特權が與へられてゐるが、他法律は登録を要求し、各州登記官は新規組合の登録に先立ち、その規約が適法か否か、出資の程度が約定の利便を提供するに充分か否かを確める義務がある。組合は組合員數及び財政に關する報告を毎年登記官に提出しなければなら

其他計	一九三七—三八		一九三八—三九	
	保險料	損失	保險料	損失
其他計	一,六〇〇,〇〇〇	一,七〇〇,〇〇〇	一,六〇〇,〇〇〇	一,七〇〇,〇〇〇
其他計	一,六〇〇,〇〇〇	一,七〇〇,〇〇〇	一,六〇〇,〇〇〇	一,七〇〇,〇〇〇

らない。又同報告は多くの州で發表される。次表の數字ではタスマニアの分が一九三九年度であるが、その他の各州の分は一九三八—三九年度である。

二 組合、支部及び組合員數

同年末現在の各種組合、支部、組合員數及び同年間の平均組合員數を次表に示す。

共濟組合 組合、支部、組合員數 (一九三九)

州	登録共濟組合數	支部	年末現在組合員數	
			男子部	女子部
ニューサウスウェールズ	七	七	二,一〇一	三,一七〇
ビクトリア	(a)	一	一,七二七	一,八七〇
クイーンズランド	三	三	五五五	七〇〇
南洲	七	(c)	八七五	七〇〇
西洲	二	二	三六六	三〇〇
タスマニア	二	二	一八七	二〇〇
計	一八	一八	五,〇三〇	五,七三〇

(a) 醫院施設、調養所、葬儀社等よりなる二一の種々な組合を除く (b) 一四、九二四名の組合員を有する少年部を除く (c) 男子部、女子部よりなる支部として計算 (d) 推定。

三 疾病及び死亡統計表

疾病支拂は一般に數ヶ月間全率で、其の後は一定期間二分の一率で支拂ふが、組合によつては最後には四分の一率にするものもある。次表は一年

間の疾病支拂受領員數、疾病支拂を受領した延滞間數、疾病組合員一人當り週間數、組合員の年死亡數、組合員千名當り死亡數を示す。

共済組合 疾病 死亡統計 (一九三九)

州	疾病支拂受領者數	疾病支拂數	疾病組合員當り平均週數	組合員	
				死亡	千名當り死亡平均
ニューサウスウェールズ	5,103	5,311	6.2	2,678	3.2
ビクトリア	4,011	5,000	11.1	2,506	2.1
タインズランド	(a) 1,486	(a) 1,479	9.7	755	10.2
南 洋 洲 (b)	1,109	3,555	2.9	504	2.5
西 洋 洲	6,336	8,899	9.2	3,455	6.1
タスマニア	5,077	4,771	9.8	3,311	3.6
計	14,730	17,525	10.5	7,079	2.5

(a) 女子は半名分として算入する (b) 少年部を除く。

目別に収入を取扱めて示す。

共済組合 収入 (一九三九) (磅)

州	加入金、出資、會費	利子、配當、地代	其他	計
ニューサウスウェールズ	7,753	3,651	3,979	15,383
ビクトリア	6,000	3,659	3,766	13,425
タインズランド	3,865	3,679	(a) 3,766	11,310
南 洋 洲	3,500	1,757	5,666	10,923
西 洋 洲	10,579	3,677	5,555	19,811
タスマニア	8,869	2,628	2,455	13,952
計	33,076	17,607	22,819	73,502

(a) 利子、配當金及び地代中に含まる。

(二) 支出 支出に關する統計は収入の統計よりも詳細である。統計によれば、同年の収入超過額は濠洲全體で四三四、九九〇磅、平均組合員一人當り一四七片であつた。

(一) 收入 會計報告は州によつて異つてゐるが、下表には主要項

共済組合 支出 (一九三九) (磅)

州	疾病支拂	診療、醫藥	組合員及び組合員妻死亡時支拂金	經營費	其他支出	計
ニューサウスウェールズ	3,766	8,079	8,956	1,450	3,751	26,001
ビクトリア	2,702	3,375	5,129	1,253	2,518	15,027
タインズランド	2,267	10,509	7,700	5,555	(a) 2,518	23,559
南 洋 洲	10,967	100,349	100,349	8,643	3,751	207,068
西 洋 洲	10,967	100,349	100,349	8,643	3,751	207,068
計	20,679	222,611	211,383	24,901	13,588	473,162

(a) 經營費に含む。

右數字により疾病支拂平均額は、平均組合員數一人當り約二七志一〇片であつたが、此數字中には二分の一、四分の一支拂を含み、而してこの部分の全率拂に對する割合を含まない爲、平均額は幾分不定である。醫療及び醫藥費は平均組合員當り二九志四片であつた。

五 遺言檢認書

前表によれば全州に於ける支出に對する収入の超過額は同年に四三四、九九〇磅に達した。是等組合の疾病、葬儀基金より生ずる利益の蓄積は組合員の手によつて中間的に投資され、一九三九年末には共済組合基金は一七、三四五、四九八磅に達し(組合員當り二九志一〇片)、主に抵當

貸、組合員の住宅、不動産、國債、地方債券に投資された。
F 遺言檢認書
一 遺言檢認書及び遺産管理狀 二 無遺言死亡者遺産

遺言檢認書及び遺産管理狀

一九三九年に關する死亡者遺産の數及び價額は多少の参考となる。各州の法律の相異の爲、統計の比較は出来ない。各州の詳細を以下に示す。

種 目	遺言檢認書及び遺産管理狀 (一九三九)					
	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	タインズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア
遺言檢認書一	19,381-39(a)	19,339	19,381-39	19,339	19,339(b)	19,339(c)
遺 産(數)	10,226	3,905	10,113	7,900	7,900	10,113
總價額(磅)	1,101,111	3,905,000	1,101,113	7,900,000	7,900,000	1,101,113
正味價額(磅)	618,111	2,101,111	618,113	2,101,111	2,101,111	618,113
遺産管理狀一						
遺 産(數)	(d)	(d)	(d)	(d)	(d)	(d)
總價額(磅)	(d)	(d)	(d)	(d)	(d)	(d)
正味價額(磅)	(d)	(d)	(d)	(d)	(d)	(d)
總計一						

1,101,113

遺産(数)	10,668	4,100	1,438	2,335	1,559	777	117,011
總價額(磅)	(d)	3,903,351	5,654,400	8,334,941	3,599,408	1,677,117	11,011,828
正味價額(タ)	36,101,114	20,156,338	5,665,400	7,292,370	2,875,453	1,433,405	57,424,030

(a) 相続税を賦課された死亡者總遺産数 (b) 申請数 (c) 申請處分數 (d) 不明 (e) 不完全 (f) 遺言檢認書を合む。

二 無遺言死亡者遺産

一九三九年に、後見管理人に管理された無遺言死亡遺産及び同年各州一般經常歳入に振込まれた所有者不明金額は次表の通り。

無遺言死亡者遺産 (一九三九)

類別	ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	計
一九三九年以後に見管理された無遺言遺産總數	(d)	(e)	(e)	1,438	(b)	(d)	1,668
總價額(磅)	(d)	(e)	(e)	1,438	(b)	(d)	1,668
正味價額(タ)	(d)	(e)	(e)	1,438	(b)	(d)	1,668
管理人より一般經常歳入振込金額無所有者	(d)	(e)	(e)	1,438	(b)	(d)	1,668

(a) 遺産檢認書及び遺産管理狀の上記表に合ます (b) 一九三九年六月三十日現在終了年度 (c) 不完全 (d) 不明 (e) 後見管理人の處理した遺産 (f) 同年徴収額 (g) 無所有者基金振込

第二十六章 財 政

政

A 概 説

B 聯邦 財政

- 第一節 概 説
- 第二節 一 般 會 計
- 第三節 信 託 會 計
- 第四節 聯邦公債會計及び公債
- 第五節 戰費及び歸還兵經費
- 第六節 養老及び癱疾年金
- 第七節 產 婦 手 當

C 州 財 政

- 第一節 概 説
- 第二節 一 般 會 計
- 第三節 州 信 託 會 計
- 第四節 州 公 債 會 計

D 聯邦及び州財政

- 第八節 聯邦官吏退職恩給基金
- 第九節 通貨及び造幣

第二十六章 財

政

A 概 説

初期の本年鑑では「財政」の題下に、財政及び金融關係の比較的重要な事項を一括したが、本年鑑第二五巻から初めて「財政」及び「金融」の二章に分けた。地方行政團體及び或種の法定行政團體の財政事項は「財政」の部に屬するが別章で取扱ふを便とする。

「財政」を「聯邦財政」(通貨及び鑄貨を含む)及び「州財政」の二部に分類する。併し財政協定實施以來、聯邦及び州間の財政關係が緊密となつた結果、右兩部を綜合した「聯邦及び州財政」なる新項目を設ける必要を生じた。

或種の銀行業は聯邦及び州政府双方の管理下にあるが、本來聯邦の銀行制度に關聯を有するので「金融」の章の銀行業の項に入れてある。但し聯邦紙幣發行局は例外として本章第九節「通貨及び鑄貨」の項に記述した。

B 聯 邦 財 政

第一節 概 説

一 憲法の財政關係條項 二 聯邦政府會計

一 憲法の財政關係條項

聯邦の財政制度の創設並に發展に關する主要條項は、憲法第四章「財政

及び貿易」中の第八十一條乃至第百五條に明示されてあるが、聯邦財政に最も重要な關聯を有する條文は上記以外の第六十九條及び第五十一條の二條文である。

第六十九條は或る特定の州政府官廳の聯邦政府への移管、第五十一條は聯邦議會の權限を規定したものであるが更に各種官廳の創設移管に就て述べてゐる。第八十七條は聯邦及び州の財政關係を規定し、これに關しては既刊本年鑑に多少詳述してあるが、本章第四部「各州關係支拂」には聯邦より州への支拂に關する憲法上の義務が總括的に述べてある。

聯邦財政關係報告表の大部分は聯邦大藏大臣が議會に提出する豫算案書類に依り編纂したものである。

二 聯邦政府會計

(一) 概 説 聯邦政府會計は州政府と同様に一般會計、信託會計、公債會計に分たれる。公債會計は一九一一年に設けられたが、前大戰勃發と共にその重要性を増すや公共事業に主として充當する一般公債會計と純軍事向の戰時公債會計の二部に分たれた。一九二二—二四年以後は軍人保護ホーム(War Service Home)への公債支出は公共事業公債支出の部に入れたが、以前はかかる支出は戰時公債の負擔であつた。同年より戰時公債會計は主として既往年度の支出の償還を取扱つてゐる。

(二) 收支其他 次表は一九二二—二三年乃至一九三九—四〇年度の收入、支出、收支の過不足及び歳入超過による積立高、それよりの支拂高を示す。財政協定により聯邦に支拂はるべき「州債利子殘高」に關する收支は除く。

聯邦一般會計收支其他(磅)

年 度	收 入	支 出	收 入		支 出		超過收入より の支出	積 立
			超過額	不足	超過額	不足		
一九二二	4,666,666	3,500,000	1,166,666	-	(b) 7,455,755	-	2,911,255	
一九二三	4,666,666	3,500,000	1,166,666	-	(b) 7,455,755	-	2,911,255	
一九二四	4,666,666	3,500,000	1,166,666	-	(b) 7,455,755	-	2,911,255	
一九二五	4,666,666	3,500,000	1,166,666	-	(b) 7,455,755	-	2,911,255	
一九二六	4,666,666	3,500,000	1,166,666	-	(b) 7,455,755	-	2,911,255	
一九二七	4,666,666	3,500,000	1,166,666	-	(b) 7,455,755	-	2,911,255	
一九二八	4,666,666	3,500,000	1,166,666	-	(b) 7,455,755	-	2,911,255	
一九二九	4,666,666	3,500,000	1,166,666	-	(b) 7,455,755	-	2,911,255	
一九三〇	4,666,666	3,500,000	1,166,666	-	(b) 7,455,755	-	2,911,255	
一九三一	4,666,666	3,500,000	1,166,666	-	(b) 7,455,755	-	2,911,255	
一九三二	4,666,666	3,500,000	1,166,666	-	(b) 7,455,755	-	2,911,255	
一九三三	4,666,666	3,500,000	1,166,666	-	(b) 7,455,755	-	2,911,255	
一九三四	4,666,666	3,500,000	1,166,666	-	(b) 7,455,755	-	2,911,255	
一九三五	4,666,666	3,500,000	1,166,666	-	(b) 7,455,755	-	2,911,255	
一九三六	4,666,666	3,500,000	1,166,666	-	(b) 7,455,755	-	2,911,255	
一九三七	4,666,666	3,500,000	1,166,666	-	(b) 7,455,755	-	2,911,255	
一九三八	4,666,666	3,500,000	1,166,666	-	(b) 7,455,755	-	2,911,255	
一九三九	4,666,666	3,500,000	1,166,666	-	(b) 7,455,755	-	2,911,255	
一九四〇	4,666,666	3,500,000	1,166,666	-	(b) 7,455,755	-	2,911,255	

(a) 公債會計より一時立替金 (b) 四、九一五、七五五磅は負債償還に充當。二、五〇〇、〇〇〇磅は信託會計に移管 (c) 海軍建設費一、五〇〇、〇〇〇磅、主要道路費七五〇、〇〇〇磅、科學産業研究費一〇〇、〇〇〇磅、石油及び貴金屬探採費一〇〇、〇〇〇磅 (d) 石油及び貴金屬探採費 (e) 海軍建設費及び國防準備費二、二五〇、〇〇〇磅、科學産業研究費二五〇、〇〇〇磅、民間航空二〇〇、〇〇〇磅、ラジウム購入費一〇〇、〇〇〇磅、洋洲地球物理的調査費二〇、〇〇〇磅 (f) 一九三一年六月三十日現在未回収のニューサウスウェールズ支拂利子其他を除く (g) 國防施設費四、一六〇、〇〇〇磅及び各州財政補助金二、〇〇〇、〇〇〇磅 (h) 次表参照。

(三) 超過收入 最近五年間各年超過收入、積立殘高及び超過收入割當の詳細は次表の如し。

聯邦一般會計超過收入(磅)

年 度	超過收入	積立殘高	超過收入割當	
			積立	不足
一九三五	1,166,666	2,911,255	1,166,666	1,744,589
一九三六	1,166,666	2,911,255	1,166,666	1,744,589
一九三七	1,166,666	2,911,255	1,166,666	1,744,589
一九三八	1,166,666	2,911,255	1,166,666	1,744,589
一九三九	1,166,666	2,911,255	1,166,666	1,744,589
一九四〇	1,166,666	2,911,255	1,166,666	1,744,589

一九四〇年六月三十日現在の剩餘金は國防施設に充當するやう提案されてゐる。

第二節 一般會計

- 第一部 一般會計の性質
- 第二部 歳入
 - 一 概説
 - 二 租稅
 - 三 政府事業收入
 - 四 其他財源
- 第三部 歳出
 - 一 聯邦歳出の性質
 - 二 一般經常歳入よりの歳出
- 第四部 各州關係支出
 - 一 概言
 - 二 統一關稅
 - 三 西澳洲特別關稅
 - 四 聯邦歳入の配分
 - 五 特別補助金
 - 六 聯邦補助

第一部 一般會計の性質

聯邦一般會計の構成及び同會計運用條項は、憲法第八十一、第八十二條及び第八十三條に規定されてゐる。

第二部 歳入

大表は一九三五—三六年乃至一九三九—四〇年の各財源よりの歳入及び各主要項目別人口一人當り金額を示す。

聯邦一般經常歲入財源 (磅)

財源	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
租稅 (磅)	六三,七〇,三六六	六三,七三,五三三	六六,〇六,四六五	七〇,〇六,八九九	七〇,一〇,六三三
總計に對する比率 (%)	七・七	七・八	七・七	七・九	八・〇
人口一人當り (磅志片)	九八・六	九四・六	一〇一・二	一〇三・一〇	一〇三・一七
公企業 (磅)	一五,三三,三三三	一六,三三,九一〇	一七,一七,九四四	一七,八七,四一〇	一八,四六,六三三
總計に對する比率 (%)	一八・五	一九・六	一九・三	一九・八	一九・五
人口一人當り (磅志片)	二・五	二・七	二・八	二・九	二・九
直轄 (磅)	三三,七〇	三〇,〇〇	三〇,九七五	三〇,九〇一	三三,八二二
總計に對する比率 (%)	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・五
人口一人當り (磅志片)	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二
其他收入 (磅)	一,三六,五二〇	一,〇九,三三三	一,〇九,〇〇六	一,一四,〇一三	一,一四,六六六
其他 (磅)	一,三六,五二〇	一,〇九,三三三	一,〇九,〇〇六	一,一四,〇一三	一,一四,六六六
海運	二二八,九九五	二二六,四〇六	一八〇,四三三	一八二,一三七	一七〇,三二五
其他	一一,一〇六	一,一〇六	一,一〇六	一,一〇六	一,一〇六
利子	一,三六,五二〇	一,〇九,三三三	一,〇九,〇〇六	一,一四,〇一三	一,一四,六六六
國幣	一,三六,五二〇	一,〇九,三三三	一,〇九,〇〇六	一,一四,〇一三	一,一四,六六六
民間	一,三六,五二〇	一,〇九,三三三	一,〇九,〇〇六	一,一四,〇一三	一,一四,六六六
保險	一,三六,五二〇	一,〇九,三三三	一,〇九,〇〇六	一,一四,〇一三	一,一四,六六六
專賣	一,三六,五二〇	一,〇九,三三三	一,〇九,〇〇六	一,一四,〇一三	一,一四,六六六
破產	一,三六,五二〇	一,〇九,三三三	一,〇九,〇〇六	一,一四,〇一三	一,一四,六六六
商運	一,三六,五二〇	一,〇九,三三三	一,〇九,〇〇六	一,一四,〇一三	一,一四,六六六

其他收入合計	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
海運	二二八,九九五	二二六,四〇六	一八〇,四三三	一八二,一三七	一七〇,三二五
其他	一一,一〇六	一,一〇六	一,一〇六	一,一〇六	一,一〇六
利子	一,三六,五二〇	一,〇九,三三三	一,〇九,〇〇六	一,一四,〇一三	一,一四,六六六
國幣	一,三六,五二〇	一,〇九,三三三	一,〇九,〇〇六	一,一四,〇一三	一,一四,六六六
民間	一,三六,五二〇	一,〇九,三三三	一,〇九,〇〇六	一,一四,〇一三	一,一四,六六六
保險	一,三六,五二〇	一,〇九,三三三	一,〇九,〇〇六	一,一四,〇一三	一,一四,六六六
專賣	一,三六,五二〇	一,〇九,三三三	一,〇九,〇〇六	一,一四,〇一三	一,一四,六六六
破產	一,三六,五二〇	一,〇九,三三三	一,〇九,〇〇六	一,一四,〇一三	一,一四,六六六
商運	一,三六,五二〇	一,〇九,三三三	一,〇九,〇〇六	一,一四,〇一三	一,一四,六六六
其他	一,三六,五二〇	一,〇九,三三三	一,〇九,〇〇六	一,一四,〇一三	一,一四,六六六
總計に對する比率 (%)	七・七	七・八	七・七	七・九	八・〇
人口一人當り (磅志片)	〇・九	〇・一〇	〇・八	〇・八	〇・八
總計	八三,〇〇,三三三	八三,〇〇,三三三	八三,〇〇,三三三	八三,〇〇,三三三	八三,〇〇,三三三
人口一人當り (磅志片)	二二	二二	二二	二二	二二
州債利息	三三,七六,六六六	三三,七六,六六六	三三,七六,六六六	三三,七六,六六六	三三,七六,六六六

(a) 各財政年度平均人口に基く (b) 鐵道を除く (c) 州支拂ひ可能の州債利息殘高を除く。

租稅徵收額 (磅)

內	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
酒稅	三六,〇六,八七〇	三六,〇六,八七〇	三六,〇六,八七〇	三六,〇六,八七〇	三六,〇六,八七〇
賣稅	一八,〇三,四三五	一八,〇三,四三五	一八,〇三,四三五	一八,〇三,四三五	一八,〇三,四三五
小稅	九,〇一,七一八	九,〇一,七一八	九,〇一,七一八	九,〇一,七一八	九,〇一,七一八
地稅	一,三三,六三三	一,三三,六三三	一,三三,六三三	一,三三,六三三	一,三三,六三三
其他	一,三三,六三三	一,三三,六三三	一,三三,六三三	一,三三,六三三	一,三三,六三三
總計	六五,四九,三九一	六五,四九,三九一	六五,四九,三九一	六五,四九,三九一	六五,四九,三九一

(b) 州別 次表は最近五年間各州別徴収額を示す。

聯邦關稅各州別徴収額 (磅)

州	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
ニューサウスウェールズ	三,一四一,八八元	三,八七〇,六六元	四,一八八,六六元	四,〇〇〇,一〇〇元	三,三六一,一五元

計	州別徴収額 (磅)				
	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
麻	二,九四〇,五七	三,一三〇,〇〇	三,三三〇,〇〇	三,五三〇,〇〇	三,七三〇,〇〇
砂糖	一,一八八	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇
農産物	一,二二八,一〇六	一,三六六,一〇六	一,五〇四,一〇六	一,六四二,一〇六	一,七八〇,一〇六
衣服類	二,六六五,六六	二,七九七,九一	二,九三〇,一六	三,〇六二,四一	三,一九四,六六
金銀類	二,三三三,九七	二,四六六,二二	二,五九九,四五	二,七三一,七〇	二,八六四,一五
陶器類	七,六六一,二〇	八,一〇〇,〇〇	八,五八八,八〇	九,〇七八,六〇	九,五七七,四〇
木製品	三,六四七,七六	三,七九九,〇一	三,九一〇,二六	四,〇二一,五一	四,一三二,七六
靴類	四,九三,〇九	五,〇六二,三四	五,一九一,五九	六,一〇一,八四	六,二一三,〇九
紙類	四,五九,三三	四,七二八,五八	四,八五七,八三	四,九八七,〇八	五,一一六,三三
車輻	一,七五二,一六	一,八八四,四五	二,〇一六,三四	二,一四八,二三	二,二八〇,一二
樂器	三,一八六	三,三一五,四五	三,四四四,七〇	三,五七三,九五	三,七〇二,二四
鐘錶	一,〇三九,四〇	一,一七一,六九	一,三〇三,九八	一,四三六,二七	一,五六八,五六
鐘錶	四,六六,一六	四,七九三,四五	四,九二〇,八四	五,〇四八,一三	五,一七五,四二
鐘錶	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
其他	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇

項目別聯邦關稅歳入 (磅)

項目	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
制	一,一〇〇,〇〇〇	一,一七〇,〇〇〇	一,二四〇,〇〇〇	一,三一〇,〇〇〇	一,三八〇,〇〇〇
載	一,一〇〇,〇〇〇	一,一七〇,〇〇〇	一,二四〇,〇〇〇	一,三一〇,〇〇〇	一,三八〇,〇〇〇
期	一,一〇〇,〇〇〇	一,一七〇,〇〇〇	一,二四〇,〇〇〇	一,三一〇,〇〇〇	一,三八〇,〇〇〇

租稅徴収總額比率 (%)

内	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
消費稅	三三・三	三三・三	三三・三	三三・三	三三・三
關稅	三三・三	三三・三	三三・三	三三・三	三三・三
內	三三・三	三三・三	三三・三	三三・三	三三・三

(一) 徴収總額 (a) 金額 一九三五—三六年乃至一九三九—四〇年項目別徴収額は前表の如し。
 (b) 徴収總額比率 次表は最近五年間の徴収總額に對する各項目別租稅の比率を示す。

(二) 關稅歳入 (a) 項目別 一九三五—三六年乃至一九三九—四〇年間の細目は次表の如し。

計	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
戰時利得稅	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
遊樂稅	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
不動產稅	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
金銀稅	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
所得稅	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
地租	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
小麥粉稅	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
賣上稅	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1

總歳入に對する比率	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
所	八,七五五,六三	八,七五五,六三	八,七五五,六三	八,七五五,六三	八,七五五,六三
金	一,四七三,八六〇	一,四七三,八六〇	一,四七三,八六〇	一,四七三,八六〇	一,四七三,八六〇
不	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
遊	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
戰	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
租	六,二七〇,〇〇〇	六,二七〇,〇〇〇	六,二七〇,〇〇〇	六,二七〇,〇〇〇	六,二七〇,〇〇〇
總	七,七二	七,七二	七,七二	七,七二	七,七二

項目別 州別消費税歳入 (a) 濃厚商街を含む (b) 北部領を含む		項目別 州別消費税歳入 (a) 濃厚商街を含む (b) 北部領を含む		項目別 州別消費税歳入 (a) 濃厚商街を含む (b) 北部領を含む	
項目	1935-36	1936-37	1937-38	1938-39	1939-40
ビ	九,四五六,八七	九,四五六,八七	九,四五六,八七	九,四五六,八七	九,四五六,八七
ク	三,六三三,三〇	三,六三三,三〇	三,六三三,三〇	三,六三三,三〇	三,六三三,三〇
南	一,八六二,〇〇	一,八六二,〇〇	一,八六二,〇〇	一,八六二,〇〇	一,八六二,〇〇
西	一,五八五,六七	一,五八五,六七	一,五八五,六七	一,五八五,六七	一,五八五,六七
マ	四,四七三,七四	四,四七三,七四	四,四七三,七四	四,四七三,七四	四,四七三,七四
計	三六,〇六八,八〇	三六,〇六八,八〇	三六,〇六八,八〇	三六,〇六八,八〇	三六,〇六八,八〇

(a) 濃厚商街を含む (b) 北部領を含む

(三) 消費税歳入 (a) 項目別 一九三五年七月一日より一九四〇年六月三十日に至る五年間の各年度に於ける消費税項目別徴収額の詳細は次の如し。

項目	1935-36	1936-37	1937-38	1938-39	1939-40
ビ	五,六三三,三〇	六,一〇九,五九	六,八三三,七九	七,三六八,五九	八,七〇七,三〇
火	一,七六八,七〇	一,四三三,三三	一,五五九,八六	一,六〇三,三〇	一,八九九,三三
火	五,〇七二,一一	五,三六三,六四	五,五三〇,二七	六,三六八,七六	六,五五九,三三
煙	四三三,八三	四三三,八三	四三三,八三	四三三,八三	四三三,八三
石	六,〇〇六,〇六	七,〇四八,八〇	六,八三三,七九	六,八三三,七九	六,八三三,七九
電	八,一〇九,〇〇	七,〇四八,八〇	六,八三三,七九	六,八三三,七九	六,八三三,七九
無	〇〇〇,三三	六,一〇七,七〇	六,八三三,七九	六,八三三,七九	六,八三三,七九
ト	一〇,六三三,三三	一〇,六三三,三三	一〇,六三三,三三	一〇,六三三,三三	一〇,六三三,三三
免	一一,三三三,三三	一一,三三三,三三	一一,三三三,三三	一一,三三三,三三	一一,三三三,三三
計	二八,三六八,八七	二八,三六八,八七	二八,三六八,八七	二八,三六八,八七	二八,三六八,八七

(b) 州別 最近五年間の各州別消費税徴収額は次の如し。

(a) 濃厚商街を含む (b) 葉巻、紙巻を含む

州別	1935-36	1936-37	1937-38	1938-39	1939-40
州	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
ニュージャージー	六,〇〇六,七〇	六,七三三,一四	七,〇三三,三三	六,六三三,一〇	八,四七九,五九
ペンシルベニア	一〇,一〇〇,〇〇	一〇,三三三,三三	一〇,八七〇,七〇	一〇,五五九,八六	一〇,八三三,七九
デラウェア	一,三三三,三三	一,三三三,三三	一,三三三,三三	一,三三三,三三	一,三三三,三三
メリーランド	一,三三三,三三	一,三三三,三三	一,三三三,三三	一,三三三,三三	一,三三三,三三
南	九,三三三,三三	九,三三三,三三	九,三三三,三三	九,三三三,三三	九,三三三,三三
西	一,三三三,三三	一,三三三,三三	一,三三三,三三	一,三三三,三三	一,三三三,三三
マ	一,三三三,三三	一,三三三,三三	一,三三三,三三	一,三三三,三三	一,三三三,三三
計	二八,三六八,八七	二八,三六八,八七	二八,三六八,八七	二八,三六八,八七	二八,三六八,八七

(四) 其他諸税 (a) 歳入繰入徴収額 次表は最近十年の地租、不動産税、所得税、戦時利得税(一九四一—一九年)、遊興税、賣上税及び小麦粉税徴収額細目を示す。戦時利得税(一九四一—一九年)、遊興税は現在実施

六月三十日終了年度	地租	不動産税	所得税	金	戦時利得税 (一九四一—一九)	遊興税	賣上税	小麦粉税
一九三九	二,五八五,六六	三,〇六八,八〇	一,三六〇,三三	一	借 七〇〇	一六六,六六	一,三三三,三三	一
一九三八	二,五八五,六六	三,〇六八,八〇	一,三六〇,三三	一	借 七〇〇	一六六,六六	一,三三三,三三	一
一九三七	二,五八五,六六	三,〇六八,八〇	一,三六〇,三三	一	借 七〇〇	一六六,六六	一,三三三,三三	一
一九三六	二,五八五,六六	三,〇六八,八〇	一,三六〇,三三	一	借 七〇〇	一六六,六六	一,三三三,三三	一
一九三五	二,五八五,六六	三,〇六八,八〇	一,三六〇,三三	一	借 七〇〇	一六六,六六	一,三三三,三三	一
一九三四	二,五八五,六六	三,〇六八,八〇	一,三六〇,三三	一	借 七〇〇	一六六,六六	一,三三三,三三	一
一九三三	二,五八五,六六	三,〇六八,八〇	一,三六〇,三三	一	借 七〇〇	一六六,六六	一,三三三,三三	一
一九三二	二,五八五,六六	三,〇六八,八〇	一,三六〇,三三	一	借 七〇〇	一六六,六六	一,三三三,三三	一
一九三一	二,五八五,六六	三,〇六八,八〇	一,三六〇,三三	一	借 七〇〇	一六六,六六	一,三三三,三三	一
一九三〇	二,五八五,六六	三,〇六八,八〇	一,三六〇,三三	一	借 七〇〇	一六六,六六	一,三三三,三三	一
一九二九	二,五八五,六六	三,〇六八,八〇	一,三六〇,三三	一	借 七〇〇	一六六,六六	一,三三三,三三	一
一九二八	二,五八五,六六	三,〇六八,八〇	一,三六〇,三三	一	借 七〇〇	一六六,六六	一,三三三,三三	一
一九二七	二,五八五,六六	三,〇六八,八〇	一,三六〇,三三	一	借 七〇〇	一六六,六六	一,三三三,三三	一
一九二六	二,五八五,六六	三,〇六八,八〇	一,三六〇,三三	一	借 七〇〇	一六六,六六	一,三三三,三三	一
一九二五	二,五八五,六六	三,〇六八,八〇	一,三六〇,三三	一	借 七〇〇	一六六,六六	一,三三三,三三	一
一九二四	二,五八五,六六	三,〇六八,八〇	一,三六〇,三三	一	借 七〇〇	一六六,六六	一,三三三,三三	一
一九二三	二,五八五,六六	三,〇六八,八〇	一,三六〇,三三	一	借 七〇〇	一六六,六六	一,三三三,三三	一
一九二二	二,五八五,六六	三,〇六八,八〇	一,三六〇,三三	一	借 七〇〇	一六六,六六	一,三三三,三三	一
一九二一	二,五八五,六六	三,〇六八,八〇	一,三六〇,三三	一	借 七〇〇	一六六,六六	一,三三三,三三	一
一九二〇	二,五八五,六六	三,〇六八,八〇	一,三六〇,三三	一	借 七〇〇	一六六,六六	一,三三三,三三	一

されず。次表細目は主として未支拂及び銷却に關するものである。今次大戦による戦時(會社)税は、一九四〇—四一年に賦課された。後記各種税金細目中の数字との徴収は算出法の相異に基く。

一九三九	一九四〇	一九四一	一九四二	一九四三	一九四四	一九四五	一九四六	一九四七	一九四八	一九四九	一九五〇
1,946,436	1,955,333	1,961,000	1,967,131	1,973,111	1,979,091	1,985,071	1,991,051	1,997,031	2,003,011	2,009,000	2,015,000

「其他租税」の賦課及び徴収は一般に税務長官によつて行はれる。税務署は各州に一ヶ所、聯邦首府に一ヶ所あり、州税務署は當該州のみに關係ある納税者、聯邦税務署は二州以上に亘る納税者に對し税務を所管する。併し納税者ほどの税務者に納税するも隨意であるから、各税務署の賦課額と實際の徴収額とは一致せず、往々に巨額の開きを示す。其の結果、或る州の税務署、例へばアイスランド税務署の所得税實際受取高は聯邦税務署、或はニューサウスウェールズ州の賦課した租税をも含むことがある。従つて右所得税の實際受取高はアイスランド州から取得した所得に對して支拂つた所得税の正當な額ではない。

各税務署の實際徴収額は大蔵省に於て計數上の目的に使用するに必要な數字であり、「大蔵省」計數とも稱し得るものである。第二五卷以前の本年鑑に於ては之等の數字を用ひてゐる。州に於ける課税に關し、一層明確を期す爲にこれらの數字は廢棄され、それに代つて税務長官の提供する數字

地租、課税價額每一磅に對する賦課率 (T=課税價額)

課税年度	居住者		不在者	
	課税價額	賦課率	課税價額	賦課率
一九三三—三四	1—17.5	0.000	1—18.0	0.000
一九三五—三八	$4.5 \left(1 + \frac{T}{18,750} \right)$	0.000	$4.5 \left(2 + \frac{T-5,000}{18,750} \right)$	0.000
一九三九—四〇	$\left(\frac{1}{2} + \frac{T}{37,500} \right)$	0.000	$\left(1 + \frac{T-5,000}{37,500} \right)$	0.000
一九四〇—四一	$\left(1 + \frac{T}{18,750} \right)$	0.000	$\left(2 + \frac{T-5,000}{18,750} \right)$	0.000

(a) 不在者は居住者に對する免稅點五、〇〇〇磅の恩恵に格せず。

が用ひられることになつた。この數字は或る一州の課税額を嚴密に根據としてゐる。勿論これら數字の總計は、計算技術的關係から必ずしも大蔵省計數と一致しないが、その差は僅少である。この税務長官の統計には明細なる各州比較、即ち一人當りの納税額で示されてゐるが、中央税務署所管の徴収額は各州の代理受入を含み、而も各州の徴税に繰入れられてゐないので、絶対的課税方法とは云へない。正確なる資料が欠けてゐるので大體の推定をなす他はないが、聯邦税務署は各州税務署の徴収額に比例して各州から徴収してゐるものと見てよからう。尤もニューサウスウェールズ及びビクトリア州の如く人口の大なる州から多額の税収入をあげることは推定に難くない。

(b) 地租 聯邦地租は一九一〇—一一年に先づ未改良地の地價に對して課税された。次表は一九三三—三四乃至一九四〇—四一年各年度に於ける地租賦課率を示す。

一九三五—三六年乃至一九三九—四〇年間、州及び聯邦税務署の收税額は次の如し。上記(a)とは多少の相異あり。

地租收税額 (磅)

區別	一九三三—三四	一九三五—三八	一九三九—四〇
聯邦税務署	4,712,266	4,712,266	4,712,266
ニューサウスウェールズ	5,000,000	5,000,000	5,000,000
ビクトリア	3,750,000	3,750,000	3,750,000
クイーンズランド	2,750,000	2,750,000	2,750,000
南澳	2,750,000	2,750,000	2,750,000
西澳	2,750,000	2,750,000	2,750,000
タスマニア	1,125,000	1,125,000	1,125,000
計	1,330,000	1,330,000	1,330,000

(c) 不動産税 一九一四年の聯邦不動産税法及び一九一四—一八年の不動産税賦課諸法により、純價額一、〇〇〇磅を超える不動産遺産に課税されるに至つた。税率は不動産課税價額二、〇〇〇磅以内に對しては一〇〇磅に付一磅である。二、〇〇〇磅を超過する場合は、超過額一、〇〇〇磅

不動産税收入 (磅)

州	其他	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
聯邦	7,117,333	7,117,333	7,117,333	7,117,333	7,117,333	7,117,333
ニューサウスウェールズ	7,117,333	7,117,333	7,117,333	7,117,333	7,117,333	7,117,333
ビクトリア	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
クイーンズランド	3,750,000	3,750,000	3,750,000	3,750,000	3,750,000	3,750,000
南澳	2,750,000	2,750,000	2,750,000	2,750,000	2,750,000	2,750,000
西澳	2,750,000	2,750,000	2,750,000	2,750,000	2,750,000	2,750,000
タスマニア	1,125,000	1,125,000	1,125,000	1,125,000	1,125,000	1,125,000
計	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000

及び其の端數毎に税率は一磅の五分の一増加し、七一、〇〇〇磅以上の不動産に對しては最高税率一〇〇磅に付一五磅を課してゐる。遺産繼承者が寡婦、子若くは孫なる時は納税額は普通率の三分の二に減せられる。

不動産査定法(一九四〇年第二二號)に基き一九一四—一八年不動産税課税法が修正され、下記の免稅が承認された。即ち (a) 不動産の全部が寡婦、子、若くは孫に繼承される場合は、課税額が二、〇〇〇磅以上一〇、〇〇〇磅に至る迄は每一〇〇磅に付一磅を減じ、一〇、〇〇〇磅以上一〇、〇〇〇磅に付一磅を減ずる。(b) 不動産が寡婦、子、若くは孫により繼承されざる場合は、一、〇〇〇磅以上、六、〇〇〇磅迄每一〇〇磅に付一磅を減じ、六、〇〇〇磅以上に對しては毎八磅に付一磅を減ずる。(c) 不動産の一部のみが寡婦、子、若くは孫に繼承される場合は免稅法の適用率は (a)、(b) に準據する。

不動産税法(一九四〇年第十三號)によつて以下の新税率が制定された—一磅以上一〇、〇〇〇磅三%、一〇、〇〇一磅以上二〇、〇〇〇磅三%乃至六%、二〇、〇〇一磅以上一〇〇、〇〇〇磅六%乃至一八%、一〇〇、〇〇一磅以上五〇〇、〇〇〇磅一八%乃至二〇%、五〇〇、〇〇〇磅以上二〇%。

最近五年間に於ける各州税務署及び聯邦税務署の收税額を次に示す。計算技術的關係上、前記(a)の大蔵省の數字とは少しく相異する。

北	ス	ノ	ハ	シ	ト	チ	リ	ル	レ	ロ	ハ	シ	ト	チ	リ	ル	レ	ロ
計	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
1,826,350	1,777,566	1,667,729	1,626,029	1,608,029	1,590,029	1,572,029	1,554,029	1,536,029	1,518,029	1,500,029	1,482,029	1,464,029	1,446,029	1,428,029	1,410,029	1,392,029	1,374,029	1,356,029

最近五年間に於ける課税不動産件数及び価額次の如し。
 不動産課税状況

細目	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
課税財産件数	八、一五七	八、八七七	八、〇八八	九、〇五五	九、六六一
課税財産価額(千磅)	五、六六五	五、〇〇九	五、九二九	六、六六四	六、六六九
平均課税額(千磅)	三、五五〇	三、二二二	三、七三三	四、三三〇	四、三三〇
平均課税額(磅)	一、四四〇	一、二八八	一、四九三	一、七三二	一、七三二
平均課税額(千磅)	三、五五〇	三、二二二	三、七三三	四、三三〇	四、三三〇
平均課税額(磅)	一、四四〇	一、二八八	一、四九三	一、七三二	一、七三二
平均課税額(千磅)	三、五五〇	三、二二二	三、七三三	四、三三〇	四、三三〇
平均課税額(磅)	一、四四〇	一、二八八	一、四九三	一、七三二	一、七三二

(d) 所得税 聯邦所得税が初めて課せられたのは一九一五—一六年度である。一九三六年所得税賦課法により所得税關係法律の改正統一が行はれた。本法の詳細及び所得税法の註解は改廢諸法令と共に、解説書に轉錄されてゐる。次表は一九三五—三六年、一九四〇—四一年度に至る勤勞個人所得一磅に對する税率 (Tは課税収入額) (b)

課税年度	勤勞所得		所得	
	課税所得額 一—六、九〇〇磅	片	六、九〇〇磅以上	課税所得額
一九三五—三六	$\frac{85}{100}(3 + \frac{T}{100})$	片	美・三三三片	美・五片
			六、九〇〇磅以上	六、九〇〇磅超過額

所得及び財産収入に對する本税の税率を示す。
 * 一九三六年所得賦課法、一九二二—三四年所得賦課法の異同を説明せる解説便覧は、聯邦大臣の名で、一九三六年八月稅務長官によつて刊行された。

課税年度	財產所得		所得		其他 (c)
	課税所得額 一—五〇〇磅	片	課税所得額 一—四〇〇磅	片	
一九三六—三七	$\frac{79.5}{100}(3 + \frac{T}{100})$	片	美・六六三	六・六	
一九三七—三八	$\frac{87.975}{100}(3 + \frac{T}{100})$	片	美・七六六	七・七	
一九三八—三九	$\frac{96.7725}{100}(3 + \frac{T}{100})$	片	美・八六九	八・八	
一九三九—四〇			美・九七二	九・九	
一九四〇—四一			美・一〇七五	一〇・一〇	
一九三五—三六	$\frac{90}{100}(3 + \frac{T}{100})$	片	美・一〇七八	一〇・一〇	
一九三六—三七	$\frac{103.5}{100}(3 + \frac{T}{100})$	片	美・一〇八一	一〇・一〇	
一九三七—三八	$\frac{108.5}{100}(3 + \frac{T}{100})$	片	美・一〇八四	一〇・一〇	
一九三八—三九	$\frac{113.85}{100}(3 + \frac{T}{100})$	片	美・一〇八七	一〇・一〇	
一九三九—四〇	$\frac{118.85}{100}(3 + \frac{T}{100})$	片	美・一〇九〇	一〇・一〇	
一九四〇—四一			美・一〇九三	一〇・一〇	

(a) 最低額一〇志 (b) 免稅法其他の控除額を差引きたる所得額 (c) 二五〇磅以上の配當金其他に對する税。

勤勞及び財産の双方より収入が得られる場合の税率は夫々勤勞及び財産所得税率に従ふ。
 妻子のための控除額、州税、保険料、醫藥費等を總収入より控除した後規定の額が免除せられる。一九三五—三六年乃至一九三九—四〇年度に二五〇磅を免稅點とし、二五〇磅を超過する各二磅に付一磅以下の控除が認められてゐる。一九四〇—四一年度免稅點は二〇〇磅に引下げられ、之を超える各一磅に付一磅以下の控除が認められてゐる。
 税率は居住者非居住者共同であるが、一九三六—三七年前は非居住者の免稅は認められなかつた。

所得稅收入 (磅)

州	其	他	計		
聯邦稅務署	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
ニューサウスウェールズ	三、八八三、七五五	三、九四九、三〇〇	三、四四六、五五二	四、〇〇〇、六七七	六、〇五八、五五五
ビクトリア	三、二二二、四七三	三、〇六六、五五九	三、〇八八、〇〇〇	三、〇八八、〇〇〇	四、〇五八、四〇〇
クイーンズランド	一、八三三、四〇〇	一、七三三、七九九	一、五五三、五五五	一、五五三、五五五	三、七三三、七九九
タスマニア	五七七、三〇〇	五三〇、〇〇〇	五三〇、〇〇〇	五三〇、〇〇〇	五三〇、〇〇〇
南澳	四六六、五九九	四三三、七九九	四三三、七九九	四三三、七九九	四三三、七九九
西澳	三九九、三〇〇	三三三、三〇〇	三三三、三〇〇	三三三、三〇〇	三三三、三〇〇
北澳	一〇七、三〇〇	一〇七、三〇〇	一〇七、三〇〇	一〇七、三〇〇	一〇七、三〇〇
計	八、七三七、一〇一	八、五三四、七六六	六、四四六、六五五	二一、八三三、八三三	二一、八三三、八三三

右表に於ては、賦課及び徵稅の速度に相異がある爲、各年度の正確な比較をなすことは困難である。この點を參照し、聯邦稅務署の分を除く各州人口一人當り徵稅額(各年度初めに於ける)を示す。
 一九二三年聯邦及び西瀛洲を除く他の各州との間に協定が成立し、聯邦及び州を代表する一官吏をして聯邦稅及び州稅の徵收に當らしめる場合に

は、聯邦所得稅賦課法に基き、聯邦政府は州稅務長官を當該州代理聯邦稅務長官に任命することとなつた。同協定には、官吏の移管、收稅會計及び經費分擔の規定が設けられてゐる。所得が一州内のみ生ずる場合には合同の所得稅統計形式を採る。協定の有効期間は五年とし、次後は締約者の一方に於て文書による通告をなし、曆面による六ヶ月を下らざる期間の

所得稅一人當り收稅額 (聯邦稅務署の分を除く)

州	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
ニューサウスウェールズ	一九九片	一九八片	一九二片	一九六片	一九九片
ビクトリア	一九〇片	一九三片	一九二片	一九八片	一九九片
クイーンズランド	一〇二片	一〇三片	一〇二片	一〇九片	一〇九片
南澳	一一二片	一一〇片	一一〇片	一一二片	一一二片
西澳	一一八片	一一八片	一一七片	一一三片	一一三片
タスマニア	九五片	九二片	九二片	九三片	九三片
北澳	九五片	九二片	九二片	九三片	九三片
六州平均	一七六片	一七六片	一七五片	一七九片	一七九片

滿了に至る迄有効とする。
 西瀛洲のみは、以前より聯邦との間に取極を有し、州所得稅の徵收は聯邦に於て當ることとなつてゐる。

一九三六—四〇年所得稅賦課法(一九四〇年第三所得稅賦課法)は修正せられ、給料及び賃銀よりの賦拂により所得稅を徵收する規定となつた。此の率は各週給料及び賃銀三磅一七志乃至四磅一〇志の中、一磅に付六片より各週給料及び賃銀一八磅一〇志以上の一磅に付最高五志までである。給料及び賃銀の支拂日に週給から所得稅を差引くが、稅額は年額に依り定められ、被雇者が免稅證明書を得て、その適用期間中、雇主に給與減額を中斷せしめ得る規定もある。

(e) 戰時(會社)稅 一九四〇年戰時(會社)稅賦課法及び一九四〇年戰時(會社)稅法は前會計年度の利潤が運轉資本金の八%の法定率を超過する場合、その超過額に對し課稅し得るやう規定した。
 税率は運轉資本金の八%を超過する利潤の最初の一%に對する四%より運轉資本金の一四%を超過する利潤に對する六%迄である。
 此の率は増加を至當と認められた場合は増加し、一九四〇年所得稅法に依り

會社は劃一的に課稅され免稅の恩恵に浴さない。一九三五—三六年乃至一九三七—三八年年度税率は所得一磅に約一二片、一九三八—三九年度は一三・八片、一九三九—四〇年及び一九四〇—四一年度は二四片である。一九三五—三六年の稅には更に財産及び配當等に賦課せられる稅が加はる。一九四〇—四一年度稅は私營會社の五、〇〇〇磅以上總収入額各一磅に約一志及び未處分利益各一磅に約二志の附加稅を規定する。
 次表は最近五年間の各州及び聯邦稅務署收稅額を示すが、既述の如く總額は前記(a)とは僅かの差がある。

附加稅の削減を行ふ規定が右戰時稅に設けられてゐる。

一九三六—四〇年所得稅賦課法に定義せられた非法人會社及び協同組合、生命保險相互會社及び課稅利潤額が一、〇〇〇磅を越えず或はその利潤が勞働に依る口錢、報酬若しくは手数料其他より生ずる會社等は戰時(會社)稅を免除される。

(f) 賣上稅 本稅は一九三〇—三一年度豫算案の一部として一九三〇年八月より課せられ、その實施は主として納稅者登録制度に依り行はれ、同法に依る納稅者たる凡ての製造業者及び卸賣業者は瀛洲内の販賣品に關し當局に登録することを要する。輸入品に對する賣上稅は陸揚港にて稅關により徵收せられる。
 本稅創設以來、一部免稅が許可せられ、その範圍は時折擴張されるが、主として必要欠くべからざる物品、或は原始産業に使用せられる物品に對して免稅される。戰時增收を圖る必要上この一部は一九四〇年十一月二十二日以後撤回された。
 一九三〇年八月創設以來の賣上稅率を左に掲げる。一九三一年七月十日迄二・五%、一九三三年十月二十五日迄六%、一九三六年九月十日迄五%、一九三八年九月二十一日迄四%、一九三九年九月八日迄五%、一九四〇年五月二日迄六%、同年十一月二十一日迄八・七%同年十一月二十二日以降五%、一〇%、一五%。
 一九四〇年十一月二十二日以來適用の差別的税率は、一九三五—四〇年賣上稅(免除及び分類)法の分類に従ふ率であり、五%は従前免稅品であつたが、再び課稅せらるべき各商品(一種除外)に適用せられ、一五%は其の性質上必須と認められざる商品に課せられる。
 一九三九—四〇年度各年州に於ける純賣上稅額、有稅、無稅、免稅品賣上高の詳細は次の如し。

「賣上稅支拂欄の年度は七月一日—六月三十日で納稅者への減額拂戻額を參照訂正してあり、賣上高の年度は六月一日に始まり五月三十一日に終る。

賣上税及び賣上高 (一九三九—四〇) (a) (千磅)

行 政 區 域	課税賣上高	非課税賣上高	登録者による 除外品賣上高	賣上税支拂純 賣上高	徴 税		計 額
					稅 務 署	稅 關	
ニューサウスウェールズ	5,813	6,444	2,633	7,966	4,626	3,340	8,306
ビクトリア	7,728	7,728	6,750	10,378	4,744	5,634	16,012
タインストランド	3,707	10,777	7,777	3,866	1,776	1,090	6,732
南 洋 洲	1,333	11,771	3,333	2,666	2,666	3,333	8,665
西 洋 洲	9,333	10,000	19,771	6,444	2,666	1,333	10,443
北 洋 洲	1,777	1,777	6,777	2,666	1,777	1,777	6,221
計	30,710	46,770	30,710	46,770	21,777	17,014	65,561

(a) 本表中徴税額と賣上税を課せられたる賣上總額に對して稅率を乘じた確定徴税額と相異せるは「純賣上高」のみをその儘にして、徴税額より拂戻額を控除せるに基く。

次表は一九三〇—三二年度賣上税實施以來各年度に於ける明細である。
賣上税及び賣上高 (千磅) (一九三〇—三二乃至一九三九—四〇)

年 度	課税賣上高	非課税賣上高	登録者による 除外品賣上高	賣上税支拂純 賣上高	徴 税		計 額
					稅 務 署	稅 關	
一九三〇—三一	14,855	103,666	170,000	175,766	5,177	5,177	186,120
一九三一—三二	15,677	119,777	186,666	177,777	7,777	5,177	188,131
一九三二—三三	17,777	127,777	177,777	187,777	8,777	5,177	198,131
一九三三—三四	17,777	127,777	177,777	187,777	8,777	5,177	198,131
一九三四—三五	17,777	127,777	177,777	187,777	8,777	5,177	198,131
一九三五—三六	17,777	127,777	177,777	187,777	8,777	5,177	198,131
一九三六—三七	17,777	127,777	177,777	187,777	8,777	5,177	198,131
計	117,777	1,103,666	1,103,666	1,103,666	67,777	27,777	1,299,110

前表に於ける免稅品賣上高とは、賣上税免除法によつて賣上税を免除された商品に對し、非課税賣上高とは、販賣當時無税であつた商品に對し、後者は免稅證明書を入手した登録納稅者に對して販賣した場合であるが、同商品は右免稅法に規定された目的に使用されぬ限り消費者の手に渡る以前に有稅品となるのである。
右表は全商品の賣上總額ではない。即ち免稅品の販賣人は登録を要しないので、統計に含まれてゐないからである。

小 麥 粉 税 (磅)

州	一九三五—三六		一九三六—三七		一九三七—三八		一九三八—三九		一九三九—四〇	
	借	貸	借	貸	借	貸	借	貸	借	貸
ニューサウスウェールズ	40,777	1,103,666	40,777	1,103,666	40,777	1,103,666	40,777	1,103,666	40,777	1,103,666
ビクトリア	15,777	1,103,666	15,777	1,103,666	15,777	1,103,666	15,777	1,103,666	15,777	1,103,666
タインストランド	15,777	1,103,666	15,777	1,103,666	15,777	1,103,666	15,777	1,103,666	15,777	1,103,666
南 洋 洲	9,333	1,103,666	9,333	1,103,666	9,333	1,103,666	9,333	1,103,666	9,333	1,103,666
西 洋 洲	9,333	1,103,666	9,333	1,103,666	9,333	1,103,666	9,333	1,103,666	9,333	1,103,666
北 洋 洲	1,777	1,103,666	1,777	1,103,666	1,777	1,103,666	1,777	1,103,666	1,777	1,103,666
計	113,777	5,517,000	113,777	5,517,000	113,777	5,517,000	113,777	5,517,000	113,777	5,517,000

一日迄順當り四磅五志、一九三五年一月七日より一九三六年二月二十四日迄順當り二磅一二志六片で課せられ、一九三八年十二月五日小麥粉税が再び多少恒久的形式で課せられるに至つた。右新小麥粉税はウィリアムスタウンに於ける小麥價格一ポンドシエル五志二片の變動するに従ひ、それに應じて順當り七磅一〇志を超えざる税を小麥粉に對し課する課税である。更に一法律に依り同地に於ける小麥世界平價が五志二片を超えた場合小麥に特別税を課することゝなつた。
拂戻額を控除せる純徴税額の年度別は次の如し。

(h) 羊毛税 一九三六年五月實施の羊毛税は濠洲産羊毛にして一九三六年七月一日以降に剪毛せる一切の羊毛に課する課税である。羊毛仲買商及び卸商をして年四回取扱数量を届出でしめ、この兩業者より徵税する制度である。仲買商或は卸商の手許にある間に課税されなかつた羊毛に對しては輸出以前に課税する。税率は一俵に付六片、一フアッチ又は一バット

州	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
ニューサウスウェールズ	三、六六六	三、六六六	三、六六六	三、六六六
ビクトリア	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
クイーンズランド	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇
南 洋 洲	六、四三三	七、三三三	八、二三三	八、一三三
西 洋 洲	四、七六八	五、二一一	五、七五五	六、〇五五
オーストラリア	一、三一一	一、五五五	一、五五五	一、五五五
計	七、二八五	七、七五五	七、四五六	八、〇六六

聯邦郵便收入 (磅)

内	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
郵便私書函・袋	六、四六六	七、〇九九	七、三三三	七、四九九	七、四九九
郵便爲替及び小爲替	三、六六六	三、六六六	三、六六六	三、六六六	三、六六六
電信	一、二九九	一、二九九	一、二九九	一、二九九	一、二九九
電話	六、五一一	七、〇一一	七、〇一一	七、〇一一	七、〇一一
計	一、八八八、〇四四	二、五七六、六二七	一、六七三、一〇一	一、七三〇、四五五	一、七八六、四四四

三 政府事業收入

(一) 郵便收入 一九三五—三六年乃至一九三九—四〇年に於ける郵便收入の内譯は次の通り。

種別	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
郵便私書函・袋	六、四六六	七、〇九九	七、三三三	七、四九九	七、四九九
郵便爲替及び小爲替	三、六六六	三、六六六	三、六六六	三、六六六	三、六六六
電信	一、二九九	一、二九九	一、二九九	一、二九九	一、二九九
電話	六、五一一	七、〇一一	七、〇一一	七、〇一一	七、〇一一
計	一、八八八、〇四四	二、五七六、六二七	一、六七三、一〇一	一、七三〇、四五五	一、七八六、四四四

前表には、州共の規定により恩給基金繰入州分擔金乃至職員分擔金を含まない。

(二) 鐵道收入 聯邦政府は濠洲横斷、中央濠洲、北濠洲及び濠洲首都領の四線を管理する。次表は最近五年間の右四線期定に於ける一般會計繰入金額を示す。

線 道	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
濠洲横斷	三、〇八一、六三九	三、〇八一、六三九	三、〇八一、六三九	三、〇八一、六三九	三、〇八一、六三九
中央濠洲	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六
北 濠 洲	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
濠洲首都領	五、五五五、五五五	五、五五五、五五五	五、五五五、五五五	五、五五五、五五五	五、五五五、五五五
計	一、九三三、八八八	一、九三三、八八八	一、九三三、八八八	一、九三三、八八八	一、九三三、八八八

尙鐵道收入の詳細は第五章「B」鐵道に收録。

四 其他財源

利子を生ずる聯邦政府の最も重要な投資は各州に對する貸付金、一般信託基金、ロンドン保管公債、聯邦銀行其他銀行預入定期預金及び其他貸付金である。一九三九—四〇年本項目の合計には開發及び移住公債に對し英國政府から受取つた利子、各種用途に當てるため州に貸付けた金の利子、信託會計投資利子、ナウル島協定に基く利子、軍事保護ホーム貸付金元利

に付三片、一バッグに付一片である。最近四ヶ年間の課税額は上掲表の通りである。

(i) 金 税 一九三九—四〇年金稅徵收法及び一九三九年金稅法は一九三九年九月十五日以後濠洲聯邦銀行、若くは其代理店に引渡された凡ての金に對する同行支拂額が純金一オンスに付九磅を超過する額の五〇%に對し課税する。一九三九—四〇年徵稅額は一、二一四、六二一磅である。

(j) 稅務立法 聯邦政府は一九三二年十月王立調査委員會を新設し、所得稅、地租及び遺產相續稅に關する聯邦及び州の稅法を調査し、その簡易化及び統一に關して報告を提出せしめ、立法及び徵稅法に關する進言をなした。四報告書が提出せられ、關係當局間の審議を経た後、實質的な立法上の統一が行はれた。尙將來その統一を維持せんがため定期的な會議を開催することになつてゐる。

價還、移住者州貸付金價還が含まれてゐる。既述の如く財政協定に基く各州支拂の「州債利子殘高」は内譯表の「總計」中に含まない。

第三部 歳 出

一 聯邦歳出の性質

聯邦歳入の支拂は「簿記」法により當然左の三項目に分類される。即ち

- (a) 委託事務經費
- (b) 新規事業經費
- (c) 州に對する歳入剩餘金交付

* 「簿記」法の説明は本年第六卷七八〇頁參照

右三項の中最初二項のみが現實の歳出であり、(c)は實際の歳出は各州に於て行ふもので、聯邦としては單なる交付に過ぎない。「簿記」法による委託事務の經費は憲法の條項に基きその經費を要する當該州の借方に記帳されるに對し、新規事業經費は各州に分與される。聯邦の歳入剩餘金は毎月各州に對して交付される。委託各局の新規事業等は一九〇三—四年度末迄は委託經費として取扱ひ、その經費を要したる當該州の負擔とした。次後年度に於てはこの種經費は一切新規事業經費と看做し、各州に對して分與することになつた。「簿記」法の廢止を規定する協定に基いて、聯邦政府は各州に對し、人口一人に當り年二五志の特別補助金を交付し、各州に對する經費の借方記帳を廢止した。一九二七年の各州補助金法により、一九二七年六月三十日以降實施の各州に對する交付金制度を廢止した。一九二八

項目	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
原始産業生産者救済費	二、四四九、五九七	三、三〇〇、〇〇〇	二、六三一、六六六	二、一〇五、七二四	二、五〇九、三六六
總計 (d)	六、六五三、三二一	八、五三一、四九九	八、六六三、四三二	九、四四七、四六一	一〇、六六五、四九九
人口一人當り (磅志片)	二二二・二	二二九・八	二二〇・六	二二二・八	二二二・七
歳入超過金 (e)	五、五七三、七三〇	一、二七九、五九九	五、四四四、七七五	六、三三三、〇〇九	二、三三八、三五五
州債利子残高—					
各州支拂分	三、六六六、六六六	三、五〇九、六六六	三、五五〇、三三三	三、五五五、四四四	三、五九九、〇〇〇

(a) 第五節参照 (b) 公債會計より支拂の國防軍事實(一九三九—四〇年)を除く (c) 州債利子差額(州返済)を除く (d) 既往年度歳入超過よりの支出額を除く (e) 第一節「三」(三)参照 (f) 整年度養老年金支拂に充當。

總督及び關係職員 (磅)

内譯	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
總督府職員	六、八三三	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
臨時職員 (a)	一〇、七三三	一三、六四四	一五、三三〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
利子、減債基金	四、三九九	四、六九九	四、六九九	四、七九九	四、七九九
計	二一、三六五	二八、三四三	二九、九九九	二九、七九九	二九、七九九

(a) 總督の身分上の權限外公務で主として委託によつて行はれる公務の經費である。

聯邦議會歳出 (磅)

内譯	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
議員俸給	一、八二〇、〇〇〇	一、五二〇、〇〇〇	一、五二〇、〇〇〇	一、五二〇、〇〇〇	一、五二〇、〇〇〇

前表總額目に包含する小項目に就ては、やゝ詳細に後述する。各省別歳出の内譯は後述(三)(a)の新規事業經費を包含せず。
 (二) 各省經費 (a) 總督府 憲法第三十條に聯邦議會が特別の規定をなすに限り、一般會計より年俸一萬磅を總督に支給することが規定されてをり、總督の年俸は在任中是不變たる旨、但書されてゐる。一九三五—三六年度より一九三九—四〇年度に至る總督及び關係職員の經費は下表の如し。
 (b) 議會 この項目に濠洲聯邦の議會政治に關する最近五年間の一切の費目が分類される。選舉法の運用及び選舉の執行は内務省の所管であるが、それに関する經費は本來議會政治制度に關する經費なのでこの項目に含めた。

項目	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
上院議員歳費	二九、五九九	三、六七七	三、八七七	三、九七一	三、九七〇
下院議員歳費	六二、六九五	六七、〇六八	七〇、〇六八	七〇、九〇〇	七三、二一一
官吏、職員、臨時費其他	五九、一〇一	六二、三六一	六四、八八三	七二、一〇〇	七六、〇六八
地代、修繕、維持費其他	一〇、六三三	一一、三〇一	一一、八七三	一二、七七九	一三、八三〇
印刷其他	三三、〇三三	一四、〇〇〇	一三、二二七	一三、〇〇〇	一三、一三四
議員其他の旅費	六、六六八	七、〇三三	七、〇三三	七、〇三三	七、〇三三
選舉其他の旅費	六、六六八	六、六六八	六、六六八	六、六六八	六、六六八
選舉法管理費用	一、〇一四	一、〇一四	一、〇一四	一、〇一四	一、〇一四
選舉法管理基金	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
利子、減債基金	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
計	二〇〇、一〇〇	二〇五、六七七	二一六、四三三	二二二、八七三	二二九、八七七

憲法第六十六條に一般經常歳入より支出すべき職員年俸が規定され、第四十八條に兩院議員の歳費が明示されてゐる。その金額は後の増額分と共に本年鑑二八頁三〇頁に記載。

一—二年度に新設された。次表に示す政務の他にニューギニヤ、バブア、ナウル及びノーフォーク等の外地行政にも當る。便宜上これら外地屬領に關する支出の内譯は各項目の下に示すこととした。

内閣 (Prime Minister's Department) この官省は一九一

内譯	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
傳給、臨時費、券費	一六、二二五	三三、九三九	三三、九三九	三三、九三九	三三、九三九
會計檢査院	一六、〇六一	一六、〇六一	一六、〇六一	一六、〇六一	一六、〇六一
地代、修繕、其他	九、五七三	七、六一一	六、五六一	六、五六一	六、五六一
公共事務官事務局	四三、一八三	四三、一八三	四三、一八三	四三、一八三	四三、一八三
高等事務官事務局	五、三三三	五、三三三	五、三三三	五、三三三	五、三三三

利子、減債基金	75,526	69,579	69,108	62,626	58,118
太平洋諸島郵便事業	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000
科學・産業研究委員會	126,625	120,550	127,500	127,500	127,500
恩給及び退職基金	78,876	98,828	97,700	107,000	107,000
北洋石油會社協定費	—	—	—	—	—
計	1,407,818	1,424,110	1,510,326	1,555,621	1,509,520

(a) 外地屬領を含む。本項(9)参照 (b) 科學及び産業に對する特別支出二五萬磅を含む。

(d) 外務省 外務省は一九三五—三六年度に内閣から分離したもので、政治問題に關する英國外交使節、領事との連絡、對外問題、英帝國內相互間並びに自治領との政治的關係、條約、並びに國際協定及び國際聯盟

外務省歳出(磅)

内	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
佛給、一般費	78,876	13,827	107,125	107,125	126,625
在ワシントン公使館	—	—	—	—	11,977
在オタワ高等辨務官	—	—	—	—	7,320
國際聯盟事務局負擔	33,676	33,676	33,676	33,676	33,676
計	70,336	47,503	140,801	140,801	179,598

(a) 次の寄附金を含む。フィンランド政府向赤十字事業一〇、〇〇〇磅、ポーランド政府向災害救済一〇、〇〇〇磅、トルコ政府向災害救済九、五九七磅。

(e) 大藏省 聯邦大藏大臣管下の官廳は大藏省、恩給局、稅務署、用度入札局、退職基金管理局、國勢調査統計局で、國勢調査統計局は一九三二年四月十三日内務省から分離したものである。最近五年間本省支出の内

譯は次の如し。

大藏省歳出(磅)

内	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
大藏省	49,668	50,668	51,328	56,528	66,000
稅務署	57,751	57,751	57,751	57,751	57,751
年金及び産婦手當給與局	123,069	123,069	123,069	123,069	123,069
退職給與局	6,266	6,266	6,266	6,266	6,266
國勢調査統計局	3,022	3,022	3,022	3,022	3,022
地代、修繕費其他	16,881	16,881	16,881	16,881	16,881
利子、減債基金	75,526	69,579	69,108	62,626	58,118
公債費	—	—	—	—	—
金庫費	—	—	—	—	—
省費	22,777	22,777	22,777	22,777	22,777
癩疾者及び老年金	22,777	22,777	22,777	22,777	22,777
産婦手當給與	33,676	33,676	33,676	33,676	33,676
計	1,510,326	1,424,110	1,510,326	1,555,621	1,509,520

(a) 土木及び施設法に基く經費九六、六〇二磅を含む (b) 國民保險加盟公認各協會への管理費及び諸支出一八〇、三一一磅を含む。

(f) 司法省 一九三五—三六年度乃至一九三九—四〇年五年間の歳出内譯は次の如し。

内	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
司 法 大 區 官 房	20,179	23,195	19,037	19,666	20,446
檢 察 院 事 務 給 局	3,031	3,673	3,846	3,743	3,629
大 審 判 事 務 給 局	1,847	1,850	1,850	1,850	1,850
大 審 判 事 務 給 局	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
調 停 裁 判 所 費	19,746	19,555	19,555	19,555	19,555
公 務 仲 裁 事 務 局	3,081	3,081	3,081	3,081	3,081
地 代 修 繕 費 其 他	19,533	18,333	18,333	18,333	18,333
特 許 商 標 其 他	5,325	5,325	5,325	5,325	5,325
調 査 費	11,549	11,549	11,549	11,549	11,549
破 産 費	2,211	2,211	2,211	2,211	2,211
報 告 費	10,945	10,945	10,945	10,945	10,945
計	78,740	81,773	81,125	81,125	81,125

(g) 内務省 一九三三年四月、内務及び土木省 (Departments of Home Affairs and Works) が廢止され、當省所管の業務は内務省 (Department of Interior) に移管されたが、從來内務省所屬の國勢調査統計局は大藏省に移管された。内務省所官の聯邦鐵道、北滿洲及び滿洲省都領鐵

道は便宜上夫々後章の鐵道(o)及び聯邦領(p)の章に含めた。選舉局は從來内務省の管下にあつたが、既往年度に従ひその經費は前章(b)の「議會」の項に含めた。
本省の最近五年間の經費内譯は次の如し

内 務 省 歳 出 (續)	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
俸 給、臨 時 費、雜 費 —	1,935,336	1,936,337	1,937,338	1,938,339	1,939,340

計	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
行 政 費	1,526,566	1,527,066	1,528,566	1,529,066	1,530,566
文 書 費	5,111	5,111	5,111	5,111	5,111
林 業 費	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
地 代 修 繕 費	1,541	1,541	1,541	1,541	1,541
山 林 費	18,755	18,755	18,755	18,755	18,755
年 金 退 職 金	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300
石 油 試 験 費	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
利 子 費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
減 價 基 金	2,810	2,810	2,810	2,810	2,810
計	1,552,663	1,553,763	1,554,863	1,555,963	1,557,063

(a) 聯邦領、鐵道及び選舉局を除く (b) 退職手当を含む。
(h) 國防關係各省 一九三八—三九年度に國防省内の軍需局は「軍需省」(Supply and Development) の名で獨立の省となり、同様に民間航空局も民間航空省として獨立した。併し一九三九—四〇年に國防統轄省 (Departments of Defense Co-ordination) 海軍省、陸軍省、空軍省、軍需省

及び造兵省 (Department of Munitions) の各省が設立せられた。右各省は夫々獨立のものであるが、最近五年間の各省の費目は國防費なる總括的項目に一括された。

國防關係各省歳出(續)

内 務 省 歳 出 (續)	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
國 防 統 轄 省 —	2,853	2,853	2,853	2,853	2,853
國 民 登 録 費	—	—	—	—	—
人 的 資 源 委 員 會 費	—	—	—	—	—
地 代 修 繕 費 其 他	2,299	2,299	2,299	2,299	2,299
計	5,152	5,152	5,152	5,152	5,152

海軍	陸軍	陸軍 省		海軍 省
		一	二	
海軍 計 傳給、一般費、其他	陸軍 計 傳給、一般費、其他	二,〇〇六,四九九	二,〇〇六,四九九	二,〇〇六,四九九
會計検査 (一部)	會計検査 (一部)	二,五〇八	二,五〇八	二,五〇八
傳給、退職金 (a)	傳給、退職金 (a)	四,〇五五	四,〇五五	四,〇五五
地代、修繕費、其他	地代、修繕費、其他	三,八〇〇	三,八〇〇	三,八〇〇
利子、減債基金	利子、減債基金	七五、八六六	八六、八六六	九二,〇七二
爲子、減債基金	爲子、減債基金	一一五,〇五九	一〇六,六八五	一〇六,六八五
計	計	二,〇二四,九二九	二,〇二四,九二九	二,〇二四,九二九
傳給、一般費、其他	傳給、一般費、其他	一,二四五〇,〇〇〇	一,二四五〇,〇〇〇	一,二四五〇,〇〇〇
會計検査 (一部)	會計検査 (一部)	五,六六六	五,六六六	五,六六六
傳給、退職金 (a)	傳給、退職金 (a)	四,〇五五	四,〇五五	四,〇五五
地代、修繕費、其他	地代、修繕費、其他	三,三五六〇	三,三五六〇	三,三五六〇
利子、減債基金	利子、減債基金	一五,七五〇	一五,七五〇	一五,七五〇
爲子、減債基金	爲子、減債基金	一六,八六一	一五,七五〇	一五,七五〇
計	計	一,二六七,一八七	一,二六七,一八七	一,二六七,一八七
傳給、一般費、其他	傳給、一般費、其他	四七五,八五五	六七五,〇〇八	六七五,〇〇八
會計検査 (一部)	會計検査 (一部)	一	一	一
傳給、退職金 (a)	傳給、退職金 (a)	一	一	一
地代、修繕費、其他	地代、修繕費、其他	一	一	一
利子、減債基金	利子、減債基金	一	一	一
爲子、減債基金	爲子、減債基金	一	一	一
計	計	一,五三七,九七二	一,五三七,九七二	一,五三七,九七二

海軍	陸軍	陸軍 省		海軍 省
		一	二	
海軍 計 傳給、一般費、其他	陸軍 計 傳給、一般費、其他	二,〇〇六,四九九	二,〇〇六,四九九	二,〇〇六,四九九
會計検査 (一部)	會計検査 (一部)	二,五〇八	二,五〇八	二,五〇八
傳給、退職金 (a)	傳給、退職金 (a)	四,〇五五	四,〇五五	四,〇五五
地代、修繕費、其他	地代、修繕費、其他	三,八〇〇	三,八〇〇	三,八〇〇
利子、減債基金	利子、減債基金	七五、八六六	八六、八六六	九二,〇七二
爲子、減債基金	爲子、減債基金	一一五,〇五九	一〇六,六八五	一〇六,六八五
計	計	二,〇二四,九二九	二,〇二四,九二九	二,〇二四,九二九
傳給、一般費、其他	傳給、一般費、其他	一,二四五〇,〇〇〇	一,二四五〇,〇〇〇	一,二四五〇,〇〇〇
會計検査 (一部)	會計検査 (一部)	五,六六六	五,六六六	五,六六六
傳給、退職金 (a)	傳給、退職金 (a)	四,〇五五	四,〇五五	四,〇五五
地代、修繕費、其他	地代、修繕費、其他	三,三五六〇	三,三五六〇	三,三五六〇
利子、減債基金	利子、減債基金	一五,七五〇	一五,七五〇	一五,七五〇
爲子、減債基金	爲子、減債基金	一六,八六一	一五,七五〇	一五,七五〇
計	計	一,二六七,一八七	一,二六七,一八七	一,二六七,一八七
傳給、一般費、其他	傳給、一般費、其他	四七五,八五五	六七五,〇〇八	六七五,〇〇八
會計検査 (一部)	會計検査 (一部)	一	一	一
傳給、退職金 (a)	傳給、退職金 (a)	一	一	一
地代、修繕費、其他	地代、修繕費、其他	一	一	一
利子、減債基金	利子、減債基金	一	一	一
爲子、減債基金	爲子、減債基金	一	一	一
計	計	一,五三七,九七二	一,五三七,九七二	一,五三七,九七二

(a) 退職金を含む (b) 爲替差損は関係費目に含む (c) 測候所費用
 軍事費 (一九三九—四〇年) 前記國防關係各省歳出の他に、今次大戦による臨時軍事費に對し歳入より一五、三一五、九九三磅が支出された。その内譯は下表の如し。

内	軍事費 (一九三九—四〇年)
常備海軍費	一九三九—四〇

内	計
俸給、補助船費	700,000
沿岸防備補助船費	200,000
其他海軍關係費	299,338
陸軍	
俸給、下附費	5,666,000
兵器、彈藥、機械、裝備費其他	1,020,000
兵器、彈藥、機械、裝備費其他	4,000,000
其他陸軍關係費	100,000
兵器	
工廠維持費、附屬工場貸付金	700,000
其他	5,666,000
戦争による借入金の利子及び減債基金	5,666,000
其他	2,000,000
計	15,355,938

(j) 民間航空省 一九三五—三六年度乃至一九三九—四〇年度民間航空省経費は下表の如し。

貿易開税省歳出(磅)

内	計
本州	49,752
各州	500,000
會計	11,210
會給	1,000
恩給	1,000
地代、修繕費其他	11,739
内	
一九三五—三六	549,752
一九三六—三七	576,710
一九三七—三八	599,752
一九三八—三九	613,752
一九三九—四〇	627,752
計	2,967,016

(k) 貿易開税省 この項は輸出奨励金及び關稅諸経費の他、貿易開税省所管の一切の官廳の経費を含む。一九三五—三六年度乃至一九三九—四〇年度の内譯は次の如し。

内	計
民間航空	100,712
俸給、一般費	2,555,658
民間航空普及費	1,000,000
調査費	1,000,000
地代、修繕、維持費	11,000
利子、減債基金	11,000
其他	7,000
内	
一九三五	5,117,370
一九三六	5,117,370
一九三七	5,117,370
一九三八	5,117,370
一九三九	5,117,370
計	25,585,080

(l) 保健省 本省は一九二二—二三年度に創設。最近五年間の経費は次の如し。

保健省歳出(磅)

内	計
州中央行政費	1,250,000
州俸給、臨時費其他	1,100,000
利子、減債基金	1,000,000
地代、修繕費	1,000,000
恩給	1,000,000
家畜衛生、獸醫補助金	1,000,000
航空醫學研究補助金	1,000,000
飛行醫診、療事業補助金	1,000,000
雜費	1,000,000
計	10,000,000
内	
一九三五—三六	1,250,000
一九三六—三七	1,250,000
一九三七—三八	1,250,000
一九三八—三九	1,250,000
一九三九—四〇	1,250,000
計	6,250,000

(a) 關稅局及び検査檢問所を含む (b) 聯邦政府用船舶建造資材輸入稅拂戻額七〇、四一九磅を含む。
 (a) 母子保護補助金五萬磅を含む (b) 國民保健運動費一〇萬磅を含む (c) 必須藥劑貯藏費及び醫檢施設費三九、四三〇磅を含む (d) 藥劑貯藏費一三、四四五磅及び聯邦保健協議會費一八、二二二磅を含む。
 「雜費」中に含まれる他の費目は聯邦X線及びラジウム研究品費、母性、幼兒の衛生、營養調査費。
 (m) 商務省 本省は市場販賣省及び運輸省を合併して一九三二年四月に創設された。從來運輸省の所管であつた聯邦鐵道は一九三二年本省創設

と共に内務省に移管された。市場販賣省及び運輸省の創設に関する詳細は
本年鑑第二五卷二九五—六頁にあり。商務省最近五年間に於ける歳出内譯

は次の如し。

内譯	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
作給、臨時費、雜費—	四一、五八	四九、〇四三	四九、五九	五、二八	五、六八
行 政 費	二〇六、一九	二〇六、一九	二〇六、一九	二〇六、一九	二〇六、一九
海 法 行 事 費	一三、七〇	一三、七〇	一三、七〇	一三、七〇	一三、七〇
商 洲 國 民 旅 行 協 會	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇
在 外 商 業 情 報 局	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
羊 毛 宣 傳 及 び 研 究 費	—	—	—	—	—
原 始 農 産 物 販 賣 助 成 金	(a) 一、八〇	(a) 一、八〇	(a) 一、八〇	(a) 一、八〇	(a) 一、八〇
果 實 輸 出 助 成 金	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇
地 代、修 繕、維 持 費 其 他、	九、五五	九、五五	九、五五	九、五五	九、五五
恩 給、退 職 手 當 金	一〇、五〇	一〇、五〇	一〇、五〇	一〇、五〇	一〇、五〇
利 債 基 金	二二、六九	二二、六九	二二、六九	二二、六九	二二、六九
其 他 金 子	一三、六七	一三、六七	一三、六七	一三、六七	一三、六七
計	六六、五七	一、三三、三三	一、三三、三三	一、三三、三三	一、三三、三三

(a) 柑橘類生産業に對する助成金 (b) ニューヨーク萬國博覽會出品費三九、七八〇磅及びマンフランシスコ博覽會出品費二一、三三五磅を含む (c) ニュージニア
ンド百年紀念博覽會四四、〇七四磅、ニューヨーク萬國博覽會出品費一四、三五九磅を含む。

(n) 郵務省 本省の最近五年間の経費は次の如し。

郵務省歳出 (磅)

内譯	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
俸給、貯蔵品、郵便土木費等	九、〇〇五、七五	九、七五七、五九	一〇、〇〇〇、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇
公益事業、職員俸給其他	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇
會計檢査 (一部)	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇
恩給、退職手當	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇
地代、修繕費其他	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇
利債基金	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇
減債基金	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇	一〇、一五〇、〇〇
計	三、三三、八八	一、三三、三三	一、三三、三三	一、三三、三三	一、三三、三三

(o) 鐵道 濠洲聯邦鐵道は一九二八—二九年度に土木鐵道省より市場
販賣運輸省に移管され、一九三二年四月更に内務省に移管された。最近五
年間に於ける鐵道経費は内務省所管の他の経費と離して次表に示す。

内譯	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
濠洲業費—	三、四八、三三	三、五三、五五	三、五八、一〇	三、六三、一〇	三、六八、一〇
北 洲 横 断 線	四、〇、六八	四、〇、六八	四、〇、六八	四、〇、六八	四、〇、六八
中 央 濠 洲 線	一、八六、三三	一、八六、三三	一、八六、三三	一、八六、三三	一、八六、三三
濠 洲 首 都 領 線	五、八八、五	五、八八、五	五、八八、五	五、八八、五	五、八八、五
利債基金	三、七〇、〇〇	三、七〇、〇〇	三、七〇、〇〇	三、七〇、〇〇	三、七〇、〇〇
減債基金	三、七〇、〇〇	三、七〇、〇〇	三、七〇、〇〇	三、七〇、〇〇	三、七〇、〇〇
計	一、三三、三三	一、三三、三三	一、三三、三三	一、三三、三三	一、三三、三三

爲 南 洋 洲 に 對 す る 補 助 金 (オ ー ガ ス タ 港 、 ビ リ ー 港 鐵 道)	計	1,010,510	1,010,000	1,120,111	1,120,111	1,120,111	1,120,111
退 費	計	1,116,000	1,116,000	1,116,000	1,116,000	1,116,000	1,116,000
爲 南 洋 洲 に 對 す る 補 助 金 (オ ー ガ ス タ 港 、 ビ リ ー 港 鐵 道)	計	1,010,510	1,010,000	1,120,111	1,120,111	1,120,111	1,120,111
退 費	計	1,116,000	1,116,000	1,116,000	1,116,000	1,116,000	1,116,000

(p) 直轄領 次表は最近五年間の直轄領行政に關する經費を示す。國

各領 歲出 (磅)

内 直 轄 領	1935-36	1936-37	1937-38	1938-39	1939-40
國 内 直 轄 領	1,010,510	1,010,000	1,120,111	1,120,111	1,120,111
北 洋 直 轄 領	1,010,510	1,010,000	1,120,111	1,120,111	1,120,111
南 洋 直 轄 領	1,010,510	1,010,000	1,120,111	1,120,111	1,120,111
計	1,010,510	1,010,000	1,120,111	1,120,111	1,120,111

(a) 鐵道を除く。
(b) 戰時費 一般經常歳入より支出せる軍事費及び歸還兵關係費(一九四一—一九九一年)明細は第五節にあり。今次大戰に關しては前掲國防關係省歳出の表に記載。
○、八三一、四六〇磅。

の郵便局工事費一〇〇萬磅を除く。一九三八—一九三九年度六、五六五、二六八磅(歳入剩餘金より支出の國防費三、四九四、七三三磅を除く)。一九三九—一九四〇年度三、〇三六、四四五磅(歳入剩餘金より支出の國防費六二七、三〇九磅、公債及び信託會計より輸出の國防及び戰時事業費)(一九三九—一九四〇年)等三

第四部 各州關係支出

- 一 總言 二 統一關稅 三 西濠洲特別關稅 四 聯邦歳入の配分 五 特別補助金 六 聯邦補助金委員會 七 道路建設補助金 八 支出額

二 統一關稅

既刊本年鑑には各州への支拂に關し、憲法により聯邦に課せられた義務に就て記載されてゐるが、次に聯邦歳入の配分に關する憲法の主要財政條項を略述する。

三 西濠洲特別關稅

憲法第九十五條は西濠洲政府が統一關稅實施後五年間、聯邦内原産移入品に對し關稅を賦課する権能を有し聯邦に於て徵收すべき旨を規定した。本條は稅率規定の條項をも含む。

四 聯邦歳入の配分

聯邦對各州間の財政關係に關する聯邦憲法の要件は、概略次の三段階に分けられる。

(a) 一九〇一—一九〇年 本期間は左の第八十七條(所謂「ブラッドン條項」Bradford Clause)によつて規定されてゐる。

「聯邦成立後十年間及其後 議會カ別段ノ規定ヲ定ムルマテ 關稅及消費稅ヨリ得ラルル聯邦純歳入ノ四分ノ一ヨリ多カラサル額ヲ毎年聯邦ノ支出ニ充ツヘシ。差引殘額ハ之ヲ本憲法ニ從ヒ州ニ支拂フカ又ハ聯邦引續ノ州債務ノ利子支拂ニ充ツヘシ。」
各州に對する配分決定の方式は、憲法第八十九條及び第九十三條にあり。前者は統一關稅(第八十八條規定)實施以前の時期、後者は右關稅實施後五年間及び爾後議會が別段の規定をなさざる期間に關する規定である。それらの規定は州に關して徵收された聯邦歳入を當該州に對して貸方に記入し、移管された各省に關聯して生じた經費を、聯邦の「新規」經費の「頭制」法による各州負擔分と共に各州の借方に記入することを骨子としてゐる。それ故、憲法に規定されたこの制當法は廣く「簿記法」と稱せられてゐる。聯邦を通じての關稅及び消費稅は一九〇一年十月九日に實施されたので、第九十三條規定の五年間は一九〇六年十月八日に滿了し、從つて簿記法は聯邦議會によつて何時にても變更せられ得ることゝなつた。

- (1) 聯邦は引受けたる各州公債の利子を月割額によつて支拂ふか又は當該州人口一人當り二五志の年割額を利子支拂に充つべきこと。
- (2) 右支拂の、他歳入剩餘金ある場合は人口に比例して各州に交付すべきこと。
- (3) 第一年度二五萬磅、以後逐年一萬磅宛減する特別交付金年額を月

割額によつて西瀛洲に交付すべきこと。この交付金の半額は各州（西瀛洲を含む）に對して人口に比例して借方に記入すべく、又借方記入額は各州への別途支拂額より控除すべきこと。

一九二〇年後、一九二七年迄歳入剩餘金法の條項は、繼續して聯邦の各州支拂を規定した。

(c) 一九二八年以後現在迄（財政協定法）一九二七年憲法改正（憲法第百五條に體連）によつて憲法第百五條により聯邦に賦與された権限が効力を生ずるに至つた。この修正條項には次の諸規定が含まれてゐる。

- (1) 聯邦に於て各州の公債を引受くべきこと
- (2) 右の州債、利子に關し或る種の減債基金分擔金として、一定の年額を聯邦に於て支拂ふべきこと
- (3) 各州より引受けたる州債に關し、各州は聯邦に對して補償すべきこと
- (4) 各州又は聯邦による、若しくは各州の爲にする聯邦による借入
- (5) 右借入金金の管理、整理、更新、借替、償還等に關する其他若干の事項

五 特別補助金

憲法第九十六條は聯邦の各州に對する特別財政援助の許與を規定してゐる。一九一〇年歳入剩餘金法に於ける西瀛洲に對する特別交付金に就ては既に言及した。該州は一九一〇—一一年度以降毎年繼續して財政援助を受けてきた。一九一二年には同様の條件の下にタスマニヤにも補助金が交付された。それは一九二一—二二年初年度の補助金額は九五、〇〇〇磅で、逐年一〇、〇〇〇磅迄遞減することになつてゐた。一九一三年のタスマニヤ補助金法はこの補助金の追加を規定し、一九二一—二二年度まで補助金額を八五、〇〇〇磅となし、爾後年々異つた額の補助金が交付された。南瀛洲は一九二九—三〇年度に補助金三六萬磅の交付を受け、更に爾後毎年度一層多額の補助金を交付された。一般經常歳入より支拂する州に對する其他の直接補助金は地方行政當局に於て、公共事業に充當する州債の利子支拂及び減債基金の繰入に對する

補助金及び金屬礦業並に林業に於ける失業救済に對する補助金を含む。臨時に公債會計より支出された補助金に就ては本章第四節「三」公債による支拂經費の項に記述。
一九三一—三二年度以來の歳入剩餘金積立よりの各州に對する特別補助金は次の如く配分された。

州	一九三三—三二年度		
	一九三四(磅)	一九三五(磅)	一九三六(磅)
ニューサウスウェールズ	六、六〇〇	一〇、七〇〇	一六、〇〇〇
ビクトリア	五、〇〇〇	一四、〇〇〇	一七、七〇〇
クイーンズランド	六、六〇〇	一六、〇〇〇	一七、七〇〇
南瀛洲	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一七、〇〇〇
西瀛洲	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一七、〇〇〇
タスマニヤ	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一七、〇〇〇
計	一〇、〇〇〇,〇〇〇	一〇、〇〇〇,〇〇〇	一〇、〇〇〇,〇〇〇

六 聯邦補助金委員會

一九三三年聯邦政府は三名より成る聯邦補助金委員會を設立し各州提出の財政援助補助金申請及び關係事項一切を調査報告せしめることとした。

州	申請補助金(磅)		
	一九三三—三二	一九三二—三一	一九三一—三〇
南瀛洲	一、一〇〇,〇〇〇	一、一〇〇,〇〇〇	一、一〇〇,〇〇〇
西瀛洲	一、一〇〇,〇〇〇	一、一〇〇,〇〇〇	一、一〇〇,〇〇〇
タスマニヤ	一、一〇〇,〇〇〇	一、一〇〇,〇〇〇	一、一〇〇,〇〇〇

南瀛洲、西瀛洲、タスマニヤの三州より一九三三年以來申請が行はれたが、一九三六—三七年度以降五年間に於ける委員會の申請補助金は前頁表の如し。

七 道路建設補助金

(一) 幹線道路開發法 一九二二—二三年、一九二四—二五年及び一九二五—二六年に若干の幹線道路修理の目的を以て、總額一七五萬磅の補助金が各州に交付された。この中一五〇萬磅は各州支出の同額の經費を基準としたものである。

(二) 聯邦補助道路 一九二六年聯邦道路補助法は聯邦及び各州支出の經費を以てする數州に互る道路の建設、修理を規定した。最初の協定は一九二六年七月一日以降十年間に互つて年額二〇〇萬磅の聯邦補助金の交付を規定し、各州への割當は總額の五分の三は人口に、五分の二は面積に比例して行ふことになつてゐた。

各州一五志、聯邦一磅の割合で經費を分擔する最初の協定は若干變更されたが、その中でも重要なものは一九三一年七月一日より實施された變更である。聯邦は之により年額二〇〇萬磅を支出する代りに、國內消費輸入ガソリンに對する一ガロン二・五片の關稅及び一・五片の消費税に相當する額を毎年支出することを承諾し、各州は以前の取極による如何なる支出をもなす必要がなくなつたことである。

各州關係支出額（一九四〇年六月三十日に至る）

内	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南瀛洲	西瀛洲	タスマニヤ	計
一九〇〇—〇一乃至一九〇九	三、七、〇六六	一、九、八五五	八、八八五	六、二一六	八、七三七	三、六、一〇三	三、七、七〇三
一九一〇—一一乃至一九一九	四、八、八八八	三、三、三三三	一、五、一八八	九、六五五	六、八八九	四、五、七三七	一〇、二、〇〇六
一九二〇—二一乃至一九二九	四、三、三三三	三、三、三三三	一、六、四四四	一、二、二二二	七、八八八	四、三、三三三	一、一、二、二二二
一九三〇—三二乃至一九三八	四、三、三三三	三、三、三三三	一、六、四四四	一、二、二二二	七、八八八	四、三、三三三	一、一、二、二二二
特別補助金(e)	—	—	—	—	—	—	—

一九二六年協定は本來十年間實施せられる筈のところ、新協定の締結された一九三七年六月三十日迄繼續された。新協定は一九三七年七月一日より更に十年間、聯邦補助道路協定の繼續を規定し、各州に對する支拂額をガソリン及び油母頁岩製品石油に對する一ガロン三片の關稅及び一ガロン二片の（消費税一・五片に過ぎないペンソールを除く）に相當する額に増額し、更に一ガロン〇・五片の附加税は道路の建設、改造、維持及び修理乃至は運輸交通關係の其他事業に支出すべきことを規定してゐる。聯邦政府の請求に基き、各州はこの追加額の一二分の一の限度迄、聯邦所有地に至る又はその附近の道路の維持、修理に使用する事になつてゐる。更に一つの變更は一九二六—三一年間に各州の起債せる公債の償還を目的とする各州の減債基金繰入率を三・二・五%に下げたことである。

八 支出額

(一) 一九〇一—三九年 次表は聯邦成立以來各州に對する支拂額の内譯を示したもので、前述の三期間に分れ、特別補助金及び道路補助金の内譯を併記する。原始産業生産者救済の爲の特別聯邦補助金は本表には含まれてゐない。これ等の補助金の細目は第十四章「農業」に記載されてゐる。

再交付補助金	六九七	七五〇	八〇〇	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
道路建設補助金(一九二二—一九三九—四〇)(f)	10,275	6,606	7,383	5,509	7,529	11,211	8,888	6,888	11,211
特別補助金(一九三三—三五—三六—三九—四〇)(g)	1,126	677	817	3,333	1,011	1,955	600	1,955	6,888
計	13,098	8,033	16,000	10,155	12,873	20,501	12,776	20,244	30,000
総計	13,098	8,033	16,000	10,155	12,873	20,501	12,776	20,244	30,000

(a) 歳入剰餘金よりの再交付なき補助金を含むも、小麥栽培者、及び其他原始産業生産者救済費を除く (b) 聯邦憲法第八十七條の時期 (c) 數次の歳入剰餘金の時期 (d) 一九二八年財政協定法の時期 (e) 各州補助金法に基く (f) 聯邦道路補助及び主要道路開發法 (g) 一九三一—三二年以降各年度歳入剰餘金より贈出の失業救済、金屬鑛業、林業及び地方公益事業。

(11) 一九三九—四〇年 一九四〇年六月三十日終了年度に於て聯邦が各州に對し若しくは各州の爲になせる支出は次の如し。

聯邦の各州關係支出 (磅) (一九三九—四〇) (a)

内 容	ニューサウスウ	ビクトリア	クィンズランド	南 洲	西 洲	タスマニア	計
州債利子補助	2,977,111	11,771,575	1,006,325	703,866	475,333	356,857	7,555,967
州債減價基金(a)	6,187,183	100,116	3,017,266	180,311	177,766	371,401	1,586,023
特別補助金	—	—	—	6,500,000	55,000	310,000	7,365,000
聯邦道路補助(c)	1,311,000	7,977,111	6,500,000	8,500,000	8,500,000	3,375,000	45,263,111
地方公共事業	—	—	—	8,500,000	8,500,000	3,375,000	20,375,000
ポート、オリガス、スタリポート	—	—	—	100,000	—	—	100,000
ビクトリア鐵道敷設協定	—	—	—	100,000	—	—	100,000
計	10,164,294	20,720,681	4,023,611	16,689,677	16,638,100	9,017,258	75,263,621

(a) 原始産業生産者救済費及び其他醫學研究費等を除く (b) 減價基金 (c) 信託會計に支拂。

第三節 信託會計

一九四〇年六月三十日現在の信託會計残額は一九三九年六月三十日現在の二四、二二六、三六二磅に對して三二、二五六、一七一磅であつた。

第四節 聯邦公債會計及び公債

- 一 概説
- 二 南瀛洲よりの肩替り公債
- 三 公共事業公債償還用基金
- 四 各州よりの移管財産
- 五 英國政府よりの戦時(一九一四—一九一八)公債
- 六 戦時(一九一四—一九一八)内債
- 七 戦時(一九三九—四〇)内債
- 八 ロンドン借款公債
- 九 起債(一九三八—三九年及び一九三九—四〇年)一〇 聯邦負債
- 一一 減價基金

一 概 説

聯邦政府が債務者として公債市場に現はれたのは一九一五年を以て嚆矢とする。南瀛洲より肩替りした公債勘定、移管財産に關しての各州に對する債務等數項を含む聯邦公債が存在してゐた。公債の大規模な増加、その聯邦財政に於ける現時の重要性に鑑み、次節に順次各種項目を説明する。

二 南瀛洲よりの肩替り公債

州負債の最初の部分の肩替りは一九一一年の初めに行はれ、聯邦は移管財産に對する利子支拂(詳細は下記四)北部領及びポート・オリガスタ

ウィードナダツタ鐵道の管理及び債務に對する責任を引受けた。一九一一年六月三十日現在前者の債務は三、六五七、八三六磅、後者の債務は二、二七四、四八六磅、計五、九三二、三二二磅であつた。債券の期限が到來すれば聯邦政府に於て銷却をなし、銷却に必要な金額は減價基金より支拂するといふ仕組である。一九四〇年六月三十日現在未拂債務は三三、二三五磅、中二七、二一六磅は北部領、六、〇一九磅は鐵道關係である。

三 公共事業公債償還用基金

聯邦政府は一九一二年までその公共事業の經費を歳入より支拂してゐたが、同年瀛洲横斷鐵道及び瀛洲首都領の建設費の巨額となるを見込み、各州の制度と同様の公債會計が設定された。この會計の創設は當時大藏省が特に瀛洲紙幣勘定の爲に大量の金を保有してゐた事實により、大いに便宜を得た。一九一四年六月三十日に至るまで、公債支出に要する經費は主としてこの財源より三・五%の利子を以て支出し、等價の記名證券が発行された。

爾後減價基金は主として大藏省證券の發行及びロンドン、ニューヨーク乃至は聯邦内に於て發行せられた公債其他證券に依り調達せられた。一九一〇—二〇年迄公共事業等の經費年額は三〇〇萬磅を超えなかつたが、一九二〇—二一年より増加し一九二六—二七年には約九五〇萬磅に及び、一九三〇—三一年には約二〇〇萬磅に減少した。一九三二—三三年より一九三八—三九年間此の支出は五二萬磅より四五五萬磅の間を上下したが、一九三九—四〇年には國費及び軍事費(一九三九—四〇年度)に對する支出二八、八一四、〇四六磅の爲に三一、三五四、七八九磅に上つた。

公債會計支辨の聯邦歳出 (磅)

内	一九三五—三六一	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇	一九四〇六月三十日累計
國防及び軍事費(一九三九—四〇)	—	—	—	—	—	—

計	マ	雷	郵	ラ	保	陸	鐵	北	中	南	其	他	在	各	林	失	業	救	濟
河水利	電信	郵便	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵
1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000

1131

計	海	空	陸	海	空	陸	海	空	陸	海	空	陸	海	空	陸	海	空	陸	海	空	陸
1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000

1130

公債支辨歳出總計	1,625,555	1,769,069	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000
其 他 歳 出								
バブア、ニューギニア土木事業貸付金								1,625,555
移 住 者 (b)								1,625,555
聯邦精油所への出資								1,625,555
合同無線電信會社への出資								1,625,555
金網及金網工事に對する貸付金								1,625,555
小 麥 補 助 金								1,625,555
農 民 負 債 整 理 費								1,625,555

(a) 一九三三—三四年以前は戰時公債會計より一三、〇四五、四〇八磅支出、一九四〇年六月三十日現在全公債費は二〇、三七四、九三一磅である (b) 移住者用各州への貸付金を除く。

四 各州よりの移管財産

聯邦成立と同時に、聯邦は各州の數官廳を受理したが、各州の多額の財産も聯邦政府へ移管され、聯邦政府は其價額に對し三・五%の割で州に利子を支拂つた(財産評價の詳細は本年第一四卷六九四頁参照)。聯邦政府及び州政府間の財政上の暫定的取極により聯邦政府が一九二七年七月一日以降二年間、次の如き移管財産の協定評價額に對し年五%の利子を各州に支拂ふことになつた。ニューサウスウェールズ四、七八八、〇〇五磅、ビクトリア二、三〇二、八六二磅、クインズランド一、五六〇、六三九磅、南濠洲一、〇三五、六三一磅、西濠洲七三六、四三三磅、タスマニア五〇〇、七五四磅、計一〇、九二四、三三三磅。

一九二九年七月一日より聯邦政府は上記移管財産協定額に等しき五分利附ロンドン債還各州債の債務を引受けた。一方聯邦政府は土地又は土地に附隨する權利よりなる右移管財産に對して自由保有權又は其に相應する權利を取得し、茲に於て移管財産に關しては聯邦政府の州に對する全債務は同日より消滅した。

五 英國政府よりの戰時(一九一四—一九一八年)公債

一九一四—一九一八年世界大戰勃發に際し、聯邦政府は英國政府より甚大な軍事費支辨の爲の借款を得た。最初、英國政府が一、八〇〇萬磅を貸與すべき取極が行はれ、更に三、一五〇萬磅に上る貸付金が交渉された。合計四、九五〇萬磅のこの英國政府よりの貸付金の他に、更に四二、六九六五〇〇磅が濠洲軍維持費として英國政府から借入れられた。

一九二一年の初め英國政府との取極で、九、二〇〇萬磅以上の全負債が整理され、聯邦政府は本來の負債の六%に相當する年賦償還を行ひ三五年間に完済することになつた。即ち元金一〇〇萬磅に對し約四磅一八志四片の利子を付し一〇〇萬磅に付一磅一志八片を減價基金に當てたのである。併し其後英國政府との協定により、元金及び利子の支拂は一九三三—三三二年度以後數年間暫時停止された。一九四〇年六月三十日現在の未償還債務は七九七二四、二二二磅であつた。

六 戰時(一九一四—一九一八年)内債

英國政府よりの借入金その他に、聯邦政府は濠洲に於て多額の起債を行つた。戰時公債七回募集に就ては本年第一四卷に記載。

七 戰時(一九三九—一九四〇年)内債

今次大戰勃發前國防の爲募集された公債は今は戰時公債(一九三九—一九四〇年)と分類を改められ、その總額は一九四〇年六月三十日現在一二、三九六、〇一六磅である。大戰勃發以來一、二〇〇萬磅、一、〇〇〇萬磅、二、〇〇〇萬磅、二、八〇〇萬磅の公債が發行され、之等公債應募額中、二〇〇萬磅、七、六七五、七四〇磅、二〇、五八二、四九〇磅、二〇、四九九、三二二磅が夫で軍事費に充當された。此の詳細は以下「九」起債(一九三九—一九四〇年)に記述。

八 ロンドン借款公債

以上の他、約一三、二五〇、〇〇〇磅の戰時貯蓄債券(七年間連續拂込)、五〇〇萬磅以上の愛國(無利子)公債が起債された。又英國政府より軍事費として一、二〇〇萬磅の貸付が行はれた。

一九三三—三三年總計二、二〇〇萬磅に達する公債が、ロンドン債還の期限に達してをり、更に政府は五分又はそれ以上の利子を負擔する八、八〇〇萬磅を超える額の償還選擇權を有してゐた。この債務特に償還選擇權を有する公債總額の處理は政府にとり多少困難であつた。かくてロンドン駐在使節を任命するに至り、同使節は濠洲公債委員會と連絡して一九三二年十月以降一九三四年二月に至る間に一〇九、八四九、〇〇〇磅に達する聯邦政府及び州債務の借換を行つた。一九四〇年六月迄の借換の詳細は下表の如し。

ロンドン借換公債(一九三二—一九四〇)

借換年月	聯邦又は州	總額(千磅)	舊債		新債		償還年		年準備(千磅)
			利率(%)	利額	利率(%)	發行價格	利額	償還年	
一九三二— 十月	ニューサウスウェールズ	1,261	5.5	5 志 片	100	100	100	100	100
一九三三— 二月	ニューサウスウェールズ	963	4	19 8	100	100	100	100	100
五月	ニューサウスウェールズ	6,377	6.5	10 0	100	100	100	100	100
七月	ニューサウスウェールズ	2,296	6	6 8	100	100	100	100	100
七月	ニューサウスウェールズ	2,000	6	6 8	100	100	100	100	100
七月	ニューサウスウェールズ	2,000	6	6 8	100	100	100	100	100
七月	ニューサウスウェールズ	2,000	6	6 8	100	100	100	100	100
七月	ニューサウスウェールズ	2,000	6	6 8	100	100	100	100	100
七月	ニューサウスウェールズ	2,000	6	6 8	100	100	100	100	100
七月	ニューサウスウェールズ	2,000	6	6 8	100	100	100	100	100
七月	ニューサウスウェールズ	2,000	6	6 8	100	100	100	100	100

一九三九— 十二月		一九三八— 十二月		一九三七— 十一月		一九三六— 六月		一九三六— 七月	
月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
ビクトリア	クインズランド	南緯	西緯	ニューサウスウェールズ	ニューサウスウェールズ	ニューサウスウェールズ	ニューサウスウェールズ	ニューサウスウェールズ	ニューサウスウェールズ
八〇	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

一九三五— 一月		一九三四— 十一月		一九三四— 十二月		一九三四— 九月	
月	日	月	日	月	日	月	日
ビクトリア	クインズランド	南緯	西緯	ニューサウスウェールズ	ニューサウスウェールズ	ニューサウスウェールズ	ニューサウスウェールズ
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
九	九	九	九	九	九	九	九
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一

有 英 國 政 府 に 對 す る 負 債	計	時 (一九三九—四〇) 公債		時 (一九三九—四〇) 公債		計	有 時 (一九三九—四〇) 公債	愛 國 無 利 子 公 債	戰 時 貯 蓄 債 券	計	土 木 事 業 其 他		大 藏 省 證 券 及 び 債 券	大 藏 省 證 券 (國 内)	南 洋 洲 よ り 引 受 公 債 殘 額	北 部 領 道	ポ ー ト オ ー ガ ス タ 鐵 道	土 木 事 業 其 他	計	聯 邦 計	人 口 一 人 當 り	
		一九三九	一九四〇	一九三九	一九四〇						一九三九	一九四〇										
11,010,140		5,740,000	5,270,140	5,740,000	5,270,140	5,740,000	5,740,000	—	—	5,740,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7,740,331		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18,750,471		5,740,000	5,270,140	5,740,000	5,270,140	5,740,000	5,740,000	—	—	5,740,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(a) 公債發行後の通貨變動による修正なき公債額面價格 (b) 弗支拂、本表に於て一英磅は四・八六五弗の率で換算 (c) 一九四〇年六月三十日現在人口基率。
 (一) 起債地 一九三二—三三年以來二、三の新規公債が外國で起債された。ニューヨークでは一九二七—二八年後は起債されなかつた。ロン
 (二) 起債地別聯邦公債
 ドンでの起債は殆ど借換公債に限られたが、最近三年間に國防の爲の新規公債が起債された。

土 木 事 業 其 他	計	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
九七二	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二

起 債 地	時 (一九三九—四〇) 公債	時 (一九三九—四〇) 公債		計	時 (一九三九—四〇) 公債	計 (英磅)
		一九三九	一九四〇			
戰時 (一九三九—四〇) 公債	—	—	—	—	—	—
外 國	—	—	—	—	—	—
計 (英磅)	—	—	—	—	—	—
外 國	—	—	—	—	—	—
計 (英磅)	—	—	—	—	—	—
戰時 (一九三九—四〇) 公債	—	—	—	—	—	—
外 國	—	—	—	—	—	—
計 (英磅)	—	—	—	—	—	—
外 國	—	—	—	—	—	—
計 (英磅)	—	—	—	—	—	—
戰時 (一九三九—四〇) 公債	—	—	—	—	—	—
計 (英磅)	—	—	—	—	—	—

土 木 事 業 其 他	ロンドン		外 債		公 債
	(a) (英磅)	(b) (英磅)	(a) (英磅)	(b) (英磅)	
土 木 事 業	16,551,126	16,101,953	1,574,656	1,574,656	16,551,126
外 債	8,183,133	8,183,133	1,130,110	1,130,110	8,183,133
公 債	2,248,326	2,248,326	1,130,110	1,130,110	2,248,326
計	27,000,000	26,523,412	3,834,876	3,834,876	27,000,000
外 債	1,574,656	1,574,656	1,130,110	1,130,110	1,574,656
公 債	1,130,110	1,130,110	1,130,110	1,130,110	1,130,110
計	3,834,876	3,834,876	3,834,876	3,834,876	3,834,876
外 債	1,130,110	1,130,110	1,130,110	1,130,110	1,130,110
公 債	1,130,110	1,130,110	1,130,110	1,130,110	1,130,110
計	2,260,220	2,260,220	2,260,220	2,260,220	2,260,220
外 債	1,130,110	1,130,110	1,130,110	1,130,110	1,130,110
公 債	1,130,110	1,130,110	1,130,110	1,130,110	1,130,110
計	2,260,220	2,260,220	2,260,220	2,260,220	2,260,220
外 債	1,130,110	1,130,110	1,130,110	1,130,110	1,130,110
公 債	1,130,110	1,130,110	1,130,110	1,130,110	1,130,110
計	2,260,220	2,260,220	2,260,220	2,260,220	2,260,220

(a) 起債後の通貨変動による修正なき額而價格總額を示す (b) 非支拂、本表に於て一英磅は四・八六六五弗の率で換算。

(三) 利率別公債額 南濠洲より引受けた第一回公債は主として三分乃

至四分の利子、即ち第一年度利率三磅一二志四片の利附債券である。最初三年間の公債増加が三分五厘利附債券による公債基金の増大による結果、平均利率は一九一四年六月三十日迄は逐次低下し、三磅一〇片に止まつた。戦費及び歸還兵費の爲に起債された公債利率は上昇したが、借換公債(一九三一年七月一八月)に至り内債利率を二二・五%方低下せしめた。「ロンドン債還公債詳細表」掲載のロンドン借換公債はロンドン債還公債の平均利率を約一%方、即ち一九三一年の四磅一八志一片から一九四〇年四磅二志の率に切下げた。

一九四〇年六月三十日現在内債平均利率は一九三一年六月三十日の五磅九志一〇片に比し、三磅一四志五片の率であつた。公債總額の平均支拂利率は一九三一年五磅四志一片から一九四〇年六月三十日の三磅一七志三片に低下した。
次表は一九四〇年六月三十日現在聯邦公債利率を示す。

利率別聯邦公債

利 率 (%)	一九四〇年六月三十日現在		計
	ロンドン (英磅)	外 債 (英磅)	
五・〇	3,216,455	1,197,000	4,413,455
四・九一六六七	5,273,311	—	5,273,311
四・七五	5,273,311	—	5,273,311
四・五	—	1,197,000	1,197,000
四・四五六二五	—	—	—
四・二六二五	—	—	—
四・二五	—	—	—
四・〇	1,197,000	—	1,197,000
三・八七五	—	—	—
三・七五	1,197,000	—	1,197,000
三・六七五	—	—	—
三・六二五	—	—	—
三・五	—	—	—
三・三七五	—	—	—
三・二五	—	—	—
三・〇	—	—	—
二・七五	—	—	—
二・二五	—	—	—
二・〇	—	—	—
一・五	—	—	—
戦時 (一九三九—四〇) 貯英債	—	—	—

愛國無利子公債								
支拂期限経過								
戦時(一九一四—一九)貯金切手								
計	一〇、三三、七七	一五、七六、七八	三、五七、二六	四、三三、一八〇	一、六六、六六	七、七、〇〇	一、七、〇〇	一、七、〇〇
平均利率	四磅二志〇片	四磅一七志九片	四磅一七志九片	四磅一七志九片	四磅一七志九片	四磅一七志九片	四磅一七志九片	四磅一七志九片

(a) 弗支拂、本表に於て一英磅は四・八六六五弗の率で換算 (b) 数字は起債後の通貨変動による修正なき額面價格額を示す (c) 戦時(一九一四—一九)貯金債券 (d) 英國政府支拂戦時公債(前出第五節参照) (e) 非債換還券六、三一〇磅を含む (f) 三分五厘複利 (g) 戦時賜金債券(War Gratuity Bonds) 一、一、八四五磅を含む

(四) 利子支拂額 次表は一九三六年六月三十日乃至一九四〇年末聯邦公債濠洲及び外國支拂利子額を示す(諸州起債及び州引受負債を除く)。

利子支拂場所	六月三十日現在			
	一九三六	一九三七	一九三八	一九四〇
戦時(一九一四—一九)公債	一、九三六	一、九三七	一、九三八	一、九四〇
ポロンド	三、〇〇八	三、〇〇八	三、〇〇八	三、〇〇八
濠洲(英磅)	七、四四一、三三三	七、一〇、三三五	七、一、九六五	六、八六六、九七六
戦時(一九一四—一九)公債	七、八六九、七七一	七、七六六、三三三	七、五七六、〇〇一	七、三三四、六四四
平均利率	四磅一七志九片	四磅一七志九片	四磅一七志九片	四磅一七志九片
戦時(一九三九—四〇)公債				一、一、六八、九七
平均利率				四磅一七志八片

土木事業其他	六月三十日現在			
	一九三六	一九三七	一九三八	一九四〇
ポロンド	二、六二一、五五五	二、六二一、五五五	二、七五、二四	二、七、七、五五
ムニシヨリ	七、七、五五	七、七、五五	七、七、五五	七、七、五五
濠洲(英磅)	三、四四一、五五五	三、四四一、五五五	三、四四一、五五五	三、四四一、五五五
戦時(一九三九—四〇)公債	九、九六六、三三	九、九六六、三三	一、一、七、七、九	一、一、三、五、〇
平均利率	四磅一六志九片	四磅一六志九片	四磅一七志九片	四磅一七志九片
土木事業其他公債	三、三三三、三三	三、三三三、三三	三、三三三、三三	三、三三三、三三
平均利率	四磅一六志九片	四磅一六志九片	四磅一七志九片	四磅一七志九片
公債	一〇、四、四、〇	一〇、四、四、〇	一〇、四、四、〇	一〇、四、四、〇
ポロンド	七、七、五五	七、七、五五	七、七、五五	七、七、五五
ムニシヨリ	八、八、七、五五	八、八、七、五五	八、八、七、五五	八、八、七、五五
濠洲(英磅)	三、三三三、三三	三、三三三、三三	三、三三三、三三	三、三三三、三三
戦時(一九三九—四〇)公債	三、三三三、三三	三、三三三、三三	三、三三三、三三	三、三三三、三三
平均利率	四磅一八志八片	四磅一八志八片	四磅一八志二片	四磅一七志九片
計	一三、三、六、六〇	一三、〇、七、九四	一三、三、六、六〇	一三、三、六、六〇

(a) 英國政府による戦時公債支拂停止利子は除く (b) 合計は名目利子高を示し、為替勘定を含めず (c) 弗支拂、本表に於ては一英磅は四・八六六五弗の率で換算

(五) 償還期日 聯邦債の若干部分の償還期日は財政年度別によれば下の如し。一九三七—三八年以前に公債は最終償還日のみにより分類したが、本表は償還最初及び最終日を示す。聯邦政府は無期限公債の發行を手控へたが、大部分の公債は一九四〇年六月三十日現在償還日を明示してゐない。

期日(六月三十日終了年度)	債種	償還地	計(磅)
一九四一	ロンドン(英磅)	濠洲(英磅)	一、五、五、〇、〇〇
一九四二	ロンドン(英磅)	濠洲(英磅)	二、五、五、〇、〇〇
一九四三	ロンドン(英磅)	濠洲(英磅)	三、五、五、〇、〇〇
一九四四	ロンドン(英磅)	濠洲(英磅)	四、五、五、〇、〇〇
一九四五	ロンドン(英磅)	濠洲(英磅)	五、五、五、〇、〇〇

計	五、七三、七七一	六、一八、八二五	六、六四、五二一	六、一八、四九六	六、四〇、三三〇	七、七三、一八一
債	三、六三、三六五	四、三六、五三〇	五、〇五、三三六	四、五三、四四四	四、五三、四四四	七、七三、一八一
方	一、一〇、三〇六	一、七九、二九二	一、三三、七六四	一、一三、一五二	一、五五、八八六	一、五五、八八六
債	一、七九、二九二	一、七九、二九二	一、三三、七六四	一、一三、一五二	一、五五、八八六	一、五五、八八六
計	五、七三、七七一	六、一八、八二五	六、六四、五二一	六、一八、四九六	六、四〇、三三〇	七、七三、一八一

英國政府公債は本章第五節「五」に記載の如く別の分類による。國債減債基金、各州勘定報告に就ては本年鑑州財政の部に發表されてゐる。詳細は本局發行「財政時報」に掲載。

第五節 戦費及び歸還兵經費

問題の重要性に鑑み茲に再び一九一四—一九一五年の戦費に就て記述する。聯邦政府の原則的政策は經常歳入から戦争關係の利子、減債基金、恩給其他歸還兵費の一部を支拂ふことであつた。他方、直接戦費全部、歸還兵費の大半は公債によつて賚られた。歸還兵、軍事、恩給に關する詳細は本年鑑第十章「歸還兵保護」参照。一九四〇年六月三十日迄の兩財源による經費合計は次の如し。

聯邦 戰費 (一九一四—一九一五年)

年 度	一般經常歳入より	戦時公債より
一九一四—一五	七六、一〇五	一、一〇〇、〇〇〇
一九一五—一六	一、七八、八八七	一、七〇、〇〇〇
一九一六—一七	三、四九、九七二	一、七〇、〇〇〇
一九一七—一八	四、〇九、九七二	一、七〇、〇〇〇
計	一〇、一五五、九三六	五、一四〇、〇〇〇

一九一八—一九	六、五五、五七〇	一、〇七、一七四	二、一五五、一〇〇
一九一九—二〇	八、九七、七三三	一、五七、七三三	一、五七、七三三
一九二〇—二一	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四
一九二一—二二	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四
一九二二—二三	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四
一九二三—二四	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四
一九二四—二五	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四
一九二五—二六	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四
一九二六—二七	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四
一九二七—二八	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四
一九二八—二九	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四
一九二九—三〇	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四
一九三〇—三一	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四
一九三一—三二	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四
一九三二—三三	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四
一九三三—三四	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四
一九三四—三五	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四
一九三五—三六	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四	一、〇七、一七四

年金支拂率

施行年月日	支拂率(%)	受給最高年收
一九〇九年 七月一日	二六	五〇〇
一九一六年 十月十二日	三〇	五〇〇
一九二〇年 一月一日	三〇	五〇〇
一九二三年 九月十三日	三〇	五〇〇

右法の條件に従ひ六五歳に達した者(女の場合は六〇歳)又は勞務不能者にして六〇歳に達した者は、濠洲では養老年金を受ける資格がある。

アジア人は一般に濠洲生れでない限り養疾又は養老年金を受ける資格はないが、一九二六年十月七日施行の修正法により、英領印度出生の印度人にこの受給権が認められた。

養疾年金は一九一〇年十二月十五日より認められた。同法の條件に依り一六歳以上の終身勞務不能者及び一六歳以上の終身盲人者は養老年金の支給を受けない場合、濠洲に於て養疾年金を受ける資格がある。養疾年金申請者はその不能力が全身的且つ永続的で、濠洲に於て斯くなつた旨を當局に承認されねばならない。一九二〇年に終身盲人に對して特別の條項が設けられた。之に依れば年支拂額は受給者の収入及び其妻の収入が受領年金を合して年二二一鎊を超えざる金額又は受給者居住州に於ける基準賃銀と認められる金額に等しいのである(上掲表の額を超えず)。盲人に支拂ふ年金最高額は年五四鎊一二志、収入限度は年二二〇鎊二志である。

一九四〇年十二月年金最高率は五四鎊一二志に増額され、又六大都市の「C」種小賣物價指數の變動に應じ調整されるべしとの條項が設けられた。一九四一年三月三十一日終了四半期より最高率は年金事務官が査閲し、次の四半期の率を決定する。若し前季四半期の物價指數が九八一を超えるならば年最高率は五四鎊一二志となり、指數超過二三毎に一鎊六志が追加される。なほ指數が其後下降すれば最高率が前記の條件に従ひ減率される。

一九三六—三七	九、一〇、三三〇	一八、七三、九三〇	一八、七三、九三〇
一九三七—三八	九、三三、三三三	一八、七三、九三〇	一八、七三、九三〇
一九三八—三九	九、五三、八三三	一八、七三、九三〇	一八、七三、九三〇
一九三九—四〇	九、五三、八三三	一八、七三、九三〇	一八、七三、九三〇
計	三、七六、一〇五	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇

註 今次大戦戦費の額は本章第四節「四」及び第四節「三」参照
(a) 一九三三—三五年以後の軍人農地開拓の爲の州起債額利子を除く (b) 一九三三—三四年以後軍事保護ホーム經費を除く (聯邦減債基金よりの支出は本章第四節「三」参照) (c) 一九二二年基金調整法適用中の英國政府に對する負債總計は九二四八〇、一五七鎊、一九四〇年六月三十日未済現在高は七九、七二四、二二一鎊に減少。

第六節 養老及び養疾年金

一 概説 二 養老年金 三 養疾年金 四 管理費 五 概要

一 概説

既刊本年鑑には一九〇八年聯邦養老及び養疾年金法と共に濠洲に於ける養老年金の採用に就て記載したが、同法は一九〇九年七月一日より施行され、養疾年金は一九一〇年十二月十五日より初めて支拂はれた(本年鑑第三、八巻参照)。

のは勿論であるが、いづれにせよ年金が五四磅一二志以下になることはな
い。
諸施設收容者の給與も亦週六志から六志六片に増加され、之は將來物價
指數の變動に従ひ調整され、調整額は年最高率金額の一〇四分の一を超え
ざるべしとの條項も設けられた。

一九三九—四〇年凡ての現行癡疾年金に特別の檢討が行はれ、一九四〇
年六月三十日年齢と居住關係に依る養老年金受給有資格者の凡ては養老年
年金支給率及び前述の法令に關する其の事項の更に詳細なる説明は年金
局發行「癡疾及び養老年金便覽」にあり。

二 養老年金

(一) 下附數 一九三九年六月三十日現在、養老年金下附數は二三
二、八三六件であり、一九三九—四〇年二六、八七五件の下附數が許可さ

養老年金受給者性別 (一九四〇年六月三十日現在)

州	男	女	計	男子比率(a)
ニューサウスウェールズ	四、三三五	六、八四〇	一〇、八七五	六八・三
ビクトリア	三、八〇三	七、七三九	一〇、五四二	六〇・五
クイーンズランド	一、五〇七	一、九一〇	三、四一七	四八・三
南 洋 洲	九、六三三	一、五三〇	一一、一六三	五〇・九
西 洋 洲	八、七三七	一〇、五五七	一九、三三四	四〇・七
タスマニア	四、四七〇	六、一六四	一〇、六三四	三九・九
計	二五、七四四	二六、八四五	五二、五八九	四七・六

(a) 女子百人に對する男子數

れ、三二、三五一受領者が癡疾年金表から轉入され、一九、一六六件が取
消及び死亡により消滅した。同年轉入數以外の純増加件數は七、七〇九。
一九四〇年六月三十日現在數、合計二七、二、八九六である。
(二) 受給者性別 一九四〇年六月三十日現在受給者中一〇九、七四四
名(四〇%)は男子、一六三、一五二名(六〇%)は女子である。州の詳細
は上表の如し。
(三) 受給者年齢及び婚姻狀態 一九三九—四〇年許可の受給者二六、
八七五名中男一、二名三〇、女一四名五六五名の年齢は種々で六〇歳五、
一一六名より九四歳二名に亘る。これら新受給者の婚姻狀態は次の如し
— 男子獨身二、三三〇名、既婚七、八一九名、寡夫二、一六一名、女子
獨身一、九一九名、既婚七、八一三名、寡婦四、八三三名。

三 癡疾年金

(一) 一九三九—四〇年下附件數 癡疾年金下附件數は一九三八—三九
年八八、八一二名より一九三九—四〇年五八、六九六名となり、三〇、一
一六名の減少である。この減少は養老年金表に三二、三五一名の受給者が
轉入されたるによる。年金總件數は同年に一〇、六三六件で、中八、四〇
一件は取消又は死亡の爲失効した。右を除外した二、二三五件が增加件數
である。

(二) 受給者性別 一九四〇年六月三十日現在癡疾年金受給者五八、六
九六名中、二六、四八四名(四五%)は男子、三二、二一二名(五五%)は
女子である。各州詳細は次の如し。

(三) 一九三九—四〇年受給者年齢婚姻狀態 一九三九—四〇年認可癡
疾年金受給者一〇、六三六名(男子五、四二四名、女子五、二一二名)の
年齢は一六歳より八五歳に亘り、五、六四四名、即ち五三・一%は四五—
五九歳であつた。
同年受給者婚姻狀態は— 男子、獨身二、二〇七名、既婚二、九〇四名
寡夫三、一三名、女子獨身二、〇六九名、既婚二、〇七五名、寡婦一、〇六
八名。

四 管 理 費

管理費は管理に當る州により甚しく相異なるが、一九〇八—一九年ニュー
サウスウェールズ養老癡疾年金實際支拂額の一七%であり、同年ビク
トリアに於ては〇・七〇%であつた。一九三九—四〇年聯邦養老癡疾年金
省管理費は約一三〇、〇〇〇磅で、年金受給者並びに養老院及び病院に
對する支拂額の〇・七九%である。一九三八—三九年度は大略一、二八、〇
〇〇磅で總支拂額の〇・八〇%。

一九三九—四〇年財政年度の養老癡疾年金實際支拂額は管理費を除き養
老院及び慈善病院の受給者生活費を含めて一六、四五九、二四五磅(平均
人口一人に付四七志二片)で、一九三八—三九年度は一五、九九一、七八二
磅(一人に付約四六志二片)である。

五 概 要

最近六年間に於ける養老癡疾年金法實施に關する詳細を次表に示す。

癡疾年金受給者性別 (一九四〇年六月三十日現在)

州	男	女	計	男子比率(a)
ニューサウスウェールズ	二、七三二	一、四八五	四、二一七	六六・六
ビクトリア	五、〇七三	六、八三三	一一、九〇六	四二・五
クイーンズランド	四、一五二	四、四六六	八、六一八	五三・三
南 洋 洲	一、八九四	二、七三四	四、六二八	四一・六
西 洋 洲	一、八五五	一、八六九	三、七二四	四九・〇
タスマニア	一、一八〇	一、三七三	二、五五三	四六・〇
計	一六、〇四四	一七、三三三	三三、三七七	四六・三

(a) 女子百人に對する男子數

濠洲養老癡疾年金概要

六月三十日終了年度	受 給 者 數		年金支拂額(磅)	受給者及び養老 院病院扶養費支 拂額(磅)	管理費(概算) (磅)	支出— 〇磅に對 する管理 費(概算) (志片)	年度末平 均二週間 年金額 (志片)
	人 員	癡 疾					
一九三五	一九、一三六	三、八五三	二、五、九八六	一一、七、〇四〇	一〇、七、三六	一八	七
一九三六	三〇、七〇七	八、〇、四七	三、七、三三三	二、七、七三六	一一、五、三〇	一八	八
一九三七	三三、六六〇	八、三、三六	三、九、〇六六	二、八、八七五	一一、八、八五	一七	八
一九三八	三三、一五〇	八、六、〇六	三、九、〇〇〇	二、九、九〇七	一二、〇、〇〇	一五	八
一九三九	三三、八五六	八、八、二二	三、九、六六六	二、九、九二六	一二、〇、〇〇	一六	八
一九四〇	三三、〇〇〇	八、八、二二	三、九、六六六	二、九、九二六	一二、〇、〇〇	一五	八

(a) 毎年六月三十日現在男子六五歳以上、女子六〇歳以上の養老年金受給者推定數による (b) 一九三五年七月施行毎二週一志の全般的増額 (c) 一九三六年九月施
行毎二週二志の全般的増額 (d) 一九三七年九月施行毎二週二志の全般的増額 (e) 「二」、「三」参照。

養老、發疾年金受給者に對する個別支拂額詳細は不詳である、一九三九—四〇年度支拂總額を含む一九四〇年六月三十日現在負擔額は次の如し。

養老、養老年金支拂及及び年負擔額 (磅)

州	一九三九—四〇年度支拂額 (a)	一九四〇年六月三十日現在年負擔額 (b)	養老	發疾	計
ニューサウスウェールズ (b)	六、六七、七八	五、四七、〇三	一、三〇、五五	六、七〇、九六	八、〇一、五一
ビクトリア	四、四七、〇七	四、八四、六四	一、〇一、五九	四、四七、〇七	五、四八、六六
クィーンズランド	二、二八、三〇	一、〇八、六六	四、七三、九六	二、二八、三〇	六、〇二、二六
南 洋 洲 (c)	一、二五、八〇	一、三三、五五	三、三三、〇〇	一、四七、六六	四、八〇、六六
西 洋 洲	一、二二、五〇	九、三三、五〇	一、三三、〇〇	一、一七、〇〇	二、五〇、〇〇
タスマニア	六、八〇、八〇	五、七〇、六〇	一、二七、〇〇	六、五三、六〇	一二、二三、六〇
計	二六、四三、三三	二二、六五、五三	三、六五、五三	二六、五九、〇六	三〇、二四、五九

(a) 養老院、病院への受給者扶持費支拂を含む (b) 南洋洲都領を含む (c) 北部領を含む。

第七節 産婦手當

一 概説 二 各州に於ける申請許可

産婦手當概 要

年	申請許可数	却下数	支拂額 (磅)	管理費(概算)(磅)	手當支拂(磅)に對する額費(概算)
一九三九	五、九六五	五、八八五	三、五三、五三	一、一三、〇〇	三、六六、五三
一九四〇	六、九六五	五、八八五	三、五三、五三	一、一三、〇〇	三、六六、五三

一 概 説

聯邦議會は一九一二年會期中、産婦手當給與を規定する法律を可決した。同法の主旨及び主要條項は本年第一四卷一、四七頁参照。本法の主要條件は、分娩時の生、死産に拘らず、生育可能兒分娩の場合には五磅を支給するにあつた。母親は南洋洲國民であるか、永住の意志ある者に限られ、原住民又は外國人は適用しない。一九三一年財政緊急法はこの支給手當を四磅に減額し、本法の適用を既往十二月に於ける夫婦收入合計二六〇磅(一九三二年財政緊急法により二〇八磅に切下)を超えざる場合に限られた。

一九三四年八月一日より申請者の分娩時に一四歳以下の出生兒ある場合、一名に付年一三磅の收入限度増額を認め、最高を二九九磅とした。手當額四磅は又かゝる幼兒一名に付五志宛を増額し、五磅を最高限度とした。

一九三六年九月二十一日に收入限度を二〇八磅より二二二磅に引上げ、分娩時に一四歳以下の出生兒ある場合一名に付年一三磅の増額を認め、最高限度三一三磅とした。産婦手當額も一四歳以下の出生兒なき場合四磅一〇志に、一人でもある場合は五磅に増額された。一九三八年一月一日以降の出産に關してはその收入限度は二四七磅であり、一四歳以下の出生兒ある場合一名に付一三磅を増額し、最高額は三三八磅である。産婦手當は一四歳以下の出生兒なき場合四磅一〇志、出生兒一名又は二名の場合五磅、三名以上の場合七磅一〇志である。次表は一九三五—三六年乃至一九三九—四〇年産婦手當法の施行に關する概要を示す。

二 各州に於ける申請許可

産婦手當各州支拂申請

六月三十日終了年度	ウエストワース (a)	ビクトリア	クィーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	北 部 領	計
一九三九	九、三三	一、九六五	二、一六〇	六、六二	四、八〇	三、六九	三	二六、五九
一九四〇	九、三三	二、〇〇〇	二、一六〇	六、八三	四、九一	四	三	二七、三三
累 計	一九、六六	三、九六五	四、三二〇	一三、四五	九、七一	七、三九	六	五三、九二

次表は最近五年間の各州産婦手當と支拂申請数を示す。

第八節 聯邦官吏退職恩給基金

一九二二年十一月二十日に開始された本基金は、議會職員、聯邦一般官吏及び國防省職員の積立金及び一般經常歳入よりの支出により維持され、一般經常歳入よりは、職員恩給は退職の際に支拂はれることになつてゐる。一九三七年九月に法令が制定せられ、退職恩給権は歸還兵委員會、軍事保護ホーム、ロンドン高等事務局及び科學産業委員會等の職員約一、六〇〇名に及ぶ廣範圍に擴張された。同年、共濟、勸定なる形式の新制度が設けられた。之は規定の體格検査に不合格の爲、退職恩給基金に積立す

六月三十日終了年度	ウエストワース (a)	ビクトリア	クィーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	北 部 領	計
一九三九	九、三三	一、九六五	二、一六〇	六、六二	四、八〇	三、六九	三	二六、五九
一九四〇	九、三三	二、〇〇〇	二、一六〇	六、八三	四、九一	四	三	二七、三三
累 計	一九、六六	三、九六五	四、三二〇	一三、四五	九、七一	七、三九	六	五三、九二

よりの支拂額は一、四六六、七三八磅で、その中一四〇、二四四磅は年金に對する支拂であり、一、二八九、三三二磅は投資された。一九三九年六月三十日現在投資総額は七、四六一、二九八磅(原價で)に達した。一九三九年六月三十日現在投資平均利率は一〇〇磅に付四磅五先令九片である。一九三九年六月三十日現在年下附件数は出資義務を有するもの及びこれを有せざるものを含み、振替年金を除外して、六、六六五件、年負擔額六〇四、八四三磅、中四六〇、四九八磅は一般會計よりの支拂分である。

第九節 通貨及び造幣

- 一 濠洲造幣局
- 二 量目及び貨幣の品位
- 三 金受入額及び發行額
- 四 金價格
- 五 銀貨及び青銅貨
- 六 兌換券發行
- 七 法貨現在額

一 濠洲造幣局

濠洲に於ける金發見後間もなく王室造幣局の支局がシドニーに設けられた。正式の始業は一八五五年五月十四日であつた。メルボルン支局は一八七二年六月十二日に、パース支局は一八九九年六月二十日に開設された。ニューサウスウェールズ、ビクトリア、西濠洲の各州は、各州大蔵省に拂込まれた鑄造貨の代償として年賦を規定した。而して最近まで建物、新設機械等に對する支出を別として州大蔵省に拂込まれた額は造幣局補助金額とほぼ等額であつたと云つてよい。併し一九二三年初めに英國大蔵省は近年の運用上の損失に鑑み、ニューサウスウェールズ政府と協議の上一九二三年末シドニー支局を閉鎖することに決定した。併し、この決定は一九二六年末迄實行されなかつた。

二 量目及び貨幣の品位

メルボルン及びパース造幣局鑄造貨幣の他に、英國に於ける本位貨たる

英帝國銀貨にして、品位が〇・九二五から〇・五〇〇に切下げられた一九二〇年三月三十一日以前鑄造のものは銀品位〇・九二五である濠洲に於ても法貨である。爲替相場上當地の法定通貨をロンドンに移す方が有利となつたので、濠洲に於ける英國銀貨の流通は實際上既に停止された。ロンドン王室造幣局又は英國各支局鑄造のソヴリン貨は濠洲の法貨である。法貨に關する規定は金貨は無制限法貨であり、銀貨は四〇志を超えぬ額まで、青銅貨は一志までを法貨とする。ソヴリン貨及び半ソヴリン貨の量目はそれぞれ一・二三・二七四四七グレイン、六一・六三七二三グレインであるが、それぞれ一二・五グレイン及び六一・一二五グレインを下らぬ限り通貨として流通する。金貨が濠洲に流通しなくなつてから聯邦銀行券が無制限法貨とされた。

三 金受入額及び發行額

(一) 金受入額 一九三九年度金受入額及び同年末各造幣局受入額累計は次の如し。

濠洲造幣局金受入額 (一九三九)

造幣局	一九三九年度受入額(オンス)	一九三九年度合計	
		數量	價額(磅)
シドニー ^(a)	—	—	—
メルボルン	四二、三六六	四六、九七〇	一、七〇七、七一一
パース	四、八七九、〇〇七	四、九〇〇、〇〇七	一七、八七五、七五五
計	一、五八、八三三	一、九六、九四七	一、八八四、四六六
計	一、九八、二二九	二、一四、一〇九	一、一五五、〇〇五

(a) 一九二六年末迄。
額が規定最小限以上の銀を含有する場合、その超過量は關係造幣局長の適宜の裁量率により補償される。

(二) 發行額 濠洲造幣局は國內製造業用(裝身具及び歯科用)及び輸出用に金地金を賣出す。一九三一年九月、英國が金本位より離脱した爲濠洲造幣局は金貨鑄造を停止した。濠洲の金輸出は主として四〇〇オンスの金

濠洲造幣局金貨發行額(磅)

造幣局	金		貨	地	金	計
	ソヴリン貨	半ソヴリン貨				
一九三九—	—	—	—	—	一、三三三、六三六	一、三三三、六三六
メルボルン	—	—	—	—	四、六六六、七三三	四、六六六、七三三
パース	—	—	—	—	五、九九九、三三八	五、九九九、三三八
一九三九年度計	—	—	—	—	一一、〇〇〇、一〇三	一一、〇〇〇、一〇三
果計	—	—	—	—	一、三三三、六三六	一、三三三、六三六
シドニー	一、四一三、五五〇	—	—	—	七、七〇四、〇〇〇	一、五、一一七、五五〇
メルボルン	一、四一三、五五〇	—	—	—	三、三三三、三三三	一、七、四五〇、八八三
パース	一、〇六八、一七〇	—	—	—	一、〇六八、一七〇	一、一、五一八、〇五三
一九三九年度計	三、八九五、二七〇	—	—	—	一一、〇〇〇、一〇三	一、一、五一八、〇五三

(三) 磨損貨幣の回收 造幣局は貨幣改鑄の爲、重量不足又は磨損の貨幣を回收する。一九三九年度迄の磨損貨幣の回收高は次の如し。

シドニー(一九二六年迄) 一、一一〇、八六七磅、メルボルン八八二、三〇四磅(一九三〇年以後)、パース一、四〇一磅。

四 金價格

一九三一年九月二十一日英國が金本位を離脱した結果、金の市場價格は純オンス當り四磅四先令一片より四磅一九先令七片に約一七・五%方急騰し

た。それ以後相當な變動が起つたが最近數年間には規則的に價格は上昇してゐる。今次大戰勃發當時、ロンドン價格はオンス當り八・四英磅の高價に釘付された。従來發行額の濠洲價格はロンドン價格に從つたが、右の價格定着に鑑み次表では濠洲の造幣局提出金塊の聯邦銀行買入價格により示す。次表は一九三二—三三年及び其以後の年度のロンドン、濠洲の價格及び一九三七年七月乃至一九四〇年十二月の各月價格を示す。ソヴリン貨の詳細をも示す。

ロンドン、濠洲金價格 (一九三二—三三乃至一九四〇—四一)

年 度	ロンドン		濠洲		打 步
	純金オンス平均價格	ソヴリン金貨平均價格	純金オンス平均價格	ソヴリン金貨平均價格	
一九三二—三三	六六	一八	七	一	七六二
一九三三—三四	六一	一八	七	一	九〇六
一九三四—三五	六一	一八	七	一	一〇五七
一九三五—三六	六六	一八	七	一	一〇五〇
一九三六—三七	六六	一八	七	一	一〇六三
一九三七—三八	六七	一八	七	一	一〇四六
一九三八—三九	六七	一八	七	一	一〇四六
一九三九—四〇	六七	一八	七	一	一〇五〇
一九四〇—四一	六七	一八	七	一	一〇五〇
平均	六七	一八	七	一	一〇五〇

年 度	ロンドン		濠洲		打 步
	純金オンス平均價格	ソヴリン金貨平均價格	純金オンス平均價格	ソヴリン金貨平均價格	
一九三二—三三	七	一	八	一	一〇六・五
一九三三—三四	七	一	八	一	一〇八・七
一九三四—三五	七	一	八	一	一一一・一
一九三五—三六	七	一	八	一	一一三・八
一九三六—三七	七	一	八	一	一一六・三
一九三七—三八	七	一	八	一	一一八・一
一九三八—三九	七	一	八	一	一二一・三
一九三九—四〇	七	一	八	一	一二七・六
一九四〇—四一	七	一	八	一	一二七・九
平均	七	一	八	一	一二七・六